第１編　総　　論
第１章　総　　論

第１節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条及び広川町防災会議条例第 2 条の規定に基づき、広川町防災会議が策定する計画であり、本町の地域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）及び町民が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、町民がその有する全機能を有効に発揮して地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

なお、計画の実施に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、町民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくべく、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した町民運動の展開が必要である。

計画に基づく災害対策は、以下の事項を基本理念として行うものとする。

一　自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。

二　国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

三　災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。

四　災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限り的確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。

五　被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。

六　災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

第２節　計画の性格

１　この計画は、国の防災基本計画及び県地域防災計画との整合性を図り策定する広川町地域防災計画である。

２　この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを補完し修正する。したがって、防災関係機関は関係のある事項について、町防災会議に計画の修正案を提出する。

３　この計画は、防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は、平素から研究、訓練等を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、町民に対しこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるように努める。

４　計画の具体的実施に当たっては、防災関係機関が相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるように努める。

第３節　災害の範囲

この計画では、次の災害等についての対応を図るものとする。

1　風水害（集中豪雨等異常降雨及び竜巻等を含む）
2　地震災害
3　航空災害
4　道路災害
5　危険物等災害
6　大規模な火事災害
7　林野火災
8　放射線災害

第４節　広川町防災計画の規定事項

この計画は、広川町の地域において発生した災害の状況及びこれに対処した諸政策を基礎として、今後予想される災害に備えるため、次の事項について定める。

【計画事項】

第１編　総　　論
第２編　風水害対策編
第３編　地震災害対策編
第４編　風水地震災害対策編
第５編　航空災害対策編
第６編　道路災害対策編
第７編　危険物等災害対策編
第８編　大規模な火事災害対策編
第９編　林野火災対策編
第 10 編　放射線災害対策編

第５節　用　語

本計画において次の各号にあげる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

１	基　本　法	・・・　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
２	救　助　法	・・・　災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
３	激　甚　法	・・・　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）
４	県	・・・　福岡県
５	町	・・・　広川町
６	消防本部	・・・　八女消防本部（八女地区消防組合）
７	指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関	基本法第２条第３号から第６号までの規定による各機関
８	防災関係機関	・・　第７節「防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び町民・事業所のとるべき措置」の全て
９	関係機関等	・・・　防災関係機関以外の機関（例えば、商工会等の各種団体等）
10	県防災計画	・・・　福岡県地域防災計画
11	町防災計画	・・・　広川町地域防災計画
12	防災業務計画	・・　指定行政機関の長及び指定公共機関の長が、防災基本計画に基づき作成する防災に関する計画
13	要配慮者	・・・　高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等の特に配慮を要する者
14	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの
15	避難行動要支援者名簿及び災害時要援護者台帳	改正基本法に基づく避難行動要支援者名簿については、既存の災害時要援護者台帳が法 49 条の 10 に基づく内容に実質的に相当しているため、既存台帳を引用する。

第６節　計画の運用と推進

１　計画の修正及び更新

今後、防災基本計画、防災業務計画、県防災計画が修正された場合や、防災に関する諸情勢に変化が生じた場合などには、この計画に的確かつ速やかに反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正する。

２　計画の習熟及びマニュアルの整備

防災関係機関は、平素から訓練、研究、その他の方法により、この計画の習熟並びに周知徹底に努めるとともに、この計画に基づき、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

また、必要に応じて計画運用のためのマニュアルの整備に努める。

３　計画の推進

町の関係部署はもとより、各防災関係機関及び町民は、できる限り前述の意見を尊重し、この計画に定めた各種対策の推進に当たることとする。

第７節　防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び町民・事業所のとるべき措置

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が防災に関して処理する業務及び町民・事業所のとるべき措置は、おおむね次のとおりである。

１　町

機関の名称	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
町	（災害予防） ・防災会議に係る事務に関すること。 ・町災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること。 ・防災施設の整備に関すること。 ・防災に係る教育、訓練に関すること。 ・県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 ・防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること。 ・生活必需品、応急食糧等の備蓄に関すること。 ・給水体制の整備に関すること。 ・災害危険区域の把握に関すること。 ・各種災害予防事業の推進に関すること。 ・防災知識の普及に関すること。 ・事業所等の防災対策の促進に関すること。 ・災害ボランティアの受入体制の整備に関すること。 ・消防団に関すること。 ・帰宅困難者対策の推進に関すること ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良に関すること。 ・他の市町村との相互応援及び広域一時滞在についての協定の締結に関すること ・管内における公共的団体及び自主防災組織の充実、育成及び指導に関すること ・住民の自発的な防災活動の促進に関すること ・要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関すること ・企業等の協力の確保についての協定の締結に関すること （災害応急対策） ・水防・消防等応急対策に関すること。 ・災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 ・避難情報の発令及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること。 ・災害時における文教、保健衛生に関すること。 ・被災者の救難、救助その他の保護に関すること。 ・復旧資機材の確保に関すること。 ・災害対策要員の確保・動員に関すること。 ・災害時における交通、輸送の確保に関すること。 ・被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること。 ・関係防災機関が実施する災害対策の調整に関すること。 ・災害ボランティアの活動支援に関すること。 ・自主防災組織等の活動支援に関すること。 ・災害広報及び被災者からの相談に関すること ・被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関すること ・市町村所管施設の被災状況調査に関すること （災害復旧） ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関すること。 ・災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関すること。 ・町民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること。

２　県及び県警察本部

機関の名称	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
県	（災害予防） ・防災会議に係る事務に関すること。 ・県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること。 ・防災施設の整備に関すること。 ・防災に係る教育、訓練に関すること。 ・国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 ・防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること。 ・生活必需品、応急食糧等の備蓄に関すること。 ・危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関すること。 ・防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること。 ・防災知識の普及に関すること。 ・要配慮者の安全確保に関すること。 ・消防応援活動調整本部に関すること。 ・事業所等の防災対策等の促進に関すること。 ・災害ボランティアの受入体制の整備に関すること。 ・帰宅困難者対策の推進に関すること ・気象観測通報についての協力に関すること。 ・災害危険区域の選定(指定)又は、指導に関すること。 ・雨量、水位等の観測体制の整備に関すること。 ・道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること。 ・災害警報等の発表及び伝達に関すること。 ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良に関すること。 ・他の都道府県との相互応援及び広域一時滞在についての協定の締結に関すること。 ・企業等の協力の確保についての協定の締結に関すること。 ・保健衛生・防疫体制の整備に関すること。 （災害応急対策） ・災害警報等情報の収集・伝達に関すること。 ・災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。 ・災害広報に関すること。 ・医療施設の保全に関すること。 ・医療及び助産救護に関すること。 ・市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること。 ・被災児童･生徒等に対する応急教育の実施に関すること。 ・救助法に基づく被災者の救助に関すること。 ・災害時の防疫その他保健衛生に関すること。 ・水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること。 ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること。 ・農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。 ・緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること。 ・自衛隊の災害派遣要請に関すること。 ・県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること。 ・福岡県所管施設の被災状況調査に関すること。 ・災害ボランティアの活動支援に関すること。 （災害復旧） ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関すること。 ・物価の安定に関すること。 ・義援金品の受領、配分に関すること。 ・災害復旧資機材の確保に関すること。 ・災害融資等に関すること。 ・被災者に対する県税の減免及び徴収猶予に関すること。 ・災害時における町の税関係事務の応援に関すること。

機関の名称	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
警察本部 (八女警察署)	（災害予防） ・災害警備計画に関すること。 ・警察通信確保に関すること。 ・関係機関との連絡協調に関すること。 ・災害装備資機材の整備に関すること。 ・危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること。 ・防災知識の普及に関すること。 （災害応急対策） ・災害情報の収集及び伝達に関すること。 ・被害実態の把握に関すること。 ・被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること。 ・行方不明者の調査に関すること。 ・危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること。 ・不法事案等の予防及び取締りに関すること。 ・被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること。 ・避難路及び緊急交通路の確保に関すること。 ・交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること。 ・広報活動に関すること。 ・遺体の死因･身元の調査等に関すること

３　指定地方行政機関

機関の名称	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
九州管区警察局	（災害予防） ・警備計画等の指導に関すること。 （災害応急対策） ・広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること。 ・広域的な交通規制の指導調整に関すること。 ・他の管区警察局との連携に関すること。 ・管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。 ・災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。 ・警察通信の運用に関すること。 ・津波予報の伝達に関すること。
福岡財務支局	（災害応急対策） ・災害時における金融機関に対する緊急措置の指示・調整に関すること。 ・国有財産の無償貸付等の措置に関すること。 （災害復旧） ・地方公共団体に対する災害融資に関すること。 ・災害復旧事業の査定立会い等に関すること。
九州厚生局	・災害状況の情報収集、通報に関すること。 ・関係職員の現地派遣に関すること。 ・関係機関との連絡調整に関すること。
九州農政局	（災害予防） ・農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること。 ・米穀の備蓄に関すること。 ・防災体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること。 （災害応急対策） ・応急用食料の調達・供給に関すること。 ・農業関係被害の調査・報告に関すること。 ・災害時における病害虫の防除及び家畜の管理等に関すること。 ・種子及び飼料の調達・供給に関すること。

機関の名称	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
	（災害復旧） ・被害農業者等に対する融資等に関すること。 ・農地・施設の復旧対策の指導に関すること。 ・農地・施設の復旧事業費の査定に関すること。 ・土地改良機械の緊急貸付に関すること。 ・被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること。 ・技術者の緊急派遣等に関すること。
九州森林管理局 (福岡森林管理署)	（災害予防） ・国有保安林・治山施設の整備に関すること。 ・林野火災予防体制の整備に関すること。 （災害応急対策） ・林野火災対策の実施に関すること。 ・災害対策用材の供給に関すること。 （災害復旧） ・復旧対策用材の供給に関すること。
九州経済産業局	（災害予防） ・各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関すること。 （災害応急対策） ・災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること。 ・被災事業者の業務の正常な運営確保に関すること。 ・電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること。 （災害復旧） ・生活必需品・復旧資機材等の供給の円滑な確保に関すること。 ・被災中小事業所の復旧資金の確保・斡旋に関すること。
九州産業保安監督部	（災害予防） ・危険物等の保安確保対策の推進に関すること。 （災害応急対策） ・災害時における危険物等の保安確保に関すること。
九州運輸局 (福岡運輸支局)	（災害予防） ・交通施設及び設備の整備に関すること。 ・宿泊施設等の防災設備に関すること。 （災害応急対策） ・所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関すること。 ・災害時における所管事業に関する情報の収集に関すること。 ・災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関すること。 ・災害時における輸送分担、連絡輸送及び物資輸送拠点等の調整に関すること。 ・緊急輸送命令に関すること。
大阪航空局 （福岡・北九州空港事務所）	（災害予防） ・指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関すること。 ・航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること。 （災害応急対策） ・災害時における航空機輸送の安全確保に関すること。 ・遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること。
福岡管区気象台	（災害予防）・（災害応急対策） ・気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 ・気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 ・気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 ・地方公共団体が行う防災対策の技術的な支援・助言に関すること。 ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。 ・地震に関する観測施設を整備すること。

機関の名称	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
	・地震等に関する防災知識の普及に努めること。 ・緊急地震速報及び地震情報を発表伝達すること。
九州総合通信局	（災害予防） ・非常通信体制の整備に関すること。 ・非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。 ・災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器、移動電源車の貸し出しに関すること。 （災害応急対策） ・災害時における電気通信の確保に関すること。 ・非常通信の統制、管理に関すること。 ・災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。
福岡労働局	（災害予防） ・事業場における災害防止のための指導監督に関すること。 ・労働災害防止のため自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関すること。 （災害応急対策） ・労働者の業務上・通勤上の災害補償に関すること。 （災害復旧） ・被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等に関すること。
九州地方整備局	国土交通大臣が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等について下記の措置をとる。また、緊急を要すると認められる場合、協定書に基づく適切な緊急対応を実施する。 （災害予防） ・気象観測通報についての協力に関すること。 ・防災上必要な教育及び訓練等に関すること。 ・災害危険区域の選定又は指導に関すること。 ・防災資機材の備蓄、整備に関すること。 ・雨量、水位等の観測体制の整備に関すること。 ・道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること。 ・水防警報等の発表及び伝達に関すること。 ・港湾施設の整備と防災管理に関すること。 （災害応急対策） ・洪水予警報の発表及び伝達に関すること。 ・水防活動の指導に関すること。 ・災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。 ・災害広報に関すること。 ・国土交通省所管施設の被災状況調査に関すること ・通信途絶時における通信確保（ホットライン確保）に関すること。 ・市町村その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力に関すること。 ・緊急物資及び人員輸送活動に関すること。 ・監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関すること。 ・災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車等）の貸与に関すること。 （災害復旧） ・被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること。
九州防衛局	（災害応急対策） ・災害時における防衛省（本省）との連携調整。 ・災害時における自衛隊及び米軍部隊との連絡調整の支援。
国土地理院 九州地方測量部	（災害応急対策） ・災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること。 （災害復旧） ・復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること。

機関の名称	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
九州地方環境事務所	（災害予防） ・所管業務に係る情報収集・提供及び連絡調整に関すること。 ・環境監視体制の支援に関すること。 （災害復旧） ・災害廃棄物等の処理対策に関すること。

４　自衛隊

機関の名称	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
自　衛　隊 （陸上自衛隊 第四師団）	（災害予防） ・災害派遣計画の作成に関すること。 ・町防災計画に係る訓練の参加協力に関すること。 （災害応急対策） ・災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること。

５　指定公共機関

機関の名称	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
西日本電信電話株式会社(九州支店) NTTコミュニケーションズ株式会社 KDDI株式会社 株式会社NTTドコモ（九州支社） ソフトバンク株式会社	（災害予防） ・電気通信設備の整備と防災管理に関すること。 ・応急復旧用通信施設の整備に関すること。 （災害応急対策） ・津波警報、気象警報の伝達に関すること。 ・災害時における重要通信に関すること。 ・災害関係電報、電話料金の減免に関すること。
日本銀行（福岡支店）	（災害予防）・（災害応急対策） ・災害時における金融機関に対する緊急措置の指導に関すること。
日本赤十字社（福岡県支部）	（災害予防） ・災害医療体制の整備に関すること。 ・災害医療用薬品等の備蓄に関すること。 （災害応急対策） ・災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。 ・避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関すること。
日本放送協会（福岡放送局）	（災害予防） ・防災知識の普及に関すること。 ・災害時における放送の確保対策に関すること。 （災害応急対策） ・気象予警報等の放送周知に関すること。 ・避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保に関すること。 ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。 ・災害時における広報に関すること。 （災害復旧） ・被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。
西日本高速道路株式会社	（災害予防） ・管理道路の整備と防災管理に関すること。 （災害応急対策） ・管理道路の疎通の確保に関すること。 （災害復旧） ・被災道路の復旧事業の推進に関すること。

機関の名称	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
日本通運株式会社 （福　岡　支　店）	（災害予防） ・緊急輸送体制の整備に関すること。 （災害応急対策） ・災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること。 （災害復旧） ・復旧資機材等の輸送協力に関すること。
九州電力送配電 株　式　会　社 （八女営業所）	（災害予防） ・電力施設の整備と防災管理に関すること。 （災害応急対策） ・災害時における電力の供給確保に関すること。 （災害復旧） ・被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。
日本郵便株式会社 （九州支社）	（災害応急対策） ・災害時における郵政事業運営の確保に関すること。 ・救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱、援護対策及びその窓口業務の確保に関すること。

６　指定地方公共機関

機関の名称	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
株式会社西日本新聞社 株式会社朝日新聞社 株式会社毎日新聞社 株式会社読売新聞社 他	（災害予防） ・防災知識の普及に関すること。 ・災害時における報道の確保対策に関すること。 （災害応急対策） ・気象予警報等の報道周知に関すること。 ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。 ・災害時における広報に関すること。 （災害復旧） ・被災報道施設の復旧事業の推進に関すること。
ＲＫＢ毎日放送株式会社 株式会社テレビ西日本 九州朝日放送株式会社 株式会社福岡放送 株式会社エフエム福岡 株式会社 CROSS FM 株式会社 TVQ九州放送 ﾗﾌﾞ ｴﾌｴﾑ国際放送株式会社	（災害予防） ・防災知識の普及に関すること。 ・災害時における放送の確保対策に関すること。 （災害応急対策） ・気象予警報等の放送周知に関すること。 ・避難所等への受信機の貸与に関すること。 ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。 ・災害時における広報に関すること。 （災害復旧） ・被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。
公益社団法人 福岡県医師会 （八女筑後医師会）	（災害予防）・（災害応急対策） ・災害時における医療救護の活動に関すること。 ・負傷者に対する医療活動に関すること。 ・防災会議における行政関係機関及び各医師会・医療機関間の連絡調整に関すること。
公益社団法人 福岡県獣医師会	（災害予防）・（災害応急対策） ・災害時に負傷した愛護動物の治療等の実施に関すること。
福岡県歯科医師会 （八女筑後歯科医師会）	（災害予防） ・歯科医療救護活動体制の整備に関すること。 （災害応急対策） ・災害時の歯科医療救護活動に関すること。

機関の名称	事　務　又　は　業　務　の　大　綱
公益社団法人 福岡県看護協会	（災害予防） ・災害看護についての研修や訓練に関すること。 （災害応急対策） ・要配慮者への支援に関すること。 ・避難所等における看護活動に関すること。 ・災害支援看護職の要請・受入れ等の支援に関すること。
八女筑後薬剤師会	（災害応急） ・医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。 ・医薬品の調達、供給に関すること。 ・県薬剤師会並びに薬剤師との連絡活動に関すること。
公益社団法人 福岡県トラック協会	（災害予防） ・緊急・救援輸送即応体制の整備に関すること。 （災害応急対策） ・緊急・救援物資の輸送協力に関すること。
一般社団法人 福岡県ＬＰガス協会	（災害予防） ・ＬＰガス施設の整備と防災管理に関すること。 ・ＬＰガス供給設備の耐震化の確保に関すること。 （災害応急対策） ・災害時におけるＬＰガスの供給確保に関すること。 （災害復旧） ・被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること。

７　一部事務組合

機関の名称	事務又は業務の大綱
八女地区消防組合	（災害予防） ・危険物施設及び火気使用施設器具等の安全化のための規制指導に関すること。 ・町民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事務所の自主防災体制指導育成に関すること。 ・応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関すること。 （災害応急対策） ・水害、火災及びその他災害の救助、救急情報に関すること。 ・水害、火災及びその他災害の予防、警戒及び防御に関すること。 ・人命の救助及び救急に関すること。
公立八女総合病院企業団 八女西部広域事務組合 八女中部衛生施設事務組合 福岡県南広域水道企業団	（災害予防）・（災害応急対策） ・それぞれの事務に応じた防災上必要な活動及び町の災害応急対策活動等に対する支援協力に関すること。 ・応急給水計画・給水活動及び水質検査等災害応急対策活動等に対する支援協力に関すること。

8　公共的団体・防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
広川町消防団	(災害予防) ・水防訓練等災害活動訓練に関すること。 ・防災予防啓発活動に関すること。 ・応急手当訓練等に関すること。 (災害応急対策) ・水害、火災及びその他災害の予防、警戒、防御に関すること。 ・災害等の情報収集に関すること。 ・災害時における避難誘導活動に関すること。 ・その他消防(水防)に関すること。
行政区	(災害予防) ・自主防災組織等の設置育成に関すること。 ・災害に備えるために、防災訓練等の開催に関すること。 (災害応急対策) ・地域内住民への災害に関する情報伝達、広報広聴活動に関すること。 ・出火防止及び初期消火に関すること。 ・避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること。 ・被災者に対する炊出し、救護物資の配分及び避難所内の世話業務等の協力に関すること。 ・被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関すること。
福岡八女農業協同組合	(災害応急対策) ・町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 ・農作物の災害応急対策の指導に関すること。 ・災害時における食料及び物資の供給に関すること。 (災害復旧) ・被災農家に対する融資及び相談、斡旋に関すること。
広川町商工会	(災害応急対策) ・町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 ・災害時における水道の復旧活動の協力に関すること。 ・災害物資、復旧資材の確保、斡旋、輸送等についての協力に関すること。 ・被災者に対する炊出し及び支援に関すること。 (災害復旧) ・被災事業者に対する融資及び相談、斡旋に関すること。
広川町土木組合	(災害予防) ・町等が実施する防災訓練等への協力並びに支援に関すること。 (災害応急対策) ・道路、河川等公共土木施設の応急対策の協力に関すること。 ・倒壊住宅等の撤去の協力に関すること。 ・応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関すること。 ・その他災害時における復旧活動の協力に関すること。 ・加盟事業者等との連絡調整に関すること。
森林組合	(災害予防) ・林野火災対策の実施に関すること。 (災害応急対策) ・風倒木の除去等に関すること。 ・災害対策用材と復旧資材の供給に関すること。 (災害復旧) ・被災森林の復旧支援に関すること。
管工事事業所	(災害応急対策) ・災害時における水道の復旧活動の協力に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
広川町社会福祉協議会	(災害予防) ・災害時ボランティア等の育成に関すること。 ・避難所としての受け入れ施設としての整備に関すること。 ・社会福祉法人・施設を対象とした研修や訓練に関すること ・職員や住民の災害に対する意識の向上に関すること (災害応急対策) ・福祉の観点からの要配慮者への支援の充実に関すること ・災害ボランティアの活動体制強化に関すること ・福岡県共同募金会等との協働による募金活動への取組に関すること (災害復旧) ・県による生活福祉資金貸付の申込み受付に関すること。
町内病院等施設	(災害予防) ・避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 (災害応急対策) ・災害時における負傷者の医療と助産、救助に関すること。
社会福祉施設	(災害予防) ・避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 (災害応急対策) ・災害時における入所者の保護及び避難に関すること。
町内金融機関	(災害復旧) ・被災者等に対する資金の相談、融資に関すること。
バス運行事業者	(災害応急対策) ・災害時における車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること。

9　町民・事業所のとるべき措置

区　　分	と　る　べ　き　措　置
町　　民	・地域の防災訓練等に積極的に参加し自主防災組織の結成・活動を進めること。 ・町が行う防災事業に協力するよう努めること。 ・自らの身の安全は自らが守るとの観点に立って、平常時から地域における災害の危険性を把握・避難等の行動確認・食料、飲料水等の備蓄・非常持出品の準備・家具等の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策を講ずること。
防災上重要な施設の管理者	1　病院、スーパー、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者 (1)　防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。 (2)　利用者に対する避難の誘導、安全対策に関すること。 2　石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の製造、貯蔵処理又は取扱いを行う施設の管理者 (1)　防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。 (2)　施設周辺の住民に対する安全対策の実施に関すること。 3　社会福祉施設、学校等の管理者 (1)　防災対策及び被災施設の復旧に関すること。 (2)　施設入所者等に対する避難誘導、安全対策に関すること。
その他の事業所	町が実施する防災事業に協力するとともに、事業所活動の維持を図るためおおむね次の事項を実施する。 1　施設利用者及び従業員に対する避難誘導、安全対策の実施 2　従業員に対する防災教育訓練の実施 3　防災組織体制の整備 4　施設の防災対策及び応急対策の実施 5　応急対策に必要な資機材の整備、備蓄

第８節　町の自然的条件・社会的条件

【自然的条件】

１　地勢

本町は、福岡県南部にあり、北緯 33° 14′ 17″、東経 130° 33′ 13″（町庁舎）に位置しています。東部は、赤藪山・南部は八女丘陵を境に八女市、西部は国道 209 号付近で筑後市、北部は、耳納山地とその西に続く高良台地を境に久留米市と接しており、面積は 37.91k ㎡で、福岡県の約 0.76%を占めています。

地勢は、西部以外の 3 方を小高い丘陵地に囲まれ通称広川谷と呼ばれる盆地をなす地域で、耳納山地の発心山に源を発する一級河川筑後川水系「広川」が東から西に流れ、その流域に細長い盆地状の平野をつくり筑後川に注いでいる。

２　地質

本町の地質は、主とし古生代末の緑色片岩、泥質片岩、砂質片岩で構成され、西方に行くにしたがい砂、泥、礫等の固結あるいは未固結堆積物が表層に存在する。

３　気候

本町の気候は内陸性気候区に属し、１日の気温の変化が大きいという特徴があります。令和４年までの過去５年間の年間平均気温は、17.7℃、年間降雨量は2,024.8㎜で(消防本部調べ)6・7月の梅雨期及び8月の台風発生期には、しばしば強い雨が集中して降ることがある。

■ 気温・降水量（平成 30 年～令和 4 年）

月	気　　温			降　水　量
	平均（℃）	最高（℃）	最低（℃）	総量（mm）
1月	5.7	16.3	－3.3	54
2月	6.8	18.3	－2.5	71.9
3月	11.5	23.3	0.5	134.5
4月	15.3	28.5	2	119.7
5月	20.4	32.5	7.8	159.4
6月	24.3	35.1	15.2	245.1
7月	27.5	37.2	20.6	495.7
8月	28.6	38.2	20.6	399.9
9月	24.9	35.1	15.5	197.8
10月	18.8	31.3	8.3	45.1
11月	13.1	24.7	2.5	52.6
12月	7.2	18.9	－1.2	49.1
年平均	17.7	28.3	7.2	168.7

（消防本部資料）

【社会的条件】

1　人口の推移

令和２年の国勢調査結果では、総人口が 19,969 人となっており、平成 27 年の 20,183 人と比較すると減少状態にある。

■ 人口の推移　（国勢調査結果）

年	世帯数	総人口	男	女
平成 12 年	5,918	19,779	9,596	10,183
平成 17 年	6,527	20,248	9,788	10,460
平成 22 年	6,799	20,253	9,682	10,571
平成 27 年	7,007	20,183	9,672	10,511
令和 2 年	7,486	19,969	9,589	10,380

65 歳以上の高齢化の割合は年々増加しており、平成 17 年に 20%を越え、平成 22 年では 23.7%、平成 27 年度には 27.0%、令和 2 年では 30.1%となっております。また、高齢者世帯が占める全世帯の割合も、年々増加しています。特に、1 人住まいの 65 歳以上の単身者は、令和 4 年において 1,200 人となっている。

■ 65 歳以上高齢者の推移　（国勢調査結果）

年	総人口	65 歳以上の人口	人口に対する割合（%）
平成 2 年	18,629	2,740	14.7
平成 7 年	19,437	3,249	16.7
平成 12 年	19,779	3,810	19.3
平成 17 年	20,248	4,300	21.2
平成 22 年	20,253	4,794	23.7
平成 27 年	20,183	5,443	27.0
令和 2 年	19,969	6,002	30.1

■高齢者の世帯状況　（町福祉課調べ）

年	総世帯数	65 歳以上の単身者数	率
平成 23 年	6,866	1,743	10.8%
平成 25 年	7,010	1,713	10.1%
平成 27 年	7,221	1,876	12.1%
平成 29 年	7,485	1,993	12.4%
令和元年	7,624	1,050	13.7%
令和 3 年	7,897	1,137	14.3%
令和 4 年	7,928	1,200	15.1%

災害時に介護が必要な方（要支援、要介護）の人数は、令和４年度で 897 人となっている。

■ 要支援、要介護者数の推移　（人）

認定年月	要支援	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	計
平成 21 年度	212	154	85	94	82	40	667
平成 23 年度	166	212	127	88	99	48	740
平成 25 年度	202	216	112	99	94	54	777
平成 27 年度	214	220	110	92	105	63	804
平成 29 年度	178	257	106	106	130	57	834
令和元年度	192	270	110	98	107	87	864
令和３年度	206	260	117	92	120	74	869
令和４年度	222	262	119	115	116	63	897

※要支援は、「要支援１」と「要支援２」の合計値　（町福祉課調べ）

２　産業

本町の、第１次産業である農業は、苺・葡萄・梨・花卉などの施設園芸作物の生産に取組まれ、高収益型農業の展開が行われている。

第２次産業である工業は、地理的利便性を活かし、広川中核工業団地と久留米広川新産業団地の二つの工業団地を設けており、広川中核工業団地は、全て完売し、25 の企業が進出。久留米広川新産業団地についても、全て完売し 11 社（町区域分）が進出している。また、伝統産業である久留米絣の主要生産地でもある。第３次産業の商業については、大規模スーパー等の進出により、町内の小規模小売店が閉鎖する状況下となってきている。観光については、恵まれた自然や歴史を活かし、観光協会を中心に、各種祭りやイベントと合わせ、観光情報の発信に努めている。

産業別就業者数の推移をみると、第１次産業・第２次産業の就業者数が減少し、第３次産業の就業者数が増加傾向で推移する経済のソフト化(第１次産業から第３次産業への転換)が進んでいる。

■ 産業別就業者の推移　（人）

年度	第１次産業	第２次産業	第３次産業	計
平成２年	1,749	2,923	4,198	8,879
平成７年	1,590	3,003	5,057	9,661
平成 12 年	1,430	2,694	5,305	9,608
平成 17 年	1,420	2,718	5,645	9,964
平成 22 年	1,209	2,465	5,793	9,739
平成 27 年	1,099	2,250	5,716	9,470
令和２年	1,854	2,185	6,379	9,494

（国勢調査結果）

３　交　　通

本町を取り巻く広域的な道路網は、町の中央部を国道３号が南北に走り、これと並行して東部を県道久留米立花線、西部には国道 209 号が通っている。さらに、県道三潴上陽線が町の中央部を東西に横断しており、これを基幹として、町道が接続する形で道路網が形成されている。

また、町のほぼ中央を九州縦貫自動車道が走り、町内に広川サービスエリア、広川インターチェンジを有している。

公共交通では、２路線のバスと高速バスが運行しており、平成 25 年度よりデマンド方式による予約型乗合(10 人乗り)の運行が行われている。

なお、平成 23 年３月、九州新幹線鹿児島ルートの全線開業により、九州圏内へのアクセス時間が短縮されるほか、山陽新幹線との相互直通運転もあり、大阪・東京方面への利便性がより一層向上している。

このように本町は、交通環境に恵まれた地域である。

第９節　過去の災害

１　風水害等

例年、九州に台風接近あるいは直撃による家屋の浸水被害や農作物被害、風倒木等の山林被害がでている。また、梅雨前線による大雨やゲリラ豪雨による被害も発生している。特に平成 24 年７月、令和元年８月、令和５年７月に発生した九州北部豪雨では、本町においても住家や公共施設等に甚大な被害をもたらした。近年における災害状況については次のとおり。

【豪雨・台風災害】

年　月　日	原　因	被　　害　　内　　容
平成２年７月１日 ～7 月２日 (豪雨災害)	大雨	総雨量 265 ㎜（時間雨量最大 38 ㎜） ・住家一部損壊　１棟 ・床下浸水　　15 棟(世帯) ・崖崩れ　　12 箇所 ・道路被害　　18 箇所 ・水田の流出等　72.1ha
平成３年９月 (台風)	台風 17 号 台風 19 号	瞬間最大風速　約 50m/秒 ・住家の全壊　　２棟 ・住家の半壊　　６棟 ・住家の一部破損　3700 棟 ・道路損壊　　１箇所 ・崖崩れ　　１箇所
平成 16 年９月６日	台風 18 号	・森林被害　　53.51ha 被害金額　　273,511 千円

年　月　日	原　因	被　　害　　内　　容
平成 21 年 7 月 24 日 ～7 月 26 日 （豪雨災害）	大雨	総雨量 389 ㎜(時間雨量最大 51 ㎜) ・住家の一部破損　1 棟 ・床上浸水　　15 棟(世帯) ・床下浸水　　56 棟(世帯) ・崖崩れ　　1 箇所 ・道路被害　　55 箇所 ・農地被害　　22 箇所
平成 24 年 7 月 13 日 ～7 月 16 日 （豪雨災害）	大雨	総雨量 585 ㎜(時間雨量最大 56 ㎜) 日積算雨量　7 月 14 日　⇒　256.5 ㎜ ・住家の一部損壊　2 棟 ・床上浸水　　13 棟 ・床下浸水　　46 棟 ・崖崩れ　　21 箇所 ・地すべり　　2 箇所 ・道路被害(損壊)68 箇所 ・道路被害(冠水)28 箇所 ・河川(県営河川) 溢水　20 箇所 施設・設備破損　32 箇所 ・河川(普通河川) 溢水　5 箇所 施設・設備破損　2 箇所 ・水路破損　　23 箇所 ・溜池　　1 箇所 ・頭首工破損　　14 箇所 ・公園　　3 箇所 ・農地の破損　　14 箇所 【避難】 ・自主避難　7/14　148 世帯・287 名 宿泊 2 世帯・5 名 ・避難勧告 1　7/14　8 時 20 分発令⇒広川沿いの住民 7/15　8 時 00 分解除 ・避難勧告 2　7/15　14 時 30 分発令⇒梯 1・2 組住民 29 世帯・94 人(13 世帯・23 名東庁舎へ) 7/21　8 時一部解除　(4 世帯・9 名) 10 世帯・32 人へ縮小 7/27　15 時解除
平成 27 年 8 月 25 日 （台風）	台風 15 号	・家屋一部破損　3 箇所、附属施設破損　2 箇所 ・農道損壊　1 箇所　農地破損　1 箇所 ・倒木被害　22 箇所 ・停電　小椎尾・逆瀬谷・梯の一部 【避難】 ・自主避難　12 箇所開設　　28 世帯 30 名

年　月　日	原　因	被　　害　　内　　容
平成 28 年 1 月 23 日 ～1 月 26 日 (寒波災害)	寒波	町（分署）-6.2℃　1/24 観測 久留米観測所　-6.2℃、黒木観測所-7.8℃　1／25 観測 ・配水管破裂（個人分）による漏水連絡　111 件 ・断水、給水車手配なし
令和元年 8 月 27 日 ～8 月 30 日 (豪雨災害)	大雨	総雨量 344㎜(時間雨量最大 72.5 ㎜) ・住家全壊　3 棟 ・床上浸水　20 棟 ・床下浸水　42 棟 ・崖崩れ　1 箇所 ・道路被害(損壊)32 箇所 ・道路被害(冠水)20 箇所 ・河川(県営河川) 溢水　11 箇所 施設・設備破損　10 箇所 ・河川(普通河川) 溢水　4 箇所 施設・設備破損　20 箇所 ・水路破損　15 箇所 ・頭首工破損　14 箇所 ・公園　1 箇所 ・農地の破損　15 箇所 ・林道被害(損壊) 7 箇所 【避難】 ・自主避難　8/27　18 時 30 分 1 箇所開設 ・避難勧告　8/28　5 時 45 分発令(町内全域) ・自主避難　8/28　5 時 45 分 2 箇所増設 ・避難指示　8/28　7 時 35 分(広川河川流域) 14 時 56 分解除 ・避難勧告　8/30　6 時 30 分解除 ・自主避難　8/30　8 時 30 分避難所閉鎖 ・町避難所避難者延べ　3 箇所　27 世帯 58 名 ・地区公民館等避難者　21 箇所　27 世帯 54 名

2　地震災害

地震災害については、有史以来、福岡県地方に発生し被害をもたらした主な地震は、679年筑紫地方の地震と1898年(明治31年)福岡県西部の地震と2005年(平成17年)福岡西方沖地震及び2016年（平成28年）熊本県熊本地方で発生した（深さ12km、マグニチュード7.3）地震よる被害がある。

年　月　日	原　因	被　害　内　容
平成28年4月14日 ～4月21日 （地震災害）	地震	4/14　21時26分　震度4 22時07分　震度3 4/15　0時03分　震度3 4/16　1時25分　震度5弱 1時30分　震度3 1時44分　震度3 1時46分　震度3 3時03分　震度3 9時48分　震度3 4/18　20時42分　震度3 【避難】 町避難所避難者延べ　3箇所　48世帯114名

第 10 節　災害の危険性

１　風水害等

本町で想定される風水害としては、地球環境の変化などにより、平成 24 年度に発生した九州北部豪雨災害のような、集中豪雨(1 時間雨量が 50 ㎜以上)による、低地の浸水や冠水、山間部などの急傾斜地等では、土砂災害等が近年発生している。特に梅雨時期や秋雨期など前線が停滞した時期が重なると、ゲリラ豪雨に見舞われる傾向にある。また、南海上に台風があると、台風から暖湿気が流入し、前線が活発化し、大雨の危険性が増す恐れがある。

台風については、地球温暖化等により、大型化の傾向にあり、今後も大きな被害をもたらした平成 3 年の台風(17 号・19 号)のような台風が直撃する恐れがある。

近年、突風や竜巻等が国内各地で発生しており、これに対する危険性も増している。

２　地　震

県の「地震に関する防災アセスメント調査報告書」(平成 24 年３月)によると、水縄断層北東下部を震源としたマグニチュード 7.2 の地震を仮定し、その場合に生じ得る本町の被害を想定すると以下のとおりとなる。

(活断層が活動した場合に想定される被害と、直下型地震が発生した場合に想定される被害を比較し、より大きい被害を基礎とする。)

被　害　建　物	全壊	674 棟(5.3%)
	半壊	288 棟(2.27%)
	全半壊率	7.59%
ライフライン施設被害	上下水道	9 箇所(1.28km)
	電柱	6 本 (0.17%)
人　的　被　害	死者	42 名
	負傷者	997 名
	要救出現場	270 箇所
	要救出者	183 名
	要後方医療搬送車	100 名
	避難者数	1,058 名
	食料供給対象者数	14,031 名
	給水対象世帯	4,853 世帯
	生活物資供給対象人口	1,058 名
この他斜面崩壊や、道路損壊等の被害が予想されている。		

第11節　地区防災計画

第１　地区防災計画の策定

１　町防災計画は、町内の一定の集落内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）について定めることができる。

２　地区居住者等は、共同して、町防災会議に対し、町防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。

３　町防災会議は、遅滞なく、２の提案を踏まえて町防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定めなければならない。

第２編　風水害対策編
第１章　風水害予防計画

第１節　治水治山計画

所管部署：企画課、建設課、産業課

大雨、洪水などの自然災害から町域を保全し、町民の生命、身体、財産を保護するため、川、ため池、山林の保全対策を実施するとともに、計画的な予防対策事業の執行を図る。また、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるよう努めるものとする。

第１　河川対策

町内には、筑後川水系の広川・長延川・高間川の一級河川や、町が管理する準用河川を有している。

また、広川上流には、広川防災ダムを設置し、洪水対策調整等を行なっている。
洪水による被害を防止するために、平常時から河川を巡視して河川施設の把握の徹底等維持管理の強化と併せ、河川維持、修繕、改修事業を促進する。

なお、県管理の河川については、未改修河川部分が多く、県への改修要望を行う。
一方、農業用排水路は各種の農業基盤整備事業により整備が進められてきたが、老朽化や未改修の水路も多く、周辺農地の宅地化や開発等に伴い改良整備の必要性が高い箇所から整備を計画的に取り組むものとする。

本計画では、集中豪雨等による洪水等の水害を予防するため、河川改修等の治水事業とともに、河川施設の整備及び維持管理等の河川管理体制を進める。

１　水防対策等の推進

町内の水防危険箇所として、東部山間地域(上広川校区)において土石流発生危険箇所・急傾斜地危険箇所及び地すべり危険箇所が指定されている。 また、町域の中には、梅雨時期等に冠水しやすい箇所も多数存在する。

これらの地域で被害を未然に防ぐために、河川等の積極的な改修促進をはかることが必要となっている。また、農地の宅地化や開発行為に際しては、下流域への影響に配慮し、必要な指導を開発業者等に行う。また、農業用排水路は、土地利用状況を踏まえ、整備を進めていく。

２　河川情報施設の強化

県管理の河川においては、水害被害を軽減するため、河川の水位、雨量情報を収集するとともに、警報の伝達、避難等の措置が行えるよう警戒体制の整備が進められている。

町においては、一級河川広川、長延川、高間川の県管理の河川について、重要水防箇所を指定しているため、水害における迅速な警戒体制を整える。

３　維持管理の強化

平常から中小河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めたときは直ちに補修する体制を整備するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう、県や施設管理者に堤防の維持、補修、護岸、水制、根固工（ねがためこう）の修繕、堆積土砂の除去等を要請する。

４　避難体制の整備

(1)　高齢者等避難

大雨情報・氾濫注意情報が発表され、重要水防指定河川の水位の上昇が見込まれ、町長が必要と認めるとき、必要な地域に対し高齢者等避難を発令し、避難行動に時間を要する要配慮者へ避難行動の開始を求める。

(2)　避難指示

土砂災害警戒情報、氾濫危険情報が発表され、重要水防指定河川の水位が上昇し、町長が必要と認めるときは、必要な地域に対し避難指示を発令する。

(3)　緊急安全確保

大雨特別警報、氾濫発生情報が発表され、すでに何らかの災害が発生し、人的被害の発生する可能性が非常に高いと町長が判断した場合は、避難指示から緊急安全確保に切り替える。

(4)　避難情報の伝達方法

避難情報の発令等は、町防災行政無線、「防災メール・まもるくん」、災害情報メール、緊急速報（エリア）メール、町公式ライン、町ホームページ、ｄボタン広報誌、町、消防署及び消防団の広報車・サイレン等多様な情報伝達手段を使用するとともに、報道機関による報道（県を通じて要請）により、地域住民に確実に伝達し当該区域住民の安全確保を図る。

高齢者などの避難行動要支援者が利用する福祉施設等に対しては、特に緊急時の避難情報の伝達・周知体制を確立し、迅速かつ安全な避難誘導を図る。

５　道路・家屋等の浸水対策

災害時における避難経路や物資輸送等のための主要幹線道路となる国道・主要地方道の対策や、家屋等の浸水対策に取り組む。

６　浸水想定区域等の把握及び住民等への周知

(1)　浸水想定区域の指定

河川管理者は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は避難判断水位を定め、その水位に到達した旨の情報を提供する河川（水位周知河川）において、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定する。

町は、浸水想定区域の指定があったときは、町防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地

域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するものをいう。以下同じ。）の所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、町防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。施設名称等は資料編3-5「土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設」を参照。

(2)　浸水想定区域における避難措置の住民への周知

町長は、町防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ）の配付その他の必要な措置を講じるものとする。

(3)　町防災計画に名称及び所在地を定められた施設等の対応（施設の所有者・管理者）

町防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設等の所有者又は管理者は、単独又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成するとともに、作成した計画に基づき自衛防災組織を設置するものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告するとともに、当該計画を公表するものとし、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

第２　ため池対策

ため池の決壊による災害を未然に防止するため、農林水産省が行う「農業用ため池緊急点検」の結果を一つの目安とし、その他の状況等を総合的に勘案して、農業用ため池整備計画等を作成し、老朽ため池並びに防災上特に重要なため池を中心に、改修、整備等を行う。

第３　治山計画

森林は、木材の生産のほか、保水・水源涵養機能や表層崩壊を防止する機能等多様な機能を有している。町・県は、それらの維持向上を図るため、森林組合等と連携し、森林の整備・保全に努めるものとする。

第２節　土砂災害防止計画

所管部署：企画課、建設課、産業課

大雨・洪水等の自然災害から町域を保全し、町民の生命・身体・財産を保護するため、各種法令等に基づき土砂災害危険箇所を設定し、計画的な予防対策事業の執行を図る。また、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるよう努めるものとする。

第１　土石流予防対策

１　土石流危険渓流の定義

この計画において「土石流危険渓流」とは、県が土砂災害危険箇所点検によって、土石流の発生の危険性があり、人家に被害を生ずるおそれがあるとされる渓流をいう。

２　対策

(1)　避難体制等の整備

町及び関係機関は、関係住民を安全な避難場所に誘導するため、次の項目について措置する。

ア　土石流危険渓流の周知

町防災計画に、土石流発生危険箇所を掲載するとともに、関係機関に町防災ハザードマップを常設し、関係住民に危険箇所を周知する。

さらに各危険渓流には、危険渓流標識等を設置し、周知の徹底を図る。

イ　警戒避難雨量の設定

警戒又は避難を行うべき基準は雨量で定め、土石流危険渓流ごと、若しくは地域ごとに設定する。

(2)　避難路の整備等

避難路の整備等については本編第１章「風水害予防計画」第２１節「避難体制等整備計画」による。

(3)　情報収集及び伝達体制の整備

ア　情報の収集

町及び関係機関は、日頃から過去の災害事例等を基にどの程度の雨量があれば、土石流発生のおそれがあるかを的確に把握し、その資料を整備する。

イ　情報の伝達

(ｱ)　町及び関係機関においては、情報伝達に必要な機器の整備・充実を図る。

(ｲ)　町及び関係機関は、所有・管理する伝達機器並びにその稼働に必要な動力源が、浸水等の被害により、使用不能にならないよう留意し設置する。

(ｳ)　町は、関係住民に対する気象予警報等情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備する。また、危険渓流周辺における防災パトロールや緊急情報の伝達方法についても検討する。

(4)　防災知識の普及

町及び関係機関は、関係住民に対し、日頃から継続的に下記事項をはじめとする防災知識の普及を図るとともに、特に土石流による災害の発生するおそれのある時期（梅雨期・台風期）に先がけ、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、各種行事や防災訓練等の実施に努める。

ア　土石流災害の特性

(ｱ)　土石と水が一体となって流下する。

(ｲ)　岩塊や大礫、流木などを含む場合が多く、それらの内大きな岩塊が先頭になり、回転・滑動しながら流下する。

(ｳ)　比重が大きく直進性があるため屈曲部でも曲がらず真っ直ぐに流下する。

イ　警戒避難すべき土石流の前兆現象

(ｱ)　立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合

(ｲ)　渓流の流水が急激に濁りだした場合や流木等がまざり始めた場合

(ｳ)　降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少し始めた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険があるため）

(ｴ)　渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

(ｵ)　渓流付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合、その前兆が出始めた場合

ウ　災害時の心得

(ｱ)　気象予警報等の聴取方法の熟知

(ｲ)　避難の時期、方法、場所の確認

(ｳ)　飲料水、非常食糧の準備

(ｴ)　その他災害特性に応じた措置の熟知

(5)　砂防指定地の指定

主務大臣は、砂防法第２条により、「治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地」を砂防指定地として、土石流の発生を助長する行為を制限するための指定を行う。

第２　地すべり予防対策

１　地すべり防止区域の指定

主務大臣は、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第３条に基づき、地すべりによる災害を防止するため、地すべり防止区域を指定する。

２　地すべり危険箇所

地すべりの発生するおそれのある箇所を「地すべり危険箇所」として選定している。

３　現況

現在、町で地すべり防止区域の指定はない。地すべり危険箇所については、資料編のとおりである。

【資料編　2-4　地すべり危険箇所　参照】

４　対策

(1)　行為の制限

地すべり防止区域内においては、地すべりの防止を阻害したり、地すべりを助長若しくは誘発する原因となる行為は、「地すべり等防止法」第 18 条に基づき行為の制限を行う。

(2)　避難体制等の整備

町は、住民が安全な避難を行えるよう、町防災計画に、地すべり危険箇所を掲載し、また関係機関に町防災ハザードマップを常設し、関係住民に危険箇所を周知するとともに、避難体制等の整備を図る。

(3)　地すべり防止工事の実施

県は、地すべり対策事業の実施により、地すべり防止に努め、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、町が適切に住民へ避難情報の発令を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。

第３　急傾斜地崩壊予防対策

１　急傾斜地崩壊危険区域の指定

(1)　災害危険区域の指定

県は、急傾斜地崩壊危険区域やその区域以外で急傾斜地の崩壊によって著しく危険の及ぶ区域を建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条に基づき、災害危険区域として指定する。

(2)　急傾斜地崩壊危険箇所

がけ崩れの発生するおそれのある箇所を「急傾斜地崩壊危険箇所」として選定している。

２　現況

現在急傾斜地崩壊危険区域として指定、また危険箇所として選定している区域は、資料編のとおりである。

【資料編　2-3　急傾斜地危険箇所　参照】

３　対策

(1)　規制

急傾斜地崩壊危険区域内においては、「がけ地」の崩壊を助長又は誘発する行為は法律に基づき規制されており、「がけ地」の保全を図るとともに、居住用建物に関しては、建築基準法に基づき建築制限を行っている。また、移転を必要とし、かつ移転可能な居住用建物については、融資のあっせん等を行い移転の促進を図る。

(2)　避難体制等の整備

ア　急傾斜地崩壊危険箇所の周知

町防災計画に、急傾斜地崩壊危険箇所を掲載するとともに、関係機関に町防災ハザードマップ等を常備し、関係住民に危険箇所を周知する。

イ　自主防災組織の育成

町は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、関係住民の協力を得て、区域の区長等を責任者とする自主的な防災組織の育成に努める。

ウ　急傾斜地崩壊危険区域の防災パトロール及び点検の実施

町は、消防署及び八女警察署と連携して、危険区域の崩壊による災害を未然に防止し、被害の軽減を図る。そのため、管轄区域内において、梅雨期、台風期また豪雨が予想されるときは、随時防災パトロールを実施する。また、あらかじめ当該区域の総点検を行い、高さ、勾配、亀裂有無、湧水・地表水の危険雨量等について的確な把握に努める。

エ　情報の収集及び伝達体制の整備

(ｱ)　情報の収集

町及び関係機関は、日頃から、過去の経験を基にどの程度以上の雨量があれば崩壊の危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくとともに、気象予警報等情報の収集に努める。

(ｲ)　情報の伝達

町は、急傾斜地崩壊危険区域に対する気象予警報等情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備する。また、危険区域における防災パトロール実施による夜間の緊急な伝達方法にも十分に配慮する。

第４　土砂災害防止の推進

１　土砂災害の定義

・「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を整備する必要のある土地の区域をいう。

・「土砂災害特別警戒区域」とは、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域をいう。

２　対策

(1)　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号）及び国土交通省が定める「土砂災害防止対策基本指針」に基づく基礎調査の実施及び関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域として指定する。

土砂災害警戒区域等の指定を受けた町長は、町防災計画において警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な措置を講ずる。

また、指定を受けた区域内に要配慮者利用施設がある場合は、当該施設の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

施設名称等は資料編 3-5「土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設」を参照。【資料編 2-7 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 参照】

第５　山地災害予防対策

１　山地災害危険地の定義

・「山地災害危険地」とは、山地災害危険地区調査要領（平成 28 年 7 月）に基づく調査により、山腹の崩壊、地すべり、崩壊土砂流出の危険性があり、人家又は公共施設に直接被害を与えるおそれがあるとされた地区をいう。

２　対策

(1)　山地災害危険地区の周知

町防災計画に山地災害危険地区を掲載し、地域住民への周知を図る。

(2)　防災意識の普及

山地災害が多くなる梅雨期の前に「山地災害防止キャンペーン」期間として、関係機関での山地防災ポスターの掲示、パンフレットの配布及び町と関係機関による危険地区パトロールや施設の点検などを実施し、地域住民の防災意識の普及に努める。

(3)　治山事業の実施

集中豪雨等により山地災害が発生又は発生するおそれが高い箇所など山地災害の実態や緊急性、必要性を踏まえ、順次治山事業を実施する。

第６　宅地防災予防対策

丘陵地、山麓地における宅地開発に伴い、がけ崩れや土砂の流出等の災害の可能性があり、その許可の技術基準審査において必要な指導その他適切な規制を行うほか、砂利採取法・森林法その他関係法令の所管部局との連絡調整により必要な指導を行い、災害の未然防止を図る。

第３節　火災予防計画

所管部署：企画課、消防本部

町・県及び消防本部は、火災の防止に関し、基本的重要事項として、出火防止・初期消火の徹底、火災の拡大防止等の多面的な対策を実施する。

第１　消防力の強化

１　消防施設の強化

町及び消防本部は、「消防力の整備指針」に基づき消防施設の拡充強化を図る。

(1)　町中心地においては、人口・気象条件等様々な状況を勘案して、消防署を設置し、消防ポンプ車を配置する。

(2)　地域の実情に応じて、化学消防自動車・救急自動車等を配備する。

(3)　初動及び活動体制を確保するため、消防待機宿舎の整備並びに消防機動力の向上を図るとともに高機能消防指令システム、消防救急デジタル無線設備及び無線通信情報システムの個人装備等についても整備を進める。

(4)　高度で複雑な災害や大規模災害に対応するため共同指令センターを整備し、消防サービスの高度化、消防力の強化、財政的な合理化及び効率化を図る。

２　消防水利の強化

(1)　町は、「消防水利の基準」に基づき、消防水利の充実多様化に努める。今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に、消火栓及び耐震性貯水槽の整備に努め、プール・河川等の自然水利の活用についても推進する。

(2)　消防水利の不足又は道路事情により、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

３　消防施設等の保全

火災時の消防活動、火災その他の災害時の行動を迅速に行うため、町は、現有消防ポンプ車等の整備並びに性能点検を実施することにより、常にその性能の維持向上を図り、有事の際の即応体制を確立する。

４　避難道路周辺等の防護

避難計画の実施に当たり、避難道路周辺等の防護に必要な消防体制を強化するため、消防水利や消防ポンプ車等の車両を整備する。

５　消防団の体制整備

消防団組織の整備と活動の充実のため、消防団員の処遇改善や教育訓練の充実を図るとともに、防災資機材格納庫・消防ポンプ車・小型動力ポンプ付積載車・可搬式動力ポンプ等の施設・装備及び活動資機材の充実・強化を図るとともに、「消防団協力事業所表示制度」等を活用して、事業所との連携体制の整備に努める。なお、本町の消防団体制は、早い時期において、少数精鋭体制に移行し、220 名体制としている。消防団員の確保については、行政区等の協力を得ながら、消防団活動に従事できる者を基本に取り組むものとする。また、町内企業等への協力要請を推進し、団員の確保に努める。

６　消防職・団員の教育訓練

町及び消防本部は、消防職員及び消防団員の知識や技能向上を目的に、県消防学校及び消防大学校に派遣するほか、各種の訓練を計画的に実施する。

７　消防計画の策定

消防本部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、消防本部の組織、消防隊の編成、運用及びその他活動体制等について、あらかじめ消防計画を定める。

８　市町村相互の応援体制の強化

消防本部は、災害時における消防活動の万全を期するため、消防組織法第 39 条の規定に基づき消防に関し相互に応援するよう努めるとともに、相互応援について協定を締結し消防体制の確立を図る。 また共同指令センターの整備により災害情報や推移等を一元管理し、災害の拡大や複雑化した場合においても、柔軟に対応し迅速な応援体制の確保を図る。

第２　火災予防対策

１　火災予防査察の強化

消防本部は、消防法に規定する予防査察を、消防対象物の用途、地域などに応じ計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、予防対策の指導を強化する。

２　防火管理者制度の推進

消防本部は、消防法第８条の規定により選任されている防火管理者に対し、防火対象物に係る消防計画の作成・消防計画に基づく消火・通報及び避難訓練の実施・消防設備等の点検・火気の使用等の監督・収容人員の管理・その他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、防火管理者制度の推進を図る。

３　住民に対する啓発

町及び消防本部は、災害発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、住宅防火診断等を通じ、災害発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、災害時における火災の防止と消火の徹底を図るとともに、住宅用防災機器（住警器）の設置・普及促進に努める。

なお、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がいのある人等の住宅を優先して住宅防火診断等を推進する。

４　車両火災予防の推進

消防本部は、一般的予防対策として人命救助の方法、避難誘導、附近建物への延焼防止、危険物対策、高圧電気設備に対する消火方法、関係機関との連絡等について計画を策定する。

５　火災予防運動の推進

消防本部及び町は、以下のことについて、火災予防運動を推進する。

(1)　消防本部（署）で実施し推進する事項

ア　住宅防火対策の推進
(ｱ)　住宅用火災警報器の設置推進
(ｲ)　住宅用火災警報器の不適正販売に係る予防策の周知
(ｳ)　住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及促進
(ｴ)　防炎品の普及促進
(ｵ)　消防団・幼年消防クラブ・少年消防クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
(ｶ)　高齢者等の避難行動要支援者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進
イ　放火火災・連続放火火災防止対策の推進
(ｱ)　「放火火災防止対策戦略プラン」を活用した放火火災に対する地域の対応力の向上
(ｲ)　パチンコ店及び物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底
(ｳ)　放火火災・連続放火火災による被害の軽減対策の実施
ウ　広報宣伝
(ｱ)　一日消防長（署長）
(ｲ)　ホームページ、広報誌「消防やめ」・「防災やめ」の発行、防災行政無線等による広報宣伝
(ｳ)　防火看板の掲示
(ｴ)　事業所等に対する協力依頼文及びポスターの配布
(ｵ)　車両による巡回広報宣伝
(ｶ)　サイレン吹鳴
エ　防火査察
オ　防火教室、避難訓練
カ　火災防御訓練
キ　山林パトロール

(2)　事業所で実施し推進する事項
ア　事業所における防火懸垂幕の掲示
イ　防火管理体制の充実
ウ　防炎物品の使用の徹底及び防炎製品の使用の推進
エ　初期消火、通報及び避難訓練の実施
オ　工場、倉庫等の防火安全対策の徹底

(3)　町内、家庭で実施し推進する事項
ア　大規模な地震が発生した場合における同時多発火災や、広範囲の延焼拡大等に対する防火安全体制の整備
イ　放火防止のための自主防災体制の充実
ウ　寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体不自由者等の避難協力体制の確立
エ　火気使用設備・器具及び電気製品等の点検・整備等の推進
オ　住宅用火災警報器など住宅用防災機器等の普及の促進
カ　カーテン、じゅうたん等の防炎物品及び寝具類等防炎物品の使用の普及推進
キ　子供の火遊び防止とマッチ、ライター等の安全管理
ク　２階以上の居室における階段以外の避難経路の確保
ケ　乾燥時又は強風時におけるたき火、山林原野の火入れの中止
コ　防火教室の実施並びに参加

(4)　民間防火組織の育成・強化

地域社会においては、住民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、日ごろから出火防止、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。そのため、町及び県は、地域住民の防火防災意識の高揚及び知識の普及並びに地域防災力の向上を図るため、

民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブ、少年消防クラブなどの育成強化に努める。

第４節　都市防災化計画

所管部署：企画課、建設課

社会環境の変化に伴い、そこに発生する災害の態様も、多様化・複雑化する傾向にある。そのため、これまでに経験したことのない災害についても、事前に検討しておくことが必要となる。

本計画では、このような状況下でも災害を防除し、又は被害を最小限に留めるための、防災化対策について定める。

第１　防災空間の確保

災害危険区域内にある既存の建築物等については、居住する者等に対して危険区域であることを周知する。また、新たな建築物については、災害危険区域であることに理解を求め、防災空間が確保できるよう努める。

第２　防災拠点施設などの整備

大規模災害に備え、町内全域の応急対策を実施する拠点として、町役場の庁舎棟（庁舎及び防災拠点施設の機能を有する複合施設）及び付属棟（庁舎及び地域防災拠点施設の機能を有する複合施設）並びに北側駐車場・町民広場を位置づける。

また、地域の被災状況にあわせた応急対策を行う拠点として、消防団の分団ごとに整備する地域防災拠点施設を位置づける。なお、地域防災拠点施設は、耐震性を確保し、消防団活動拠点・防災資機材・備蓄倉庫としての機能などを有し、地域住民の防災訓練などの活動が出来る施設として整備する。

緊急防災減災事業債などを活用し、町内６ヵ所の消防団詰所を地域防災拠点施設に更新整備する。（令和６年３月末現在３ヵ所更新整備済）

１　庁舎及び防災拠点施設の役割及び応急対策必要機能

(1)　役割

ア　災害対策本部

イ　救援物資の受入、被災者への救援物資の提供、炊き出し

ウ　災害臨時窓口、被災者支援・相談窓口、災害関連情報の提供

エ　町指定避難所及び各地域防災拠点への物資配布

オ　災害対応のための作業スペース

カ　消防団、自衛隊、消防署、警察署、連携協定による民間事業者などの応援者の活動拠点

キ　被災者の一時避難受入、帰宅困難者の一時受入

(2)　応急対策必要機能

ア　情報の収集・整理・発信システム

イ　連絡通信設備

ウ　防災備蓄倉庫

エ　耐震性貯水槽

オ　非常用電源設備

カ　防災行政無線

キ　避難所スペース

※ 北側駐車場及び町民広場については、大規模災害発生後の救援物資の受入、配給、炊き出し等に活用する。なお、自衛隊・消防署・警察署・国・県等の防災関係機関、及び災害協定を締結している民間事業所等の応援者車両の駐車スペースを確保する。

２　地域防災拠点施設（各消防団詰所）の役割及び応急対策必要機能

(1)　役割

ア　消防団の活動拠点

イ　自主防災組織の活動拠点

ウ　被災者の受入及び避難所の運営

(2)　応急対策必要機能

ア　避難所スペース

イ　防災備蓄倉庫

ウ　耐震性貯水槽

エ　非常用電源設備

【資料編 3-1　避難場所及び防災拠点施設等 参照】

第３　公園、オープンスペース等の整備

１　防災公園の整備

町は、食糧等の備蓄倉庫・貯水槽・ヘリポート・放送施設等の災害応急対策施設及び避難場所となる公園について関係機関と連携を図りながらその整備について検討する。

２　オープンスペースの確保に配慮した公共施設の整備

道路・公園・河川・砂防等の公共施設管理者は、その施設整備に当たり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

第４　公的住宅の不燃化促進等

公営住宅等については、不燃化を促進し、その他の住宅団地についても防災面での指導を強化する。また、２方向避難の困難な既設住宅については、防災改修等の改善を進めるとともに、新築住宅についても、不燃建築物とオープンスペースの一体的整備により防災空間の創出に努める。

第５　民間住宅の不燃化促進

公営住宅等については非木造化・不燃化が進む一方で、民間住宅は依然として木造家屋が中心であり、地震火災が同時多発すれば、避難を困難にすることが考えられる。

このため、木造家屋が密集した地域については、建物の不燃構造に対する啓発や不燃化住宅の安全性について周知する。

第６　開発の防災対策

開発行為の指導に当たっては、関係法令の適切な運用により地域環境の保全・道路・排水・公園緑地・消防施設等の整備や防災性を配慮した開発行為が図られるよう指導する。

第５節　建築物及び文化財災害予防計画

所管部署：建設課、教育委員会、消防本部

町及び県は、所管施設について、災害時に被害の発生が予想される箇所に対する点検整備を強化するとともに、耐震性、耐火性を保つよう配慮する。特に公立学校等の公共建築物については、不燃化を進めるとともに、老朽施設の更新・補強を進める。

また、民間の施設及び一般建築物等については、防災対策の重要性の周知徹底に努め、日常点検を指導する。

第１　建築物等の災害予防対策

１　建築物等に対する指導

町及び県は、老朽建築物について、建築基準法に基づき構造・敷地・危険度等を調査し、保安上危険である場合には、補修等必要な措置の指導及び建築物の窓ガラス、外装材等の落下物予防措置やブロック塀等の倒壊防止の指導を行う。

２　公共建築物の堅牢化

避難収容施設等防災上重要な公共建築物等について、町・県等は、震災対策における公共施設の耐震化を考慮し、所管施設のうち、当該施設の重要度を考慮して順次整備補強に努める。

３　特殊建築物等の定期報告、指導

(1)　町は、学校・病院・興業場・公衆浴場・マーケット等特殊建築物及びその設備について、定期的に所有者等からその状況を報告させ、又は、実際に調査し、その結果に基づいて県と協力して適切な指導を行う。

(2)　消防本部は、特殊建築物のうち不特定多数が使用するものについては、特に査察を実施し、その結果に応じて、改修等必要な助言、指導を行う。

４　工事中の建築物に対する指導

落下物に対する防護・土留め工事・建方工事の崩壊防止等の工事現場の危険防止について関係機関の指導により安全確保に努める。

第２　文化財災害予防対策

町及び県は、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備を図る。

１　文化財に対する町民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー」等を活用した広報活動を行う。

２　所有者等を対象とした文化財の防災に関する講習会等を実施する。

３　火災予防体制の確立等、次の事項についての指導を行う。

(1)　防火管理体制の整備

(2)　火気の使用制限

(3)　火災危険箇所の早期発見と改善及び火災警戒の実施

(4)　自主防災組織の確立とその訓練

(5)　火災発生時にとるべき初期消火等の訓練の実施

４　防火施設等、次の事項の整備の推進及び環境保全とそれに対する助成措置を行う。

(1)　消火施設

(2)　警報設備

(3)　その他の設備

５　倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策により、文化財の破損防止を図る。

６　各種文化財の点検整備を行い、必要な防災対策の実施に努める。

第６節　ガス施設(供給所)等災害予防計画

所管部署：消防本部

ガスは日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、万一、災害によりこれらの施設設備が被害を受けた場合、その供給は緊急性を要するため、ガス事業者はこれらの供給を円滑に実施するための措置を講ずる。

また、風水害等災害によるガス施設の被害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、ガスの製造・供給・保管にかかる設備、体制及び運用について、総合的な災害防止対策を推進する。

１　防災体制

本社及び各製造所（供給所含む）、導管を管理する事業所において、「保安規程」に基づき定められた「災害に関する規程」、「災害対策要領」、「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」などにより、非常体制の具体的措置を定める。

２　広報活動

需要家に対して、災害発生時におけるガス使用についての注意事項、ガス事業者の保安対策、広報体制についてチラシ、パンフレット、新聞、テレビ等の広告、検針票・領収証、学校教育の場等を利用してＰＲを行う。

また、新聞・テレビ・ラジオ等の報道機関に対して、災害等の情報を速やかに連絡できるルートを確認しておくとともに、放送例文等を預託するなど、ガスの保安確保に関する住民ＰＲへの協力を依頼する。

第７節　上下水道施設災害予防計画

所管部署：環境課

町は、上下水道施設の災害時の被害を最小限にとどめ、かつ可及的速やかに被害施設の復旧を可能にするために、必要な施策を実施する。

第１　上水道施設災害予防対策

１　基本方針

生活を維持する上での基幹的都市施設である水道施設・設備については、施設の耐震性の強化により被災時の被害軽減化に努めるとともに、町民生活の迅速な応急復旧が図れるよう、非常用施設・設備を充実する。

２　主な取組

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

３　計画の内容

災害発生時における緊急の応急体制、連絡体制、復旧体制について、平時より検討を行う。

(1)　老朽管の布設替等、施設整備の推進を図る。

(2)　配水系統の相互連絡のブロック化を図る。

(3)　既設施設の耐震化の推進を図る。

(4)　復旧資機材の備蓄を行う。

(5)　配水管等の管路図の整備を行う。

(6)　施設の被害調査等に必要な器材の整備を行う。

(7)　無線設備の整備を行い、非常時における通信の確保を図る。

(8)　非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。

第２　下水道施設災害予防対策

近年の環境意識の変化に伴い、生活雑排水等の処理が大きな問題となっていることから、合併浄化槽の他、矢部川流域下水道の整備が進められている。

しかしながら、これらの処理対象水は、いずれも家庭や事業所等から排出される汚水のみであり、雨水排水等までを対象としたものではない。

従って、大雨等により災害を引き起こす危険性のある雨水排水等については、これまでどおり河川や水路等の整備により対応することとなる。

第８節　交通施設災害予防計画

所管部署：建設課

道路管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を行う。

第１　道路施設

１　緊急交通路、緊急輸送道路ネットワーク計画、啓開道路

(1)　緊急交通路【警察（公安委員会）】

あらかじめ大規模災害発生時における緊急通行車両の通行を確保すべき道路（以下「緊急交通路」という。）を選定し、選定緊急交通路を重点に道路及び施設等の安全性を強化し、大規模災害の防止及び軽減に努める。また、災害発生時における迅速、的確な災害応急対策に資する。

なお、緊急交通路は、高規格幹線道路として整備された高速自動車道、地域別の災害対策本部と陸上輸送に対応する路線について、次の基準に基づき１～３路線を選定する。

ア　陸上輸送を確保するために隣接地域と接続する幹線道路
イ　航空輸送を確保するために必要な道路
ウ　原則として、片側２車線以上の広幅員道路
エ　高架部が少なく、道路損壊時に早急な復旧が期待できる道路
オ　交通信号機、地域制御機等の交通安全施設が整備され、大量の人員・物資の輸送等緊急通行車両の通行が可能な道路

(2)　緊急輸送道路ネットワーク計画【県】

緊急交通路等を十分踏まえ、幹線的な道路並びにこれらの道路と防災拠点とを連絡する道路、又は防災拠点を相互に連絡する道路を選定し、安全性の強化に努める。

(3) 啓開道路【道路建設課、道路維持課、九州地方整備局、政令市、西日本高速道路（株）、福岡県道路公社、福岡北九州高速道路公社、警察】

緊急交通路に加え、大規模災害発生時の速やかな救援・救護活動や人員・物資輸送及び道路の啓開作業に必要な災害対応拠点をつなぐための、最優先で啓開すべき必要最低限度の緊急輸送道路であり、これを県内各道路管理者が共有することにより効率的な啓開作業を行う。

２　町、国、県、警察

(1)　幹線道路の整備

幹線道路は、災害時の救助活動、救援活動、物資輸送など緊急輸送路や、火災の延焼防止機能としても有効である。特に本町では、一般国道、主要地方道、一般県道等が非常に重要な役割を果たしており、被災により不通となったときは、町域が分断され、大きな障害が発生する。

そのため広域幹線道路として重要な役割を担っている国県道について、交通量に合った歩道及び車道幅員の確保、バイパス道路の整備、道路排水施設の整備等、道路の環境整備を促進するよう国、県に要請する。

(2)　道路防災対策

生活道路は、災害時の避難活動や緊急車両が通行する防災上重要な道路である。そのため、生活道路を幹線道路の整備や市街地の開発等にあわせて整備することが重要となる。

また、既存道路については、交通量や交通動線等を把握し、幅員の狭い道路の解消、歩道の整備、排水施設の整備等を推進するとともに、維持・管理に努める。

特に、風水害等発災時における道路機能の確保のため、所管道路について、各種の調査を実施し、対策工事の必要箇所を指定して、道路の整備を推進する。

ア　道路防災点検

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を把握するため、「道路防災点検」を実施する。

イ　道路の防災工事

アの調査に基づき、道路の防災工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。

ウ　道路排水施設等の整備

これまでの町道整備において、道路排水の整備が特に遅れていることから、道路冠水等により被害が発生すると予想される地域から計画的に整備することが必要である。

(3)　道路冠水対策

道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

(4)　道路啓開用資機材の確保

事故車両・倒壊物・落下物等を排除して、緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車・クレーン車・工作車等の道路啓開用資機材を保有する建設業者・団体との間で協定等を締結し、事前に道路啓開用資機材の確保に努める。

(5)　交通安全施設の防災機能強化

緊急交通路として、確保すべき道路を重点に交通信号機、交通管制システム等の交通安全施設の停電対策及び復旧対策等の防災機能の強化を図る。

第９節　町民が行う防災対策

所管部署：企画課、消防本部

町民は、一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本について、自ら各種の手段を講ずるとともに、地域の防災活動に参加するなど平常時から災害に対する備えを進める。

町及び県は、町民に対する防災意識の高揚を図る。

１　防災に関する知識の習得

(1)　台風・大雨・洪水等の災害に関する基礎知識

(2)　過去に発生した災害の被害状況

(3)　近隣の災害危険箇所の把握

(4)　災害時にとるべき行動（初期消火、警報・注意報発表時や避難情報の発令時の行動、避難方法、避難所での行動、的確な情報収集等）

(5)　災害訓練の伝承

２　防災に関する家族会議の開催

(1)　避難場所・経路の事前確認

(2)　非常持出、備蓄品の選定

(3)　家族の安否確認方法(県災害情報配信システム「防災メール・まもるくん」、ＮＴＴの災害用伝言ダイヤル「１７１」や携帯電話の災害用伝言版の活用等)の確認

(4)　災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）

(5)　災害情報メールや町公式ラインの登録

３　非常用品等の準備、点検

(1)　水、食糧、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品

(2)　最低３日分相当の水・食糧・生活必需品、毛布等の非常備蓄品

(3)　消火用具、スコップ、大工道具等資機材の整備

４　住宅等の安全点検、補強の実施(屋根や植木鉢の飛散防止、飛来物によるガラス飛散防止等)

５　応急手当方法の習得

６　行政区や地域自主防災組織等で行う防災訓練、防災講習会等への積極的参加

７　地域（行政区、自主防災組織等）が行う、地域の相互協力体制の構築への協力等

８　愛護動物との同行避難や避難所での飼養に対する準備

第 10 節　自主防災体制の整備計画

所管部署：企画課、消防本部

災害時においては、地域住民、事業所等の自主的な初期防災活動が災害の拡大を防止するため、極めて重要であるので、町及び県は、地域住民、事業所等が迅速かつ的確な行動がとれるよう、地域住民による自主防災体制の育成・指導を行い、協力体制の確立に努める。その際、多様な世代が参加できるような環境の整備に努めるとともに、特に女性の参画の促進に努めるものとする。

第１　自主防災体制の整備方針

１　住民等は、大規模災害時に防災行政機関の活動が遅滞するような事態に対し、被害の防止・軽減を図るため、「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」ことが重要となる。このような状況を想定し、個人・家庭、地域や自主防災組織が平常時及び災害発生時のそれぞれの役割を自覚し、防災に対する備えを図る。

２　町及び県は、住民等の自主防災意識の向上と自主防災体制の整備の促進に努める。地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動の実施、避難所･避難ルート等の周知・安全確認、避難行動要支援者の避難の誘導・安否確認等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るなど、住民等の自主防災意識の向上と自主防災体制の整備の促進に努めるものとする。

第２　自主防災体制の整備

１　組織

(1)　自主防災組織

令和 5 年度現在で自主防災組織等は、自主的に 32 自治会において設置され、防災訓練等が消防署・消防団の指導のもと開催されている。

また、防災備品・器具等の整備が行われている。

【資料編　1-7　自主防災組織　参照】

(2)　施設、事業所等の防災組織

多数の人が利用する施設及び危険物等を取扱う事業所において、管理者が自主的に組織し、設置する。

２　活動内容

自主防災組織による災害時の活動内容は、次のとおりとする。

(1)　平常時の活動内容

ア　自主防災組織の防災計画書の作成

地域を守るために、必要な対策及び自主防災組織の役割をあらかじめ町防災計画などに定めるよう努める。

(ｱ)　地域及びその周辺の危険が予想される箇所の点検及びその状況と対策に関すること。

(ｲ)　地域住民の任務分担に関すること。

(ｳ)　自主的に行う防災訓練の時期・内容等の明示及びその他各種訓練への参加に関すること。

(ｴ)　防災関係機関、組織本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換に関すること。

(ｵ)　出火防止、消火に関する役割、消火剤その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること。
(ｶ)　避難場所、避難道路、避難情報の伝達、誘導方法、避難時の携行物資に関すること。
(ｷ)　負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設に関すること。
(ｸ)　救助用資機材の配置場所及び点検整備に関すること。
(ｹ)　その他自主的な防災に関すること。

イ　防災知識の普及

正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行うよう努める。

主な啓発事項は、災害等の知識及び平常時における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。

ウ　防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織等と有機的な連携をとるものとする。また、要配慮者に配慮した訓練の実施に努めるものとする。

(ｱ) 情報の収集及び伝達の訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

(ｲ) 出火防止及び初期消火の訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消防用器具を使用して消火に必要な技術等を習得する。

(ｳ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

(ｴ) 救出及び救護の訓練、災害時に利用できる医療機関の把握

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。負傷者を医療機関に搬送する場合に備え、地域ごとに災害時に利用できる医療機関を把握する。

(ｵ) 炊き出し訓練

災害時の電気や水道などのライフラインが寸断された状況の下、自ら炊出しができるよう実施する。

(ｶ) 災害図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見いだし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

(ｷ) その他の地域の特性に応じた必要な訓練

エ　防災用資機材の整備・点検

消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検を行うよう努める。

オ　自主防災地図（防災マップ）の作成

地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することにより的確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の迅速、的確化を図る。

カ　地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

(ｱ) 自主防災組織と昼間人口を構成する人々との連携の促進

地域社会においては、居住地と従業地（勤労者の勤務地や学生の活動拠点等）とが異なる住民も存在し、休日・夜間は居住地で生活を営み、平日・昼間は従業地で生活を営む住民も少なくない。平日・昼間は従業地で生活を営む住民は、就業していることから比較的体力がある若手や学生が多く、防災活動においては非常に貴重な戦力となりうる。そこで、このような昼間人口を構成する人々に対しても、従業地の自主防災組織は、防災知識の普及、防災活動の体験の機会の提供などを実施し、災害時に従業地の自主防災組織と安全に共に活動できるよう、ひいては居住地での自主防災組織活動にも協力もできるよう啓発・研修等に努める。

(ｲ) 自主防災組織と地域コミュニティとの連携の促進

地域社会においては、自治会や町内会の高齢化や組織率の低下、活動の鈍化等が進行し、防災訓練や災害時の防災活動を行うとき、体力的に無理を強いることがある。一方、地域社会では、自治会のみならず、小・中学校ＰＴＡ、スポーツ・文化クラブ、ボランティア団体等のコミュニティも存在する。このようなコミュニティは比較的体力があり、地域に愛着のある者が多く、防災活動においては非常に貴重な戦力となりうる。そこで、このようなコミュニティに対しても、地域の自主防災組織とともに、防災知識の普及、防災活動の体験の機会の提供などを実施し、災害時に自主防災組織活動に協力するよう、その際に安全に共に活動できるよう啓発・研修等に努める。

(2)　災害発生時の活動内容

ア　初期消火の実施

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火栓・消火器・水バケツ・小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

イ　情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を地域住民等に伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動の実施に努める。

ウ　救出・救護の実施及び協力

がけ崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動の実施に努める。

また、自主防災組織では救出できない者については、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。

さらに、負傷者に対しては応急手当を行うとともに、医師の救護を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。このため、あらかじめ地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認し、周知徹底する。

エ　避難の実施

町又は警察官等から避難情報の発令が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導するとともに自らも避難する。

避難の実施に当たって、次の点に留意する。

(ｱ)　次のような危険がないかを確認しながら避難誘導する。

a　住宅密集地……火災、落下物、危険物 、河川（水路）の増水

b　山間部、起伏の多いところ……がけ崩れ､地すべり､土石流､河川（水路）の増水

(ｲ)　円滑な避難行動がとれる必要最小限度の荷物

(ｳ)　避難行動要支援者は、地域住民の協力のもとで避難させる。

オ　炊き出し及び救助物資の支給に対する協力等

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となる。これらを円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、町が実施する給水、救援物資の支給に協力する。

３　自主防災組織の育成・指導

町は、基本法第５条の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組む。

(1)　行政区等に対する積極的な指導助言、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成及び女性の参画促進に努める。

(2)　自主防災組織のリーダー等の地域防災リーダーを育成するために研修会等の開催、地域における自主防災活動の推進に努める。

(3)　自主防災組織の円滑な活動を期するための防災資機材の配備に努める。

(4)　災害時における自主防災組織の活動が的確に行える情報の伝達、協力要請、活動指導等についての必要な措置に努める。

４　自主防災組織活動の促進と消防団との連携

町は、自主防災組織に対して適切な指導を行うとともに、消防団と自主防災組織との連携を通じて、自主防災組織の訓練その他の活動の充実が図られるよう努めるとともに、消防団が自主防災組識の訓練に参加して資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団経験者が自主防災組識の役員に就任したりするなど、組識同士の連携や人的な交流等を積極的に図るように努める。また、自主防災組織の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための措置を講ずるよう努めるものとする。

第 11 節　事業所等防災対策の促進計画

所管部署：産業課

災害時においては、町内事業所等の自主的な初期防災活動が、災害の拡大を防止するために極めて重要である。町及び県は、事業所等が迅速かつ的確な行動をとり、災害後早期の業務対応ができるよう事業継続計画策定を推進する。

第１　目的

事業所等は災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努める。また、自ら防災組織を結成するなどして、地域と連携した防災の取組を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

第２　事業所等の役割

事業所等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

１　災害時事業継続の必要性

災害の多い我が国では、町や県はもちろん、事業所、町民が協力して災害に強い広川町を作ることは、被害軽減につながり、社会秩序の維持と住民福祉の確保に大きく寄与するものである。

特に、経済の国際化が進み事業所活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、事業所等も、災害時に事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近付けられるよう、事前の備えを行う必要がある。

また、被災地の雇用や流通過程における事業所等のつながりを確保する上でも「災害に強い事業所」が望まれる。

２　事業継続計画の策定

事業所等等は、会社の事業を継続するために重要業務を目標復旧時間までに回復させるよう事業継続計画の策定に努める。なお、計画の策定の際は、「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」（内閣府）が示した「事業継続ガイドライン第三版（平成 25 年８月）」等を参考として、地域の実情に応じて計画策定に努めるものとする。

３　事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組

防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

第３　事業所等の防災組織

事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や町民のみならず、事業所等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。このため、事業所等は、自衛消防組織を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

事業所等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

1　防災訓練
2　従業員等の防災教育
3　情報の収集・伝達体制の確立
4　火災その他災害予防対策
5　避難対策の確立
6　応急救護
7　飲料水、食糧、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保（従業員の３日分以上目安）
8　施設耐震化の推進
9　システムの多重化・高度化、ハード施設の耐震化など災害時における情報システムの保全
10　施設の地域避難所としての提供
11　地元消防団との連携・協力
12　要配慮者利用施設の所有者又は管理者においては、風水害・地震等の自然災害からの避難を含む非常災害に関する計画の作成

第４　町、県の措置

１　防災訓練

町及び県は、防災訓練等の機会をとらえ事業所等に対し、訓練への参加を呼びかける。

２　事業継続計画（ＢＣＰ）の普及啓発

町及び県は、事業所等に対して、事業所等の事業継続計画の策定の普及啓発に努める。

３　事業所との消防団活動協力体制の構築

町は、「消防団協力事業所表示制度」などを活用し、事業所との消防団活動協力体制の構築を図る。なお、制度の円滑な運用を行うため、消防庁が示した「消防団協力事業所に関する要綱」等を参考にして、地域の実情に適した消防団協力事業所の要綱を定める。

※　消防団協力事業所表示制度
　消防団に対して事業所が、市町村等の定める協力を行っている場合に、事業所の申請又は町等の推薦により、「消防団協力事業所表示制度」表示マークを掲示することができる制度

４　事業所の防災に係る取組の評価

町及び県は、事業所の防災に係る取り組みについて、優良事業所表彰等により、事業所の防災力向上に努める。

５　金融的支援

第４編「風水地震災害対策編」第１章「風水地震災害復旧・復興計画」第 13 節「金融措置」第１「融資計画」により、支援を行う。

第 12 節　防災知識普及啓発

所管部署：企画課、消防本部

災害に強いまちづくりを推進するため、町・県及び防災関係機関等は、職員に対し防災教育を行うとともに、相互に密接な連携を保ち単独又は共同して、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する知識の普及を推進する。

第１　町民等に対する防災知識の普及

１　一般啓発

(1)　啓発の内容

ア　災害に関する基礎知識や、災害発生時、警報等発表時、避難情報の発令時に具体的にとるべき行動に関する知識

イ　過去に発生した災害被害に関する知識

ウ　備蓄に関する知識

(ｱ)　最低３日分の食料、推奨１週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄

(ｲ)　非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

エ　住宅等における防災対策に関する知識

(ｱ)　住宅の補強、防火に関する知識

(ｲ)　家屋内のタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒防止、棚上の物の落下やブロック塀の転倒による事故の防止、ガラスの飛散防止、火災予防等の家庭における防災対策に関する知識

オ　飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備

カ　様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害発生時にとるべき行動

キ　山・崖崩れ危険予想地域、浸水想定区域等に関する知識

ク　防災気象情報、避難指示等の意味合い

ケ　避難所、避難路、その他避難対策に関する知識

コ　避難生活に関する知識

サ　応急手当方法等に関する知識

シ　早期自主避難の重要性に関する知識

ス　コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識

セ　災害時の家族内での連絡体制の確保等（連絡方法や避難ルールの取決め等）事前確認

ソ　災害情報の正確な入手方法

タ　要配慮者への配慮

チ　災害時における風評による人権侵害を防止するための知識

ツ　出火の防止及び初期消火の心得

テ　水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得

ト　被災地支援に関する知識（小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等）

ナ　生活再建に向けた事前の備え

ニ　その他の必要な事項

(2)　啓発の方法

ア　テレビ、ラジオ及び新聞等の活用

イ　広報紙、パンフレット、ポスター等の利用

ウ　映画、ビデオテープ等の利用

エ　各種相談窓口の設置

オ　消防団・防災士を通じた啓発

カ　講演会、講習会の実施

キ　防災訓練の実施

ク　インターネット（ホームページ）・ＳＮＳ・ｄボタン広報誌の活用

ケ　各種ハザードマップ等の利用

コ　広報車の巡回による普及

サ　住宅密集地における想定浸水深等の表示（標識の設置）

※　防災士
　防災に関する十分な意識・知識・技能を有し、家庭・地域・職場において、知識と技術を効果的に発揮できる者

２　社会教育を通じての普及

社会教育においては、ＰＴＡ、成人学級、社会学級、青少年団体、女性団体等の会合及び各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

また、啓発の内容は、町民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

３　学校教育を通じての普及

学校教育の中での防災教育は、地域の実状に則した防災教育を多数の人々を対象に、体系的かつ継続的に実施しうる条件を最も有している。そのため、幼稚園から大学まで一貫した方針の下に、防災教育が実施された場合、大きな効果をあげる可能性がある。

このことを念頭に、児童・生徒、教職員及び保護者に対して、学校における教育活動の機会（防災訓練、防災関係行事、教科指導、課外活動、授業参観等）を通じて、学校の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階に応じて、災害に関する基礎的知識や災害から身を守るための知識・方法を中心にした啓発を行う。

第２　職員に対する防災教育

町、県及び防災関係機関は、平常時の的確な地震防災対策の推進と災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、次により防災教育の普及徹底を図る。

１　教育の方法

以下に示す方法等を繰り返し実施することにより防災教育を行う。

(1)　新任研修

町長は新たに職員として採用した者に対し、新任研修を実施する。研修は、通常の新任職員研修の一項目として行う。

(2)　職場研修

各職場では、防災訓練等にあわせて以下の項目に重点を置いた研修を実施する。

ア　各職場の災害予防事務及び応急対策事務の確認
イ　各職場の初動時の活動要領の確認

(3)　研修会、講習会、講演会等の実施

(4)　見学、現地調査等の実施

(5)　防災活動手引等印刷物の配布

２　教育の内容

(1)　災害に関する知識

ア　災害種別ごとの特性、災害発生原因についての知識
イ　当該地域の災害特性、災害別・地域別危険度
ウ　過去の主な被害事例

(2)　町防災計画及び各機関の防災体制と各自の任務分担

(3)　職員として果たすべき役割（任務分担）

(4)　初動時の活動要領（職員の動員体制、情報収集伝達要領、無線取扱い要領等）

(5)　防災知識と技術

(6)　防災関係法令の運用

(7)　その他の必要な事項

第３　防災上重要な施設の管理者等の教育

防災上重要な施設の管理者に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に、消防訓練等を通じて、出火防止、初期消火及び避難等、災害時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処しうる自主防災体制の強化を図る。

また、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設や不特定多数の者が使用する施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等の管理者については、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

１　指導の方法

(1)　防災上重要な施設の管理者等に対し、技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化する。

(2)　事業所独自あるいは地域単位での随時訓練、講習会等を通じて災害時における行動力を強化する。

(3)　防災上重要な施設の管理者等の自主的研究会、連絡等を通じて防災知識及び防災思想を普及する。

(4)　災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

２　指導の内容

(1)　町防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と事業所等の自主防災体制

(2)　災害の特性及び過去の主な被害事例等

(3)　危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理

(4)　パニック防止のための緊急放送等の体制準備

(5)　出火防止及び初期消火等の災害時における行動体制

第４　防災知識の普及に際しての留意点等

町及び県は、防災週間等を通じ、積極的に防災知識の普及を実施する。

さらに、防災知識の普及の際には、要配慮者や子育て中の親子等にも十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いなど十分配慮するよう努める。

第５　防災意識調査

町は、住民の防災意識を把握するためのアンケート調査、行政モニターからの意見聴取等による防災意識調査を必要に応じて実施する。

第６　災害教訓の伝承

県及び町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため，大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し，適切に保存するとともに，広く一般の人々が閲覧・情報発信・共有できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。また、住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

県及び町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第 13 節　防災訓練計画

所管部署：企画課、消防本部

町、県及び消防本部等は、防災計画や防災業務計画等の習熟、関係機関同士の連携強化及び住民の防災思想の高揚を図ることを目的に、関係機関等の参加と関係団体、要配慮者を含めた地域住民と連携した各種災害に関する訓練を継続的に実施する。

第１　総合防災訓練

１　町及び県は、災害時の防災体制の万全を期するため、自衛隊をはじめ防災関係機関及び住民の協力を得て地震、大雨等による災害を想定し、情報の収集・伝達、災害対策本部設置、被災地偵察、避難誘導、救出救助、医療救護、火災消火、交通規制、救援物資の輸送、給水給食等の各訓練を総合的に実施する。

また、実施に当たっては、学校、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間事業所、ボランティア団体及び地域住民等の地域に関係する多様な主体との連携を図るとともに、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮する。

２　「災害時における県内市町村間の相互応援に関する基本協定」等の広域応援協定に基づく広域合同訓練についても積極的に行うことを考慮する。

第２　各種訓練

１　応急対策計画確認訓練

応急対策計画の実効性の確認を主眼とした訓練を実施する。なお、訓練は、以下の要領で実施する。

(1)　町、県及び関係機関の各課等は、応急対策の流れ、情報連絡系統（連絡窓口）等の確認を行う。また、協定締結先機関の協力を得て、協定内容とその実効性、協定先担当者等の確認を行う。

(2)　町及び県は、災害対策本部の運営を円滑に行うため、図上訓練を実施する。

(3)　訓練形態としては、個人単位でのイメージトレーニング（個人において災害対応の初動時からの活動をイメージし、その活動を遂行する上でのポイントや問題点を整理する訓練)、課単位での図上訓練、関係機関・団体の協力を得て実施する災害対策本部図上訓練等、種々の方法を用いる。

(4)　町は地域における防災力の向上を図るため、住民を対象とした図上訓練を実施する。なお、県は町が実施する住民向け図上訓練の実施指導、技術的支援を行うとともに、図上訓練のモデル事業を実施する。さらに、モデル事業の結果等を実施し、その結果等を踏まえ、図上訓練の実施手引書を作成し、その普及に努める。

２　組織動員訓練

町及び県は、災害時における災害対策の万全を期するため、職員動員訓練等を実施する。

３　非常通信訓練

町、県及び関係機関は、災害時において、有線通信系が不通となり、又は利用することが著しく困難となった場合に、無線通信系における通信の円滑な運用を図るため、非常通信に関する訓練を実施する。

４　水防訓練・演習

水防管理団体及び県、九州地方整備局（河川事務所）は、水防活動の円滑な遂行を図るため、水防警報及び洪水予報の情報伝達、水位雨量観測、水防団等の動員、水防資機材等の輸送、水防工法、水門等の操作、避難等の訓練を実施する。

５　消防訓練

町は、災害時における災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常召集、通信連絡、住民の避難誘導、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

消防団は、以下の６分団で組織する。

消　防　団　名	分　団　数	団員数（定数）
広川町消防団	6	220

６　医療救護訓練

消防機関及び医療機関は、災害発生直後の医療救護活動が実効あるものとして機能するように、実践に即した訓練等を実施する。

その方法としては、具体的災害設定を行い、災害発生直後の医療情報の通報・収集や要請・指令に基づく医療救護班の緊急出動、傷病度合による選別等や症例に応じた応急医療・広域搬送など、机上訓練を含め、実際に即した医療救護訓練を実施する。

各医療機関においては、災害対応マニュアルを作成するとともに、これに基づく自主訓練の実施に努める。

災害医療統率者等を対象とした研修、講習会については、基幹災害拠点病院において実施する。

７　要配慮者利用施設、大規模工場等の訓練（施設所有者又は管理者）

町防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者は、避難誘導等の訓練、または、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

８　その他の訓練

防災関係機関は、単独又は共同で、避難誘導、救出救助、災害情報の収集・伝達及び災害装備資機材習熟訓練等、災害活動に必要な訓練を実施する。

第３　住民の訓練

町及び防災関係機関は、自主防災組織等住民の防災行動力の向上を資するため、住民を主体とした次の訓練に対し、資機材の貸与、助言者の派遣等により積極的に援助する。

また、要配慮者等住民参加による訓練等を積極的に行う。

１ 出火防止訓練
２ 初期消火訓練
３ 避難訓練
４ 応急救護訓練
５ 災害図上訓練
６ 情報の収集及び伝達の訓練
７ 炊き出し訓練
８ その他の地域の特性に応じた必要な訓練

第４　防災訓練に際しての留意点等

町及び県は、防災週間などを通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。また、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。訓練後には評価を行い、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。さらに、訓練の際には、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努めるものとする。また、避難訓練を行う場合には、災害遭遇時の人間の心理、すなわち、災害に直面した場合に避難することを躊躇することが多いという心理特性も意識するように努める。避難行動を開始するには、その心理特性を理性的に取り払って避難を開始する必要があることを住民に理解させ、避難を率先して行う者をあらかじめ指名するなど、避難行動を早期に開始し他の住民も後に続くような方策を考慮するよう努めるものとする。

第５　訓練準備段階での課題及び訓練結果の地域防災計画等への反映

防災訓練を準備する過程で把握された問題点や課題、訓練を通じて得られた教訓・課題を訓練終了後整理し、その結果を町防災計画の改正や次回訓練の際に有効に活用する。

第 14 節　広域応援体制等整備計画

所管部署：企画課

大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、平常時より体制を整備し、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように努めるものとする。また、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、近隣の地方公共団体に加えて、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結にも考慮するものとする。

第１　市町村間の相互協力体制の整備

町は、平常時から福岡県消防相互応援協定に基づく消防相互応援の体制整備を推進するとともに、近隣の市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結するよう努める。

第２　町、県と自衛隊との連携体制の整備

町、県と自衛隊は、「福岡県大規模災害対策連絡協議会」における協議や防災訓練の実施等を通じ、平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

第３　防災関係機関の連携体制の整備

１　共通

町は，県への応援要請が迅速に行えるよう，あらかじめ県と要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。また、町及び県等は、食糧、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。

２　消防機関

消防本部は、「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の体制整備に努める。

第４　広域応援拠点等の整備

町は、応援隊の受入れ・活動調整の拠点となる場所や施設等を選定、整備し、関係機関と情報を共有する。

第 15 節　防災施設・資機材等整備計画

所管部署：企画課、環境課、建設課

町、県、防災関係機関は、応急対策の円滑な実施のために、必要な施設及び資機材等の整備、充実に努める。

第１　防災中枢機能等の確保・充実

町、県及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設設備の充実及び災害に対する安全性の確保並びに総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。 その際、停電対策並びに物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制を整備しておくことにも配慮する。

第２　防災拠点施設などの整備

第２編「風水害対策編」第１章「風水害予防計画」第４節 第２「防災拠点施設などの整備」に準ずる。

第３　災害用臨時ヘリポートの整備

１　計画方針

町は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できる臨時ヘリポートの選定、整備に努める。

２　臨時ヘリポートの選定基準等

町は、臨時ヘリポートの選定場所として、学校の校庭、公共の運動場等から選定する。

【資料編　3-14　ヘリコプター離発着場一覧
3-15　派遣部隊の活動拠点　　参照】

(1)　臨時ヘリポートの基準

臨時ヘリポート設定時の目安要件を示す。

ア　中型（ＡＳ３６５、ベル４１２等以下）のヘリコプターの場合

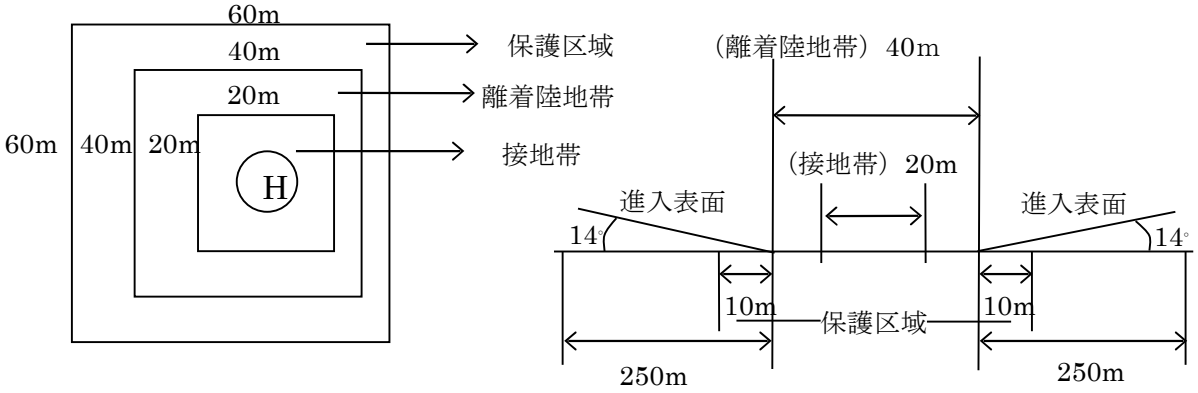

イ　大型（Ｖ－１０７、Ａ３３２等以上）のヘリコプターの場合

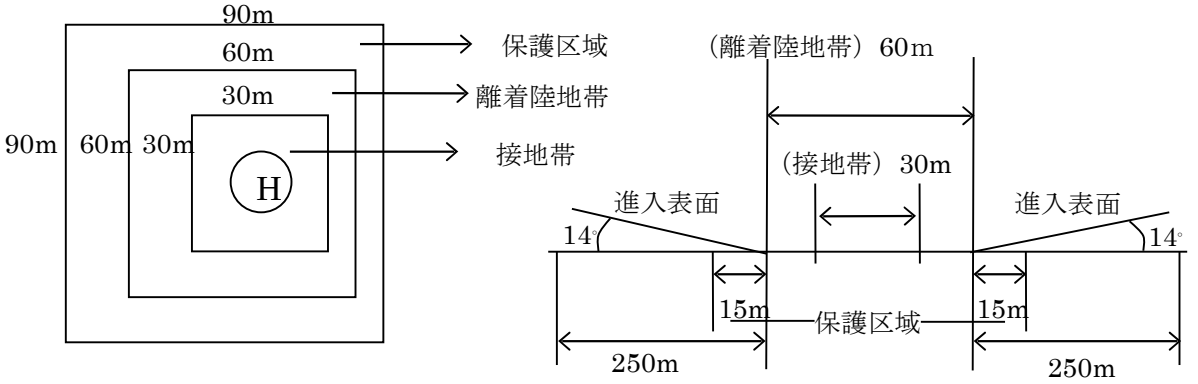

注１　離着陸地帯とは、ヘリコプターの離着陸のために設けられた設置帯を含む矩形（くけい）部分をいう。接地帯を除き、約 30m 程度までの高さを限度として、できるだけ平坦でなければならない。

注２　接地帯とは、離着陸地帯の一部であって、ヘリコプターが離陸浮揚では着陸接地に使用する矩形部分をいい、使用機の全長以上を一辺とする図に示す広さを目安とする。表面の傾斜は３°以下で、使用機の運航に十分耐え得る強度でなければならない。

注３　保護区域とは､ヘリコプターが離着陸する際の吹き下げ流等を考慮し､安全を確保するため、離着陸地帯の外側に設けるスペースであり、図に示す幅を目安とする。

(2)　臨時ヘリポートの標示

ア　石灰等を用い、接地帯の中央に直径５m程度の円を書き、中にHの字を標示

イ　旗又は発煙筒等で風の方向を表示

(3)　危険防止上の留意事項

ア　ヘリコプターの離着陸は、風圧等による危険を伴うため、警戒員を配置し、関係者以外の者及び車両等の進入規制

イ　離着陸帯及びその周辺には、飛散物等の放置禁止

ウ　砂塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置

エ　航空機を中心として半径 20m以内は、火気厳禁

３　県への報告

町は、新たに臨時ヘリポートを選定した場合、町防災計画に定めるとともに、県に次の事項を報告（略図添付）する。

また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

(1)　臨時ヘリポート番号

(2)　所在地及び名称

(3)　施設等の管理者及び電話番号

(4)　発着場面積

(5)　付近の障害物等の状況

(6)　離着陸可能な機種

４　臨時ヘリポートの管理

町は、選定した臨時ヘリポートの管理について、平素から当該臨時ヘリポートの管理者と連絡を保つなど現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮しなければならない。

第４　装備資機材等の整備充実

１　計画方針

防災関係機関は、応急対策の実施のため、災害用装備資機材等を、あらかじめ整備充実させる。また、備蓄（保有）資機材等は、随時点検を行い、保管に万全を期する。

２　整備項目

(1)　特殊車両の増強

ア　交通規制標識車

イ　オフロード二輪車

ウ　トイレカー

エ　キッチンカー

オ　給水車

カ　その他災害活動に必要な車両

(2)　その他災害用装備資機材

可搬式標識・標示板等交通対策用資機材

３　備蓄（保有）資機材等の点検

(1)　点検に際して留意すべき事項

ア　機械類

(ｱ)　不良箇所の有無

(ｲ)　機能試験の実施

(ｳ)　その他

イ　物資、機材類

(ｱ)　種類、規格と数量の確認

(ｲ)　不良品の有無

(ｳ)　薬剤等効能の確認

(ｴ)　その他

(2)　点検実施結果と措置

点検実施の結果は常に記録しておくとともに、資機材等に損傷等が発見されたときは、補充、修理の措置を講ずる。

４　資機材等の調達

防災関係機関は、災害時における必要な資機材等の調達の円滑を図るため、調達先の確認等の措置を講ずる。

第５　備蓄物資の整備

関係機関は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄体制（関係事業者との供給協力協定の締結を含む。）を整備する。

この場合において、備蓄物資の性格に応じ、町、国、県、その他関係機関、町民、事業所等の間の役割分担を考慮するとともに、他市町村等との応援協力関係をも勘案して具体的な物資の種類、数量、備蓄場所、備蓄方式等を定める。

第６　被害情報等の収集体制の整備

町及び県は、情報の収集等の迅速正確を期すため収集及び伝達に関する報告用紙、調査要領、連絡方法、写真撮影等について、あらかじめ整備する。

第 16 節　救助法等運用体制整備計画

所管部署：福祉課、企画課

大規模災害の場合は、通常、救助法が適用されるが、町、県の担当者において、その運用に際し混乱を生じることのないよう、日頃から救助法等に習熟するとともに、マニュアルを整備する。

第１　救助法等の習熟

１　救助法等の運用の習熟

(1)　救助法運用要領の習熟

町及び県は、救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

(2)　救助法実務研修会

町は、県が実施する救助法実務研修会に参加し、技能の習得に努める。

町の担当者は、自己研鑽等により、その内容に十分習熟するよう努める。

(3)　必要資料の整備

町は、県の協力の下に、「災害救助の運用と実務」（第一法規出版）、県細則等、救助法運用に際して必要となる資料を整備する。

２　運用マニュアルの整備

町は、救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、県の指導を受け救助法の適用された事例を参考にし、わかりやすいマニュアルを作成する。

第 17 節　気象等観測体制整備計画

所管部署：企画課、建設課、産業課

町は、県及び関係機関が発表する県下の気象等観測情報の収集体制を整える。

第 18 節　情報通信施設等整備計画

所管部署：企画課

町・県及び防災関係機関は、災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施設における資機材の整備及び運用体制の強化を積極的に行う。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検を実施し専門的な知見・技術を基に、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等を図る。

第１　通信手段の種類・特徴

災害時に使用する通信手段は、基本的に次のものが考えられる。

※　輻輳（ふくそう）－交換機の処理能力を超えるような通話が殺到し、電話がつながり難く、発信規制がかかること。

種　　類	使用不能となる場合・特徴
防災行政無線（同報系）	・停電時には非常用電源で機能。 ・使用不能（輻輳状態）になりにくい。
防災行政無線（移動系）	・使用不能（輻輳状態）になりにくい。
防災行政無線（衛星系）	・停電時には非常用電源で機能。 ・激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
ＭＣＡ無線 （ふくおかコミュニティ無線）	・停電時には非常用電源で機能。 ・使用不能（輻輳状態）になりにくい。
ＮＴＴ加入電話（一般）	・輻輳時には通信制限がかかる。 ・有線施設が切断され不通になる可能性がある。 ・停電時は交換機が停止しなければ使用可。
ＩＰ電話	・輻輳時には通信制限がかかる。 ・有線施設が切断され不通になる可能性がある。 ・停電時は使用不可
携帯電話（一般） ＩＰ無線	・輻輳時には通信制限がかかる可能性がある。 （メール通信は比較的有効） ・中継局の設備破損や停電時は不通。 （数時間は予備バッテリーで機能）
衛星携帯電話	・一般的に輻輳しにくい。 ・激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
（災害時優先電話） ＮＴＴ加入電話 携帯電話	・回線輻輳時の発信が優先的

第２　無線通信施設等の整備

１　町の無線通信施設

町は、災害時における災害応急対策並びに地域住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するために、現在設置している防災行政無線の維持管理を行いながら、新システム等について調査研究を行い、防災情報システムの充実に取り組む。なお、民間業者が行う、通信システム（メール配信）等の登録者の拡大を目指す。

２　県の無線通信設備等

(1)　県防災・行政情報通信ネットワーク

県防災・行政情報通信ネットワークは、県庁、市町村、消防本部及び県出先機関等の相互間における、地上系無線通信網と衛星通信網を併用した県防災行政無線であり、通信の途絶や輻輳が発生しにくい高い信頼性と、映像やデータの伝送・処理が可能な高度な機能を確保し、災害時等に効果的な運用が図れるよう、適切な維持管理を行う。

(2)　災害医療情報システム

災害時における迅速かつ正確な災害医療情報の収集を図るとともに、これを迅速かつ的確な医療救護活動に結びつけるため、県救急医療情報センターの広域災害・救急医療情報システムの拡充強化が必要である。また、災害関係機関との総合的なネットワーク化を構築するとともに、災害時等に効果的に運用が図れるよう、操作等の研修・訓練を定期的に行うとともに、適切な維持管理を行う。

第３　衛星携帯電話・携帯電話等の活用

１　通信事業者による通信機器の貸出し等

県は、災害発生時に被災地が有線回線の輻輳や停電等のため有線通信が使用できない場合に、通信事業者から通信機器（携帯電話・衛星携帯電話・ＭＣＡ無線機等）を速やかに借り受けることとする。このため、被災地における災害応急対策活動に取り組むことができるよう、通信事業者と協定等を締結し、災害時の通信機器緊急貸与に関する体制整備を行う。

２　災害対策用移動通信機器等の借受

九州総合通信局は、非常災害時において災害の応急復旧用に必要な通信を用途とする（訓練を含む）「災害対策用移動通信機器」を所有しており、申出があった場合には迅速に貸出しができる体制を整備するとともに、電気通信事業者等に対しては、携帯電話、ＭＣＡ（移動無線）等の貸出しの要請を行う体制の整備を行っている。

町及び県は、必要に応じこれらの機器の借受申請を九州総合通信局・電気通信事業者等に対して行い、貸与を受ける。

第４　有線通信設備（災害時優先扱いの電話）の整備

１　基本方針

防災関係機関は、災害時優先扱いの電話の有効的な活動体制の整備を行う。

２　整備項目

(1)　防災関係機関は、施設内における災害時優先扱いの電話を有効に活用できるように、位置付けを的確に行う。

(2)　西日本電信電話株式会社は、電気通信設備の整備と防災管理に努め、防災関係機関が、災害時優先扱いの電話を更に有効に活用できるように、電話網運営体制を整備する。

第５　防災相互通信用無線の整備

１　基本方針

防災関係機関は、災害時に相互に通信することができる防災相互通信用無線の重要性を認識し、整備、増強を行う。

２　整備項目

(1)　県は、災害時の通信を円滑に行えるよう基地局の運用体制の確保を図る。

(2)　防災関係機関は、無線局の整備、増強を行うとともに迅速かつ的確な情報通信を行うため、運用体制の整備、充実を行う。

第６　各種防災情報システムの整備

１　基本方針

防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し、各種防災情報システムの整備、充実を行う。

２　整備項目

(1)　県は、災害時の膨大な情報通信を円滑に処理し、的確な指示が出せるよう防災情報システムの運用体制を整備する。

(2)　町及び県は､県防災・行政情報通信ネットワークの県防災情報システムを効果的に運用できるよう、必要なデータの整備を行う。(当該データの加除修正を含む｡)

(3)　防災関係機関は、防災情報システム運用体制を確立するため、資機材の整備、増強を図る。

この計画では、災害応急対策活動の基礎となる気象・地象・水象に関する注意報、警報及び気象情報の受領及び伝達を確実に行うために、県及び防災関係機関との連絡を密接にするとともに、連絡系統を確立することを定める。

第 19 節　広報・広聴整備計画

所管部署：企画課

災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施するために必要な体制を整備する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応するために必要な体制を整備する。

第１　被災者への的確な情報伝達体制の整備

(1)　広報計画

関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、関係機関との密接な連携協力の下、円滑な広報に当たる。

(2)　運用体制の整備

町及び関係機関は、下記により広報運用体制の整備を図る。

ア　広報重点地区（各災害危険地域）の把握

イ　地区住民（要支援者）の把握

ウ　広報・広聴担当者の熟練

エ　広報文案の作成

オ　広報優先順位の検討

カ　伝達ルートの多ルート化

(3)　町は、被災者への情報伝達手段として、特に町防災無線等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話等での情報発信等、多様な手段の整備に努める。

(4)　町及び県は、防災気象情報の伝達等について、県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」等による伝達手段の整備拡充に努める。

(5)　町及び県は、避難情報等を被災者等へ伝達できるよう、Ｌアラート（災害情報共有システム）を活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。

(7)　町、県、放送事業者、通信事業者及びライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

(8)　放送事業者及びライフライン関係機関等は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておく。

第２　関係機関の連絡体制の整備

広報・広聴活動は、関係機関と連携を図る必要があることから、相互に連絡先を確認するなど、連絡体制を整備する。

第３　報道機関との連携体制の整備

各防災機関は、災害時の広報について報道機関との連携体制を構築する必要があることから、報道機関に対する情報提供の方法を定めるなど、連携体制を構築する。

第４　要配慮者等への情報提供体制の整備

災害時は、要配慮者等もできる限り自らの判断で行動することが求められるため、その際よりどころとなる情報が適切に伝達されることが必要である。このため文字放送、データ放送、携帯通信事業者が提供する緊急速報メール、ファクシミリや外国語による放送の活用など要配慮者を考慮した広報体制を整備するよう努める。また、各要配慮者の相談等にも適切に対応できるよう、災害時に協力を依頼できる手話通訳者や外国語通訳者を確保するなど、広聴体制の整備も必要である。

第 20 節　二次災害の防止体制整備計画

所管部署：企画課、建設課、産業課、消防本部

町及び県は、降雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録など活用のための施策を推進する。

また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行う。

第１　降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備

町及び県は、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・町職員ＯＢなど）の登録等を推進し、事前研修の充実を図る。

第２　危険物施設等災害予防計画

消防本部は、以下の対策を実施する。

１　既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害を予防するため、関係者に対し、災害時の安全確保について必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。

２　危険物施設の関係者に対し、堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

第 21 節　避難体制等整備計画

所管部署：企画課、住民課、福祉課、産業課、教育委員会

町は、関係機関と連携して、災害時に住民等の生命及び身体を守るため、住民等が安全かつ的確に避難行動・活動を行うために必要な体制を整備しておくとともに、避難所・避難場所、避難地、避難路等の選定及び整備を行い、計画的な避難対策の推進を図る。

第１　避難誘導体制の整備及び誘導方法への習熟

町は、第２編「風水害対策計画」第２章「風水害応急対策計画」第 19 節「避難計画」に示す活動方法・内容に習熟する。

この場合、特に以下の点に留意する。

１　避難誘導計画の作成と訓練

町は、災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、町防災計画等の中に避難誘導計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

なお、避難計画の作成に当たっては、避難の長期化についても考慮する。

(1)　避難情報等を発令する基準、伝達方法、発令区域、タイミング

(2)　避難情報等に係る権限の代行順位

(3)　避難場所及び避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

(4)　避難場所及び避難所への経路及び誘導方法

(5)　避難行動要支援者に配慮した避難支援体制

２　避難情報等の判断・伝達マニュアルの作成

町は、避難情報の発令について、「避難情報に関するガイドライン」を指針としてマニュアル作成を行うとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

気象警報、避難情報等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

なお、作成に当たっては県、気象台、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、土砂災害警戒情報等の収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にする。

避難情報を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底するなど必要な準備を整えておくものとする。

また、町は、住民等に対し、避難情報が発令された場合の安全確保措置として、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

３　避難誘導体制の整備

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、水位情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の土砂災害警戒区域等を中心に避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すものとする。

なお、避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

町は、避難指示等の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

４　避難行動要支援者に対する避難誘導体制の整備

(1)　個別避難計画の策定

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月）や県作成の「災害時要援護者支援対策マニュアル」等を参考とし、避難行動要援護支援者の状況把握、避難支援者の登録等を積極的に行い、避難行動支援が適切に行われるよう、避難行動要支援者に関する全体計画を策定し、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、具体的な避難方法等についての個別計画の策定に努める。

(2)　地域住民等の連携

町は、地域住民、自主防災組織や福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有等の避難行動要支援者の避難誘導体制の整備を図るものとする。また、避難が必要な際に避難行動要支援者に避難を拒否されることで避難に時間を要し、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、日頃から避難行動要支援者に対する避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築に努めるものとする。なお、避難行動要支援者の情報の把握等については、本編第1章第24節「避難行動要支援者安全確保体制整備計画」第5「避難行動要支援者支援の基礎づくり」による。

(3)　高齢者等避難の伝達体制整備

高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化し、災害を最小限にとどめるため、避難指示のほか、高齢者等避難（一般住民に対して避難の準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけるもの）の伝達体制整備に努める

５　広域避難体制の整備

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

また、確実に要配慮者を受入れることができるよう、福祉避難所への広域避難に関する体制を構築する。

第２　避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定及び被災者の生活環境の整備

町は、①洪水、②崖崩れ、土石流及び地滑り、③一時的に大量の降雨が生じた場合において、下水道その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水により、被害を受けるおそれがある住民全員が避難することができる安全な避難路、指定緊急避難場所、指定避難所を選定、指定及び整備し、住民に周知するものとする。また、町は、被災者の生活環境を整備するため、予め、必要な措置を講ずるものとする。

１　避難路の選定

(1)　選定に当たっては、危険区域及び危険箇所を通過する経路はつとめて避けること。

(2)　車両通行可能な程度の広い道路を選定すること。

２　避難路の整備

(1)　誘導標識、誘導灯、誘導柵を設け、その維持に努めること。

(2)　避難路上の障害物件を除去すること。

３　指定緊急避難場所・指定避難所の指定

(1)　指定緊急避難場所の指定

町は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（災害対策基本法施行令第２０条の３で定める基準に適合する施設又は場所）をあらかじめ指定し、公示するとともに、住民への周知徹底を図るものとする。

(2)　指定避難所の指定

町は、想定される災害の状況、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、災害対策基本法施行令第２０条の６で定める基準に適合する公共施設その他の施設を、当該施設の管理者（町を除く）の同意を得て、指定避難所として指定し、公示するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮する。避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(3)　福祉避難所の指定

町は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

(4)　指定緊急避難場所・指定避難所の整備

適当な施設又は場所が存在しない場合は、安全な指定緊急避難場所・指定避難所を整備し、指定するよう努める。

(5)　指定緊急避難場所と指定避難所の関係

指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

４　指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備

(1)　連絡手段の整備

町は、災害対策本部と指定緊急避難場所・指定避難所との間の連絡手段を確保するため、通信機器等連絡手段の整備に努める。

(2)　指定緊急避難場所の設備

指定緊急避難場所においては、非常用照明施設、非常用電源、通信機器、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保に努め、指定緊急避難場所の運営に必要な事項について、あらかじめマニュアル等を作成する。

(3)　指定避難所の設備等の整備

５　指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路等の住民への周知

町は、避難場所・避難所・避難路等について、平常時より周知・徹底を図る。

(1)　指定緊急避難場所及び指定避難所を指定した際の公示

(2)　町の広報紙・町ホームページ等による周知

(3)　案内板等の設置による周知

ア　誘導標識

イ　避難場所・避難所案内図

ウ　避難場所・避難所表示板

(4)　防災訓練による周知

(5)　防災啓発パンフレットの作成、配布による周知
(6)　避難計画に基づく避難地図（洪水ハザードマップ等）の作成、配付による周知
(7)　自主防災組織等を通じた周知

第３　学校、病院等における避難計画

学校、社会福祉施設、病院、大規模集客施設等の施設の管理者は、消防法に基づき作成する消防計画等に、以下の事項に留意した避難計画を盛り込むなどして、避難対策の万全を図る。

１　学校等の避難計画

学校等においては、多数の生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項等に留意し実態に即した適切な避難対策を整備する。

(1)　避難実施責任者、避難誘導責任者及び補助者の指定
(2)　避難場所の選定、収容施設の確保
(3)　避難誘導の要領
　ア　避難者の優先順位
　イ　避難場所、経路及びその指示伝達方法
　ウ　避難者の確認方法
(4)　生徒等の保護者への連絡及び引渡方法
(5)　防災情報の入手方法
(6)　町及び県への連絡方法（町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。）

２　社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、避難対象者の活動能力等について十分配慮し、次の事項等に留意し実態に即した適切な避難対策を整備する。

(1)　避難実施責任者、避難誘導責任者及び補助者の指定
(2)　避難場所の選定、収容施設の確保
(3)　避難誘導の要領
　ア　避難者の優先順位
　イ　避難所（他の社会福祉施設含む）及び避難経路の設定並びに収容方法（自動車の活用による搬出等）及びその指示伝達方法
　ウ　避難者の確認方法
(4)　家族等への連絡方法
(5)　防災情報の入手方法
(6)　町及び県への連絡方法

３　病院等における避難計画

病院等においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、次の事項等に留意し実態に即した適切な避難対策を整備する。

(1)　被災時における病院施設内の保健衛生の確保
(2)　入院患者の移送先施設の確保
(3)　転送を要する患者の臨時収容場所
(4)　搬送のための連絡方法と手段
(5)　病状の程度に応じた移送方法
(6)　搬送用車両の確保
(7)　通院患者に対する病院周辺の安全な避難場所及び避難所についての周知方法

４　大規模集客施設等の避難計画

大規模小売店舗、旅館、各種レジャー施設等の不特定多数の人が出入りする施設の設置者又は管理者は、災害時の人間行動や心理状態等を考慮した上で、避難場所、経路、誘導及び指示伝達の方法を定めるなど、適切な避難対策を図る。

第 22 節　交通・輸送体制整備計画

所管部署：企画課、建設課

第１　緊急通行車両の事前届け出

１　事前届出の対象とする車両

町は、災害時の混乱した現場で迅速に緊急通行車両の確認手続を実施するため、あらかじめ関係機関から緊急通行車両を県公安委員会に対し、事前に届け出る。

２　事前届出の対象とする車両

事前届出の対象とする車両は、次に掲げるいずれにも該当する車両とする。

(1)　災害時において基本法第 50 条第１項に規定する災害応急対策（次に掲げる事項をいう。）を実施するために使用される計画がある車両

ア　警報の発令及び伝達並びに避難情報の発令に関する事項

イ　消防、水防その他の応急措置に関する事項

ウ　被災者の救難、救助その他保護に関する事項

エ　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

オ　施設及び設備の応急の復旧に関する事項

カ　清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

キ　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

ク　緊急輸送の確保に関する事項

ケ　その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2)　指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両、又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

３　事前届出の申請

(1)　申請者―― 基本法施行令第 33 条第１項に基づく緊急通行車両の緊急通行を実施することについて責任を有する者（代行者を含む。）

(2)　申請先―― 申請に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は県警察本部交通規制課

４　申請書類

緊急通行車両事前届出書２通に次の書類を添付の上申請する。

(1)　申請者が緊急通行車両として使用することを証明する書類１通

(2)　自動車検査証の写し等

５　事前届出済証の保管及び車両変更申請

関係機関は、事前届出済証を適正に保管するとともに、事前届出済証の交付を受けた車両に廃車・配置換え等の変更が生じた場合は、速やかに事前届出済証の返還・変更の申請を行う。

第２　緊急輸送体制の整備

１　輸送車両等の確保

町及び県は、物資や被災者の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ輸送機関との協定の締結等により、輸送体制の整備に努める。また、物資供給協定等においても、輸送を考慮した協定締結に努める。

２　円滑な輸送のための環境整備

緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するため、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な施設を把握しておくなど協力体制を構築し、運送事業者等のノウハウや能力等を活用する。

物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。

３　輸送施設・輸送拠点の整備

町及び県は、緊急輸送道路ネットワーク計画を踏まえ、 確保すべき輸送施設及び広域物資輸送拠点（都道府県）・地域内輸送拠点について指定・点検する。

備蓄拠点を輸送拠点として指定するなど，物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

本市における緊急輸送道路は、以下のとおりである。

○　第１次輸送確保路線
- 九州自動車道
- 国道３号

○　第２次輸送確保路線
- 県道 84 号（県道三潴上陽線）
- 町道日吉芥神線

【資料編　3-26　緊急交通・輸送体制の整備に伴う啓開道路図　参照】

４　緊急輸送道路の啓開体制の整備

道路管理者は、緊急輸送道路からの障害物の除去・応急復旧等に必要な人員・資機材の確保を図るため、あらかじめ建設業者・団体との間で協定等を締結して体制を整備しておく。 また、道路啓開等を迅速に行うため、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するよう努める。

第 23 節　医療救護体制整備計画

所管部署：福祉課

大規模な災害発生時には、局地的又は広域的に多数の負傷者が発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応できる医療救護体制を整備する。また、災害時に医薬品等が大量に必要となることから、医薬品等の確保・供給体制を整備する。

第１　医療救護活動要領への習熟

町、県及び関係機関は、第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」第 23 節「医療救護計画」及び「災害時医療救護マニュアル」に示す活動方法・内容に習熟する。

第２　医療救護体制の整備

１　情報収集・連絡体制の整備

(1)　通信体制の構築

町・県及び医療機関は、発災時における医療救護活動に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、通信手段を確保するとともに、その多様化に努める。

また、医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、対応する患者の分担など、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

(2)　広域災害・救急医療情報システムの整備

災害時に医療機関が以下の情報を的確に把握し、速やかに医療救護活動を実施するため、県救急医療情報センターの広域災害・救急医療情報システムを拡充強化する。

・医療機関の被害状況
・医療従事者の支援・要請状況
・医療機関の診療の可否
・受入可能患者数
・患者転送要請数

また、災害時において積極的な活用が図れるよう、災害拠点病院及び救急病院・診療所等は、平常時から次の事項等の情報共有を確実に行う。

ア　町、災害拠点病院等医療機関、県医師会、南筑後保健福祉環境事務所、県、消防本部等とのネットワーク化と通信ルートの二重化（無線、有線）

イ　隣接県との情報の共有化、全国ネットワーク化

ウ　災害発生時は、県救急医療情報センターを県災害医療情報センター、南筑後保健福祉環境事務所を地域災害医療情報センター、災害拠点病院等をそのサブセンターとして機能するものとし、二次医療圏単位を基本とするネットワーク化

エ　収集した医療情報について、必要に応じ、報道機関等を活用して、町民及び人工透析等特定の医療情報を必要とする者への情報提供

２　医療救護班の整備

町は、災害時における初動医療救護活動を第一次的に実施することから、八女筑後医師会等と協議調整し、災害時における医療救護活動に関する協定締結をするなどして、あらかじめ医療救護班を編成する。

県は、町の医療救護活動を応援・補完する立場から医療関係機関・団体と協議調整の上、医療救護活動に関する協定等により、あらかじめ医療救護班を編成する。

(1)　編成対象機関

八女筑後医師会、国立病院機構九州医療センター、日本赤十字社福岡県支部

(2)　編成基準

医療救護班の構成は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、事務職員、運転手等を含むものとし、各班の人数については災害の規模により適宜定める。

３　災害拠点病院等の整備

医療救護所では対応できない重症者等の救命医療を行うため、高度な診療を有する地域の中核的な救命医療施設を災害拠点病院として整備する。また、災害時に増加する医療ニーズに対応するため、県内の救急病院・診療所からも積極的な支援が得られるよう体制を整備する。

(1)　災害拠点病院

救命救急センターなど救急医療を担っている医療機関を、地域の災害拠点病院として二次医療圏毎に１か所以上整備する。

ただし、災害拠点病院に適合する医療機関がない医療圏にあっては、近隣の医療圏との相互補完により整備する。

また、災害拠点病院のうち県内１か所を基幹災害拠点病院として選定し、災害拠点病院の機能に加え、災害医療従事者等要員への訓練・研修を行う。

ア　機能

(ｱ)　被災重傷者の受入れ、特に重篤者に対する高度救命医療の実施

(ｲ)　重篤者等の被災地外への搬出を行う広域搬送への対応

(ｳ)　自己完結型の医療救護チームの派遣

※　自己完結型
医薬品や医療資機材のみならず、食糧、衣類、寝具等も持参し、医療救護活動を展開すること。

(ｴ)　ライフライン機能停止時の応急的な診療機能の確保等

イ　指定基準

災害時の救急医療活動に、積極的に協力する意志のある医療機関を指定する。

ウ　施設整備

災害拠点病院については、次のとおり施設等の整備及び機能強化を図る。

(ｱ)　情報収集、後方医療活動等に必要な通信設備

(ｲ)　医療救護班派遣のための救急医療用資機材、仮設テント等の装備

(ｳ)　患者受入れ等のためのヘリコプター離着陸場や簡易ベッド等の装備

(ｴ)　ライフライン機能停止時の応急的な診療機能の確保のための貯水槽、自家発電装置等の整備、医薬品・医療用材料、食糧の備蓄

(2)　救急病院・診療所

現行の救急医療体制を担う救急病院等において、災害時にも当該施設の機能に応じた被災者の収容、治療等が円滑に行えるよう体制を整備する。そのため、日頃から病院防災マニュアルの策定やこれに基づく自主訓練等を計画的に実施する。

(3)　町及び県は、災害拠点病院や救急病院・診療所の近隣の公園やグランド等を災害時における臨時ヘリコプター離着陸場として選定しておくとともに、災害拠点病院にヘリコプター離着陸場の整備促進を図る。

４　医療救護用資機材・医薬品等の整備

(1)　町は、救助工作車、救急車、照明車等の車両の整備、県及び町は、担架ベッド、応急仮設テント、緊急電源装置等の応急措置に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(2)　町・県及び日本赤十字社福岡県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

５　医療機関の災害対策

厚生労働省作成のモデルマニュアル（病院防災マニュアル）及び県作成の「災害時医療救護マニュアル」等を参考とし、各病院において災害対応マニュアルを作成する。

また、これに基づく自主訓練を行うなど、各病院レベルでの災害対策を講ずる。

６　医療機能の維持体制の整備

医療機関は、医療機能を維持するために必要となる水、電力、ガス等の安定的供給について関係業者と協議する。上水道施設等が被災した場合の応急措置及び緊急復旧については、必要な措置を講ずる。

第３　傷病者等搬送体制の整備

１　情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、後方医療機関及び消防本部は、広域災害・救急医療情報システムを活用する。また、後方医療機関と消防本部等の間における十分な情報連絡機能の確保を行う。

※　後方医療機関
　被災を免れた災害拠点病院、救急病院・診療所及び傷病者の治療、収容に協力可能な医療機関をいう。

２　搬送経路

消防本部は、災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、適切な後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

３　ヘリコプター搬送における医療機関との連絡体制の確立

県は、医療機関からの要請により、空路による広域搬送を必要とする場合、防災関係機関が保有するヘリコプターの要請を行う。そのため、あらかじめ、ヘリコプター離着陸場等を考慮した受入れ可能な医療機関との連絡体制を整備する。

４　効率的な出動・搬送体制の整備

災害時には、骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求される。このため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制の整備を推進する。

第４　広域的医療救護活動の調整

１　他県、国等への応援要請

県は、多くの負傷者が発生し、医療救護活動が円滑に実施できない場合、他県や国に対し、医療救護班や災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣及び傷病者の受入れを要請する。そのため、要請手続を定めるとともに、円滑な医療救護活動が実施できるよう移動手段の確保等について支援体制の構築を図る。

２　ＤＭＡＴ運用体制の整備

県は、災害急性期（災害発生から 48 時間以内）に災害現場へ迅速に出動し、活動できる災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の運用体制を整備する。

第５　災害医療に関する普及啓発、研修・訓練の実施

１　町民に対する普及啓発

町は、町民に対する救急蘇生法、止血法、骨折の手当法、トリアージの意義等災害時の医療的措置等についての普及啓発に努める。

※　トリアージ
　災害発生時において、限られた医療スタッフや医薬品・医療資機材等を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病者の治療を行い、一人でも多くの命を救うために傷病者を緊急度と重傷度によって分類し、治療や搬送の優先順位を決める。

２　災害医療に関する研修・訓練

(1)　災害時の医療従事者の役割、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等の医療面に焦点を当てた訓練を実施する。

(2)　災害時の医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、広域災害・救急医療情報システム等の情報伝達訓練を実施する。

(3)　防災訓練において大規模災害を想定した実践訓練を実施する。

(4)　基幹災害拠点病院による災害医療従事者等を対象とした研修、講習会を実施する。

第 24 節　避難行動要支援者安全確保体制整備計画

所管部署：住民課、福祉課、企画課、産業課、教育委員会、社会福祉協議会

要配慮者『高齢者（ひとり暮らし、寝たきり、認知症）、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、内部障がい者、難病患者、発達障がい者、高次脳機能障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等』は、災害時にはその行動等に多くの困難が伴う。また、避難生活は厳しい環境が予想され、様々な支援が必要となることから、平常時からこれらの要配慮者に配慮した防災対策を整備しておく必要がある。このため、社会福祉施設等の防災対策、在宅配慮者の支援体制づくり、防災知識の普及啓発、避難所の確保対策等を推進する。

第１　避難行動要支援者対策計画

近年の急速な高齢化、町民のライフスタイルの変化等に伴い、災害発生時には高齢者、傷病者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等、災害対応能力の弱い避難行動要支援者の犠牲が多くなる。

避難行動要支援者は、自力による避難が困難であったり、災害情報の伝達に考慮すべき点があることなどから、浸水や土砂災害の情報伝達や避難対策などが重要となる。

このため、男女のニーズの違い等にも十分配慮しつつ各種対策を実施し、災害時の避難行動要支援者の安全確保を図ることを定める。

第２　社会福祉施設等対策

１　社会福祉施設等の安全確保

社会福祉施設等の利用者の大半は、寝たきり高齢者、障がい者及び傷病者等のいわゆる「避難行動要支援者」であることから、施設の管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、土砂災害危険箇所等の立地条件を踏まえた対策を講ずる。

また、スプリンクラーについては、義務設置でない施設についても必要に応じ設置に努める。さらに、災害時において消防本部等への早期通報が可能な非常通報装置等の設置についても、促進を図る。

町は、土砂災害危険箇所等に存在する社会福祉施設等の保全のため、治山、砂防、地すべり、急傾斜等への対策事業を実施するとともに、施設管理者への周知、講習会の実施等に配慮する。

また、災害時の避難等で防災関係機関等の支援を受ける場合を想定し、施設において入所者のプライバシーに配慮しつつ、入所者の状態に応じた避難行動要支援者名簿を作成し、支援が円滑かつ的確に実施されるよう取組を推進する。

２　防災組織の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害の防止や、災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化する。また、必要に応じ、関係機関との連携の下に、施設相互間並びに地域住民、自主防災組織、消防団等との連携を図り、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。

３　防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員等が、防災に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等についての理解・関心を高めるための防災教育を実施する。災害時の切迫した状況下においても、適切な行動が取れるよう、あらかじめ災害時における避難行動計画を策定し、各々の施設の構造や利用者の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練や土砂災害危険箇所等の実情に即した防災訓練も実施する。

４　防災備品の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害に備え、食糧、生活必需品、防災資器材等の備蓄に努める。

第３　在宅者対策

１　防災知識の普及・啓発

町は、要配慮者及びその関係者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかける等、防災知識の普及・啓発に努める。

なお、防災訓練等の実施に当たっては、要配慮者等の実情に配慮するとともに、地域においても支援する体制の整備に努める。

２　避難誘導・救出・救護体制の確立

町は、要配慮者等を適切に避難誘導・救出・救護するため、平常時より行政区長や民生委員児童委員等福祉関係者との連携強化による実態把握に努め、避難行動要支援者名簿を整備する。また、地域住民、自主防災組織、八女警察署、消防団等の協力を得て、避難誘導・救出・救護及び安否情報等の把握・伝達体制の整備等を図る。

その際、避難行動要支援者のプライバシーに配慮するとともに、関係者との実効性のある連携ができるよう、地域の避難行動要支援者ネットワークの構築に向けた相互協力体制の整備を支援する。

また、より一層の防災知識の普及・啓発を図り、住民全体で防災に取り組む土壌の育成に努めるとともに、行政区等を中心とした自主防災組織の育成について促進を図る。

また、災害時におけるひとり暮らし高齢者等の安全を確保するため、必要に応じ緊急通報システム等の整備に努める。

３　的確な情報伝達活動

町は、避難行動要支援者等に対し正確かつ迅速に情報提供を行うため、対象者個々に適切な伝達手段を検討する。その中で、民生委員児童委員や地域住民等の連携による伝達など、多様な伝達手段についても協議する。

また、避難行動要支援者が避難所等で、適切で十分な災害情報を得られるよう情報基盤の整備並びに情報機器の整備に努める。

第４　外国人等に対する防災対策

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人等が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう防災知識の普及、防災教育や防災訓練への参加を促すとともに、地域全体で支援システムや救助体制の整備等に努める。

１　防災知識の普及啓発

町は、在住外国人に対して防災教育及び防災訓練への参加を推進するよう努める。

２　避難施設案内板の外国語併記等の推進

町は、避難所や避難路等の案内板について、外国人にもわかりやすいシンボル化や外国語の併記などを図るよう努める。

第５　避難行動要支援者支援の基礎づくり

１　地域ぐるみの支援体制づくり

(1)　支援組織の形成

避難行動要支援者に対する地域ぐるみの支援体制づくりのため、行政区長・民生委員児童委員等福祉関係者・福祉ボランティア団体等を中心に構成される支援組織の整備と活動推進を図る。

(2)　平常時の活動

支援組織は、平常時に次のような活動を実施する。

ア　避難行動要支援者に関する情報の収集と管理

イ　災害時の安否確認や情報伝達ができる仕組みづくり

ウ　防災マップに関する情報の収集と管理

エ　避難行動要支援者が居住する住宅の防災対策支援

(3)　災害発生時の活動

支援組織は、災害発生後に避難行動要支援者を支援する者（以下「避難支援者」という。）と連携し、避難行動要支援者の安否確認を行うほか、次のような活動を実施する。

なお、安否確認等が円滑に行われるためには、平常時から避難支援者同士が連絡を密にし、災害発生時の対応について打合せ等を行うことが不可欠である。

ア　支援組織は、地区の避難行動要支援者の安否確認等集約を行うとともに、町からの問い合わせ等への対応を行う。

イ　支援組織は、必要に応じて避難行動要支援者の避難所等への誘導、搬送の対応を行う。

(4)　地域内防災環境の点検・調査

災害発生時の混乱の中、避難・誘導は非常に困難を極めることが予想される。避難・誘導を円滑に行うには、避難支援者が中心になり、避難所の周辺及び経路について、目標物や危険物等を点検・調査し、改善していく取組が必要である。

併せて、避難支援者が点検・調査・改善した内容を防災マップにまとめることが望ましい。

(5) 支援組織及び避難行動支援等関係者の安全確保

町は地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行えるよう、避難支援関係者の安全確保に十分に配慮すること。また、避難支援等関係者は、自身と家族の安全を確保した上で、災害情報の伝達や的確な避難誘導を行うものとする。

２　避難行動要支援者名簿の作成・利用・提供

町は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。この名簿は地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿の記載又は記録事項

ア 氏名

イ 出生の年月日

ウ 男女の別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難の支援を必要とする事由

キ 要支援者を支援する地域の役職の方々・避難支援者

ク 名簿記載承諾日

ケ その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(2)　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち以下の要件に該当する者とする。

ア　高齢者

65 歳以上の一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯

イ　要介護認定者

介護保険の要介護 3～5 の認定を受けている者

ウ　障がい者

(ｱ)身体障害者手帳所持者（1・2 級（重度））

視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由

(ｲ)療育手帳所持者（A（重度・最重度））

エ　民生委員・児童委員が特に支援の必要を認めた者

(ｱ)難病、その他の疾病等により自力での避難判断・避難行動が困難と認められる者

(ｲ)家族等と同居しているが、当該家族等が就業等により不在となり、自力での避難判断・避難行動が困難と認められる者

オ　ア～エ要件に漏れた者が、自らの命を主体的に守る為に名簿掲載を求めた者、また、避難支援者からの掲載依頼があった者

(3) 情報の収集

ア　町長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

イ　町長は、避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認める時は、県知事その他の者に対し、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

ウ　避難行動要支援者情報の整備手順

福祉課は、関係各課と連携・協力し、「広川町災害時要援護者避難支援計画」に基づき、避難行動要支援者の対象者を要配慮者より把握する。その後、本人等に避難行動要支援者名簿への情報の登載と活用の同意を得て、行政区毎に名簿の整備を行う。

(4) 名簿情報の利用

ア　町長は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(5) 名簿情報の提供

ア　町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員法（昭和２３年法律第１９８号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和２６年法律第四４５号）第１０９条第１項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。事項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

イ　町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(6) 名簿情報を提供する場合における配慮

町長は、（4）により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(7)　秘密保持義務

（4）により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人の場合は、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(8)　避難行動要支援者名簿の配備先

作成された避難行動要支援者名簿は、福祉課で原本を保管し、行政区長、民生委員児童委員にあっては対象地域を、企画課・社会福祉協議会及び避難支援等関係者にあってはすべての避難行動要支援者名簿（写し）を配備する。

(9)　避難行動要支援者情報の更新等

避難行動要支援者名簿配備後、登載された情報について定期的に確認を行い、台帳の更新を行う。また、申出があれば台帳への登載を随時受付ける。

３　個人情報の厳格な管理

避難行動要支援者名簿には、要支援者についての個人情報が登載されており、管理・作成に当たっては、管理する者や利用目的の限定を図るなど、個人情報保護条例等を遵守した管理方法を講じ、避難行動要支援者のプライバシー保護に十分留意する。

４　支援体制

平常時には、社会福祉協議会等関係団体と町が連携し、避難行動要支援者に対する必要な情報伝達・避難支援等の体制整備を図る。

災害時には、災害対策本部との連携の下、避難行動要支援者に対する支援体制を整備するとともに消防団、自主防災組織等への情報伝達網を整備する。

また、避難行動要支援者名簿に記載された情報によっては、被災時に医療や福祉施設等関係機関との連携を図ることが必要になることから、それらの機関・団体と情報伝達のシステム整備を進める。

第６　帰宅困難者対策計画

本計画では、災害の発生時に様々な理由で帰宅できず、避難しなくてはならない帰宅困難者への対応について、実態を把握しどのような支援を実施するべきか検討するとともに、徒歩帰宅の支援、旅館等避難先の確保等について定める。

災害発生時の帰宅困難者に対し、関係防災機関と連携し、各種の対策を講ずる。

１　検討事項

(1)　情報の広域収集伝達体制の構築
(2)　広域的な通勤・通学者、観光客等の実態把握
(3)　事業所、通勤者等への啓発
(4)　徒歩帰宅行動時における支援対策
(5)　代替輸送手段
(6)　事業所、集客施設等における対策の推進

２　帰宅困難者の発生を想定した実施すべき訓練等

(1)　従業員や顧客の混乱防止・誘導訓練
(2)　情報の収集伝達訓練
(3)　安否の確認及び情報発信訓練
(4)　徒歩帰宅訓練

第７　集落の孤立化対策計画

大規模な災害による道路や通信の途絶等により孤立化するおそれのある集落については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置等、孤立化の未然防止を図る。万が一孤立化した場合には、被災状況の早期把握、住民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。そのため、町及び県、防災関係機関等が一体となった取組を推進することにより、地域住民の安全確保を図ることを定める。

１　孤立化のおそれのある集落の把握

町は、道路状況や通信手段の確保の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。

⑴　道路状況

ア　集落につながる道路等において迂回路がない。

イ　集落につながる道路等において冠水、落石、崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。

ウ　集落につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。

エ　土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。

⑵　通信手段

ア　空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。

イ　一般加入電話等有線通信以外の多様な通信手段が確保されていない。

第８　孤立化の未然防止対策

孤立化を未然に防止するため、町及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取り組み、対応を推進する。

また、孤立化対策に必要な施策を適切に進めるため、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。

町及び関係機関は、以下の事項等に留意して対策を図る。

１　町

⑴　孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（行政区長等）を災害情報連絡員として任命する等、災害発生時における防災情報提供体制の整備を検討する。
　また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。

⑵　町は、孤立化のおそれのある集落の災害情報連絡員に通信機器を配備しておく等、連絡手段の多様化を検討する。

⑶　孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（空き地、休耕田等）を選定・確保する。

２　電気通信事業者

孤立化のおそれのある集落において、一般加入電話を災害優先電話として指定するとともに、孤立化防止のための衛星固定電話及び衛星携帯電話の配置等について配慮する。

３　町及び道路管理者

孤立化のおそれのある集落については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。そのため、県と定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

第 25 節　災害ボランティアの活動環境等整備計画

所管部署：企画課、福祉課、社会福祉協議会

大規模な災害の発生時に、被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。そのため、平常時からボランティアの自立性を尊重しつつ、地域団体、ＮＰＯ等のボランティア団体との連携を密にするとともに、ボランティア活動支援やリーダーの育成、受入体制の整備などボランティアの活動環境等の整備に努める。

第１　災害ボランティアの役割と協働

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりとする。

１　生活支援に関する業務

(1)　被災者家屋等の清掃活動
(2)　現地災害ボランティアセンター運営の補助
(3)　避難所運営の補助
(4)　炊き出し、食糧等の配布
(5)　救援物資等の仕分け、輸送
(6)　高齢者、障がい者等の介護補助
(7)　被災者の話し相手・励まし
(8)　被災家屋からの災害廃棄物、ガレキ、土砂の撤去
(9)　その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）

２　専門的な知識を要する業務

(1)　救護所等での医療、看護
(2)　被災宅地の応急危険度判定
(3)　外国人のための通訳
(4)　被災者へのメンタルヘルスケア
(5)　高齢者、障がい者等への介護・支援
(6)　アマチュア無線等を利用した情報通信事務
(7)　公共土木施設の調査等
(8)　その他専門的な技術・知識が必要な業務

第２　災害ボランティアの受入体制の整備

１　町の役割

町は、災害ボランティアの受入体制づくりについて、社会福祉協議会等と連携し災害ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう、活動拠点や資機材等の活動環境の整備等の必要な支援に努める。

町防災計画においては、災害ボランティアの受入れに関する実施計画、災害ボランティアの受入体制の整備等（災害時における現地災害ボランティア本部（現地受入窓口）や連絡体制）について定める。

必要に応じ、本部運営マニュアルを作成するなど、災害ボランティアの円滑な受入れに努める。体制の整備についても検討する。

２　県災害ボランティア連絡会、社会福祉協議会の役割

県災害ボランティア連絡会は災害時におけるボランティアの支援活動を、効果的に実施することを目的とした団体である。また、社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。

災害時のボランティアの受入れは、両団体が中心となって、県レベル、町レベルの２段階の災害ボランティア本部が立ち上げられるよう、平常時から行政・関係団体等と連携し、次のような準備・取組を行う。

(1)　ボランティア受入拠点の整備

災害ボランティア本部の設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、災害ボランティアの受入手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を図る。

(2)　災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備

災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を目的とした関係機関（行政、日本赤十字社福岡県支部、福岡県ＮＰＯ・ボランティアセンター、ボランティア団体等）とのネットワークを構築する。

３　福岡県ＮＰＯ・ボランティアセンターの役割

災害時におけるボランティアに関する情報については、福岡県ＮＰＯ・ボランティアセンターホームページ上で随時発信する。

４　日本赤十字社福岡県支部の役割

日本赤十字社福岡県支部は、活動拠点の運営など、災害ボランティア活動の支援に努める。

第３　災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援

災害が発生したらボランティアが直ぐに活動できるように、被災者・地域住民・行政機関と災害ボランティアを的確に結びつけるための調整役及びボランティア本部の運営役として、平常時から災害ボランティアリーダー・コーディネーターの養成を行う。

１　町は、社会福祉協議会と連携し、講習会・防災訓練を通じて、それぞれの地域における災害ボランティアリーダー等の育成・支援に努める。

２　社会福祉協議会は、災害ボランティアリーダー等の育成・活動マニュアルの作成など、災害ボランティアの育成・支援に努める。

３　日本赤十字社福岡県支部は、講習会の開催・講師の派遣・災害時における各種マニュアルの作成などを行い、災害ボランティアの育成・支援に努める。

４　町及び県は、災害ボランティア活動中の事故や賠償事故の補償に効果のあるボランティア保険の普及啓発に努める。

第 26 節　災害備蓄物資等整備・供給計画

所管部署：企画課、住民課、福祉課、環境課、産業課

災害発生直後の被災者の生活を確保し、人心の安定を図るためには、迅速な救援活動が非常に重要となる。なかでも食糧・飲料水の供給は、被災者の生命維持を図る上で最も重要な対策であり、また、生活必需品等の確保についても重要な対策となる。

第１　共通方針

１　町及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立地区等の地理的条件等を踏まえ、必要とされる食糧、生活必需品、非常用電源及びその他の物資について、あらかじめ備蓄し供給体制を整備する。

また、備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等、様々な状況を想定し決定する。さらに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備にも努める。

２　町、県及び関係機関は、第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」第 24 節「給水計画」、第 25 節「食糧供給計画」、第 26 節「生活必需品等供給計画」に示す活動方法・内容に習熟する。

第２　給水体制の整備

１　趣旨

災害時は、停電等による浄水施設等の停止により、上水道水の汚染や断水が予想される。そのため、町及び上水道事業者は、平常時から被災時の給水の確保や、復旧のための体制について整備しておく必要がある。

２　補給水利等の把握

町及び上水道事業者は、災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から施設の現況把握に努める。また、被災時の応急飲料水を確保するため、地下水や涌水等の緊急水源の確保、配水池等構造物への緊急遮断弁の設置や耐震性貯水槽等の整備等を計画的に進める。

３　給水用資機材の確保

町及び上水道事業者は、災害時に必要な給水タンクや給水容器類及び応急給水用の給配水管等を準備しておく。給水容器の借上や輸送等については、関係機関との間に災害時における協定を締結し、飲料水等の確保を図る。

４　応急飲料水の確保

ア　計画方針

災害時において、被災者１人当たり１日３リットル以上の飲料水を確保できるよう、利用可能な地下水（井戸）の選定・検査を行う。

イ　整備項目

(ｱ)　各自治会毎に利用可能な地下水（井戸）の選定を行い、水質検査を実施

(ｲ)　検査結果により、災害時利用可能水源（飲料水用）として 設定

５　危機管理体制の整備

町及び上水道事業者は、被災時における上水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水活動体制等の整備に努める。

６　上水道施設の応急復旧体制の整備

町及び上水道事業者は、上水道施設を速やかに復旧して飲料水を確保するため、管工事事業所との間において災害時における協定を締結する。

７　災害時への備えに関する啓発・広報

町及び上水道事業者は、災害に備えた対策や災害時対策の諸活動について、一般家庭や事業所に対して、事前に周知・広報する。

また、平常時から３日分（３ﾘｯﾄﾙ／人・日）以上の飲料水の備蓄や飲料水以外の生活用水の確保等に関する啓発や情報の提供を行う。

第３　食糧供給体制の整備

１　趣旨

町、県及び関係機関は、災害により日常の食事に支障を生じた者等に対し、炊き出しその他による食糧の供給体制を整備する。

この場合、災害により混乱・途絶した市場流通がある程度回復するまでの間の食糧を、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等により円滑に確保できる体制を整備しておく。

２　給食用施設・資機材の整備

町は、野外炊飯に備えて炊飯器具を避難所等に整備できるよう備蓄を推進する。

３　食糧の備蓄

町は、食糧の備蓄に当たり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、食糧の供給途絶が生命に係わる可能性のある高齢者、乳幼児及びアレルギー体質者等食事療法を要する者等に特に配慮する。

４　災害時民間協力体制の整備

(1)　関係業者と災害時の協力協定締結の推進

町及び県は、食糧関係業者（弁当等）との災害時の協力協定締結を推進する。

この場合、協定内容は原則として、食糧の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

(2)　農業団体と災害時の協力協定締結の推進

町及び県は、農業団体との災害時の協力協定締結を推進する。

(3)　ＬＰガス業者等との協力体制の整備

ア　避難所等へのＬＰガスの供給体制の構築

町及び県は、避難所等へのＬＰガス及びガス器具の供給等について、（社）福岡県ＬＰガス協会やＬＰガス事業者との間で協力体制を構築する。

イ　給食施設等の応急復旧体制の整備

町及び県は、被害を受けた学校給食施設等の応急復旧及び炊飯施設の仮設について、ＬＰガス事業者との間で協力体制を整備する。

５　自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上

(1)　町及び県は、住民及び事業所等に対し、最低２～３日分の食糧の自主的確保を指導する。

(2)　町及び県は、在宅の要配慮者への地域住民による食糧配送等、地域住民相互の協力意識を醸成する。

第４　生活必需品等供給体制の整備

１　趣旨

災害時には、生活上必要な被服、寝具その他日常用品等をそう失又はき損することが予想される。このような場合には、日常生活を営むことが困難となった者に対し、直ちに生活用品等を給与又は貸与する必要がある。

そのため、町及び県は、災害により混乱・途絶した市場流通がある程度回復するまでの間の必要物資を、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等により円滑に確保できる体制を整備しておく。

２　生活物資の備蓄

(1)　町の備蓄推進

町は、生活必需品の備蓄に当たり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、生活物資の不足による影響が特に懸念される高齢者や女性・乳幼児等の要配慮者を重視することが必要なことから、品目の選定については特に配慮する。

(2)　町民の備蓄推進

町民は、大規模災害発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、３日分相当の生活必需品等を備蓄するよう努める。また、事業所内においても最低３日間は従業員が待機できるように、その分の水や食糧などを企業備蓄し、従業員に無理な帰宅指示を出すことがないように努める。

３　災害時民間協力体制の整備

町及び県は、生活物資等関係業者との災害時の協力協定締結を推進する。

この場合、協定内容は原則として、生活物資等の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

４　自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上

(1)　町及び県は、住民及び事業所等に対し、３日分相当の生活必需品等の自主的確保を指導する。

(2)　町及び県は、在宅の要配慮者への地域住民による生活物資の配送等、地域住民相互の協力意識を醸成する。

第５　医薬品等の供給体制の整備

大規模災害時における初動救護医療のための医薬品等を備蓄するとともに、その後の救護医療に必要な医薬品等の供給体制の確保を行う。

第６　血液製剤確保体制の確立

町及び県は、災害時における血液の不足に備え、献血促進について町民への普及啓発を図る。

第７　機材供給体制の整備

１　趣旨

災害時には、ライフラインの被害等により、避難所や現地対策本部等で発電機や仮設トイレ、その他機材が必要となる。このため、町及び県は、迅速な供給ができるよう、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等により円滑に確保できる体制を整備しておく。

２　機材の備蓄

町は、機材の備蓄に当たり、地域の実情を勘案するほか、高齢者や障がい者、女性等にも配慮した備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

３　災害時民間協力体制の整備

町及び県は、レンタル機材業者との災害時の協力協定締結を推進する。
この場合、協定内容は原則として、機材等の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

第８　義援物資の受入体制の整備

町及び県は、小口・混載の義援物資は県及び被災した町の負担となることから、受け入れる義援物資は原則として企業等からの大口のみとするとともに、これら被災地支援に関する知識を整理し、その普及及び内容の周知に努めるものとする。災害時に被災者が必要とする物資の内容を把握するとともに、迅速かつ的確に被災者へ供給できるよう、受入体制の整備、例外的に個人等からの義援物資を受け入れる場合の受け入れ方法及び確保した義援物資の配送方法の確立に努める。また、大規模災害発生時に全国から送られてくる義援物資の配分、輸送、在庫管理に災害対策本部等が忙殺されることがないよう、集積拠点の確保や迅速・的確な供給体制について、運送会社等との協定を活用し、あらかじめ整備しておくものとする

第 27 節　住宅の確保体制整備計画

所管部署：建設課

町及び県は、被災者に対して応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておく。

第１　空家住宅の確保体制の整備

町及び県は、公営住宅並びに民間の賃貸住宅等の空家状況を把握し、災害時における被災者への迅速な提供に努める。

第２　応急仮設住宅の供給体制等の整備

１　町は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、建設可能な用地をあらかじめ把握するなど、供給体制の整備に努める。

２　県は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関し、供給可能量の把握に努める。また、平成７年３月に（社）プレハブ建築協会と締結した、災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定により、災害時における資機材の供給に備える。

第 28 節　保健衛生・防疫体制整備計画

所管部署：福祉課、産業課、環境課、教育委員会

災害の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するための保健衛生・防疫体制を整備する。

第１　保健衛生・防疫活動要領への習熟

町、県及び関係機関は、第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」第 29 節「防疫対策計画」第 30 節「保健計画」に示す活動方法・内容に習熟するとともに、保健師や動物愛護に従事する職員等の資質の向上のため、研修等を行う。

第２　防疫用薬剤及び器具の備蓄

町及び県は、災害時において、調達が困難になることが予想される防疫用薬剤及び資機材等について、調達方法を把握するなど平時からその確保に努める。

第３　学校における環境衛生の確保

校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保及び井戸の汚染防止等に必要な処置を行うものとする。また、児童・生徒に対し常に災害時における衛生について、十分周知せしめるよう指導する。

第４　家畜防疫への習熟

町及び関係機関は、第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」第 29 節「防疫対策計画」に示す活動方法・内容について習熟する。

第 29 節　ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制整備計画

所管部署：環境課

本計画では、災害時における被災地域のごみ処理、し尿、災害廃棄物処理等の環境衛生について定める。

第１　ごみ処理体制の整備

１　趣旨

災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ（以下、「ごみ」という。）を適正に処理する体制を整備する。

２　ごみ処理要領への習熟と体制の整備

町及び県は、第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」第 37 節「ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画」に示されたごみ処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

３　ごみの仮置場の選定

災害時におけるごみの仮置場の選定を行う。選定の基準は以下のとおりとする。

(1)　他の応急対策活動に支障のないこと。

(2)　環境衛生に支障がないこと。

(3)　搬入に便利なこと。

(4)　分別、中間処理、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

第２　し尿処理体制の整備

１　趣旨

災害に発生するし尿を適正に処理する体制を整備する。

２　し尿処理要領への習熟と体制の整備

町及び県は、第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」第 37 節「ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画」に示されたし尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

３　災害用仮設トイレの整備

町は、発災時に避難所・住宅地内でトイレの使用ができない地域に仮設トイレを配備できるよう、保有する建設業・レンタル業者・建設機械リース業協会等と協力関係を整備する。

第３　災害廃棄物処理体制の整備

１　趣旨

災害による建物の消失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下、「災害廃棄物」という。）を適正に処理する体制を整備する。

２　災害廃棄物の処理要領への習熟と体制の整備

町及び県は、第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」第 37 節「ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画」に示された災害廃棄物処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

３　災害廃棄物の仮置場の選定

短期間での災害廃棄物の分別、最終処分が困難な場合を想定し、以下の点に留意して、災害廃棄物の仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。

⑴　他の応急対策活動に支障のないこと。

⑵　環境衛生に支障がないこと。

⑶　搬入に便利なこと。

⑷　分別、中間処理、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

４　応援協力体制の整備

町は、災害廃棄物処理の応援を求める相手方（建設業者、各種団体）については、あらかじめその応援能力について十分調査し、処理計画の中に組入れるとともに、協力体制を整えておく。

第 30 節　農業災害予防計画

所管部署：産業課

町、県及び防災関係機関は、暴風、豪雨等による農作物等への災害を未然に防止するため、所要の予防措置を講ずる。

１　潅漑、排水設備の維持管理

(1)　潅漑設備

水害等による井堰、ため池及び揚水施設並びにこれの附属施設の流失、欠損を防止するため、それぞれの施設の管理人をその観察に従事させ、農作物の被害又はその誘因とならないように努める。

(2)　排水設備

河川等に設置する樋門及び附属施設の水害等による破損を防止するための管理を十分に行い、農作物の被害又はその誘因とならないように努める。

(3)　農作物災害予防対策

予防対策については、筑後農林事務所、八女普及指導センター、南筑後保健福祉環境事務所と常に綿密な連絡をとり、万全を期す。

第 31 節　危険物等災害予防計画

所管部署：企画課、消防本部

危険物による災害を防止するため、保安教育の徹底、規制の強化、自衛消防組織の強化促進、化学消防資機材の整備、輸送その他の自主保安体制の整備等、保安体制の強化を促進することを定める。

第１　危険物災害予防対策

１　保安教育

消防本部は、県とともに事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

２　規制の強化

消防本部は、県とともに、危険物施設に対し、次の事項を重点に立入検査等を適時実施し、災害の発生と拡大の防止を図る。

(1)　危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理についての検査の強化

(2)　危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化

(3)　危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導の強化

(4)　地震動等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

３　屋外タンク貯蔵所等からの流出油事故対策

消防本部は、県とともに、液体危険物を貯蔵する屋外貯蔵タンク等については、不等沈下の防止及び漏洩事故などの防止を図るよう指導する。

また、危険物の流出事故が発生した場合、敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講ずるよう指導する。

４　自衛消防組織の強化促進

事業者は、自衛消防組織の強化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、自衛消防力の連携により災害対策の確立を図る。

第２　高圧ガス及び火薬類災害予防対策

消防本部は、県とともに高圧ガス及び火薬類による災害を防止するため、保安教育の徹底、規制の強化、輸送その他の自主保安体制の整備等、保安体制の強化促進を図る。

第３　複合災害予防対策

複合災害を防止するため、施設管理の適正化、保安教育の徹底、規制の強化、化学消防資機材の整備、応急措置体制の確立等保安体制の強化促進を図る。

第４　毒物・劇物災害予防対策

毒物又は劇物を取り扱う者は、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）により、これらを飛散、漏洩等させないよう措置を講じなければならないとされている。

町・消防本部は、県と協力し、災害に起因する毒劇物流出等を防ぐため、毒劇物の製造所、販売所、メッキ工場等業務上毒劇物を取扱う施設などの把握に努めるとともに、毒劇物の管理の徹底等の指導を図る。

第５　放射性物質災害予防対策

放射性同位元素に係わる施設の設置者は、放射線障害を防止するため、放射線同位元素の維持管理の適正化、保安教育の強化等、指導体制及び保安体制の確立を図るものとする。

第 32 節　台風竜巻等風害予防計画

所管部署：企画課、消防本部

暴風・突風・強風等の自然災害から町域を保全し、町民の生命・身体・財産を保護するため、竜巻等突風発生の仕組みを理解し、気象情報を竜巻発生の早期把握に利用し、突発的かつ局地的な被害にいち早く対応することのできる初動体制の整備等竜巻災害固有の特性に着目した防災対策を図る。

第１　風害対策

１　近年の発生状況

日本国内では、年平均約20個以上の竜巻が発生しており、近年死者が発生した又は負傷者100人以上及び県内の竜巻被害は下表のとおりである。

年月日	被害地	人的被害	住家被害	藤田スケール
H11.9.24	愛知県豊橋市	死者 0 人,負傷 415 人	全壊 40 棟,半壊 309 棟	F3
H18.9.17	宮崎県延岡市	死者 3 人,負傷者 143 人	全壊 79 棟,半壊 348 棟	F2
H18.11.7	北海道佐呂間町	死者 9 人,負傷者 31 人	全壊 7 棟,半壊 7 棟	F3
H23.11.18	鹿児島県徳之島町	死者 3 人,負傷者 0 人	全壊 1 棟,半壊 0 棟	F2
H23.8.21	**福岡県福岡市**	**死者 0 人,負傷者 1 人**	**全壊 0 棟,半壊 0 棟**	**F1**
H23.8.21	**福岡県久留米市**	**死者 0 人,負傷者 1 人**	**全壊 0 棟,半壊 0 棟**	**F0**
H24.5.6	茨城県つくば市等	死者 3 人,負傷者 59 人	全壊 89 棟,半壊 197 棟	F3等

【※藤田スケール…1971 年にシカゴ大学の藤田哲也博士により考案された風速の値】

２　台風、竜巻等の種類と特性

「竜巻などの激しい突風」とは、積乱雲に伴って発生する「竜巻」、「ダウンバースト」、「ガストフロント」による激しい突風の総称である。風害について発生状況、主な原因等を上げると概ね下表のとおりとなる。

	災害の種類	発生状況等	主な種類
風害	共　通	強い風の影響による飛来物による被害、建物の損壊、樹木の倒壊	
	暴　風 強　風	風の影響は原因である熱帯低気圧の移動に伴い、広域（数百～数千 km）に及ぶ。フェーン現象による火災延焼が発生することがある。	台風（最大風速が約 17m/s（34 ノット）以上の熱帯低気圧）等強い低気圧の通過
	突　風	風の影響は局地的な範囲（数十 m～数十 km）に留まり、発生時間も数分から数十分と短い。前兆として黒く厚い雲、雷、強い雨を伴い、ひょうが降ることもある。	竜巻、ダウンバースト、ガストフロント（寒気の流入等によって生じる積乱雲に伴い発生）
		粉塵が舞い上がる程度で、被害発生には至らない場合がほとんどであるが、稀にテントの飛散やビニールハウスの損傷等の軽微な被害を及ぼすことがある。	じん旋風（主に晴天時に地表付近で温められた空気の上昇により発生）

３　突風の種類と特性

竜巻、ダウンバースト、ガスフロントそれぞれの特徴

	竜巻	ダウンバースト	ガスフロント
現れ方	・回転を伴う突風 ・１か所での突風の継続時間は短い ・雲の底から地上に伸びる漏斗状の雲や、砂塵や飛散物等で地上の付近の渦が目撃される場合がある	・発散性の突風 ・１か所では突風の継続時間は短い ・強雨やひょうを伴うことが多い	・ほぼ一定の突風 ・１か所での突風の継続時間は比較的長い（数分から数十分） ・降水を伴うこともある
被害分布	・綿状または帯状	・円や楕円形など広がりを持つ	・形は明瞭ではなく広がりを持つ ・点在する場合もある
一地点での気温や気圧、風の 変化	・気圧のV字状の急降下 ・渦の通過を示す風向の変化、風速の急変	・露点温度（水蒸気を含む空気を冷却したとき、凝固が始まる温度）がV字状の下降する場合がある ・気温や気圧は、上がる場合も下がる場合もある ・比較的継続時間が短い ・ほぼ一定の風向	・気温の急降下 ・気圧の急上昇 ・風速の急増とその後の緩やかな減少、風向の急変
音や体感	・「ゴー」というジェット機のような轟音が、突風の前後に聞こえる ・気圧の変化で耳に異常を感じる	・音は特にないか、風切り音などが突風とほぼ同時に聞こえる	・音は特にないか、風切り音などが突風とほぼ同時に聞こえる
発生概要図	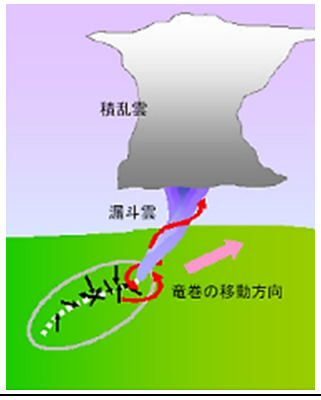	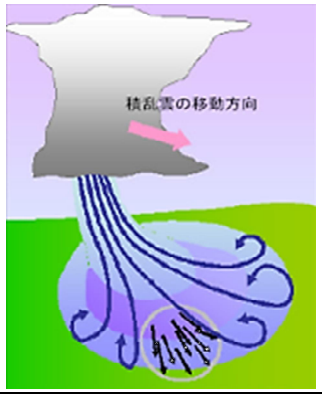	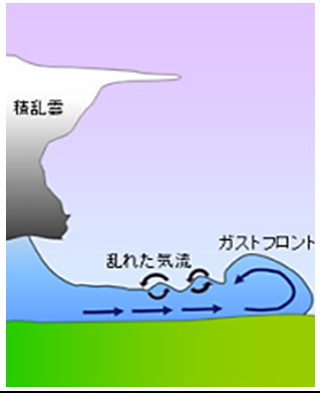

第２　竜巻発生に関する予測・観測体制

１　竜巻に関する気象情報

竜巻等の激しい突風に関する現行の気象情報として、発生の可能性に応じて次のとおり段階的に気象庁（県内に関する情報については福岡管区気象台）が発表している。

(1)　福岡県の気象に関する情報

低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～１日程度前に発表され、特に「竜巻等の激しい突風のおそれ」と明記して注意喚起される。

(2)　雷注意報

積乱雲に伴う落雷、ひょう、急な強い雨、突風等の激しい現象の発生により被害が予想される数時間前に発表され、特に「竜巻」と明記して特段の注意喚起がなされる。

(3)　竜巻注意情報

今まさに竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された段階で、県全域を対象として発表される。

(4)　竜巻発生確度ナウキャスト

今まさに竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況となった段階で、10km四方の格子単位の分布図で発表される。

２　竜巻注意情報について

竜巻注意情報は、気象ドップラーレーダーによる観測などから竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になり、竜巻等の発生に注意が必要であると判断されたときに、福岡管区気象台が県全域を対象として発表する。竜巻などの激しい突風の発生しやすい状況は長時間継続しないことが多いことから、竜巻注意情報では発表から１時間の有効時間を設けている。なお、注意すべき状況が続く場合には、更に１時間を有効期限として竜巻注意情報を継続して発表する。この情報は、気象庁の防災情報提供システムで県及び同システムを導入している地方公共団体に伝達されるとともに、全国瞬時警報システム「J-ALERT」によって消防庁を経由して県内全自治体に伝達される。また、気象庁ホームページにも掲載される。

（気象庁ホームページ　http://www.jma.go.jp/jma/kishou/fukyu_portal/index.html）

３　竜巻注意情報の精度

竜巻等の激しい突風は、台風等に比べると非常に規模が小さく稀にしか発生しない現象であるため、最新の技術を用いても予想が難しく、通常の天気予報等と比べると竜巻注意情報の精度は低い。このため、竜巻注意報の制度は通常の天気予報などと比べて低く、これまでのところ的中率は概ね5%程度、補足率は30%程度となっている。

４　竜巻発生確度ナウキャスト

竜巻発生確度ナウキャストは、気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風の発生する可能性のある地域を１０km四方の格子単位で表し、発生時点とその１時間先までの移動予想を１０分刻みで行うものである。また、時々刻々と変化する状況に追随できるよう、平常時も含めて１０分毎に最新の情報に更新される。

第３　竜巻災害対策について

１　町が行う竜巻災害対策

(1)　局所的災害についての即報体制の整備（予防対策）

竜巻等のように発生の把握が困難である、局所的かつ突発的な自然災害に対しても、迅速な情報把握ができるよう県や消防、警察との連絡体制を整備する。

また、休日や閉庁時間帯においても初動の遅れが無いよう留意する。

(2)　その他の予防対策

竜巻災害固有の特性、対策を念頭に置きながら、台風や大雨に準じて実施する。

(3)　局所的災害についての即報の実施（応急対策）

竜巻等の局所的かつ突発的な自然災害が発生した場合は、その被害を迅速に県に報告する。また、休日や閉庁時間帯においても遅れが無いよう留意する。

(4)　その他の応急対策

竜巻災害固有の特性、対策を念頭に置きながら、台風や大雨に準じて実施する。

２　町民が行う竜巻災害対策

竜巻が間近に迫った場合には、すぐに身を守るための行動をとり、飛散物から身を守ることを考えた行動をとることが必要となる。「自らの身は自ら守る」という「自助」の精神に基づき、竜巻等の激しい突風（以下「竜巻等」という。）による災害に備えて、平常時から次に揚げる行動を心がける。

(1)　竜巻等に関する気象情報に留意する。

(2)　竜巻注意情報が発表されたら、周囲の空の様子を見て積乱雲が近づいている兆候がないか確認する。

兆候）　・真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
・大粒の雨やひょうが降り出す。

(3)　積乱雲が近づいている兆候が見られたときは、「生命・身体を守るための行動」の準備をする。

(4)　竜巻等が間近に迫ったときは、直ちに「生命・身体を守るための行動」を実践する。特に、人が大勢集まる屋外行事や、高所作業のように避難に時間がかかること予想される場合には、早めの避難を心がける。※竜巻等から生命・身体を守るための行動

（住宅内にいる場合）

・雨戸、シャッターを閉め、カーテンを引く。

・窓から離れる。

・地下室か最下階へ移動する。

・できるだけ家の中心部に近い、窓の無い部屋へ移動する。

・丈夫な机やテーブルの下に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。

（オフィスビル・病院等にいる場合）

・窓のない部屋や廊下等へ移動する。ガラスのある場所から離れる。

・ビルの内部の階段室も避難場所となる。その際、可能であれば下の階に移動する。

・丈夫な机やテーブルの下に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。

・エレベーターは停止するおそれがあるので乗らない。

（外にいる場合）

・近くの丈夫な建物に避難する。

・そのような建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。

・物置や車庫・プレハブの中や電柱や太い木、橋や陸橋の下などは倒壊の可能性が高く危険なので、避難場所としては避ける。

・上記に比べれば自動車の中の方が安全ではあるが、強い竜巻等の場合は飛ばされるおそれがあるので、頭を抱えてうずくまる姿勢をとることが必要である。

第 33 節　複合災害予防計画

所管部署：全　　課

町、県、国及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生する可能性を認識し、備えを充実するものとする。

第１　職員・資器材の投入判断

町、県、国及び防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資器材の投入判断を行うものとする。また、複合災害が発生する可能性が高い場合、外部からの支援を早期に要請するものとする。

第２　訓練の実施

町、県、国及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第２編　風水害対策編
第２章　風水害応急対策計画

第１節　総　則

所管部署：各　　課

この計画は、風水害等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、災害を防除し、又は応急的措置等、被害の拡大を防止するために、町が防災関係機関の協力を得て行うべき措置について定める。特に、発災当初の７２時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。なお、災害応急対策実施責任機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分配慮するものとする。

第２節　組織計画

この計画は町の防災組織体制を明らかにし、風水害等災害応急対策の遂行に支障のないよう措置することを目的とする。

１　災害対策組織

(1)　町防災会議

①　編成

広川町防災会議条例（昭和４５年条例第１５号）第３条に定めるところによる。

②　運営

広川町防災会議運営規程（昭和４５年規程第４号）に定めるところによる。

(2)　町災害警戒本部

企画課長は、次の基準に基づき警戒活動の必要があると認める場合は、必要な職員を配備し、災害警戒本部を設置する。企画課長の判断を仰ぐことができない場合は、建設課長・産業課長・生涯学習課長の順でこれを行う。

①　設置基準

・気象警報が発表され、暴風、降雨、河川の水位の状況により警戒が必要になったとき

・比較的軽微な規模の災害が発生したとき

・局地的な災害が発生したとき

②　活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

・気象情報等の収集・伝達

・水害、土砂災害等に対する警戒活動

・町域の被害情報の収集

・県及び関係機関への被害状況の伝達

・住民への気象情報等の伝達

③　災害警戒本部の廃止等

企画課長は、予想された災害の危険が解消したと認められる場合、災害警戒本部を廃止する。また、災害が拡大したとき、もしくは拡大のおそれがある場合、町長の判断により災害対策本部へ移行する。

(3)　町災害対策本部

①　設置基準

町長は、次の場合で必要と認めるときは、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。（126Ｐ組織図の定める編成による。）

・全庁的な警戒体制が必要になったとき
・相当規模の災害が発生したとき
・災害の規模が相当に拡大するおそれのあるとき
・大規模な災害が発生したとき
・航空機事故など重大な事故が発生したとき

②　本部の設置場所

・本部は役場庁舎内に置く。
・本部を設置したときは、町役場正面玄関及び本部室前に「広川町災害対策本部」等の標識を掲示する。
・町役場が建物損壊等により本部機能を全うできない場合、本部長（町長）の判断により、保健福祉センター等その他の公共施設に本部を移設する。

③　現地災害対策本部

・被災地付近において応急活動拠点を設置する必要が生じた場合、現地災害対策本部を設置する。
・現地災害対策本部の責任者は、副本部長とする。
・現地災害対策本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整を行う。

④　本部の廃止

本部長（町長）は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、もしくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき、本部を廃止する。総務財政班長は、本部を設置又は廃止したときは、次のとおり通知・公表を行う。

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各班	庁内放送・無線・一般電話・メール配信等
防災関係機関	無線・一般電話
地域住民	防災行政無線放送・広報車・メール配信・ＳＮＳ配信・報道機関を通じて公表
報道機関	一般電話・口頭又は文書等

⑤　災害対策本部の運営

ア　設置、指揮の権限

町長は、災害対策本部の設置及び指揮を行うが、町長の判断を仰ぐことができない場合は、次のとおりとする。この場合において、代理で意思決定を行った者は、可及的速やかに所定の意思決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。

第１順位 副町長　第２順位 政策監　第３順位 教育長　第４順位 企画課長

イ　本部の組織

本部の組織及び役割は、次のとおりである。

本部長	町長	本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	副町長、政策監、教育長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部付	広川消防署長、消防団長	本部長と連携し、町の応急対策活動に協力する。
統括指揮	企画課長	本部長の命を受け、本部の指揮に従事する。
本部員	課(局・次)長	本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
班　長	本部長が指名	本部長の命を受け、班の事務を処理する。
班に属すべき職員	本部長が定める	上司の命を受け、災害対策事務に従事する。

ウ　本部会議

本部長は、本部会議を開催し、災害応急対策の基本方針の決定や各班の連絡・調整を行う。

本部会議の開催時期	○　本部設置後 ○　その他本部長が必要と認めた場合
本部会議の構成員	○　本部長（町長） ○　副本部長（副町長、政策監、教育長） ○　本部員（各班長） ○　その他本部長が指名する職員
事務局	○　総務財政班（企画課）
報告事項	○　各班の配備体制 ○　緊急措置事項

協　議　事　項	○　被害状況の把握 ○　応急対策に関すること ○　本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること ○　自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援の要請に関すること ○　避難情報、警戒区域の指定に関すること ○　救助法の適用に関すること ○　激甚災害の指定に関すること ○　町民向け緊急声明の発表に関すること ○　応急対策に要する予算及び資金に関すること ○　国、県等への要望及び陳情等に関すること ○　その他災害対策の重要事項に関すること

エ　防災関係機関連絡室の設置

本部長は、必要に応じ関係機関で構成する災害対応連絡室を庁舎内等に設置し、本部との連携を図る。

オ　事務分掌

本部の事務分掌は、第３節第７「災害対策本部の所掌事務」のとおりであるが、被害の状況に応じて柔軟な対応をとるため、本部長の命により変更されることがある。なお、本部の事務分掌は、災害の推移に応じて、次の3段階に区分する。

区　　分		主な事務分掌
1段階	初期活動事務分掌 （災害発生から1日程度）	○混乱の中で本部を設置し、被災者の救出活動、応急医療介護、避難所の開設、消火活動等対応を全力で行う活動
2段階	応急活動期事務分掌 （2日目から1週間程度）	○避難所の生活確保、施設の応急復旧など応急対策活動
3段階	復旧活動期事務分掌 （概ね1週間経過後）	○復旧に向けた活動、通常の事務活動と並行して行う事務活動

第３節　組織動員計画

所管部署：各班

町内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、国・県・防災関係機関及び町民は一致協力して、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる事が大変重要な役割となる。このため、応急対策活動の実施に必要な計画を定め、万全を期するものとする。

第１　主旨

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、応急対策を迅速かつ的確に行うため、必要な職員を配備し、その活動体制を確立することを定める。

災害対策活動においては、発生した災害に対して特別の組織を編成するので、各職員は、各自の役割を十分に理解するとともに、災害対策活動全体の流れについて、下記を含めてその概要を熟知しておく責務がある。

○　災害対策本部設置基準については、全職員が認識する。

○　意思決定者不在時の対応を明確にする。

○　災害対策本部が庁舎内に設置できない場合には、その代替設置を的確に行うこととする。

１　関係法律との関係

基本法第 10 条に定められたとおり、他の法律に特別の定めがある場合を除き、当該法律に基づいて処理する。なお、災害応急対策を総合的かつ計画的に処理するため、この計画に基づいてその運用を図る。

２　相互協力

基本法第５条（市町村の責務）、第６条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第７条（住民等の責務）及び第 54 条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を負う。

この計画の運用に当たっても、関係機関はもとより公共的団体及び住民個人を含め相互協力の下に処理するものとし、関係機関及び関係者は確実に各々に課せられた責務を果たすこととする。

第２　配備体制

１　配備体制の設置基準

災害警戒本部及び災害対策本部は、災害種別に下記の基準によって設置する。

なお、災害警戒本部総括責任者は、企画課長とする。企画課長が不在の時は、建設課長、産業課長、生涯学習課長の順で代行する。

■ 配備基準（風水害等）

本部	配備	配備基準	主な活動	配備職員等
災害警戒本部	風水害等 第１配備体制	○気象情報が発表され、暴風、降雨、河川の水位の状況により、警戒が必要になったとき。	○災害情報 収集、伝達	企画課、建設課 各１名以上 産業課（ダム管理） ２名以上 管理職２名
	風水害等 第２配備体制	○比較的軽微な規模の災害が発生したとき ○局所的な災害が発生したとき ○広川町避難情報発令基準に基づき、河川の水位が「高齢者等避難」発令基準に達した時	○災害情報の 収集、伝達 ○災害の注意警戒 ○避難所の開設	防災担当職員 主な災害 対策関係職員
災害対策本部	風水害等 第３配備体制	○全庁的な警戒体制が必要になったとき ○相当規模の災害が発生したとき ○災害の規模が相当に拡大する恐れのあるとき ○広川町避難情報発令基準に基づき、河川の水位が「避難指示」発令基準に達した時	○局地的な応急対策活動（災害情報の収集、伝達、負傷者等の救出救護、災害広報等） ○避難所の開設	職員の 1/2 以上
	風水害等 第４配備体制	○大規模の災害が発生したとき ○航空機事故など重大な事故が発生したとき	○町の組織及び機能の全てによる応急対策活動 ○避難所の開設	全職員

○職員の配置状況　（配備職員名簿を作成し、出動者を特定しておく。

平常時の課名	災害警戒本部体制		災害対策本部体制	
	風水害等 第１配備 （準備体制）	風水害等 第２配備 （警戒体制）	風水害等 第３配備 （救助体制）	風水害等 第４配備 （非常体制）
企画課	１名	２名	５名	全職員
総務課		１名	５名	
議会事務局			１名	
建設課	１名	１名	５名	
環境課		１名	４名	
産業課	２名	３名	５名	
福祉課		１名	４名	
住民課			５名	
税務会計課			６名	
子ども課		１名	５名	
生涯学習課		１名	３名	
本部班作業員		１２名	１２名	
避難所開設員		６名	６名	
計	４名	２９名	６６名	

	災害警戒本部		災害対策本部	
	風水害等 第１配備	風水害等 第２配備	風水害等 第３配備	風水害等 第４配備
広川町消防団	―	正副団長 関係分団	全団員	全団員

※　消防本部(広川消防署)は、本部の定める計画による。

２　災害警戒本部の廃止基準

災害警戒本部は、災害警戒本部総括責任者が予想された災害が発生しないと判断したとき、又は災害対策本部が設置されたとき廃止する。

３　災害警戒本部の事務分掌

事務分掌については、災害対策本部の事務分掌を準用し実施する。

第３　災害対策本部

１　災害対策本部の組織構成

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。
なお、災害対策本部総括責任者は町長とする。町長が不在の場合は、副町長、政策監、教育長、企画課長の順に代行する。
設置場所は、役場庁舎内とする。

２　災害対策本部の廃止基準

本部長は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

○災害の危険性がなくなったとき
・気象情報の大雨、洪水に対する警報級の発表が解除されたとき
・土砂災害等の危険性がなくなったとき
○災害発生後における応急処置が、概ね完了したとき
・孤立集落の解消（寸断道路の復旧等）
・土砂流出による住民への危険性が解消されたとき（大型土のう設置等）

第４　災害対策本部の設置準備

次の手順により、災害対策本部の設置準備を行う。

１　庁舎の被害状況（建物、室内、電気、通信機器等）の把握、火気・危険物の点検を行う。（通信機器 ⇒ 総合情報通信ネットワークシステム・防災行政無線・電話・ＦＡＸ・衛星携帯電話（借用））

２　来庁者、庁舎内にいる町民及び職員等の安全を確認し、来庁者を避難所等安全な場所へ誘導する。

３　停電の場合には、自家用発電機による通信機器、本部室等最低限の機能確保を行う。故障等で確保できないときには、修理業者へ連絡を行う。

４　本部長の判断の下、災害対策本部を役場庁舎内に設営

① 対策本部を設置した場合、「広川町災害対策本部」看板を設置する。

② 町役場が建物損壊等により、本部機能を全うできない場合は、本部長の判断で、保健福祉センター等その他の公共施設に本部を設置する。

③ 災害状況により応急活動拠点を設置する必要が生じた場合には、副本部長を責任者として現地対策本部を設置する。なお、現地対策本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整を行う。

5　県との通信手段を確保し、災害対策本部の設置を報告する。

県消防危機管理局	ＴＥＬ　(092) 641-4734 ＦＡＸ　(092) 643-3117 県防災行政無線番号　78-700-7500 県防災ＦＡＸ番号　　78-700-7390

6　本部室にテレビ、ラジオを準備し、報道機関からの情報確保の体制をとる。

7　本部室に町内の地図、広域地図、災害状況掲示板等を準備する。

8　応急対策に従事する者の食糧の調達及び宿泊場所の確保を行う。

9　本部の廃止

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき、若しくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるときは、本部を廃止する。企画課長は、設置又は、廃止したときは、次のとおり通知・公表を行う。

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各班	庁内放送・無線・一般電話・メール配信等
防災関係機関	無線・一般電話
地域住民	防災行政無線放送・広報車・メール配信・ＳＮＳ配信・報道機関を通じての公表
報道機関	一般電話・口頭又は文書等

■　災害対策本部組織図

				班　長　等		班　員
福岡県 ｜ 【本部長】 町長	☛	【副本部長】 副町長 政策監 教育長		【統括指揮】企画課長		
			☛	【総務財政班】 班長　総務課長 副班長　議会事務局長 副班長　防災担当係長	☛	企画課職員 総務課職員 議会事務局職員
			☛	【町民班】 班長　住民課長	☛	住民課職員
			☛	【福祉班】 班長　福祉課長	☛	福祉課職員
			☛	【水道・環境衛生班】 班長　環境課長	☛	環境課職員
			☛	【税務経理班】 班長　税務会計課長	☛	税務会計課職員
			☛	【建設班】 班長　建設課長	☛	建設課職員
			☛	【産業班】 班長　産業課長	☛	産業課職員 農業委員会職員
			☛	【教育班】 班長　子ども課長 生涯学習課長	☛	教育委員会職員
			☛	【本部付】 広川消防署長 広川町消防団長	☛	広川消防署員 広川町消防団員

※　班長、副班長は本部員として本部長の指示のもと各班の指揮を統括する。

第５　災害対策本部設置通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次のとおり通知及び公表する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各班（消防署含む）	庁内放送、一般電話等	総務財政班
区長・自主防災組織 一般町民	報道機関、町防災行政無線、ＦＡＸ・一般電話	
福岡県	総合情報通信ネットワークシステム、 一般電話	
報道機関	口頭、文書、一般電話	
警察署	一般電話等	
町内各施設	ＦＡＸ・一般電話等	

第６　地域ごとの各組織との連携

災害対策本部の設置がなされた際、職員は、全力をもって災害応急対策活動を遂行する。

しかし、状況によっては、職員だけでの人力（マンパワー）では、対策に不備不足が生じる場合がある。その場合、対策本部と地域ごとの各組織とが、次の事項等に対して密接な連携をとり、適切な応急対策活動の実施に努める。

１　被害発生初期における被害状況の把握、連絡及び救出

２　火災発生時における初期消火活動

３　避難情報による避難の際の避難誘導及び避難者確認

４　避難行動要支援者の保護、安全確保及び生活支援

５　避難所の運営

６　その他必要な活動

第７　災害対策本部の所掌事務

班の事務分掌については次のとおりとする。

班（班長）	平常時課名	事　務　分　掌
統括指揮 　企画課長		1　災害対策本部に係わる事務に関すること。 2　防災会議に関すること。 3　県災害対策本部との連絡調整に関すること。 4　各班との連絡調整に関すること。 5　災害救助法の適用決定に関すること。 6　本部長、副本部長の秘書に関すること。 7　国・県への災害に係る要望、陳情に関すること。
総務財政班 班　長 　総務課長 副班長 　議会事務局長 　防災担当係長	企画課 総務課 議会事務局	1　統括指揮の補佐に関すること 2　防災関係機関との情報の連絡調整及び協力要請に関すること。 3　自衛隊の派遣要請依頼等に関すること。 4　警察署との交通規制の相互連絡に関すること。 5　公共輸送機関との連絡調整に関すること。 6　自主防災組織・行政区との応援協力及び連絡調整に関すること。 7　住民等の避難の指示に関すること。 8　被害状況調査・各種台帳の総括、県への報告に関すること。 9　無線の運用統制に関すること。 10　臨時ヘリポートの開設に関すること。 11　応急対策実施状況の取りまとめに関すること。 12　災害時の交通安全対策に関すること。 13　災害救助法の適用に関すること。 14　災害用電話の確保及び臨時電話の架設に関すること。 15　職員の動員表の作成に関すること。 16　職員の公務災害補償等に関すること。 17　職員の動員・出動状況の把握、給食、寝具に関すること。 18　災害関係職員の動員及び職員の派遣に関すること。 19　災害視察者及び見舞者の応対に関すること。 20　災害関係の広報に関すること。 21　災害記録写真の撮影収集に関すること。 22　報道機関に対する情報提供及び連絡調整に関すること。 23　議会関係者に対する連絡調整に関すること。 24　町有財産の被害状況の把握に関すること。 25　庁舎等の被害状況調査及び応急・復旧対策、警備に関すること。 26　町営住宅等災害復旧資金利子補給に関すること。 27　災害関係予算に関すること。 28　緊急通行車両に関すること。（デマンド交通含む） 29　車両等の借上げ及び燃料の確保に関すること。 30　災害対策に伴う資機材の調達に関すること。 31　災害時の車両の管理及び配車に関すること。 32　災害復興計画策定に関すること。 33　災害時物資供給に関する協定書に基づく依頼に関すること。 34　庁内備品の貸出し及び管理に関すること。 35　その他、他の班に属しないこと。

班（班長）	平常時課名	事　務　分　掌
町民班 班　長 　住民課長	住民課	1　被災者の所在の把握に関すること。 2　行方不明者及び遺体の捜索・検分等に関すること。（正） 3　霊柩車、葬祭具の運用に関すること。（正） 4　各種届け出、証明書発行等の窓口業務に関すること。 5　被災町民の各種相談に関すること。 6　庁舎訪問者の案内に関すること。 7　外国人被害状況調査及び被災者対策に関すること。 8　被災者に対する国民年金保険料の措置に関すること。 9　被保険者証の再交付に関すること。 10　国保被保険者への負担金一時免除に関すること。 11　避難所の支援に関すること。（副） 12　被災者の公営住宅への入居に関すること。 13　救援物資の受付・出納及び保管に関すること。（正） 14　医療機関及び薬剤師会等との連絡調整に関すること。 15　医療救護及び助産に関すること。 16　救護所の設置及び運営に関すること。 17　医療材料品等及び医薬品の調達に関すること。 18　医療救護チームの出動要請に関すること。 19　医療救護活動の全体把握及び報告並びに記録に関すること。 20　医療施設利用者の避難誘導に関すること。 21　医療施設の被害状況調査及び応急・復旧対策に関すること。
福祉班 班　長 　福祉課長	福祉課 被害調査時は、 税務経理班、水道・環境衛生班との合同巡回	1　日本赤十字社との連絡調整に関すること。 2　医薬品及び日用品等の支給に関すること。 3　輸送拠点の確保に関すること。 4　福祉施設利用者の避難誘導に関すること。 5　福祉施設の被害状況調査及び応急・復旧対策に関すること。 6　生活保護世帯の救助対策及び被害状況調査に関すること。 7　民生委員等への協力要請及び連絡調整に関すること。 8　障がい者、独居老人等の災害弱者の救助対策及び被災状況調査に関すること。 9　救助法適用後の統括に関すること。 10　社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 11　義援金等の配分に関すること。 12　避難所の支援に関すること。（副） 13　行方不明者及び遺体の捜索検分等に関すること。（副） 14　霊柩車、葬祭具の運用に関すること。（副） 15　町災害見舞金等に関すること。

班（班長）	平常時課名	事　務　分　掌
水道・環境衛生班 班　長 環境課長	環境課 被害調査時は、税務経理班、福祉班との合同巡回	1　災害発生時における環境対策に関すること。 2　被災地及び避難場所の廃棄物（ごみ）の状況及び処理に関すること。 3　し尿汲取り収集委託業者との連絡調整に関すること。 4　災害時のし尿汲取り料金の調整に関すること。 5　被災地及び避難所のし尿処理に関すること。 6　被災地及び避難所の防疫に関すること。 7　仮設トイレの設置に関すること。 8　所管する施設の被害状況調査及び応急・復旧対策に関すること。 9　被災地における清掃及び消毒に関すること。 10　所管する施設の管理及び警備に関すること。 11　塵芥収集委託業者との連絡調整に関すること。 12　災害時の廃棄物処理手数料の調整に関すること。 13　動物対策に関すること。 14　被災区域の伝染病予防に関すること。 15　水道関係機関との連絡調整に関すること。 16　水道関係施設の被害状況調査及び応急・復旧対策に関すること。 17　飲料水の確保に関すること。 18　水道使用料の措置に関すること。 19　応急資機材の調達、確保に関すること。 20　下水道関係機関との連絡調整に関すること。 21　下水道施設の被害状況調査及び応急・復旧対策に関すること。 22　下水道使用料の措置に関すること。
税務経理班 班　長 税務会計課長	税務会計課 被害調査時は、福祉班、水道・環境衛生班との合同巡回	1　被災者に関する減免措置等に関すること。 2　町税の納税証明に関すること。 3　固定資産の被災調査に関すること。 4　被害状況の調査に関すること。 5　罹災災証明書に関すること。 6　災害経費の出納に関すること。 7　義援金及び見舞金の受け入れ（開設を含む）、保管、支給、礼状に関すること。

班（班長）	平常時課名	事　務　分　掌
建設班 班　長 　建設課長	建設課	1　仮設道路等応急交通対策に関すること。 2　道路、橋りょう等の被害状況調査及び応急・復旧対策に関すること。 3　通行の禁止制限及び車両制限に関すること。 4　緊急輸送道路の確保に関すること。 5　交通安全施設の保全に関すること。 6　道路及び地域排水に関すること。 7　各種道路における障害物撤去指示に関すること。 8　土木資材確保に関すること。 9　水防に関すること。 10　河川に関すること。 11　がけ崩れ等の被害状況調査及び応急・復旧対策に関すること。 12　労務供給計画に関すること。 13　被災住宅の救援対策に関すること。 14　住宅に係る障害物の除去に関すること。 15　応急仮設住宅の建設及び修理に関すること。 16　被災建物応急危険度判定の実施に関すること。 17　住宅の被害調査及び修理に関すること。 18　宅地の被害状況に関すること。 19　自衛隊の受け入れに関すること。 20　区画整理事業に係る対策に関すること。 21　公園等の施設保全に関すること。 22　公園・街路施設の被害状況調査及び応急・復旧対策に関すること。 23　公営住宅の応急修理及び復旧に関すること。
産業班 班　長 　産業課長	産業課 農業委員会	1　農林水産及び畜産の被害状況調査並びに救援対策に関すること。 2　家畜の防疫に関すること。 3　施設の被害状況調査及び応急・復旧対策に関すること。 4　災害応急用米穀の手配、運搬、供給に関すること。 5　農地の排水に関すること。 6　被災農家の指導に関すること。 7　営農資金融資等の相談に関すること。 8　農畜等の応急対策に関すること。 9　救援物資の受付・出納及び保管に関すること。（副） 10　炊出し設備の確保及び炊出しに関すること。 11　給食委託業者との連絡調整に関すること。（副） 12　避難所の支援に関すること。（正） 13　ダム管理に関すること。 14　町内企業等の被害状況の把握に関すること。 15　観光客等の避難対策に関すること。 16　商工業関係の被害状況調査及び救援対策に関すること。 17　観光施設の被害調査に関すること。

班（班長）	平常時課名	事　務　分　掌
教育班 班　長 子ども課長 生涯学習課長	子ども課 生涯学習課	1　避難所の開設、運営に関すること。 2　被災者の把握に関すること。 3　学校教育施設の管理、警備への指導、指示に関すること。 4　学校教育施設の被災調査に関すること。 5　学校の保健衛生に関すること。 6　応急教育対策に関すること。 7　教科書及び学用品の配付対策に関すること。 8　教職員の動員、確保に関すること。 9　児童・生徒の避難監督に関すること。 10　被災時の応急的保育に関すること。 11　児童・生徒の被災状況調査及び報告に関すること。 12　被災学校の授業の応急措置に関すること。 13　社会教育施設の被害状況調査及び応急・復旧対策に関すること。 14　社会教育施設利用者の避難誘導に関すること。 15　文化財の保護、被害状況調査に関すること。 16　教育関係機関との連絡調整に関すること。（幼稚園含む） 17　給食委託業者との連絡調整に関すること。（正）

団体名	事　務　分　掌
八女消防本部広川消防署 広　川　町　消　防　団	1　消防職団員の動員及び配置に関すること。 2　関係機関との連絡に関すること。 3　消防広報に関すること。 4　危険物施設の災害発生防止の指導に関すること。 5　火災防御対策及び指揮命令に関すること。 6　水害、火災等の災害の予防、警戒防御に関すること。 7　危険区域の警戒及び被災箇所の確認に関すること。 8　避難の伝達及び誘導に関すること。 9　被災箇所の応急措置に関すること。 10　被災者の救助、救急に関すること。 11　消防用資機材の調達補給及び管理に関すること。 12　情報の収集及び命令等の伝達に関すること。 13　消防緊急通信指令施設、消防無線電話の運用及び通信統制に関すること。 14　消防施設の被害状況調査及び応急・復旧対策に関すること。

※警戒本部設置時より、各班の事務分掌に基づき業務を遂行する。また、警戒本部廃止後も継続する業務については、各班で対応を行い、対応業務内容を企画課へ報告するものとする。

第８　職員の服務

１　すべての職員は、災害対策本部が設置された場合は次の事項を遵守する。

(1)　常に災害に関する情報、本部等の指示に注意すること。

(2)　不急の行事、会議、出張等を中止すること。

(3)　正規の勤務時間が終了しても上司の指示があるまで退庁しないこと。

(4)　勤務場所を離れる場合には、上司と連絡を取り、常に所在を明らかにすること。

(5)　自らの言動で町民に不安、誤解を与えないように留意すること。

２　勤務時間外参集時には、次の事項を遵守する。

(1)　職員は、定められた災害時における自主参集基準、配備体制及び自己の任務を十分習熟しておくこと。

(2)　職員は、作業しやすい服装で参集すること。

(3)　参集途上において、災害発生の現場を発見した場合には、直ちに本部に連絡すること。

(4)　参集途上においては、被害状況等をできる限り把握し、登庁した後直ちにその内容を本部に報告すること。

第９　動員配備の伝達

１　勤務時間内

勤務時間内において、第３配備体制に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、企画課が庁内放送、町情報配信メール等の手段を用いて動員の体制区分を連絡する。

なお、庁内放送が利用できない場合は、電話等により各本部員へ連絡する。

２　休日又は退庁後等勤務時間外

勤務時間外において、配備体制を取る場合は、配備職員の区分に基づき、町情報配信メール（職員参集メール等）を用い、職員へ指示を行う。

なお、職員は通信手段が途絶された場合でも、甚大な被害を覚知した際には自主的な参集に努める。その場合の参集場所は、特に指示が無い場合、各所属先とする。

●動員指令系統

１　勤務時間内

企画課長は、動員配備に係る気象情報、災害情報を入所したときには、直ちに本部長に報告し、その指示により、関係各課長に動員配備指令を伝達する。関係各課長は、動員配備指令に基づき動員配備に当る。

２　休日又は退庁後等勤務時間外

第１配備要員は、警報等の動員配備に係る気象情報、災害情報を入手したときは直ちに自動参集し、町長に報告を行い、その指示により、関係各課長に動員配備指令を伝達する。関係各課長は、動員配備指令に基づき、動員配備にあたる。

宿直員は、動員配備に係る災害情報等を入手したときは直ちに企画課長、企画課担当者に報告する。宿直員から報告を受けた企画課長は、直ちに町長に報告を行い、その指示により、関係各課長に動員配備指令を伝達する。

【時間外の体系図】

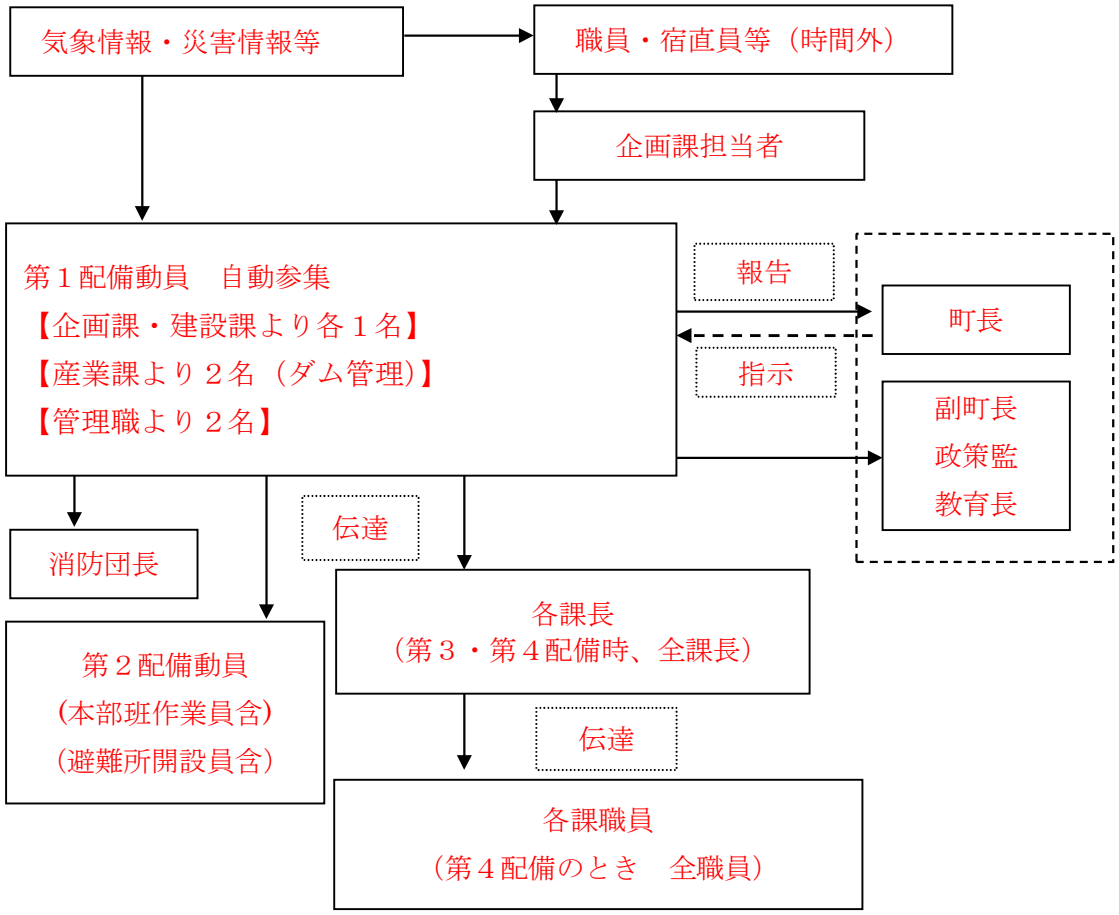

第４節　通信連絡計画

この計画は町、県及び関係防災機関との通信系統及び町の実施すべき事項を明らかにして情報連絡が円滑に実施されることを目的とする。

１　通信系統

災害の発生し、若しくは発生の恐れがある場合、必要な情報の収集及び伝達のための通信は、災害対策要領で定める。

２　気象予報及び警報等伝達体制及び周知方法

(1)　気象予報、警報の収集及び伝達は、通信施設を利用して行う。

(2)　町は、災害に関する気象等の情報について関係機関から積極的に収集するとともに、必要に応じ、情報メール配信、ＳＮＳ、防災無線、広報車等により町民に周知する。

(3)　地震等の発生により、災害の発生する恐れがある異常な現象（地すべり、土地隆起等）を発見した者は、その状況を速やかに町、又は警察に通報する。

●伝達系統

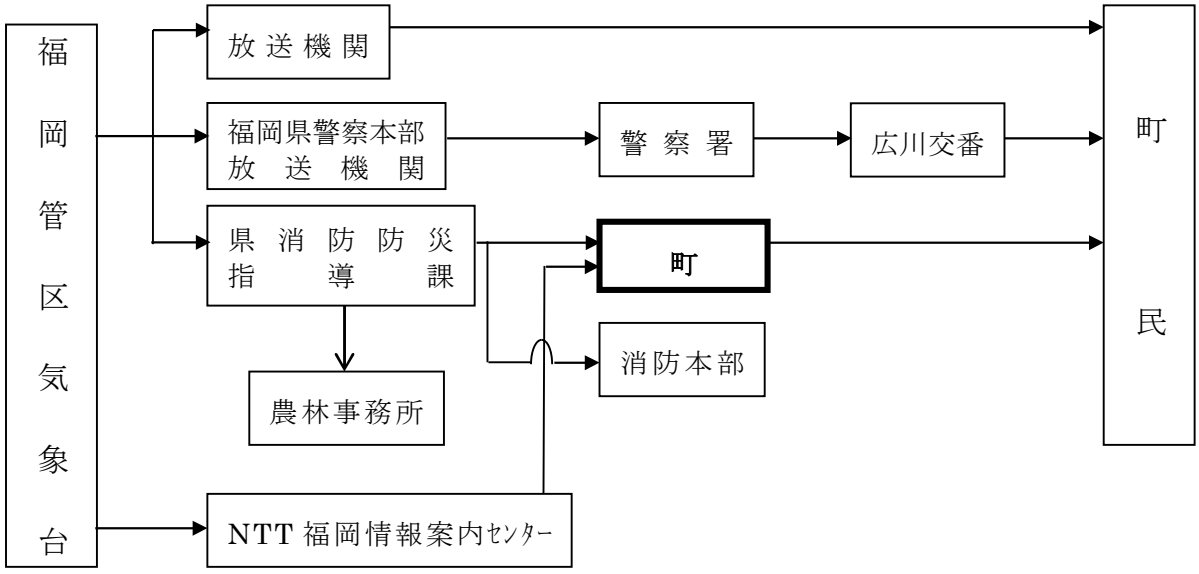

●気象予報

種　　類	内　　容
注意報	気象等により災害の発生するおそれがある場合、福岡管区気象台が一般の注意喚起するために発表する。
警　報	気象等により重大な災害の発生するおそれがある場合、福岡管区気象台が一般の警戒を喚起するために発表する。
気象情報	福岡管区気象台が注意報若しくは警報の発表の前段階として、又は、発表後の補足説明として一般に向けて発表する。

３　被害状況等の報告

(1)　町長に対する報告

①　関係課長は、災害が発生した場合は、被害状況報告書により所管事項に係る災害情報及び被害の状況を収集して町長に報告しなければならない。

②　八女警察署長は、災害情報を町長に通報する。

(2)　知事に対する報告

①　町長は、災害が発生した時から応急措置が完了するまで、被害程度の認定基準に基づき県災害対策本部長（知事）へ報告する。なお、人及び住家の被害、土木、農地、農作物等被害については、併せて災害対策地方本部に報告する。なお、報告時間は、災害発生のつど県が定める。

②　町長は、被害状況確定後速やかに被害状況報告書により知事に文書をもって報告しなければならない。

③　町長は、被害状況の調査にあたっては、職員を現地に派遣し、行政区長等の協力を得て調査を実施するとともに、り災台帳を作成整備し、必要があるときには、罹災証明書を発行する。

４　通信途絶時における措置

災害発生時に有線通信回線の利用ができなくなった場合は、防災無線をはじめ、携帯電話、防災関係各機関の非常無線通信等、あらゆる通信手段を最大限に活用し、非常の際の通信連絡網の確立を図る。

第５節　警戒・巡視活動計画

建設班、消防本部、消防団及びその他関係機関は、次の場合に河川、がけ地等について巡視、警戒を行うとともに、危険があると認められる箇所については、当該管理者に通報する。また、危険箇所をなわばり等により標示し、必要に応じ警戒配置する。

○　河川等の水位が上昇し、非常事態が予想されるとき
○　堤防、がけ地等に異常を発見したとき

第６節　初動活動期の被害調査

１　情報収集

担　当	情報収集の方法	
各職員	勤務時間内	初動期の活動中に見聞きした内容を報告する。
	勤務時間外	参集する際に見聞きした内容を報告する。
総務財政班	行政区長と連絡をとり、周辺地域の災害情報を収集する。	
	消防本部に町民通報の状況を問い合わせ、殺到している場合はその状況を県消防防災課及び自治省消防庁に報告する。	
	自衛隊、警察、消防等のヘリコプターによる情報の把握に努める。	

【資料編　4-7　参集途上の被災状況記録票　参照】

２　被害調査

税務経理班、福祉班、水道・環境衛生班との合同巡回、各職員や行政区長の報告等に基づき、被害が甚大な地区を中心に町域の被害を調査する。また、各班は所管する施設等について調査する。

３　調査の内容

調査内容の順位は、次のとおりとする。

第１順位　人、住家被害（火災・土砂災害等の発生状況）
第２順位　公共施設被害
第３順位　農業、土木、商工、林業被害

４　調査の報告

初動活動期の調査事項は、急を要する場合は、口頭又は電話で総務財政班へ報告する。その後、文書（報告の様式）により速やかに報告する。

【資料編　4-8　被害発生状況連絡票　参照】
【資料編　4-9　災害箇所一覧表　参照】

第７節　応急活動期の被害調査

１　各班の調査内容

各担当班は、原則として所管する施設等について被害状況の調査を行う。

班　　名	主　な　調　査　事　項
総務財政班（企画課・総務課・議会事務局）	被害状況調査の調整・総括
町民班（住民課）	一般住宅等
福祉班（福祉課）	社会福祉施設、災害弱者医療施設
水道・環境衛生班（環境課）	清掃施設、衛生施設、上下水道施設、火葬場
税務経理班（税務会計課）	一般住宅等
建設班（建設課）	道路、橋りょう、河川、がけ地、一般住宅の応急危険度判定、公園、公営住宅
産業班（産業課・農業委員会）	農林商工業施設、広川防災ダム、商工・観光施設、町内企業施設
教育班（教育委員会事務局）	学校教育施設、保育園、社会教育施設、文化財
消防本部・消防署・消防団	災害原因及び被害状況

注）町外の施設等については、電話等で被害状況を把握する。

２　調査の基準

調査の基準は、福岡県災害調査報告実施要綱に示された「被害の判定基準」によるものとする。

３　調査の報告

調査結果は、総務財政班に報告する。

【資料編　4-10　人的被害報告　参照】
【資料編　4-11　住家被害報告　参照】
【資料編　4-12　その他の被害報告　参照】

第８節　被害情報のとりまとめ

総務財政班は、各班が調査した情報を次の点に留意してとりまとめる。

活 動 期	留　　意　　点
初動活動期	○　災害の全体像の把握 ○　現在の被害の状況 ○　未確認情報の把握
応急活動期	○　町全体の被害の状況 ○　各事項の詳細な内容の整理

第９節　防災機関への被害情報伝達

１　防災関係機関への伝達

総務財政班は、被害情報をとりまとめた後、ただちに防災関係機関へ報告する。

○八女警察署

○その他の防災関係機関

２　災害時の連絡先

【資料編　1-8　防災担当課連絡先電話番号　参照】

第 10 節　県への被害報告

総務財政班は、災害情報及び被害状況を「福岡県災害調査報告実施要領」に基づき県へ報告する。

第 11 節　自衛隊災害派遣要請計画

所管部署：総務財政班、建設班

災害時における自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順、必要事項及び派遣部隊の活動等を明らかにし、応急対策に万全を期することを目的とする。

第１　災害派遣要請の基準

１　天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。

２　災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

第２　派遣の要請種類

１　要請による災害派遣（自衛隊法第８３条第２項）

(1)　天災地変その他の災害に際して、知事等が人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合の知事等からの部隊等の派遣の要請に基づき、防衛大臣等が事態やむを得ないと認める場合の救援のための部隊等の派遣。

(2)　天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められるときの（１）の要請を待たない部隊等の派遣。

２　近傍災害派遣（自衛隊法第８３条第３項）

庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合における部隊等の長による部隊等の派遣。

３　予防派遣（防衛庁訓令）

災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合において、災害派遣の要請を受け、防衛大臣の指定する者（指定部隊等の長）が事態やむをえないと認めたときの部隊等の派遣。

第３　派遣要請要領

１　町長等の知事への派遣要請依頼等

(1)　町長が、知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県（防災危機管理局）に依頼する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。この場合において、町長は、必要に応じて、その旨及び当該地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。

(2)　町長は、通信の途絶等により、知事に対して(1)の依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができることとする。町長は、前述の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならないこととする。

２　知事等の派遣要請

災害に際し、知事等は、次の場合に自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

(1)　県下市町村長から派遣要請の依頼があり、知事等が必要と認めた場合

(2)　防災関係機関から派遣要請の依頼があり、知事等が必要と認めた場合

(3)　知事等が自らの判断で派遣の必要を認めた場合（災害の規模や収集した被害情報及び市町村の通信途絶状況等により判断する）

３　意思決定権者不在時又は連絡不可能な場合の派遣要請

県は、意思決定権者が不在又は連絡不可能な場合に突発的災害が発生し、人命の救助・財産の保護等のため、特に緊急に自衛隊の派遣を必要とするときは、下記の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。

この場合において、代理で意思決定を行った者は、事後、可及的速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。

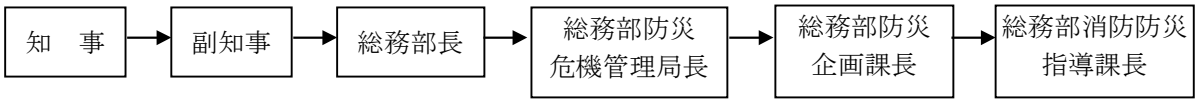

４　派遣要請の方法

県からの派遣要請は、自衛隊（陸上自衛隊第四師団長又は航空自衛隊西部航空方面隊司令官）に対し、原則として文書により行うこととする。ただし、文書によるいとまがないときは口頭又は電話によることとし、事後速やかに文書を提出する。なお、災害の状況により通信が途絶し、災害派遣要請を受理する者と直接連絡することができない場合には、自衛隊福岡地方協力本部長又は九州防衛局等の防衛省の最寄りの機関等に対し、災害派遣要請の伝達を依頼することができる。派遣要請に当たっては、原則として次の事項を明確にする。

(1)　災害の情況及び派遣を要請する事由

(2)　派遣を希望する期間

(3)　派遣を希望する区域及び活動内容

(4)　その他参考となるべき事項

５　要請による部隊派遣

知事等から派遣の要請があった場合の自衛隊の部隊派遣は、次の要領で行う。

(1)　指定部隊等の長の措置

指定部隊等の長（自衛隊法第 83 条第１項及び第２項の規定により、知事等から災害派遣の要請を受け、又は災害派遣を命ずることができる部隊等の長をいう。）は、派遣要請を受けた場合、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、単独で又は他の指定部隊等の長と協力して部隊等の派遣その他必要な措置をとる。

また、知事等から要請しない旨の連絡を受けた場合には、関係する指定部隊等の長に対し直ちに連絡する。

(2)　予防派遣

指定部隊等の長は、災害に際して、被害がまさに発生しようとしている場合、知事等から災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認めるときは、部隊等を派遣することができる。

(3)　関係機関等との連絡調整

災害派遣を命じた指定部隊等の長は、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、知事（県）・警察・消防等関係機関と密接に連絡調整する。

(4)　防災関係者の航空機搭乗

災害派遣中に、災害の救援に関連して防災関係者の航空機搭乗申請を受けた場合は、現に災害派遣中の航空機の救援活動に支障をきたさない範囲内において搭乗させることができる。

６　知事等の派遣要請を受けるいとまがない場合の部隊派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊の指定部隊等の長は、要請を待つことなく以下の判断基準に基づいて部隊等の派遣を行うことができる。

(1)　災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

(2)　災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

(3)　海難事故や航空機の異常を探知する等、災害に際し自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

(4)　その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整の下に適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとする。また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施することとする。

第４　派遣部隊の誘導及び受入体制

１　派遣部隊の誘導

(1)　県は自衛隊に災害派遣を要請した場合、県警察本部（警備課）及び町等の要請依頼関係機関にその旨連絡する。

(2)　県警察本部及び関係機関は、自衛隊の災害派遣出動に伴う誘導の要請があった場合は、出動経路や交通事情等必要に応じパトカー又は白バイ等により被災地へ誘導する。

２　派遣部隊の受入体制

派遣部隊に対しては、町は次の事項に留意し、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処置する。 なお、派遣部隊の活動拠点は、資料編に示す。

(1)　派遣部隊の宿泊施設、野営施設その他必要な施設等の準備

(2)　派遣部隊の活動に対する協力

(3)　派遣部隊と町との連絡調整

【資料編　3-15　派遣部隊の活動拠点　参照】

３　使用資機材の準備

(1)　災害予防・応急復旧・災害救助作業等に使用する機械・器具等については、特殊なものを除き町において準備する。

(2)　災害救助応急作業等に必要な材料、消耗品等は県及び町において準備する。

４　経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは当該部隊が活動した地域の町の負担とする。ただし、２カ所以上の地域にわたる場合は、関係市町村が協議して負担割合を定める。

(1)　派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金（災害派遣に関わる事項に限る。）

(2)　派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設・借上料・電気料・上水道料及びくみ取り料

(3)　活動のため現地で調達した資機材の費用

(4)　その他の必要な経費については、事前に協議しておく。

５　その他

ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期す。

第５　派遣部隊等の活動

災害派遣部隊は、主として人命財産の救援のため、各機関と緊密な連絡を保って相互に協力し、次の業務を実施する。

１　災害発生前の活動

(1)　連絡班及び偵察班の派遣

ア　連絡班

状況悪化に伴い県災害対策本部、その他必要な機関に連絡班を派遣し、情報の収集及び部隊派遣等に関する連絡調整を行う。 また、状況によっては通信班を派遣し、通信の確保を図る。

イ　偵察班

災害発生予想地域に対しては、数組の偵察班を派遣し、現地の状況を偵察させるとともに連絡に当たらせる。

(2)　出動準備体制への移行

ア　司令部の体制

災害の発生が予想される場合は、情報所を開設して情報業務を統一するとともに、事態の緊迫に伴い指揮所を開設して、災害派遣のための部隊の運用に備える。

イ　部隊の体制

部隊独自の情報収集を強化するとともに、部隊の編成・資機材の準備・管理支援態勢等初動体制を整える。

２　災害発生後の活動

(1)　被害状況の把握

知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両・航空機等により偵察を行う。

(2)　避難の援助

避難の命令等が発令され、避難・立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導・輸送を行う。

(3)　被災者の捜索救助

死者・行方不明者・傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業に優先して捜索救助を行う。

(4)　水防活動

堤防・護岸等の決壊に対しては、所要の水防作業を行う。

(5)　消火活動

利用可能な消火・防火用具をもって消防本部に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は通常町の提供するものを使用する。

(6)　道路又は水路の応急啓開

災害派遣活動において使用する道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合、これらの啓開除去に当たる。

(7)　応急医療、救護及び防疫

特に要請があった場合には、被災者に対し応急医療・救護及び防疫の支援を行う。ただし、薬剤等は通常町の提供を受け使用する。

(8)　人員及び物資の緊急輸送

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、緊急患者・医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9)　炊飯又は給水の支援

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯又は給水の支援を行う。

(10)　危険物の保安及び除去

特に要請があった場合において必要と認めるときは、能力上可能なものについて、危険物・障害物の保安及び除去を実施する。

(11)　その他

その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力上可能なものについては、所要の措置をとることができる。

３　陸・海・空自衛隊の連携

災害派遣において、陸・海・空自衛隊のうち、いずれか２つ以上の部隊が活動する場合は、相互の連携を密にし、効率的かつ効果的な実施を図る。

第６　派遣部隊等の撤収要請

１　町長は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事に自衛隊の撤収を要請する。

２　災害派遣命令者は、前項の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、速やかに部隊等の撤収を命じなければならない。

■ 災害派遣連絡系統図

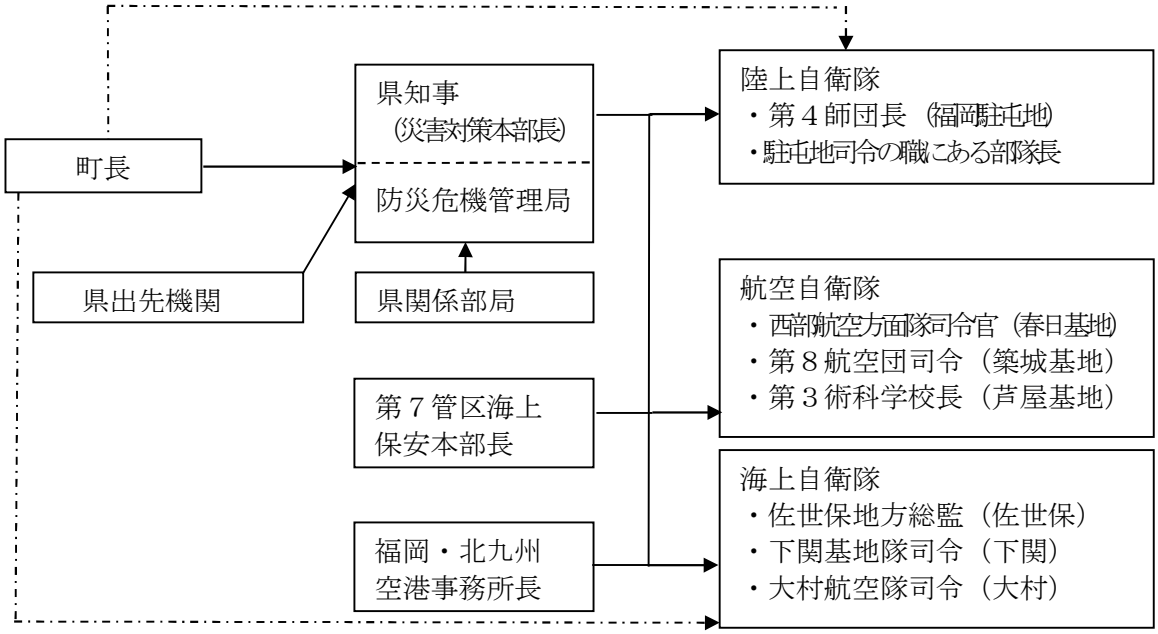

注）一点破線は、県との通信の途絶等により、知事に対して町長の依頼ができない場合、又は知事の要請を待ついとまがない場合を示す。

■ 知事への災害派遣依頼書様式（町長→知事）

文書番号

年　　月　　日

福 岡 県　知 事 様

町長　　印

自衛隊の災害派遣について（要請）

自衛隊法第 83 条により、下記のとおり災害派遣を要請します。

記

1　災害の情況及び派遣を要請する事由
2　派遣を希望する期間
3　派遣を希望する区域及び活動内容
4　その他参考となるべき事項

■ 災害派遣撤収要請書様式（町長→知事）

文書番号
年　月　日
福 岡 県　知 事 様
町長　印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。

記

1 撤収要請日時
2 派遣された部隊
3 派遣人員及び従事作業の内容
4 その他参考となるべき事項

■ 災害派遣被要請部隊名

	駐屯地等	所在地	電話番号	指定部隊の長	備　考
陸上	久留米駐屯地	久留米町国分町	(0942)43-5391	第４特科連隊長	
航空	春日基地 芦屋基地 築城基地	春日市原市 遠賀郡芦屋町 築上郡築上町	(092)581-4031 (093)223-0981 (0930)56-1150	西部航空方面隊司令官 芦屋基地司令 築城基地司令	
海上	佐世保地方総監部 下関基地隊 大村航空隊	長崎県佐世保市 山口県下関町 長崎県大村町	(0956)23-7111 (0832)86-2323 (0957)52-3131	佐世保地方総監 下関基地隊司令 大村航空隊司令	

臨時ヘリポートの基準

１　機種に応ずる発着附近の基準

（1）OH-6D(小型ヘリ)

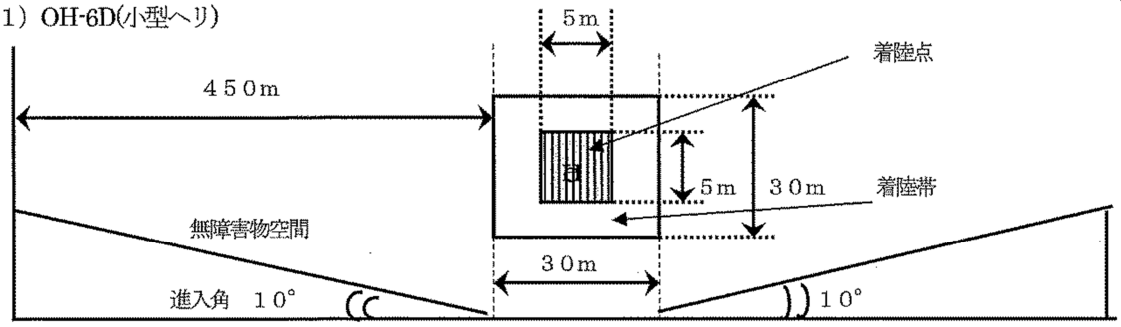

（2）UH-1J(中型ヘリ)

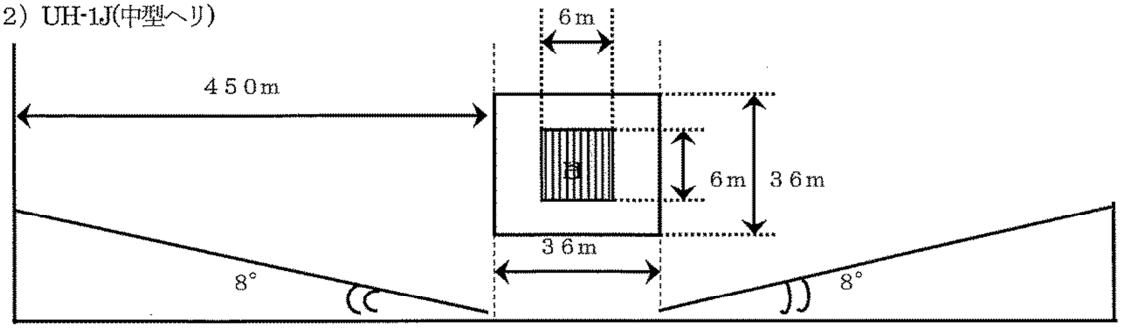

（3）UH-60JA(中型ヘリ)

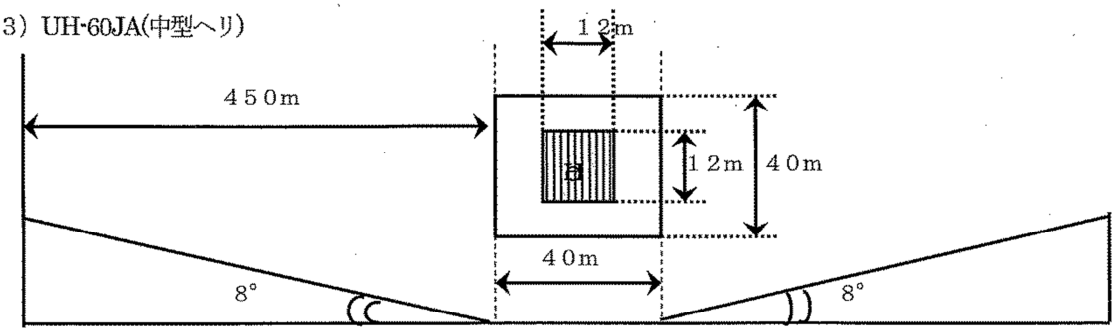

（4）CH-47J(超大型ヘリ)

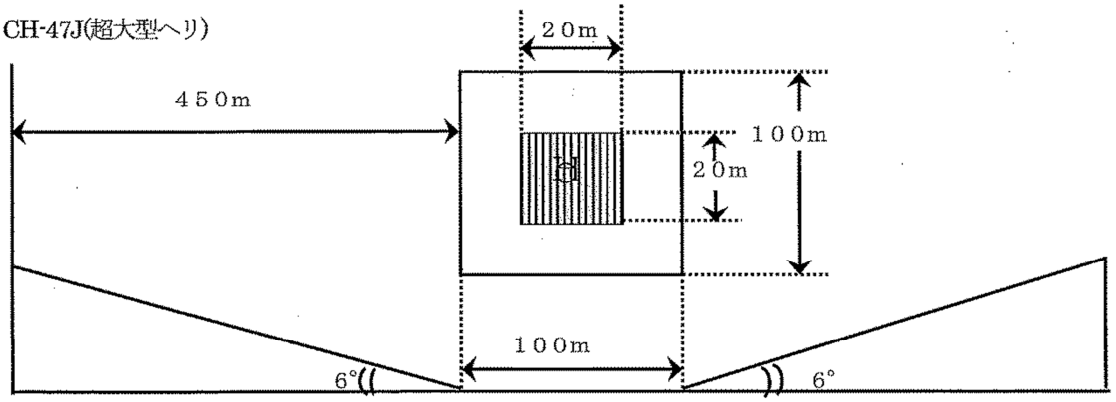

注：１　発着点とは、安全、安易に設置できるように準備された時点をいう。
　　２　無障害地帯とは、発着に障害とならない地帯をいう。
　　３　この基準は、気候、湿度、気圧、風向、高度等天候の条件により変動する。

２　標示

(1)　上空から確認しうる風の方向を標示する旗、又は発煙筒を離着陸地点から約５０m離れた位置に設置する。

(2)　着陸時点には、石灰等を用いて直径７m以上のⒽの記号を標示する。

３　危険防止上の留意事項

(1)　離着陸時は、風圧等により危険であるので場内にいる者を排除する等の立入禁止措置をとる。

(2)　離着陸地点付近は、平坦で回転翼の回転によって砂塵等があがらない場所を選定し、物品等異物を放置しない。また、砂塵が舞い上がる場合は散水する。

(3)　安全上の監視員を配置する。

(4)　着陸したヘリコプターから隊員が降りて合図するまでは、絶対に近づかないこと。

第 12 節　応援要請計画

所管部署：総務財政班、建設班

本計画では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害応急対策又は災害復旧のために必要があるときは、県、指定地方行政機関及び他の市町村等と協力して災害対策活動の万全を期するため、相互応援等の協力体制を確立することを定める。

第１　応援要請

１　町

町長は町内に係る災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

(1)　災害時における県内市町村間の相互応援に関する基本協定に基づく応援要請

被災した町長は、応急措置を実施するため必要があるときは上記協定に基づき、他の市町村に対し応援を求め、また複数の市町村に要請する場合は、県に要請し、災害対策に万全を期する。

(2)　県への応援又は応援斡旋の要請

町長は、町内に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施する必要があると認めるときは、知事に対し応援又は応援の斡旋を要請するものとする。

２　消防機関

(1)　福岡県消防相互応援協定に基づく応援要請

ア　発災地の町長又は消防長は、災害が発生した場合、応急措置を実施する必要があると認めるときは、福岡県消防相互応援協定に基づき、他の市町村長又は消防長に対し消防応援を求め、災害対策に万全を期する。

(ｱ)　応援要請の種別

a　第一要請

現在締結している隣接市等との消防相互応援協定でも対応が困難な場合、協定第２条第１項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請

b　第二要請

第一要請における消防力でも、なお災害の防御が困難な場合、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

(ｲ)　応援要請の方法

発災地の町長又は消防長から他の市町村長又は消防長に対し、代表消防機関等を通じて行う。

(ｳ)　県への連絡

応援要請を行った要請側の長又は消防長は、県にその旨を通報する。

イ　航空応援が必要と認めた要請側の町の消防長は、直ちに町長に報告の上、その指示に従って県を通じて応援側の市町村長に航空応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側の消防長へも同様の連絡を直接行うものとする。

(2)　緊急消防援助隊の応援要請

大規模災害発生時において、町長は、必要に応じ知事を通じ消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動等を要請し、救急・救助・消火活動等について応援を求めるものとする。

ただし、消防庁長官は、都道府県の要請を待ついとまがない場合、要請を待たないで町長に対し、応援のための措置を求めることができる。

なお、航空応援が必要な場合においても、同様に応援を要請するものとする。

3　応援の受入れに関する措置

他の市町村、都道府県、関係機関等に応援の要請等を行う場合には、応援を要請する町・県等は、応援活動の拠点となる施設の提供・応援に係る人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受入れに努めるものとする。

なお、緊急消防援助隊の応援要請を行った町は「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動することができるよう、次に掲げる事項について支援体制の確保を図るものとする。

(1)　情報提供体制

(2)　通信運用体制

(3)　ヘリコプター離着陸場の確保

(4)　補給体制等

■ 応援要請系統図（消防組織法）

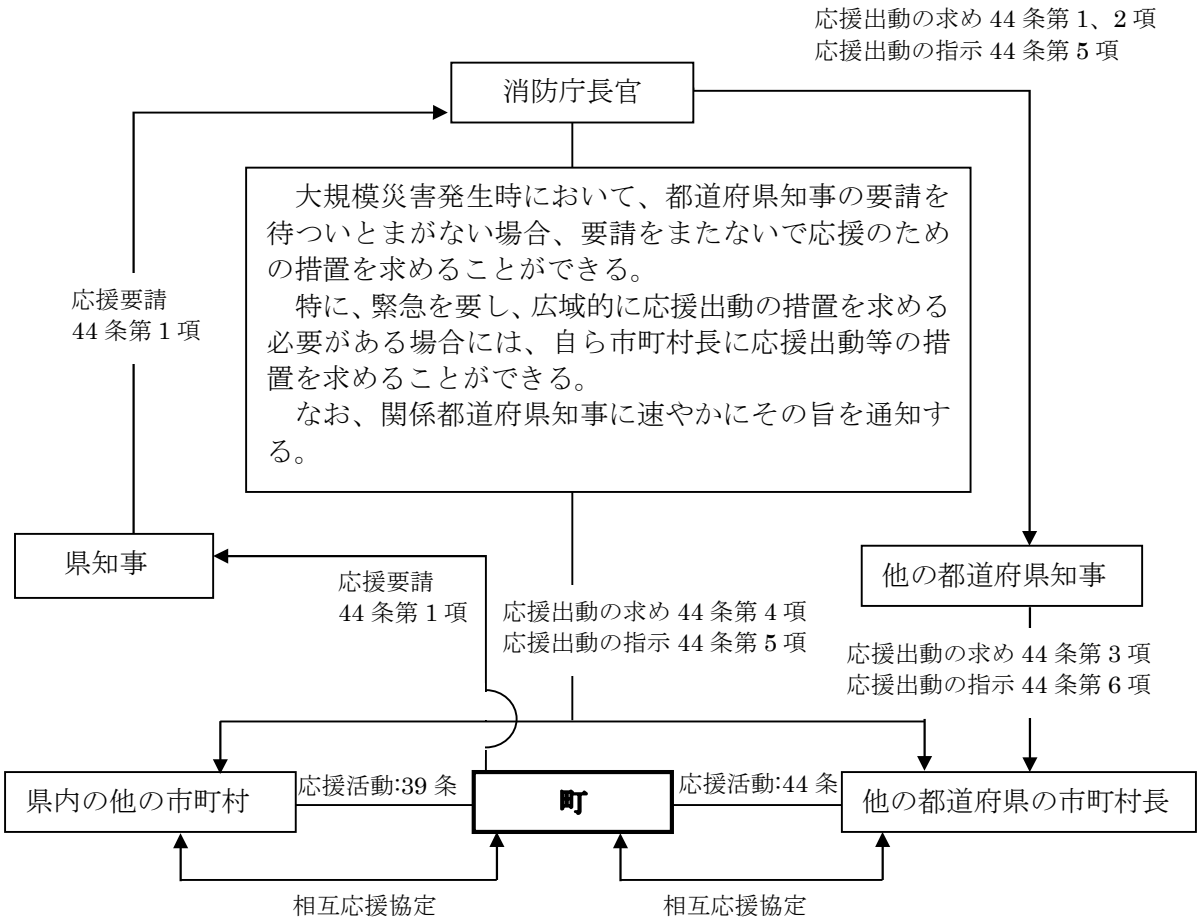

第２　内閣総理大臣及び指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請等

１　町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求め、災害対策の万全を期するものとする。

２　町長は、職員の派遣の要請及び斡旋を求めるときは、次の事項を明示する。

(1)　派遣を要請する（斡旋を求める）理由
(2)　派遣を要請する（斡旋を求める）職員の職種別人員数
(3)　派遣を必要とする期間
(4)　派遣される職員の給与その他の勤務条件
(5)　その他職員の派遣について必要な事項

第３　緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の受入体制

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国土交通省、国土技術政策総合研究所、国土地理院、地方支部部局、気象庁に設置された緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ―ＦＯＲＣＥ）が、町の被災状況調査、被害の拡大防止、早期復旧に関して支援を行う。

第４　外国からの応援活動

外国からの応援活動については、国が受入れを決定し、作成する受入れ計画に基づいて、県が受入れする。町は、県の要請により協力する。

第 13 節　救助法適用計画

所管部署：福祉班、総務財政班

本計画では、災害に伴い食糧品その他の生活必需品の欠乏・住居の喪失・傷病等によって生活難に陥った被災者に対し、その保護と社会秩序の保全を図るため実施する救助法の適用について定める。

第１　実施責任者

救助法による救助は知事が行い、町長がこれを補助する。ただし、知事が救助に関する権限の一部を委任した場合は、町長が行う。

第２　住家被害等救助法適用に関する被害情報の収集

災害対策本部各班は、救助法適用基準に基づき、住家被害等救助法適用に係る被災世帯数・被害状況を収集する。

第３　救助法適用基準

救助法による救助は、町内に同一原因による災害により、本町の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が救助を要する状態にあるとき適用される。

なお、同法の適用基準はおおむね次のとおりである。

１　町内で、住家が滅失した世帯が、50 世帯以上であるとき。

２　被害が広範囲にわたり、県下の滅失世帯数が 2,500 世帯以上に達した場合で、本町における滅失世帯数が 25 世帯以上に達したとき。

３　被害が県下全域に及ぶ大災害で、県下の滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合で、１、２の基準には達しないが、本町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあったときは、知事が救助法を適用することがある。

４　多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

５　本町の被害が１、２、３に該当しないが、知事が特に救助を実施する必要があると認めた場合には、救助法が適用されることがある。

「滅失住家」とは、住家の滅失した世帯を基準としているので、そこまで至らない半壊住家は、以下のように換算することとされている。

滅失住家 １世帯	＝	全壊 （全焼・流出・埋没） 住家　　１世帯	＝	半壊（半焼） 住家　　２世帯	＝	床上浸水 住家　　３世帯

※ 半壊又は半焼した世帯は、２世帯をもって滅失した１世帯とみなす。

※ 床上浸水した世帯は、３世帯をもって滅失した１世帯とみなす。

■ 災害状況認定基準

全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。

第４　救助法適用要請と運用

１　救助法適用の県への要請

大規模な災害が発生し、本町における被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある時は、町長が県知事に対し、救助法の適用要請を行う。

また、災害の事態が緊迫し、県知事による救助の実施を待つ事ができない場合は、救助法の規定による救助に着手する。なお、災害対策本部担当窓口は、福祉班とする。

２　救助法に基づく救助の実施

(1)　実施責任者

町長（救助に関して知事からあらかじめ委任を受けた応急対策）

(2)　救助の内容

救助法による救助の内容は、おおむね次の事項とする。

ア　避難所、応急仮設住宅の供与
イ　炊き出しその他による食品の給与
ウ　飲料水の供給
エ　被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与
オ　医療及び助産
カ　被災者の救出
キ　被災した住居の応急修理
ク　生業資金の貸与
ケ　学用品の給与
コ　遺体の捜索、処理及び埋葬
サ　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹材等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
シ　応急仮設住宅の供与

(3)　救助に伴う輸送及び労務者の雇上げ

救助に伴う輸送及び労務者の雇上げの内容は、次のとおりである。

ア　被災者の避難誘導労務
イ　医療及び助産における患者の移送労務
ウ　被災者の救出のための労務及び該当救出に要する機械器具、資材の操作運搬の労務
エ　飲料水の供給のための運搬、操作及び浄水用薬品の配布等の労務
オ　救助用物資の整理、輸送及び配分等の労務
カ　遺体の捜索に必要な労務
キ　遺体の処理に必要な労務

(4)　応急救助の実施状況等の報告

救助法を適用し、応急救助を実施した場合は、その実施状況等を次により報告する。

ア　救助実施記録日計票の作成等

災害対策本部各班は、救助実施記録日計票（以下「日計票」という。）を作成する。なお、日計票の制作、とりまとめ等の事務処理については、それぞれ実情にあった方法を採用し、適宜運用して差し支えない。

イ　救助実施状況等

災害対策本部各班は、救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、毎日救助の実施状況を総務財政班に報告する。

なお、この報告は、前記の事項をできる限りの範囲内で掌握、電話等の方法により、その結果を県に報告する。

第５　救助法による救助の対象とならない場合の措置

救助法による救助の対象とならない小災害の場合においても、被災の状況により必要に応じて町長の責任において救助を実施する。

第 14 節　要員確保計画

所管部署：総務財政班、産業班、建設班

本計画では、災害時において不足し、必要となった労務者等の雇上げについて定める。

第１　実施責任者

労務者等の雇上げは、それぞれの応急対策実施機関において行うが、災害対策本部における雇い上げは、その職種等によって関係班が行い、取りまとめは総務財政班が行う。

第２　労働者等確保の種別､方法

災害対策を実施するための必要な労働者等の確保の手段はおおむね次によるが、災害時の状況に応じ適切な手段を採用する。

(1)　災害対策実施機関の関係者等の動員
(2)　ボランティア等の受入れ
(3)　公共職業安定所による労働者の斡旋
(4)　関係機関の応援派遣による技術者等の動員
(5)　緊急時における従事命令等による労働者等の動員

第３　給与の支払

賃金等の給与額は、その時における雇上地域の慣行料金以内によることを原則とするが、法令その他により別に基準のあるものはこの限りでない。

第４　従事命令又は協力命令

災害応急対策を実施するための人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合、次に掲げる執行者は、基本法、救助法、警察官職務執行法、消防法及び水防法の定めるところにより従事命令又は協力命令を発する。

■ 従事命令・協力命令の種類と執行者

対　象　作　業	命令区分	根　拠　法　律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	基本法第 65 条第１項	町長、警察官
		基本法第 65 条第２項	
災害救助作業 (救助法に基づく救助)	従事命令	救助法第 24 条	知事
	協力命令	救助法第 25 条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	基本法第 71 条第１項	知事 町長（委任を受けた場合）
	協力命令		
災害救助対策作業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法第４条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第 29 条第５項	消防職員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者、消防団長、消防長

第５　その他

１　医療、土木建設関係者等の雇上げに当たっては、従事作業用の器具等を指定し持参させるようにする。

２　土木の応急復旧作業等は、その内容に応じて請負又は委託等適当な方法による。

第 15 節　災害ボランティアの受入れ・支援計画

所管部署：総務財政班、町民班、福祉班、社会福祉協議会

町内に大規模災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、本町及び防災関係機関等だけでは、十分に対応できないことが予想される。本計画では、災害応急対策を実施する上で必要な人員を確保するため、各種ボランティア団体等の協力体制の構築に関して、本町及び防災関係機関等が実施すべき事項について定める。

本町及び防災関係機関等は、各種ボランティア団体等からの協力申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の支援を受ける。

１　発災直後の情報提供

町は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会及び近隣市町村の協力を得て、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

２　ボランティア団体の活動

災害時におけるボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有する者（以下「専門ボランティア」という。）及びそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その活動内容は、おおむね次のようなものとする。

区　分	活　動　内　容
専門ボランティア	・被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） ・建築物危険度判定（応急危険度判定士） ・土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士等） ・医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等） ・福祉（手話通訳、介護等） ・無線（アマチュア無線技士） ・特殊車両操作（大型重機等） ・通訳（語学） ・災害救援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等及びその支援等） ・その他特殊な技術を要する者 ・災害復旧技術専門家派遣制度（災害復旧活動の支援・助言）
一般ボランティア	・救援物資の整理、仕分、配分 ・避難所の運営補助 ・炊き出し、配送 ・清掃、防疫 ・避難行動要支援者等への生活支援 ・その他危険のない軽作業

３　町民に対する普及・啓発

町は、関係団体と連携して、災害時におけるボランティア活動についての関心を深め、多くの町民の積極的な参加を呼びかけるための普及・啓発に努める。

４　ボランティアの登録

社会福祉協議会は、災害時における一般ボランティアの登録をあらかじめ行い、災害時の対応に備える。

５　被災地におけるボランティア支援体制の確立

町は、県・日本赤十字社・社会福祉協議会等と連携し、必要があるときは速やかに現地本部及び救援本部を設置し、ボランティア支援体制を確立する。

なお、本町の災害ボランティア活動拠点は、次に示すとおりとする。

名　称	所　在　地	連絡先
広川町保健福祉センター	広川大字新代　2165-1 番	32-3768

６　災害対策本部と災害ボランティア本部との連携

１　県災害対策本部は、県災害ボランティア本部及び町災害対策本部、現地災害ボランティア本部と連携し、被災地のニーズの把握等を行う。

２　町災害対策本部は現地災害ボランティア本部と連携し、必要な人員、資機材、分野集合場所等の被災地におけるボランティアのニーズを把握し、県災害対策本部へ情報を提供するものとする。

■ 災害ボランティア活動に係わる連携図

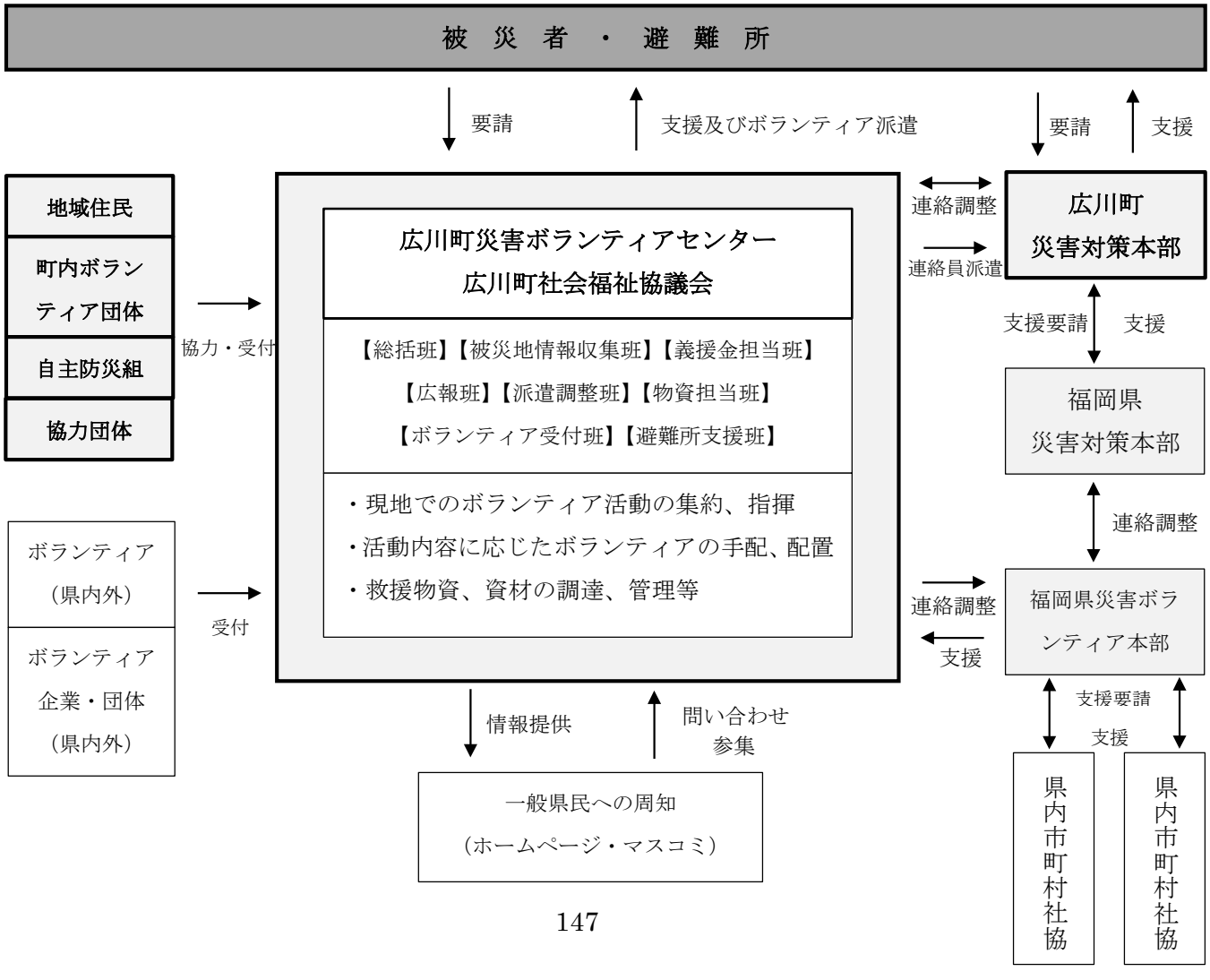

第 16 節　防災気象情報等伝達計画

所管部署：総務財政班

この計画では、災害応急対策活動の基礎となる気象・地象・水象に関する特別警報、警報及び注意報及び気象情報の受領及び伝達を確実に行うために、県及び防災関係機関との連絡を密接にするとともに、連絡系統を確立することを定める。

第１　福岡管区気象台が発表する特別警報・警報・注意報・気象情報の種類及び発表基準

特別警報・警報・注意報及び気象情報等の気象業務に関して迅速な情報提供を受けるとともに、防災関係機関相互の連絡を密にし、防災対策の適切な実施を図る。
（数値は、予想される気象要素値である。）

１　注意報・警報の区分細分及び気象注意報、警報文の構成

(1)　注意報・警報については、気象等の現象の発生予想地域を技術的に特定することができ、地域細分発表が防災上必要と考えられる場合に、次の細分地域に細分して発表する。

■ 注意報・警報の細分区域

一次細分	市町村等をまとめた地域	市・郡	町村
福岡地方		福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市	
		粕屋郡	宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町
北九州地方	北九州・遠賀地区	北九州市、中間市	
		遠賀郡	芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町
	京築地区	行橋市、豊前市	
		京都郡	苅田町、みやこ町
		築上郡	吉富町、上毛町、築上町
筑豊地方		直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市	
		鞍手郡	小竹町、鞍手町
		嘉穂郡	桂川町
		田川郡	香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町
筑後地方	筑後北部	久留米市、小郡市、うきは市、朝倉市	
		朝倉郡	筑前町、東峰村
		三井郡	大刀洗町
	筑後南部	大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市	
		三潴郡	大木町
		八女郡	**広川町**

(2)　発表年月日：発表時刻及び発表気象官署名（発表時刻は 24 時制）

(3)　見出し文：注意、警戒を要する事項について 100 文字以内で簡潔に記述する。

(4)　本文：市町村ごとに記述する。

ア　注意報・警報の発表状況

イ　特記事項

ウ　量的予報事項

エ　付加事項

２　気象等の特別警報・警報・注意報及び気象情報

(1)　特別警報

「特別警報」とは、県内において重大な災害が発生した場合における国民の安全確保を図るたため、気象庁は、重大な災害の起こる恐れが著しく大きい場合に特別警報を発表するものである。

(2)　警報

「警報」とは、気象等により重大な災害の発生するおそれがある場合、福岡管区気象台が一般の警戒を促すために発表するものである。

(3) 注意報

「注意報」とは、気象等により災害の発生するおそれがある場合、福岡管区気象台が一般の注意を促すために発表するものである。

(4)　気象情報

「気象情報」とは、福岡管区気象台が注意報若しくは警報の発表の前段階として、又は発表後の補足説明として一般に向けて発表するものである。

３　注意報

気象現象等により被害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。

種　　類	発　　表　　基　　準
強風注意報	平均風速　12m/s
風雪注意報	平均風速　12m/s　雪を伴う
大雨注意報	表面雨量指数基準　　16（浸水害） 土壌雨量指数　　140（土砂災害）
洪水注意報	流域雨量指数基準　広川流域=9.6,長延川流域=7.4,高間川流域=4.8
大雪注意報	12 時間降雪の深さ：　平地 3cm、山地 5cm
雷注意報	落雷等により、被害が予想される場合
乾燥注意報	最小湿度 40％で、実効湿度が 60％
濃霧注意報	視程：陸上で 100m
霜注意報	11 月 20 日までの早霜、3 月 15 日以降の晩霜、最低気温が 3℃以下
なだれ注意報	積雪の深さ 100cm 以上で、次のいずれか 1.　気温 3℃以上の好天 2.　低気圧等による降雨 3.　降雪の深さ 30cm 以上
低温注意報	夏期（平均気温）：平年より 4℃以上低い日が 3 日以上続いた後、更に 2 日以上続くと予想される場合 冬期（最低気温）：沿岸部　-4℃以下、又は内陸部　-7℃以下
着氷・着雪注意報	大雪警報・注意報の条件下で、気温　-2～2℃、湿度 90％以上

４　警報及び特別警報

気象現象等により重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表する。

種　　類	発　　表　　基　　準
暴風警報	平均風速　20m/s
暴風雪警報	平均風速　20m/s　雪を伴う
大雨警報	表面雨量指数基準　　28（浸水害） 土壌雨量指数　　190（土砂災害）
洪水警報	流域雨量指数基準　広川流域=12,長延川流域=9.3,高間川流域=6.1 複合基準　広川流域=（14,9.6）長延川流域=（8,7.4）
大雪警報	12 時間降雪の深さ：平地 10cm、山地 20cm
記録的短時間 大雨情報	1 時間雨量　110mm

種　　類	発　　表　　基　　準
暴風特別警報	数 10 年に 1 度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	数 10 年に 1 度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数 10 年に 1 度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数 10 年に 1 度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
大雪特別警報	数 10 年に 1 度の降雪量となる大雪が予想される場合

（注）

土壌雨量指数：土壌中に溜まっている雨水の量を示す指数で、解析雨量、降水短時間予報を基に、５km 四方の領域ごとに算出する。降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標として土砂災害警戒情報などの発表基準に使用する。

流域雨量指数：対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数で、解析雨量、降水短時間予報を基に、５km 四方の領域ごとに算出する。降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標として洪水警報などの発表基準に使用する。

「平坦地」及び「平坦地以外」の定義

平 坦 地：おおむね傾斜が 30 パーミル以下で、都市化率（道路舗装率等）が 25 パーセント以上の地域。

平坦地以外：上記以外の地域。

５　災害危険個所

災害危険個所については、資料編のとおりである。

【資料編　2-1～2-7　参照】

６　土砂災害に対する一層の警戒を伝える警報

大雨警報が発表されているとき、気象状況から総合的に判断して、重大な土砂災害の危険性が高まった場合には、大雨警報を切り替えて見出しや本文の中に、「過去数年間で最も土砂災害の危険性が高まっている」又は「令和〇年台風第△号以来で最も土砂災害の危険性が高まっている」という表現を加えて、土砂災害に対するより一層の警戒を呼びかける。

また、一層の警戒を呼びかける範囲が、大雨警報の対象区域よりも狭い範囲で特定できる場合には、見出しや本文の中で、例えば「〇〇区付近では、」のように、区域を絞って土砂災害に関する警戒を呼びかける。

以上の表現は、重大な土砂災害の危険性が高まった場合にのみ発表するため、防災関係機関はより一層厳重な警戒を行う。

７　気象情報

大雨や強風等が予想される場合には、気象の実況や今後の予想の解説を加え、警報や注意報に先立って発表する気象情報（予告的情報）、注意報・警報を補完する気象情報（補完的情報）等を文章や図形式で「大雨に関する福岡県気象情報」等の名称で注意や警戒をする旨発表する。

(1)　警報や注意報に先立って発表する気象情報（予告的情報）

(2)　注意報・警報を補完する気象情報（補完的情報）

(3)　大雨に関する気象情報

数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨を観測した場合に、「記録的短時間大雨情報」を発表している。

この記録的短時間大雨情報は、担当予報区内で１時間に降った雨量（アメダス、レーダー・アメダス解析雨量）が、基準雨量を超えた場合、記録的短時間大雨情報又は記録的短時間大雨を見出し文に用いて警報を発表し、より一層の警戒を喚起する。

８　台風予報、台風情報

(1)　台風に関する予報、情報

気象庁は、北西太平洋（東経 100 度～東経 180 度、赤道～北緯 60 度）上に存在する台風について、位置・大きさ・強さ等の実況及び 24 時間先までの進路予報を 3 時間毎に、72 時間先までの進路と台風の強度（中心気圧、最大風速）に関する予報を 6 時間毎に発表する。また、日本に被害を及ぼす可能性が生じた場合には、1 時間後の中心位置、強度、大きさを推定して 1 時間毎に発表する。

(2)　台風の大きさ、強さ

台風接近時に的確な防災対策を行うためには、台風の勢力や進路等に関する情報が必要である。

そのために、台風を「大型で強い台風」のように、大きさ（強風域：平均風速15m/s以上の強い風が吹いている範囲）を３段階、強さ（最大風速）を４段階で表現する。

■ 台風の大きさの分類

平均風速15m/s以上の強風域の半径	分　　類
500㎞未満	
500㎞以上800㎞未満	大型（大きい）
800㎞以上	超大型（非常に大きい）

■ 台風の強さの分類

最大風速	分　　類
17m/s以上33m/s未満	
最大風速33m/s以上44m/s未満	強い
最大風速44m/s以上54m/s未満	非常に強い
最大風速54m/s以上	猛烈な

第２　気象に関する警報・注意報・情報の伝達系統

１　町は、県から伝達された情報については、夜間・休日においても、防災担当職員へ確実に伝達できる体制を確立する。

(1)　下記の注意報・警報・特別警報等の発表及び解除に関すること。
大雨注意報・洪水注意報・暴風警報・大雨警報・洪水警報・暴風雪警報・大雪警報・火災気象通報・記録的短時間大雨情報
（注）このほか状況に応じ、強風注意報・乾燥注意報・大雪注意報・風雪注意報・雷注意報・大雨情報・台風情報及びテレメーターによって得た降雨状況等を通報する。

(2)　洪水予報（指定河川）・水防警報の発表・解除等及び特別警戒水位（避難判断水位）到達情報の通知に関すること。

(3)　町災害対策本部等の設置及び廃止状況の把握に関すること。

(4)　町に対する災害警戒体制の強化指示に関すること。

(5)　町の被害状況把握に関すること。

(6)　関係機関へ連絡すると認められる被害状況に関すること。

(7)　その他防災上必要と認められること。

２　庁内各課に対しては庁内放送等をもって伝達する。

３　町から住民への周知方法

町は町防災計画に基づき関係住民に対し、必要と認められる予警報だけでなく、予想される事態及びこれに対して取るべき避難のための立ち退きの準備その他の措置の伝達周知を行う。大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合は、直ちに多様な手段を用いて住民等に伝達する。この場合、要配慮者が基本法第60条第1項の規程による避難のための立ち退きの避難情報を受けた場合に、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮するものとする。

(1)　直接的な方法
ア　防災行政無線（同報系）による通報
イ　広報車の利用
ウ　水防計画等による警鐘の利用
エ　電話・口頭による戸別通知
オ　災害情報メール配信
カ　防災メール・まもるくんの活用
キ　町公式ライン・ｄボタン広報誌の配信

(2)　間接的な方法
ア　公共団体（行政区・自主防災組織等）の電話連絡網等による通知
イ　他機関を通じての通知

３　防災気象情報等伝達系統図

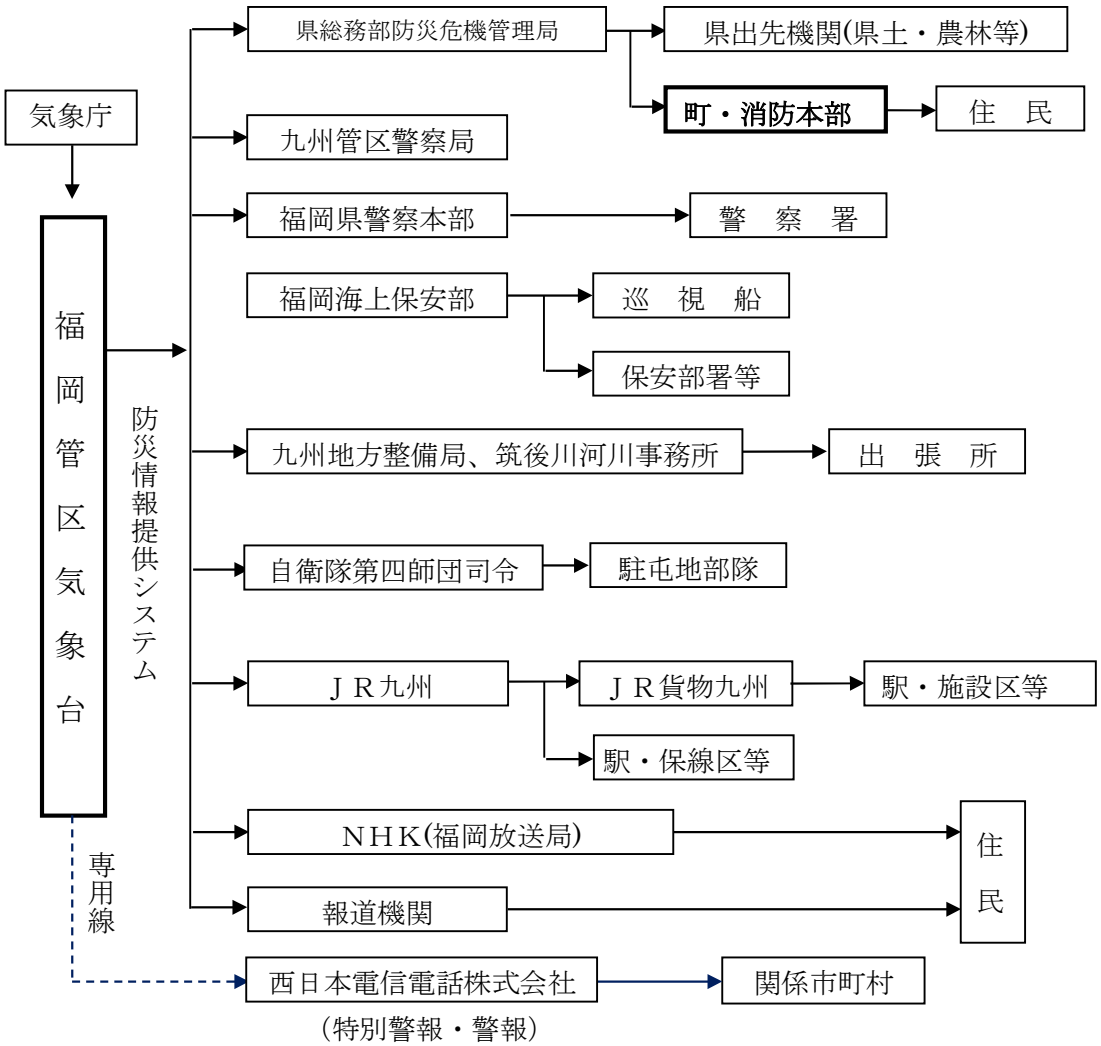

第３　火災気象通報の伝達系統

１　火災の予防上危険な気象状況であると認められる通報の伝達系統

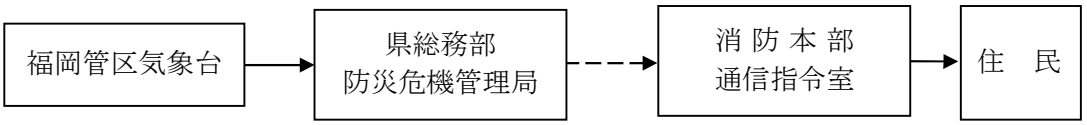

（注）－－－－－－→ は総合情報通信ネットワークによる県庁統制局一斉通信

２　火災警報等の伝達系統

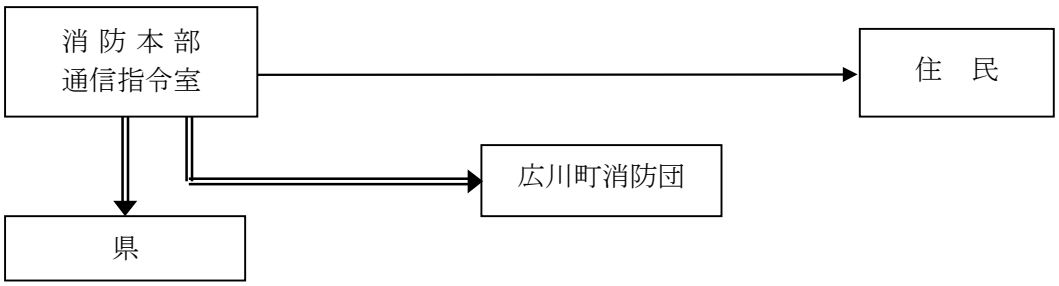

（注）═══は連絡　　――――― は周知

第４　災害通信の部内伝達要領

１　気象台からの気象通報その他災害に関する情報を受けたときは、災害対策本部（設置前においては企画課）において受領する。

２　庁内職員への伝達は庁内放送により行うものとし、住民への伝達は、防災行政無線等にて行う。

３　夜間、休日等勤務時間外における伝達は、宿直員より企画課職員(防災担当)に通知する。

第 17 節　被害情報等収集伝達計画

所管部署：総務財政班

この計画では、災害の発生に伴う被害状況等の情報について、情報の収集及び報告に関する責任者・報告の基準・方法等を定める。

第１　情報の収集及び報告

町は、それぞれの所掌事務又は業務に関して、積極的に職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急活動を実施するために必要な情報及び被害状況等を収集し、速やかに関係機関に伝達を行う。

１　情報の収集・伝達

町は、人的被害の状況や建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡する。

２　情報の内容

収集すべき情報の主なものは以下のとおりであり、人的被害・避難措置等住民の生命・身体の保護に関連あるものを優先する。

■ 収集すべき情報の項目

	収集項目
1	緊急要請事項
2	災害発生状況（原因、発生日時、発生した場所又は地域）
3	被害状況（人的被害、建物被害）
4	災害応急対策実施状況
5	道路交通状況（道路被害、交通規制の状況等）
6	上水道、電気、ガス等ライフラインの被害状況及び確保の状況
7	避難状況
8	医療救護活動状況
9	住民の動静
10	その他応急対策の実施に際し必要な事項

３　情報の収集方法

町は、電話・携帯電話・各種無線設備（衛星携帯電話の借用等を含む）を活用するほか、情報連絡員を被災地等に派遣することにより、迅速かつ的確に災害状況を把握するよう努める。

４　異常な現象発見者の通報

(1)　災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町若しくは警察署及び消防署に通報しなければならない。

(2)　通報を受けた警察署及び消防署は、その旨を速やかに町に通報しなければならない。

(3)　(1)又は(2)により通報を受けた町長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報するとともに、住民その他関係の公私の団体に周知させるとともに、とるべき必要な措置を指示する。

ア　福岡管区気象台

イ　県知事（災害対策本部が設置されているときは同県本部長）

ウ　その他の関係機関

第２　報告の基準

内閣総理大臣（消防庁経由）及び県に報告すべき災害は次のとおりであり、報告に当たっては、「災害報告記入要領」により行う。

(1)　救助法の適用基準に合致するもの

(2)　町が災害対策本部を設置したもの

(3)　災害が２県以上にまたがるもので一つの県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(4)　地震が発生し、町域内で震度４以上を記録したもの

(5)　がけ崩れ・地すべり・土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(6)　河川の溢水・破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(7)　上記各基準に該当しない災害であっても、報道機関に取りあげられる等、社会的影響度が高いと認められるもの

なお、「火災・災害等速報要領」（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）に基づく災害以外の火災速報及び救急事故速報についても報告する。

第３　報告責任者

災害に伴う被害状況の調査は災害対策の基本となるものであるから、本部長は、あらかじめ被害状況報告者を定めておく。また、本部長は集計した結果を速やかに知事に報告する。

第４　報告の種別

(1)　災害速報

被害が発生したとき直ちに行う。

(2)　中間報告

発生報告後、被害の状況が変わる度に逐次行う。

(3)　確定報告

応急措置が完了し、その被害が確定したときに行う。

第５　報告の方法

通信の輻輳を避け迅速を期すために、略号を定めるものはそれを利用し、その他の事項についてもできるだけ要点を簡潔に整理し、次の方法により報告する。

１　電話（非常電話・緊急電話）

２　総合情報通信ネットワークシステム

３　通信方法が不通の場合

通信可能な地域まで伝令により報告するなど、あらゆる手段をつくして報告しなければならない。

４　確定報告

必ず別紙様式の「災害中間報告・災害確定報告」により文章で報告する。

第６　町の措置

１　県、国への報告

(1)　町は、被害状況の報告基準、方法等については、福岡県災害調査報告実施要綱の定めるところにより行い、県に被害状況等の報告ができない場合には、消防庁（応急対策室）に直接報告を行うほか、１１９番通報が殺到した場合には、町から県に加えて直接消防庁（応急対策室）にも行うものとする。

(2)　「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

２　連絡窓口

町から県、国への被害状況（即報・確定）報告系統図

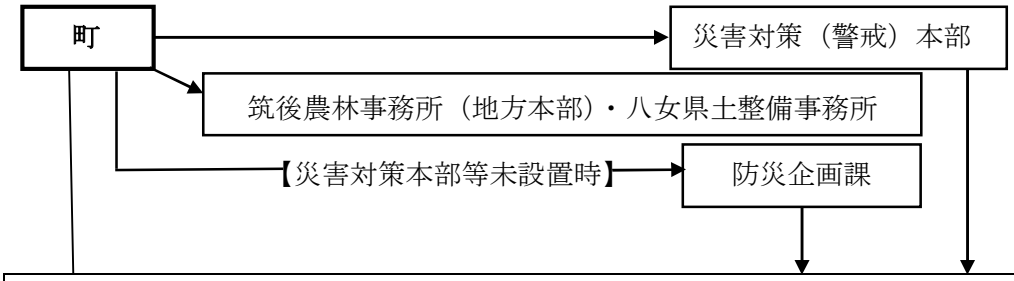

国（総務省消防庁経由）			
		平日(9:30～18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
ＮＴＴ回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	ＦＡＸ	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	78-840-90-49013	78-840-90-49102
	ＦＡＸ	78-840-90-49033	78-840-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	79-048-500-90-49013	79-048-500-90-49102
	ＦＡＸ	79-048-500-90-49033	79-048-500-90-49036

第 18 節　広報・広聴計画

所管部署：総務財政班、教育班、町民班

この計画では、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に、民心を安定させ社会秩序を維持するための措置等について定める。災害情報等については、町の広報車、防災行政無線等を利用するだけでなく、新聞・テレビ・ラジオ等の報道機関の協力を得て、町民に対して避難に関する情報・被害の状況・災害応急対策等の必要な情報を迅速かつ正確に広報することを定める。なお、広報活動に当っては要配慮者に配慮にした広報の実施に努めるものとする。また、平成 25 年９月１日から適用された**「特別警報」**が気象台から本町に対して発表された場合には、その旨、速やかに防災無線等を活用し地域住民へ周知する。

第１　被害情報の収集及び広報機関

１　町域の被害状況等の収集は、各班が行い総務財政班に連絡

２　町民に対する広報は、総務財政班が担当

３　災害現地の状況は、写真等による情報収集

第２　広報の方法

災害対策本部は下記のような媒体を活用し、多様な手段で町民に対して広報を行う。

１　広報車

２　報道機関：新聞・テレビ・ラジオ（ＡＭ放送・ＦＭ放送）

３　インターネットの町ホームページ

４　防災行政無線

５　災害情報メール配信

６　防災メール・まもるくんの活用

７　町公式ライン・ｄボタン広報誌の配信

第３　町が実施する広報の内容

町が実施する広報活動において重点をおくべき事項は、次のとおりとする。

１　災害時における町民の注意事項

２　災害にかかる気象情報、被害状況の周知

３　災害対策本部が実施しつつある災害対策の概要

４　避難情報等に関すること

５　避難所における心得

５　災害復旧の見通し

６　電気・ガス・上水道等供給の状況

７　安否情報に関すること

８　その他必要事項

第４　広聴活動

町は、住民からの要望事項については、直ちに所管課又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努める。

第５　放送の要請

本部長は、緊急を要する場合で、利用できるすべての通信の機能が麻痺したとき、又は普通の通信方法では間に合わないときは、「災害時における放送要請に関する協定」で定めた手続により、放送局に放送を要請できる。

第６　災害広報計画

１　広報活動

総務財政班は時期に配慮し、適切な手段と内容の広報活動を行う。

時　　期	手　　段	内　　容
災害発生直後	防災行政無線 広報車 町ホームページ 災害情報メール配信 現場による指示 町公式ライン 防災メールまもるくん ｄボタン広報誌	○　避難の指示 ○　避難場所情報 ○　気象情報 ○　被害の状況 ○　電話自粛 ○　住民のとるべき措置 ○　自主防災活動の要請
応急対策活動時	防災行政無線 広報車 町ホームページ 災害情報メール配信 テレビ・ラジオ 災害広報紙・チラシ 町公式ライン 防災メールまもるくん ｄボタン広報誌	○　被害の状況、気象情報 ○　交通状況･ライフライン施設の被害状況 ○　応急対策の概況、復旧の見通し ○　住民の取るべき防災対策 ○　避難所情報 ○　食料・飲料水の供給等に関する情報 ○　その他必要な事項

【資料編　4-13　災害広報文例　参照】

２　避難所における広報

教育班は、避難所において避難者への広報を行う。広報にあたっては、避難所運営組織、ボランティア等との連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。なお、障がい者、高齢者など情報の入手が困難な避難者に十分配慮する。

○　災害広報紙の配布
○　避難所広報板の設置
○　避難所運営組織による口頭伝達

３　報道機関への広報の要請

(1)　広報の要請、依頼

総務財政班は、応急対策に必要な広報を報道機関へ要請する。

(2)　広報内容の受け付け

総務財政班は、各班から報道機関へ依頼すべき広報内容を受け付ける。

４　報道機関への対応

本部長又は副本部長は、必要に応じて記者会見を行い情報の提供を行う。

総務財政班は、記者会見に必要な準備を行う。

発　表　者	記者会見場	内　　容
本部長又は副本部長	本庁舎3階 会議室等	○　災害の種別、発生場所、日時、状況 ○　災害応急対策の状況

５　防災関係機関の広報

防災関係機関は、災害が発生した場合、以下の内容について広報活動を行う。

機　　関	広　報　内　容
警　察　署	避難、交通規制、二次災害発生防止
九 州 電 力	被害状況、復旧情報
Ｎ　Ｔ　Ｔ	通信の途絶、利用の制限
交 通 機 関 そ　の　他	被害状況、復旧情報、運行状況

６　相談窓口の設置

(1)　相談窓口の設置

町民班は、町民からの問い合せや生活相談に対応するため、町役場内等に相談窓口を設置する。

(2)　被災者相談

町民の相談に対し迅速に対応するため、相談窓口には各班の担当者を置く。相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。

相談窓口で扱う 事　　項	○　捜索依頼の受け付け ○　食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報 ○　罹災証明書の発行 ○　埋火葬許可証の発行 ○　他各種証明書の発行 ○　仮設住宅の申し込み ○　住宅の応急修理の申し込み ○　災害見舞金、義援金の申し込み ○　生活資金等の相談 ○　その他相談事項

第 19 節　避難計画

所管部署：総務財政班、福祉班、町民班、教育班

大規模な災害発生時においては、多数の避難者の発生が予想される。

本計画は、このような事態に対処し、住民の生命・身体の安全を確保するため、町長その他関係法令の規定に基づく避難等の実施責任者が、必要に応じて避難に関する可能な限りの措置をとることを定める。

特に、町長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示の発令のほか、避難準備を呼びかけるとともに、特に避難行動に時間を要する要配慮者等に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難の発令を行う。

第１　実施責任者及び基準

指示権者	指示権者	関係法令	対象となる災害の内容（要件・時期）	指示の対象	指示の内容	とるべき措置
町長（委任を受けた職員）	町長（委任を受けた職員）	災対法第 60 条第 1 項、第 3 項	全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。 ・急を要すると認めるとき。 ・避難のための立ち退きを行う事により人の生命又は身体に危険がおよぶ恐れがあるとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	・立ち退きの指示 ・立ち退き先の指示※1 ・安全確保措置の指示	県知事に報告（窓口：防災危機管理局）
知事（委任を受けた職員）		災対法第 60 条第 6 項	・災害が発生した場合において、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同 上	同 上	事務代行の公示
警察官		災対法第 61 条警察官職務執行法第 4 条	全災害 ・町長が避難のため立ち退き又は安全確保措置を指示することができないと警察官が認めるとき又は町長から要求があったとき。 ・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	・必要と認める地域の居住者､滞在者､その他の者 ・危害を受けるおそれのある者	・立ち退き指示 ・立ち退き先の指示 ・安全確保措置の指示 ・避難の措置（特に急を要する場合）	災対法第 61 条による場合は、町長に通知（町長は知事に報告）
自衛官		自衛隊法第 94 条	・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受けるおそれのある者	避難について必要な措置※2	警察官職務執行法第 4 条の規定の準用
知事（その命を受けた県職員）		地すべり等防止法第 25 条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認めるとき。	必要と認める区域内の居住者	立ち退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に報告
知 事（その命を受けた県職員）水防管理者		水防法第 29 条	洪水又は高潮による災害 ・洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	同 上	同 上	その区域を管轄する警察署長に通知※3

※１　立ち退き先としては、指定緊急避難場所その他の避難場所を指定する

※２　警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る。

※３　水防管理者が行った場合に限る。

第２　避難情報等の伝達

実施責任者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他災害の拡大防止等特に必要があると認められるときは、危険区域の居住者・滞在者・その他の者に対し、広報車・町防災行政無線等をもって避難情報等の伝達を行う。特に、台風による大雨発生など事前に予想が可能な場合においては、大雨発生が予想されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。その際には、住民に次の事項を明示する。

①　避難を要する理由
②　避難情報等の発令の対象地域
③　避難先とその場所
④　避難経路
⑤　注意事項

１　災害一般の避難の指示等

(1)　町長は、災害が発生するおそれがあると認めるときは、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対し、計画された避難場所へ避難を求める。

(2)　町長は、法に基づき避難のための立ち退きを指示する。また、必要と認めるときはその立ち退き先を指示するものとし、これらについて速やかに県知事に報告する。

(3)　この場合において、町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し避難のための立ち退きを指示することができる。この場合、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。また、当該災害による被害が甚大で、町がその全部又は大部分の事務を行うことができない場合は、町が実施すべき措置の全部又は一部を県が代行する。

(4)　避難準備及び携帯品の制限

避難者は、避難指示により立ち退くときは、次の事項に特に留意しなければならない。

ア　火気及び危険物（石油類、ガス、生石灰等）の始末を完全にすること。
イ　会社・工場にあっては浸水その他の被害による油脂類の流失防止、発火しやすい薬品・劇薬物の流失防止、電気ガス等保安措置を完全にすること。
ウ　家屋の補強（雨戸等）
エ　家財の流失防止
オ　携帯品は、必要最小限とする。
　(ｱ)　家族の名札（住所・氏名・生年月日・血液型等を記載したもの）
　(ｲ)　食糧（最低３日程度）・飲料水・タオル・常備薬・救急医薬品・懐中電灯・携帯ラジオ等
　(ｳ)　動きやすい服装・帽子（頭巾）・雨具類・必要に応じ防寒服
カ　避難者は、避難秩序を乱すことなく、誘導員の指示に従い、相互に助け合い、冷静に避難しなければならない。

(5)　町長は、避難のための立ち退きの指示、安全確保措置の指示をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有し、河川等の施設を管理していることの多い指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該指示について、助言を求めることができる。この際、助言を求められた者は、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言を行うものとする。また、県は、時機を失することなく避難情報等が発令されるよう、積極的に助言するものとする。

2　注意喚起及び自主避難の呼びかけ（高齢者等避難の伝達）

町は、災害が発生するおそれがあると認めれる場合は、必要と認める地域に防災情報（気象情報等や災害情報）等各種の情報を知らせ、住民等の注意を喚起するとともに、その状況に応じて、避難の準備の確認をすることや住民等が自ら危険性を判断して避難すること（以下「自主避難」という。）を促す。

なお、自主避難の呼びかけについては、状況に応じて、要配慮者等の避難行動に時間を要する者に対し、早めの避難行動の開始を求める高齢者等避難の伝達であることを、特に留意して行う。災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物等への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

3　洪水についての避難指示

(1)　町長は必要に応じて、基本法に基づく避難のための立ち退きの指示及び屋内退避の指示をする。

(2)　洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県職員又は水防管理者は、水防法に基づき、立ち退き及び屋内退避を指示することができる。

(3)　判断基準

■ 筑後川水系広川

河川 区分	広川（河川から 50mの流域内）・長延川・高間川
高齢者等避難	・水防団待機水位 1.85mに到達し、なお、水位の上昇が予想される場合。（概ね１時間後に避難判断水位に到達する。） ・雨量が過去の災害雨量に到達すると予想されるとき。
避難指示	・避難判断水位 2.50mに到達し、なお、水位の上昇が見込まれるとき。（概ね 30 分後に、氾濫危険水位に到達する。） ・氾濫危険水位に到達すると予想されるとき。 （上記以外で急激な水位の上昇がある場合） ・氾濫の恐れがあるとき。 ・堤防の決壊に繋がるような漏水箇所等を発見したとき。
緊急安全確保	・堤防の決壊や越水・溢水が発生又は切迫し、町長が発令すべきと判断するとき。

■ **水位基準**　（平成 28 年 2 月水位変更）　（m）

河川名	観測所	所在地	水防団待機	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険
広川	智徳橋	智徳	1.85	2.10	2.50	3.00

※　はん濫危険水位：　洪水によりはん濫の起こるおそれのある水位
　　避難判断水位　：　はん濫注意水位を越える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位で、市町村が発する避難情報の目安になる水位
　　はん濫注意水位：　水防活動を行う指標となる水位である、水防団が出動する水位

■ **その他の河川**

発令区分	内　　容
高齢者等避難	・大雨警報や洪水警報が発令され、水位が護岸天端に達し、更に水位の上昇が予想されるとき。
避難指示	・河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認したとき。 ・堤防の決壊、水があふれるのを確認したとき。
緊急安全確保	・堤防の決壊や越水・溢水が発生又は切迫し、町長が発令すべきと判断するとき。

(4)　発令対象区域は、異常箇所周辺を含む下流域とする。

4　土砂災害についての避難情報等

(1)　地すべり

ア　町長は必要に応じて、基本法に基づく避難のための立ち退きの指示をする。

イ　地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた県職員は、必要と認める区域内の居住者に対し、立ち退きを指示する。

(2)　急傾斜地崩壊危険区域・土石流

町長は急傾斜地崩壊の危険が切迫していると認められるとき、または、土石流の発生の危険が切迫していると認められるときは、基本法に基づき避難のための立ち退きの指示をする。

(3)　判断基準

判断の基準は、次のとおりとする。ただし、ゲリラ豪雨等、短時間で集中的な豪雨が発生した場合は、この限りではない。

区域区分	上広川地域・中広川（大字日吉地域の一部） 下広川（大字広川の一部）
高齢者等避難	・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過（※）した場合 ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替わる可能性が言及されている場合 ・強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ・近隣で前兆現象（湧水、地下水の濁りや量の変化、流水の異常な濁り、表面流の発生）の発見 ※「防災情報提供システム（気象庁）」において「土砂災害警戒判定メッシュ情報」が「2 時間以内に大雨警報基準を超過」した状態
避難指示	・近隣で前兆現象（流木の発生、小石の落下、新たな湧水の発生、湧水の濁り、亀裂の発生、斜面のはらみだし）を発見した場合 ・土砂災害警戒判定メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過（※）し、さらに降雨が継続する見込みである場合 ・土砂災害が発生した場合 ・土砂災害警戒情報が発令された場合 ・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・近隣（八女市・久留米市）で大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合。 ※「防災情報提供システム（気象庁）」において「土砂災害警戒判定メッシュ情報」が「2 時間以内に土砂災害警戒情報を超過」した状態
緊急安全確保	・大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合又は土砂災害が発生し、町長が発令すべきと判断するとき。

※　避難指示等の発令を検討するときは、上記「発令対象区域」以外の場所でも土砂災害が発生する場合もあるので、これら土砂災害警戒区域等の隣接区域及び前兆現象や土砂災害の発生した箇所の周辺区域も含めて、避難の必要性について検討すること。

５　高齢者等避難・避難指示の流れ

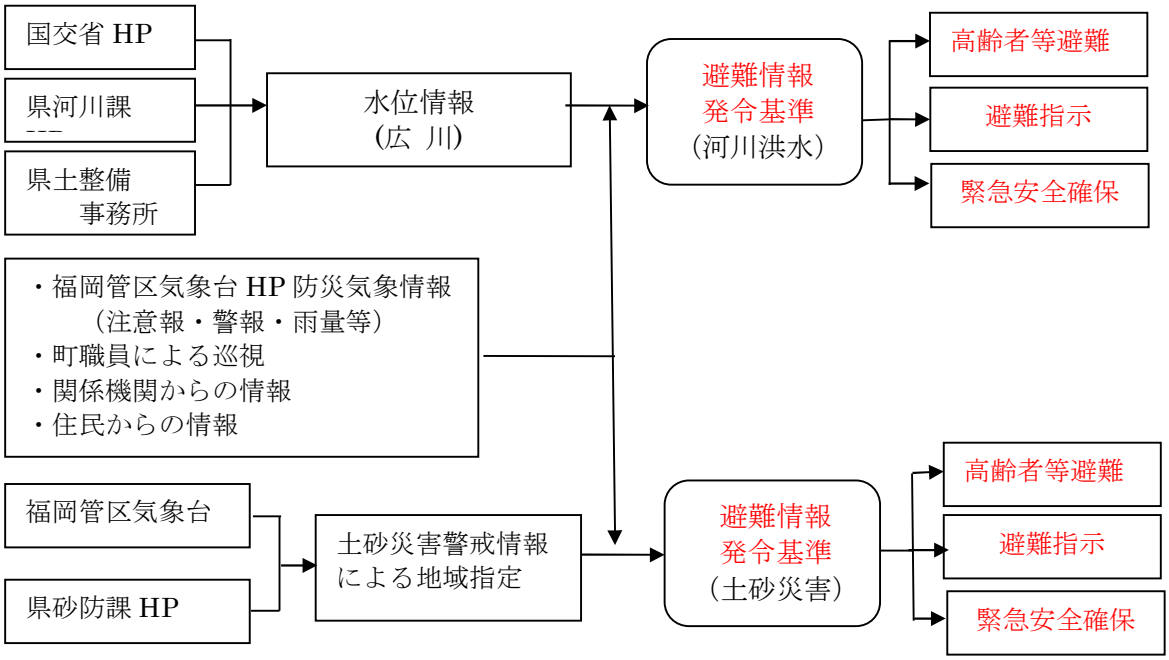

(1)　避難情報等の発令を行った場合には、地域住民等に対し防災行政無線、広報車あるいは報道機関を通じて、避難情報等の発令の理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項等について周知徹底を図る。特に、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。また、危険の切迫性に応じて避難情報等の発令の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(2)　町は、情報の伝わりにくい避難行動要支援者への避難情報等の発令の伝達には、特に配慮する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

(3)　町は、住民等に対し、避難情報等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努める。

6　関係機関への連絡等

(1)　住民等への伝達

避難情報等を発令又は解除したときは、防災行政無線、広報車、消防車等により伝達するとともに、報道機関や自主防災組織等へ協力要請を行うなど、関係区域内のすべての者に伝わるよう、あらゆる手段を活用する。

なお、状況によっては、消防団等により関係区域に個別に伝達を行う。

(2)　関係機関への通報等

町長は、避難情報等を発令又は解除したときは、警察等関係機関に速やかに連絡する。

ア　県、警察署
　避難活動の実施協力要請
イ　陸上自衛隊
　知事を通じて被災者の誘導、収容に対する出動要請
ウ　報道機関
　避難情報等の放送要請
エ　隣接市町
　必要に応じ、避難者の収容、避難経路の通過の協力要請

(3)　県への報告

避難情報等の発令又は解除をしたときは、その旨を速やかに県に報告する。

ア　指示権者
イ　避難情報等の発令又は解除の理由及び日時
ウ　避難対象地域及び人数等
エ　避難先
オ　その他必要事項

第３　警戒区域の設定

１　警戒区域の設定権者

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は基本法で、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法によって行うこととする。

なお、知事は、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、基本法第 63 条第１項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとする。（基本法第 73 条第１項）

災害全般について	町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員（基本法第 63 条第１項）
	警察官（基本法第 63 条第２項）
	自衛官（基本法第 63 条３項）
火災について	消防職員・消防団員（消防法第 28 条）
	警察官（消防法第 28 条）
水災について	水防団長・水防団員（水防法第 21 条）
	警察官（水防法第 21 条）
	消防職員・消防団員（水防法第 21 条）
火災・水災以外について	消防職員・消防団員（消防法第 36 条）
	警察官（消防法第 36 条）

２　警戒区域（基本法第 63 条関係）の設定と解除

基本法第 63 条に定める警戒区域の設定は、以下のとおりである。

(1)　町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することとする。

(2)　水防団および消防機関は、出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、町と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要性がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外のものに対してその区域への立入の禁止又は退去等の指示を実施するものとする。

(3)　警察官は、町長（権限の委任を受けた町職員を含む。）が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定することとする。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

(4)　災害派遣を命ぜられた自衛官は、町長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することとする。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を、町長へ通知することとする。なお、町長等は、警戒区域を設定したときは、立入制限若しくは禁止又は退去を命ずることとする。

(5)　警戒区域を設定した場合は、ロープを張り、立看板等により設定区域を明示すると同時に、必要な情報を設定区域の居住者等に伝達する。

(6)　町長は、対象区域の危険がなくなった場合には、実施した警戒区域設定等の明示物を撤去し、解除した旨避難所に避難している対象区域の居住者等に伝達する。避難所以外に避難している対象区域の居住者等には、電話、テレビ・ラジオ放送、立看板等の各媒体を活用して周知する。

第４　避難者の誘導

１　住民の避難誘導

住民の避難誘導は、町及び消防団・県警察が実施するが、誘導に当たっては、周囲の状況等を的確に判断して避難路を選定の上、傷病者・障がい者・高齢者・幼児等を優先的にできる限り集団で行う。また、避難行動要配慮者の避難誘導については、各地域の自主防災組織や行政区等の地域住民においても、福祉関係者との連携の下、町等に協力して避難誘導を実施するよう努める。

なお、避難者の生命の安全を図るため及び避難所に収容しきれなくなった等の場合には、車両を借上げて移送する。この場合、町において実施することが困難な場合は、県、警察及び他市町等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。

２　住民の避難誘導体制

町は、避難情報等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水・土砂災害等に対して避難すべき区域や判断基準・伝達方法を明確にし、日頃から避難場所や避難路と併せて住民への周知徹底に努める。

第５　避難場所等の開設

町長は、災害により被災者を収容する必要があるときは、その災害の態様に応じ、安全、かつ適切な避難場所等を選定し開設する。また、町長は、避難場所等の開設状況について、速やかに知事及び関係機関に報告又は通知する。

【資料編　3-1　避難場所及び防災拠点施設等　参照】

第６　避難場所等の選定及び収容方法

町長は、緊急災害時の一時避難場所として地域の現状等を勘案し一定の基準を満たす施設を『指定緊急避難場所（避難所）』として指定し、災害発生後一定期間避難する施設として一定の基準を満たす施設を『指定避難所』として指定するものとする。また、土砂災害危険箇所等の立地条件などを考慮した上で各避難所を指定し、住民への周知徹底に努める。さらに、避難行動要支援者等に配慮して、被災地以外の宿泊施設等についても避難所として借上げる等、多様な避難所の確保に努める。

また、避難所の選定及び収容等については、おおむね次による。

１　避難場所の選定

避難場所の選定については、災害時の避難をより適切・有効なものにするため、災害の実態に即した弾力的な選定が必要とされるが、その基準はおおむね次のとおりとする。

(1)　洪水の場合は、低地・川沿い等をさけた高地

(2)　地すべり・急傾斜地の場合は、あらかじめ定めた危険地の区域外に存在する場所

(3)　大火災の場合は、防除できる面積を備えた場所

２　収容方法

おもな収容場所としては、学校・公民館・その他公共施設等の既存の建物を応急的に整備して使用する。これらの適当な施設が得難いときは野外に仮設物等を仮設し、又はテントを設置する。

第７　避難場所等の運営

１　避難場所等の運営・管理

避難情報等を行う場合及び住民が自発的に避難を開始した場合等には、教育班は、速やかに必要な避難所を開設し、職員を配置する。なお、施設の使用に当たっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、管理全体に十分留意すること。運営面では、避難所における情報の伝達・食糧・飲料水等の配布を実施する。清掃等については、避難者が積極的にかかわり、住民・自主防災組織・地域の各組織等からも協力が得られるよう努める。

また、避難者の状況を早期に把握し、避難時における生活環境を常に良好に保てるよう努めるとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの保護や男女のニーズの違いなど様々な視点に配慮する。

避難者の普段の住生活を早期に取り戻すため、応急仮設住宅の迅速な提供等によって、避難所の早期解消に努めることを基本とする。また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等を把握し、災害時に迅速に斡旋できるように努める。

２　避難場所等の状況把握

(1)　避難者の住所・氏名・年令等の調査及び避難者数の把握
(2)　避難者の負傷及び健康状態
(3)　応援必要物品等の把握
(4)　安全配置及び避難場所等の秩序

３　文教施設教職員への協力要請

文教施設の避難所へ駆けつけた教職員に対し教育に支障のない範囲の協力を求める。

第８　避難行動要支援者への配慮

町は、土砂災害危険箇所や浸水想定区域内にある避難行動要支援者関連施設に対し、ファクシミリ、電子メールによる洪水予報等の伝達体制を確立する。

また、洪水ハザードマップを作成し、浸水や土砂災害が想定される流域校区の世帯に配布するとともに、町役場でも配布する。

災害時においては、要支援者（妊産婦・障がい者・高齢者・乳幼児・外国人等）を優先に避難所へ収容する。

避難所では、避難行動要支援者に配慮した施設や設備の整備に努める。また、避難者の心身の状態を健康に保てるよう、必要に応じて保健師等の巡回健康相談・社会福祉施設等への緊急入所・ホームヘルパーの派遣・車椅子の手配等を、福祉事業者やボランティア団体等の協力を得て計画的に実施する。

また、避難行動要支援者に対して情報の提供について十分配慮するとともに、応急仮設住宅への優先的入居や、高齢者・障がい者向け仮設住宅の設置等に努める。

【資料編　3-5　危険区域内にある避難行動要支援者が利用する施設　参照】

第９　避難の周知徹底

１　避難指示等の信号

		約１分間		約１分間
サイレン信号	○	――― ５秒休止	○	――― ５秒休止（くりかえし）

２　避難場所等の周知

町長は、避難等による立ち退きの万全を図るため、避難場所・経路及び心得をあらかじめ行政区や自主防災組織等を通じ住民に周知徹底させておく。

３　避難情報等の周知徹底等

町長は、避難情報等を発令した場合等、その内容について、防災行政無線、緊急速報メール（エリアメール）、防災メールまもるくん、広報車等により、速やかに当該地域住民に対し周知徹底を図る。

なお、要配慮者に対しては、自主防災組織や民生委員児童委員等の福祉関係者等との連携の下、情報が確実に伝わる方法で伝達するよう努める。

また、浸水や土砂災害等の危険又はその発生のおそれがある場合、「自らを守るのは自らである」との原則により、自主防災組織や行政区・地域住民の判断によって、避難情報の発令がなされる以前であっても、自主的に早期避難を行うよう努める。

４　「防災メール・まもるくん」・「災害情報メール」への登録推進による周知

町は、町民に「防災メール・まもるくん」並びに「災害情報メール」への登録を推進することで、県からの災害時の注意の呼びかけ、町からの避難情報等の防災情報が速やかに周知されるように努める。

第 10　県知事に対する報告

町長は、自ら避難のための立ち退きを指示し、又は立ち退き先を指示したとき及び警察官から避難のための立ち退きの指示について通知を受けたときは、速やかに県知事に対して次の事項を報告する。

１　避難情報等の発令区分又は立ち退き先

２　避難情報等を発令した日時及び区域

３　対象世帯及び人員

第 11　救助法が適用された場合

救助法が適用された場合の避難所の設置については、知事（権限が委任された場合は町長）が行うが、費用の対象等は次のとおりとする。

１　対象者

災害により現に被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者

２　期間

災害発生の日から７日以内とする。

３　費用

(1)　避難所の設置、維持及び管理のための賃金・職員等雇上費・消耗器材費・建物の使用謝金・器物の使用謝金・借上費又は購入費・光熱水費及び仮設便所等の設置費

(2)　避難所が冬季（10 月１日～３月 31 日）に設置された場合は、燃料費として定める額を加算

(3)　高齢者、障がい者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所である場合は、当該地域の通常の実費を加算

第 12　自主防災組織の応急活動内容

1　初期消火の実施

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかける。

火災が発生した場合は、消火栓・消火器・水バケツ・小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

2　情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町へ報告する。

また、防災関係機関の提供する情報を住民に伝達して不安を解消し、的確な応急活動の実施に努める。

3　救出・救護の実施及び協力

がけ崩れ・建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、速やかに救出活動を実施する。

また、自主防災組織をもってしても救出できない場合は、防災関係機関による円滑な救出活動を実施するため、必要な情報の提供等を行う。

さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の治療を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。このため、あらかじめ地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認し、周知徹底する。

4　避難の実施

町長の避難指示又は警察官等から避難指示等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。

避難の実施に当たって、次の点に留意する。

(1)　避難誘導責任者が確認すべき事項

ア　住宅密集地……火災・落下物・危険物　・河川（水路）の増水

イ　山間部、起伏の多いところ……がけ崩れ・地すべり・土石流　・河川（水路）の増水

(2)　円滑な避難行動がとれる必要最小限度の荷物

(3)　高齢者・幼児・障がい者その他自力避難が困難な要配慮者に対する、地域住民の協力の下の避難誘導

5　炊き出し及び救助物資の分配に対する協力等

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、町が実施する給水、救援物資の配付活動に協力する。

第 20 節　水防計画

所管部署：総務財政班

この計画は、洪水による水害を警戒・防御し、これによる被害を軽減するとともに人命及び財産の保護を図るための水防活動を実施することを定める。なお、水防計画の策定に当たっては、水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するものとする。

第１　実施責任と義務

水防法の規定に基づき、町はその区域における水防を十分に果すべき責任を有し、地域住民は町長又は消防長より出動を命ぜられた場合は、協力し水防に従事しなければならない。

第２　水防体制

１　水防本部の設置

洪水に対する危険があると町長が認めたときは、水防活動を迅速かつ積極的に推進するため、本町において水防本部を設置する。ただし、町の災害対策本部が設置された場合は、水防本部はその傘下に入るものとする。

２　水防本部の組織

水防本部の組織及びその事務分掌は、本計画に定める災害対策本部の組織及び事務分掌を準用する。

３　水防情報

広川は、以下の水防情報が発せられる。

・避難判断等水位情報

県：　智徳橋

町：　広川防災ダム管理室

・洪水予報

国土交通省と気象庁が共同で発表する。

なお、これらの事項の説明は水防計画に譲る。

４　水防計画書

水防体制を整えるために、毎年度「水防計画書」を作成する。

第 21 節　消防計画

所管部署：総務財政班、町民班、消防本部

本町の消防に係わる組織には、消防本部と広川町消防団があり、相互に協力、連携して消防活動を実施する。

消防本部は、町及び消防団並びに関係機関と密接な連絡をとり、地勢、気象条件、家屋の分布、水利、想定される災害等を調査検討のうえ、次の事項について消防計画を策定する。

１　消防活動の体制

発災後、初期段階においては、住民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

２　消防活動の実施

(1)　林野

林野火災は全般的に、地理的条件が悪く、かつ消防水利は殆んど利用不能な場合が多いため、消火活動は極めて困難である。したがって、特に大規模林野火災には、自衛隊等のヘリコプターを要請し空中消火を行う。

その際、火災発生現場に近く安全で効率的なヘリポートを確保するため、使用可能な空地等を把握し、補給等迅速な対応に向けた体制確保に努める。

(2)　危険区域

木造建設物又は危険物施設等の密集地域で延焼拡大の危険性が極めて大きい場合や、消防活動上悪条件を伴う危険区域においては、火災の状況に応じた延焼防止策に努める。

また、風位の変化等による不測の事態にも対応できる体制を整える。

(3)　林野所有(管理)者に対する指導

町及び消防本部は、林野所有（管理）者に対し、次のような予防対策を推進するとともに、隣地所有者と充分な連絡をとり、安全を期するよう指導する。

①　防火線としての役割を加味した林道網の整備

②　防火線、防火樹帯の設置及び造林地への防火樹の導入

③　自然水利の活用等による防火用水の確保及び防火用工作物の整備

④　事業地の防火装置の明確化

⑤　消防機関等との連絡方法の確立

⑥　火災多発期(12 月～３月)における見回りの強化

３　消防体制の確立

(1)　応援要請

県内市町村への要請	○大規模な災害が発生した場合、町長は必要に応じて「福岡県消防相互応援協定」に基づき、他の市町村長に対して消防応援を求める。 ○応援要請を行った場合は、その旨を県知事に通報する。
県・国への要請	○大規模な災害が発生した場合､町長は必要に応じて県知事を通じて 消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動等を要請する。 ○航空応援が必要な場合は、「福岡県広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請する。

４　消防活動の実施

(1)　危険区域の消防活動

木造建築物又は危険物施設等の密集地域で、延焼拡大の危険性が極めて大きく、あるいは消防活動上悪条件を伴う危険区域においては、火災の状況に応じて、防御部隊を増強し、延焼防止に努める。また、別に予備部隊を編成待機させて、風向、風速の変化等による不測の事態に備える。

(2)　異常時の消防活動

平均風速10m/秒を越える強風下の火災は、風速に比例して延焼速度を増し、火粉の発生により飛火延焼の可能性が強く、風下へ一方的に延焼し、防御活動は極めて困難となる。この点を考慮し、火勢の状況を把握することに努め、主流に対しては側面攻撃の体制で防圧にあたり、風下方面は事前注水部隊、飛火警戒部隊で延焼防止に努める。また、別に予備部隊を編成待機させて、風位の変化等による不測の事態に備える。

(3)　危険物火災

大量の危険物による火災には、発火性、引火性又は爆発性物品の種別数量に応じて延焼危険度を考慮して注水消火を行う。注水禁忌物に対しては化学消火、窒息消火、除去消火等の方法を講じ、かつ周辺部への延焼防止にあたる。

(4)　放射線関係施設火災

放射線関係施設の火災には､施設近辺の放射線による危険防止を第１条件として防御活動にあたる。また、当該施設の管理者の指示に従い、危険区域を設定し、防護装備をした者以外の立ち入りを禁止する。なお、注水消火を行う場合は、消火に使用した水の汚染により危険を伴うものについては影響の少ない地域に流出させる措置を講ずる。

５　消防団の活動

出火防止	○状況に応じて町民に対し、予防広報を行う。 ○出火時には、町民の協力を得て、初期消火を行う。
消火・救急救助	○火災時には、消防本部・署と協力し、消火活動を行う。 ○火災のおそれがないときは、救急救助活動を行う。
避難誘導	○避難情報等の発表がなされたときは、町民に伝達するとともに、 関係機関と連携し、避難誘導を行う。

６　救出活動の実施

(1)　救出隊の編成

行方不明者、要救助者が発生した場合、消防本部、消防団で救出隊を編成する。町単独では対応できない場合は、警察署、自衛隊に応援を要請する。

●　応援隊要請までの流れ

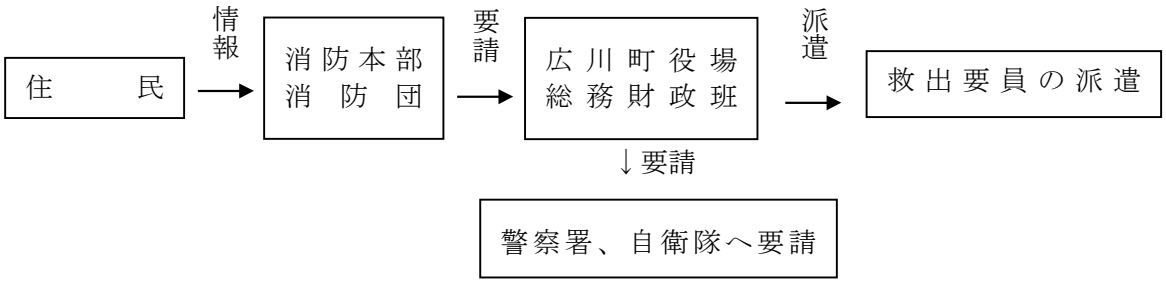

(2)　救出資機材の確保

○初動期における救出資機材は、原則として関係機関が保有するものを活用する。

○救出資機材等に不足が生じた場合は、県や民間業者から調達する。

【資料編　1-9　町内土木業者等一覧　参照】

７　救出・捜索の実施

救出・捜索は、行方不明者リスト（町民班が作成）に基づき、消防本部が警察署、自衛隊等と協力しながら、救出・捜索を実施する。

○捜索活動中に遺体を発見した時は、本部及び警察署に連絡する。

○発見した遺体は、発見日時、場所、発見者等を記載したメモを添え、身元を確認する。

○捜索の実施期間は原則として災害発生の日から10日以内とする。

【資料編　1-6　消防団・消防本部組織等　参照】

８　行方不明者の捜索

(1)　行方不明者リストの作成

町民班は、所在の確認できない町民に関する問い合わせや行方不明者の捜索依頼・届け出の受付を行い、行方不明者のリストを作成する。

○町民班は、町役場に相談窓口を開設し、行方不明者の届け出窓口とする。

○届け出を受けた時は、行方不明者に関する以下の点について可能な限り詳細に聴き取り記録する。

・住所　・氏名　・年齢　・性別　・身長　・体重　・着衣　・その他の特徴

○「届け出」については、まず避難者名簿で確認し、不明者については、行方不明者リストを作成する。

○行方不明者リストについては、警察署長宛に１部送付する。

【資料編　4-21　要捜索者名簿　参照】

(2)　行方不明者の捜索

消防本部、消防団は、関係機関の協力により捜索チームを編成し、警察署と協力して行方不明者の捜索を実施する。

第 22 節　救出計画

所管部署：総務財政班、町民班、福祉班、消防本部、広川町消防団、八女警察署

本計画では、災害のため生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対する捜索又は救助の実施について定める。

第１　実施責任者

被災者の救助及び捜索は、災害対策本部総務財政班及び町民班を主体とし、関係機関とともに実施する。

第２　救助対象者

災害のため現に生命・身体が危険な状態にある者で、次のような状態にある者等を救助する。

1　火災時に火中に取り残された者

2　孤立した地点に取り残された者

3　倒壊家屋の下敷きになった者

4　土石流・がけ崩れ・地すべり等により生き埋めになった者

5　地震により発生した大規模な爆発、交通事故による集団的大事故の発生時に救助を要する者

第３　救助体制の確保

災害発生時における救助体制の確保は、おおむね次の要領で行う。

1　災害発生後、町民及び行政区は速やかに住居周辺の倒壊家屋が生じていないか、火災が発生していないかの状況調査

2　火災の発生が認められた場合、初期消火活動

3　被害の状況については、災害対策本部各班による速やかな全町の状況把握

4　消防団は、団長の指示の下、救助に関われる人員の把握及び救助機器の確認と救助隊の結成

5　特に被害が甚大な場合及び町長が必要と認めた場合、県に対する救助の応援要請

第４　救助活動

救助活動の方法は、次の要領で行う。

１　福祉班及び関係機関等の相互協力により、その管轄区域の救助方法を決定し、各救助隊による救助活動

２　各関係機関（消防・警察・自衛隊等）が、同一現場で救助に当たる場合は、活動調整の方針について災害対策本部内での協議と明確かつ迅速な意思決定

３　救出した負傷者は、直ちに救急車等によりその症状に適合した救急病院等へ搬送する等、適切かつ迅速な医療活動

４　各救助隊の活動が完了した場合、別災害地への速やかな救助対応

第５　救助法が適用された場合

救助法が適用された場合の救助の措置については、知事（権限が委任された場合は町長）が行うが、費用の対象等は次のとおりとする。

１　対象者

(1)　災害のため、現に生命・身体が危険な状態にある者

(2)　災害のため、生死不明の状態にある者

２　期間

災害発生の日から３日以内とする。

３　費用

(1)　借上費
救助のために必要な機械、器具の借上費で直接使用したもの

(2)　修繕費
救助のために使用した機械器具の修繕費

(3)　燃料費
機械器具等を使用する場合に必要な燃料費・照明用の灯油代・採暖用燃料費

第 23 節　医療救護計画

所管部署：福祉班

本計画では、災害のためその地域の医療機関が機能しなくなり、又は著しく不足若しくは医療機関が混乱した場合における、医療及び助産の対策について定める。

第１　実施責任者

被災者に対する医療及び助産対策は、町長が行う。なお、本町での実施が困難なときは、隣接市町・県その他の医療機関の応援により行う。

ただし、救助法が適用されたときは、知事（権限を委任された場合は町長）が行う。

第２　医療救護体制

災害発生時における医療救護は、町が実施する。

１　医療救護所の設置

町は、地域性・建物の耐震性・収容能力・機能性等を考慮して医療救護所を設置し、住民に周知する。

２　医療救護班の編成

町は、被災者に対する救護状況の把握に努め、福祉班を主とし必要な医療救護班を編成し確保する。

医療救護班は、医師会の協力を得て、医師１名・看護師２名・連絡員１名の４名で一つの班を編成する。また、八女筑後医師会は、状況により自らの判断で医療救護班を編成し派遣できる。

医療救護活動に従事する医療従事者が不足し、対応できない場合は、次の事項を明示して県に医療従事者の派遣を要請する。

(1)　必要人数

(2)　期間

(3)　派遣場所

(4)　その他必要事項

３　活動内容

医療救護所においては、以下の活動を重点的に実施する。

(1)　傷病者の傷病の程度判定（トリアージ：傷病者の振り分け業務）

(2)　後方医療救護機関への転送の要否及び転送順位の決定

(3)　重傷者の応急処置及び中等症者に対する処置

(4)　転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療

(5)　助産

(6)　記録及び災害対策本部への状況報告

４　救助法が適用された場合

救助法に基づく医療及び助産は、原則として福祉班（医療救護班）によって行う。

(1)　医療及び助産の対象

ア　応急的に医療を施す必要がある者で、災害のため医療の途を失った者

イ　災害の発生日以前、又は以後７日以内に分娩した者で助産の途を失った者

(2)　医療及び助産の範囲

ア　診察

イ　薬剤又は治療材料の支給

ウ　処置、手術その他の治療及び施術並びに看護

エ　病院又は診療所等への収容

オ　分娩の介助

カ　分娩前及び分娩後の処置

キ　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3)　医療及び助産の期間

ア　医療の実施期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。

イ　助産の実施期間は、分娩した日から７日以内とする。

５　後方医療救護体制

本町における後方搬送医療機関で対応できない中等・重症患者は、原則として救急医療圏ごとの２次救急医療機関（救急告示医療機関）に収容する。

２次救急医療機関で対応できない重症・重篤患者は、原則として３次救急医療機関（救命救急センター、大学病院）に収容する。

※　後方医療機関

被災を免れた災害拠点病院、救急病院・診療所及び傷病者の治療、収容に協力可能な医療機関をいう。

【資料編　3-4　人口透析及び救急医療機関　参照】

６　災害派遣医療チームの要請

消防本部は、負傷者の状況等必要に応じて県災害派遣医療チーム（県ＤＭＡＴ）及びふくおか災害派遣精神医療チーム（ふくおかＤＰＡＴ）の派遣を要請する。

第３　傷病者の搬送

１　傷病者の搬送

傷病者の医療機関への搬送は、原則として町が実施する。

２　応援の要請

医療救護所から医療機関、医療機関から他の医療機関へ搬送する場合等で、町で対応できない場合は、県・日本赤十字社福岡県支部及びその他の関係機関に応援を要請する。

３　ドクターヘリコプター等の活用

道路や交通機関の不通時又は緊急に特別な治療を要する傷病者の搬送は、町がドクターヘリコプターに依頼し実施する。

第４　医薬品、医療資器材の調達

町は、備蓄した医薬品、医療資機材等を有する場合は医療救護所で使用する。不足する場合は、以下の方法で確保する。

１　医薬品及び衛生材料の調達

医療及び助産を実施するために必要な医薬品並びに衛生材料は、各病院に備蓄のものを使用する。なお不足するときは、災害協定締結事業所、町内医薬品取扱業者及び県指定の業者から調達する。

２　輸血用血液の確保

輸血用血液の確保については、日本赤十字社福岡県支部を通じ、福岡県赤十字血液センターから迅速に必要量の供給を受ける。

第５　医療機関

１　町内の医療機関

町内の医療関係機関については、資料編を参照のこと。

【資料編　3-3　医療機関一覧　参照】

２　人工透析可能な医療機関の確保

家屋の倒壊等によって、身体の一部が長時間挟まれるなどして圧迫され、その解放後に起こる座滅症候群による急性腎不全に対応するため、人工透析液や透析用の水について考慮する。また、町内で透析の治療を行うことができない場合は、適切な後方医療を考慮する。

【資料編　3-4　人工透析及び救急医療機関　参照】

第６　広域応援医療体制の確保

広域応援要請については、次のことに留意し体制を確保する。

１　応援が必要な資源の把握

救護のための医療関係者、各症状に合わせた町外の病院情報、救急医療のための医薬品等の情報とこれに基づく運搬等の資機材、及び傷病者の搬送のための車両やヘリコプター等応援が必要なものの把握を行う。

２　受入体制の整備

応援拠点や活動場所の情報収集等応援の受入体制の整備を図る。

第 24 節　給水計画

所管部署：水道・環境衛生班、町民班

本計画では、災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を確保することができない者に対する応急給水について定める。

第１　実施責任者

１　飲料水供給の直接の実施は町長が行う。ただし、救助法が適用されたときは、知事（権限を委任された場合は町長）が行う。

２　町長は本町にて実施が不可能又は困難な場合、下記の事項を明示して知事に要請する。県は、その要請に基づき上水道業者及び関係機関に対して広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行う。

(1)　供給人口

(2)　供給水量、供給期間

(3)　供給地

(4)　緊急用井戸・ボーリング井戸等(町指定)

(5)　給水用具（タンクのみ、その他）

第２　確保水量

町が実施する被災者に対する応急給水については、当初は、最低１人１日３リットルの飲料水を供給し、発災後４日目からは復旧の段階に応じて給水量を増加させる。

発災後４週を目処に被災前の水準にまで回復させるよう努める。

１　第１段階（災害発生から３日目まで）

最低給水量は生命維持に必要な量として１人１日３リットルとする。

２　第２段階

飲料水、炊事用水、トイレ用水の水量として１人１日２０リットルとする。

３　第３段階

飲料水、炊事用水、トイレ用水、風呂水、洗濯水の水量として１人１日１００人とする。

第３　飲料水の供給

１　飲料水が汚染したと認められる場合は、浄水滅菌して供給する。

２　被災地において飲料水を確保することが困難な場合は、被災地に近い水源地から供給する。この場合、時間給水等を行う。

３　飲料水が防疫その他衛生上浄水の必要があるときは、浄水剤を投入し被災者に配付する。

４　給水方法

運搬給水方式は、特に大規模災害直後の混乱期には、人的・物的両面から非常に困難を伴うと思われるので、原則として拠点給水方式を優先する。

(1)　拠点給水方式

避難所や配水池、消火栓等の設置場所に配置された給水拠点から応急給水を実施する。

(2)　運搬給水方式

主に給水タンクを用いて、避難所・医療施設・社会福祉施設・防災拠点等防災上重要な施設へ応急給水を実施する。

５　水質の安全対策

応急給水に使用する資機材については使用前に洗浄し、また、供給水の残留塩素濃度を適宜計測し、安全を確認する。特に、井戸水を供給する場合には、煮沸や塩素消毒の処置等により安全を確保する。

【資料編　3-10　給水車及び給水タンク保有状況一覧　参照】

第４　近隣市町村及び県の支援要請

町は、被害が甚大であるいは広域にわたり被災し、本町で対応できない場合には、近隣市町村及び県からの広域的な支援を要請する。

第 25 節　食糧供給計画

所管部署：町民班、産業班

本計画では、災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者に対し、応急食糧及び副食調味料の供給並びに炊き出し等について定める。

第１　実施責任者

町長は、被災者及び災害応急対策に従事している者等に対し、応急食糧及び副食調味料の供給並びに炊き出し等を実施する。ただし、救助法の適用を受けたときは、知事（権限を委任された場合は町長）が行う。災害対策本部において直接実施することが困難な場合は、県本部若しくは近隣市町村の応援を求めて実施する。

第２　供給需要の把握

下記の応急食糧の配給実施対象者を参考に、避難者数・調理不能者（電気・上水道供給停止等による）数・防災要員数等を早期に把握する。この場合、ミルクを必要とする乳児の数、給食に配慮を要する要配慮者数についても把握する。

１　避難所に収容された者

２　住家に被害を受けて炊事の出来ない者

３　住家に被害を受けて一時縁故先等に避難する必要のある者

４　通常の配給機関が一時的に麻痺し、主食の配給が受けられない者

５　旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者

６　災害応急対策に従事している者

第３　給食能力の把握

１　給食関係施設の被害状況の把握

給食設備を有する施設について、炊き出し可能かどうか把握する。

２　公的備蓄・業者調達可能量の把握

公的備蓄量及び小売業者、又は卸売業者が保有している量を把握する。

第４　食糧の応急供給方針の決定

食糧の応急供給方針はおおむね以下によるが、第２、第３の状況に基づき決定する。

○　応急供給品目

応急供給品目は、本町が調達する食糧品や米穀等とする。

状況により、要配慮者への品目については考慮する。

また、乳児に対しては、原則として調達による粉ミルクとする。

第５　供給活動の実施

１　食糧の調達

(1)　食糧品

炊き出しに至るまでの応急用として、主に町内で調達可能な食糧品の供給を行う。

(2)　米穀及び副食等

小規模の災害については、災害協定締結事業所、小売業者又は卸売業者の保有分により調達する。救助法適用の場合で、災害の状況により業者の保有のみでは供給が困難であるときは、知事から農政事務所長等に対し供給を要請する。

副食、調味料については、必要に応じて町内業者から調達する。ただし、本町において副食、調味料の調達が不可能又は困難なときは、知事にその斡旋を依頼する。

２　食糧等の配給

避難者への食糧等の配給は、主に町民班が行う。なお、事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難所収容者に限定し、給食需要の明確化を図る。

３　炊き出しの実施

町は、給食可能設備を有する施設について、速やかに炊き出しができるかどうか把握する。原則として、炊き出しは配給対象者、地域ごとの各組織が中心となって行う。状況により、本町において炊き出しを実施することが困難なときは、日赤奉仕団・県及び自衛隊に依頼する。

なお、食品の衛生管理面については、南筑後保健福祉環境事務所等の指導をあおぎながら、適切な衛生管理に努める。

第６　救助法による炊き出し及び食品の供給方法

１　配給の対象

(1)　避難所に収容された者

(2)　住家の被害（全焼・全壊・流出・半焼又は床上浸水等）により現に炊事ができない者

(3)　その他町長が給与を必要と認めた者

２　供給の方法

(1)　町長は、炊き出しを実施しようとするときは、直ちに災害応急用米穀の供給申請を知事にしなければならない。

(2)　知事は、町長からの供給申請又は申請を待つことなく、被害報告に基づき応急用米穀の供給を必要と認めたときは、供給数量等を定め農林水産省生産局長に通知するとともに、町長にこの旨通知する。

(3)　町長は、知事からの通知に基づき知事の指定する者から供給を受けるものとする。

３　費用の限度

県災害救助法施行細則で定める額

第 26 節　生活必需品供給計画

所管部署：福祉班、町民班、教育班

本計画では、被災者に対する被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与について定める。

第１　実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が行う。災害対策本部において実施困難な場合は、県若しくは他の機関に調達を要請する。ただし、救助法の適用後においては、同法の規定に基づき、知事（権限を委任された場合は町長）が行う。

第２　調達計画

町は、生活必需品の購入に努め配備する。福祉班は、災害時に供給が必要な物資について定め、調達物資の名称・数量・送付先等を明確にし、災害協定締結事業所及び町内業者等から調達を行う。

また、必要とする生活必需品が町内で確保することができないときは、県若しくは他の機関に物資の調達を要請する。

第３　生活必需品の種類

被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与の品目は、おおむね次のとおりである。

1　寝具（毛布・布団等）

2　被服（肌着、紙おむつ等）

3　保育用品（ほ乳ビン等）

4　身の回り品（タオル・手拭・靴・靴下・サンダル等）

5　炊事用具（鍋・炊飯器・包丁等）

6　食器（茶わん・皿・はし等）

7　日用品（石けん・歯ブラシ・歯ミガキ粉等）

8　光熱材料（マッチ・ローソク・簡易コンロ等）

9　その他

第４　配分の要領

調達した生活必需品等は、被災者名簿により速やかに配分する。なお、仕分については、ボランティア等の協力を求めて迅速かつ的確に実施する。

第５　配給方法

被服、寝具その他生活必需品の配給は、福祉班を中心に実施する。物資の配給を行ったときは、必ず物資受払簿及び物資給与受領簿を作成する。

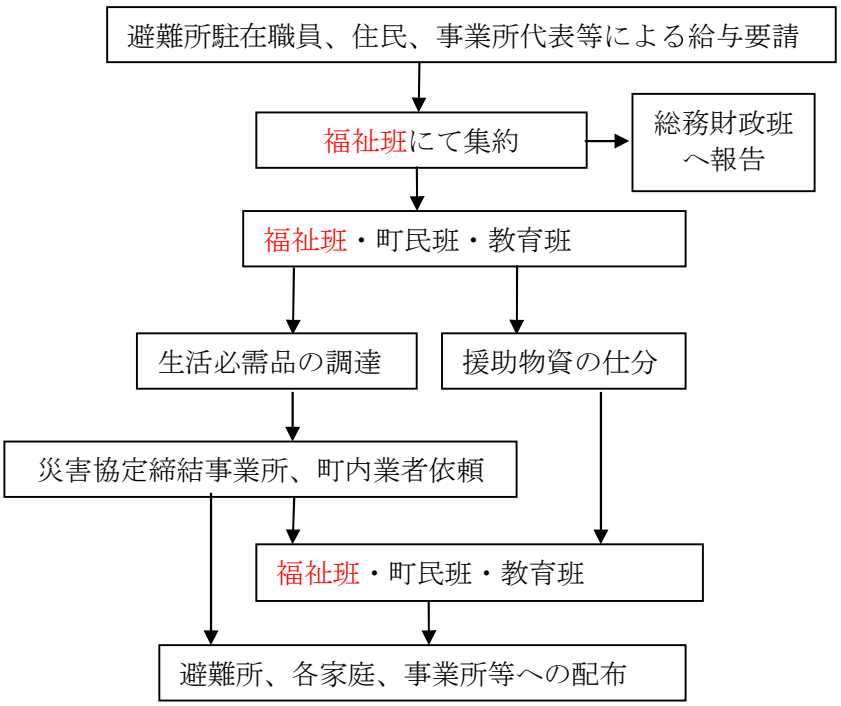

第６　救援物資の集積場所

町では、救援物資集積場所を定め、円滑に仕分配送できるよう努める。
救援物資集積場所は、資料編に示す。

【資料編　3-15　派遣部隊の活動拠点　参照】

第７　物資輸送に要する車両等

通常の陸上輸送は、災害協定締結事業所の貨物自動車による。なお、緊急を要する場合の輸送については、自衛隊の協力を求める。

【資料編　4-4　災害時における協定　参照】

第 27 節　交通対策計画

所管部署：建設班・総務財政班

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、警察（公安委員会）、道路管理者、鉄道事業者は、相互に協力して交通に関する情報を迅速に把握することに努め、災害応急対策を的確、円滑に行うため必要な措置を行う。

１　警察（公安委員会）による交通規制等

(1)　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、交通の安全、又は災害応急対策を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、区間又は区域を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

(2)　災害応急対策を行う緊急通行車両の通行を確保する必要があると認めるときは、緊急通行車両の先導を行う。

(3)　緊急通行車両の通行等を確保し、的確かつ円滑な災害応急対策を行うため、関係機関・団体に対する協力要請をはじめ、広域交通管制及び交通広報等による交通総量抑制対策を実施する。

２　道路管理者による通行の禁止、制限

道路の損壊・欠損等の事由により、交通が危険であると認められる場合には、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

また、各道路管理者は、警察署と協力し交通規制等の情報収集を行うとともに、パトロール等を実施して迅速に管内の交通情報の把握に努め、その状況及び措置について関係警察署へ連絡する。

３　相互の連携・協力

警察（公安委員会）・道路管理者及び公共交通機関の事業者等は、次の事項について、相互に連携・協力し、的確かつ円滑な災害応急対策を実施する。

(1)　被災地の実態、道路の被災状況及び交通状況等に関する情報を収集し共有する。

(2)　緊急通行車両の通行を確保すべき道路においては、障害物排除等のための応急対策の実施及び重機等支援部隊の要請を行う。

(3)　通行の禁止又は制限の必要がある場合は、原則として事前に意見を聞き、緊急を要する場合は事後速やかに意見を聞いて、その内容及び理由を通知する。

(4)　指定公共機関及び指定地方公共機関の事業者は、災害・事故発生時の状況及びその後の運行体制について、連絡･通報を行う。

４　通行の禁止・制限を実施した場合の措置

通行の禁止・制限を実施した場合は、直ちに次の措置を講ずる。

(1)　法令の定めに基づき、道路標識の設置等の必要な措置

(2)　迂回路等を明示して、一般の交通に支障のないように努めるとともに必要な事項を周知させる措置

５　広報

通行の禁止又は制限の措置を講じた場合においては、まわり道を明示して、一般の交通に支障のないように努める。

第 28 節　緊急輸送計画

所管部署：総務財政班

本計画では、災害時における被災者の避難・災害対策要員・災害対策物資・資材等の輸送（以下「災害輸送」という。）を、迅速確実に行う方法等について定める。

第１　実施責任者

災害輸送は、その応急対策を実施する機関が行う。また、災害対策本部における自動車輸送用の営業用自動車の確保は、一括して総務財政班が担当する。ただし、車両等が不足する場合は、周辺市町村長及び知事に応援を求める。

第２　災害輸送の種別

災害輸送は次のうち、最も適当な方法で行う。

１　貨物自動車、乗合自動車等の自動車による輸送

２　ヘリコプターによる輸送

３　自転車、バイク等による輸送

第３　輸送力の確保等

１　確保順位

自動車等の確保、借上げは、おおむね次の順位による。

(1)　町所有の車両

(2)　他の公共団体の車両

(3)　災害協定締結事業所及び町内営業者所有の車両

(4)　その他自家用車両

２　輸送の実施

総務財政班に自動車等の確保を要請するときは、次の条件を明示して行う。また、総務財政班は、配車計画により、車両の管理を行う。

(1)　輸送区間又は借上期間

(2)　輸送人員、物資の品名、輸送量

(3)　輸送量又は車両の台数

(4)　集合の場所及び日時

(5)　その他の条件

第４　救助法に基づく措置

１　輸送の範囲

(1)　被災者の避難

(2)　医療及び助産

(3)　被災者の救出

(4)　飲料水の給水

(5)　救済用物資

(6)　遺体の捜索

(7)　遺体の処理（埋葬を除く）

２　県災害救助法施行細則で定める額

応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

３　輸送の期間

当該救助が認められる期間内とする。ただし、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合（特別基準）は、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長される。

第 29 節　防疫対策計画

所管部署：水道・環境衛生班、福祉班、産業班

本計画では、被災地で発生する感染症を予防するための対策について定める。

第１　実施責任者

被災地における感染症対策は、町長が「防疫組織」を編成し実施する。ただし、災害状況により実施が困難な場合は、知事に依頼する等適宜の処置をとる。特に知事が必要と認めたときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号。以下「感染症法」という。）の規定に基づき、南筑後保健福祉環境事務所の指示のもと、消毒・その他予防・まん延防止に必要な措置について実施する。

第２　感染症対策

感染症の対象は個人だけでなく公共施設を含む全域で、特に浸水家屋内外・便所・給水施設その他感染症発生の疑いのある箇所とする。なお、感染症法に基づく消毒等の措置については、南筑後保健福祉環境事務所から指示のあった場所とする。

第３　感染症対策業務の実施方法

感染症対策の活動は、次の方法により行う。

1　町は、南筑後保健福祉環境事務所との緊密な連携により、実情に即した指導、協力を行う。

2　南筑後保健福祉環境事務所の疫学調査の実施に当たっては、これに協力し、住民の健康状態の把握に努める。

3　感染症予防のため、必要に応じて南筑後保健福祉環境事務所の指示のもと、被災地及び避難所の家屋・井戸等の消毒並びにねずみ・昆虫等の駆除を行う。

4　感染症法第 31 条第２項の規定により、生活用水の供給を行う。

5　感染症患者が発生した場合は、速やかに南筑後保健福祉環境事務所等関係機関に連絡するものとする。

6　防疫上臨時予防接種の必要がある場合は、知事の指示により、臨時の予防接種を行う。

区　　分	実　　施　　方　　法
疫学調査	主として保健師を中心として聞きとりにより在宅患者の調査を行い、発見した場合は、感染源等を調査する。
健康調査	消化器疾患に重点を置き発生又は疑いのある地域住民について健康状態の把握を行う。
消毒方法	感染症法第 27 条第２項及び第 29 条第２項の規定による知事の指示に基づき、消毒を実施する。
ねずみ・昆虫等の駆除	感染症法第 28 条第２項の規定による知事の指示に基づき、知事が指定する区域内を対象として、ねずみ族・昆虫の駆除を実施する。
予防接種	予防接種法第 6 条の規定による知事の指示に基づき、臨時の予防接種を行う。
給　　水	感染症法第 31 条第２項の規定による知事の指示に基づき、生活の用に供する水の供給を行う。

第４　感染症対策活動に必要な携帯資材

防疫用薬品資材は、必要に応じ災害協定締結事業所及び一般販売店から緊急調達する。

1　噴霧器（各種）

2　消毒薬品

3　昆虫駆除薬剤

4　検便用資材等

第５　報告

町長は、警察・その他関係団体との緊密な協力体制を確保しつつ、次の事項について南筑後保健福祉環境事務所を経由して知事に報告する。

1　被害の状況

2　防疫活動の状況

3　災害防疫所所要見込経費

4　その他

第６　家畜防疫

被災地では、家畜保健衛生所を中心とした県、町、獣医師会、農業共済組合連合会が防疫、診療に必要な組織を編成し、家畜防疫に当たる。

また、町は、家畜所有者が行う自衛防疫、防疫措置の実施に対する支援、並びに県が行う防疫活動への協力に努める。

第７　環境対策

町は、災害による工場等からの有害物質の漏出や廃棄物処理に伴う大気汚染等を防止するため、有害物質の漏出を把握した場合は、速やかに県に報告する。

工場、事業所等の関係者は、有害物質の漏出等が生じた場合には、町、県、関係機関に報告し、漏出対策を適切に対応するものとする。

第 30 節　保健計画

所管部署：福祉班、町民班

この計画では、被災地における被災住民の健康保持を図るための対策について定める。

第１　健康相談等

町は、南筑後保健福祉環境事務所と連携し、避難所等を巡回して被災者の健康状態について調査を行うとともに、高齢者・障がい者等の要配慮者に配慮しながら、必要に応じて保健指導及び健康相談を行う。

第２　栄養指導等

町は、南筑後保健福祉環境事務所と連携し、避難施設での巡回相談・指導の実施及び栄養相談に関する活動を行う。

具体的には次のとおり。

1　離乳期の乳幼児・妊産婦・高齢者・障がい者等の要配慮者への指導相談

2　長期に食事管理が必要な糖尿病・腎臓病患者等の指導相談

3　被災生活が長期に渡ることに伴う食生活上の問題点（ビタミン・ミネラル・繊維質の不足、高塩分食等）についてのケア

4　その他必要な指導相談

第３　派遣要請

町は、災害の規模が大きく対応が困難であると判断した場合は、県を通じて他市町村等へ保健師等の派遣要請を行う。

第４　被災者のメンタルケア

災害に伴い様々な精神症状に陥ることがある被災者に対しては、精神的に癒され、生きる目的を見つけ、生活再建の意識をはっきりと持つことができるようなケアが必要となる。そのため、県や各関係機関との協力の下、速やかに的確な対策を講ずることについて定める。

１　被災後の精神症状

被災に伴う精神症状としては、次のことが考えられる。

(1)　茫然自失・無感情・無表情な状態反応

(2)　耐えがたい災害体験の不安による睡眠障害・驚愕反応

(3)　現実否認による精神麻痺状態

(4)　家族等を失ったためのショック・否認・怒り・抑うつなどの急性悲哀状態

(5)　被災後しばらくしても不安・抑うつ・無関心・不眠の状態が続く、心的外傷後ストレス症候群

(6)　心的外傷後ストレス症候群の中でも、自分が生き残った罪責感により生じる、生き残り症候群や急性悲哀状態が持続した死別症候群

２　心的外傷後ストレス症候群（ＰＴＳＤ）の症状

上記の症状の中で、被災者が生きる目的を見つけ、生活再建の意識をはっきりと持つことができるよう、心的外傷後ストレス症候群については、より的確な対応をとる。

具体的には、次のような症状が、長期間続く。

(1)　災害のイメージ・思考・知覚を伴う苦痛に満ちた回想や夢・幻覚が、持続的に再体験される。

(2)　外傷に関連する刺激を回避しようとし、一般的な反応性（思考・活動・興味・人生の展望等）が鈍くなる。

(3)　覚醒の亢進を表す持続的な症状（不眠・怒り・集中困難・警戒心・驚愕反応）がある。

３　メンタルケア

人は災害によって、「家」・「地域社会」・「家族」を失う危険性がある。これらを失った被災者にどのような援助やメンタルケアができるかを考える必要がある。

上記の心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、本町は、県や各関係機関の協力を得て、次のような対策をできる限り早い時期に講ずる。

(1)　精神科医師・保健師等による精神科救護所の設置及び巡回相談

(2)　関係機関等による精神保健相談

(3)　各種情報を提供するための、避難所等における被災者向けの講演会の実施

(4)　専門施設での相談電話の開設

(5)　広報誌等による被災者への情報提供

(6)　小・中学校での児童・生徒への精神的カウンセリング
また、被災者に対し、次のことについて配慮すること。

(7)　被災者が、災害の状況を把握するまでの早い時期に、物心両面での支援ができるよう配慮する。

(8)　被災者が、災害の現実とその運命を早い段階で認識して、本人の持てる力を再確認し発揮できるよう、支援する。

(9)　大規模な災害のあと生じる諸反応や立ち直りの問題について支援を促進する。

(10)　被災後の適応が危ぶまれたり障害が生じるような者に対しては、個別的な手当てを行う。

(11)　社会精神医学面での手当てと、その他の救援措置とを組み合わせて提供する。

(12)　被災者の多様性を認識して、それに応じた措置を講ずる。

(13)　災害後に行う、被災者やその代表、及び救援担当者に対する適切なケアが、円滑かつ計画的に実施できるよう配慮する。

なお、上記の事項は、災害対策要員である町及び防災関係機関の職員においても同様に考慮する必要がある。このため、本町においては、災害時の職員の健康管理をメンタルケアも含めて実施する。

第 31 節　避難行動要支援者応急支援計画

所管部署：福祉班、町民班

災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・外国人等要配慮者について、安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災直後の避難からその後の生活に至るまで、きめ細かな支援策を総合的に講ずるものとする。

なお、町は、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するために必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用するものとする。

第１　災害により新たに発生した要配慮者に係る対策

災害時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害により新たに要配慮者の対象となる者が発生する。これらの要配慮者に対し、ニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要であることにかんがみ、以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

(1)　要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとる。

ア　避難所（必要と認められる場合は福祉避難所）への誘導・移送

イ　必要と認められる場合は社会福祉施設等への緊急入所手続き（認定等を含む）

ウ　保護者を亡くした児童の里親等への委託

エ　居宅における生活が可能な場合の在宅福祉ニーズの把握

(2)　要配慮者に対しては、ホームヘルパー・手話通訳者の派遣・補装具の提供等の福祉サービスを行う。遅くとも発災１週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後２～３日目から、すべての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

第２　高齢者及び障がい者に係る対策

町は、避難所や在宅における要支援者対策に加え、以下の点に特に留意しながら高齢者及び障がい者に係る対策を実施する。

(1)　掲示板・広報誌・パソコン・ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力の下に、新聞・ラジオ・文字放送・手話つきテレビ放送等を利用することにより、対象者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

(2)　避難所等において、適温食の給与に努める他高齢者等に適した食事を工夫する。

(3)　避難所等において、被災した高齢者及び障がい者に必要な車いす・障がい者用携帯便器・おむつ等の物資や、ガイドヘルパー・手話通訳者等のニーズを把握するため相談体制を整備し、迅速に対応する。

(4)　関係業界・関係団体・関係施設を通じ、協力要請を行う等当該物資の確保を図る。

(5)　避難所や住宅における高齢者及び障がい者に対するニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

第３　児童に係る対策

１　町は、保護を必要とする児童の速やかな発見と実態把握に努める。また発見した場合には、親族に対し受入れの可能性を打診するとともに、児童養護施設等への受入れや里親への相談等を行うこととする。

２　町は、掲示板・広報誌等の活用や報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報についての協力を呼びかける。また、育児関連用品の供給状況や利用可能な児童福祉サービスの状況等について情報提供を行う。

第４　外国人等に対する対策

１　町は、被災した外国人等の迅速な把握に努める。

２　町は、外国人等に対し、外国語による各種必要な情報の提供に努める。

３　町は、必要に応じて外国語による相談窓口を設け、生活相談の実施やニーズの把握に努めるとともに、通訳の派遣等の必要な支援に努める。

第５　帰宅困難者対策

災害発生時において、帰宅が困難となった通勤・通学者、出張者、旅行者等に対する災害応急対策の実施について定める。

１　帰宅困難者対策は、災害時においては一人ひとりの心がけが大切であることから、事前に通勤・通学者を中心に、リーフレット・ポスターによる普及啓発と冷静な対応について周知を行う。発災後は、被災した帰宅困難者の迅速な把握に努める。

２　帰宅困難者の不安を取り除きパニックを防止するため、町は帰宅困難者に対して必要な情報を提供する。

３　帰宅が可能な者については、代替交通手段を確保しできる限り帰宅させる方向で対処する。

４　徒歩や代替交通手段等で帰宅が困難なものに対しては、町内外の宿泊施設の借り上げによる一時的な避難所の手配を実施する。

第 32 節　安否情報の提供計画

所管部署：町民班、教育班、総務財政班

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、被災者の安否に関する情報（以下、「安否情報」という。）を回答するよう努める。回答する際は、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で行う。県は、市町村の安否情報の収集に協力する。

第１ 県・市町村の役割

１　町は、必要な安否情報を収集し、照会に回答するよう努める。

２　県は、市町村の安否情報の収集に協力する。ただし、当該災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県は市町村に代わって必要な安否情報を収集し、照会に回答するよう努める。

第２ 情報収集

１　町及び県は、必要と認める範囲で関係地方公共団体、消防機関、警察その他の者に対して情報提供を求めることができる。

２　町及び県は、被災者の安否情報の照会に対し、回答を適切に行い、又は適切な回答に備えるために必要な限度で、保有する被災者の氏名その他の情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために、内部で利用することができる。

第３ 照会を行う者

照会を行う者（以下、「照会者」という。）は個人又は法人とし、以下のとおり分類する。

１　被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）

２　被災者の親族又は職場の関係者その他の関係者

３　被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者

第４ 照会手順

１　照会者は、町長に対し、以下の事項を明らかにして照会を行わなければならない。

(1) 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項

(2) 照会する被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

(3) 照会をする理由

２　照会者は１（1）の事項が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第３０条の４４第１項に規定するもの）その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該照会者の本人確認ができるものを提示又は提出しなければならない。ただし、照会者が遠隔地に居住している場合その他この方法によることができない場合においては、市町村が適当と認める方法によることができる。

第５ 提供できる情報

町は、照会者の分類により、以下の情報を提供することができる。ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、情報を提供しない。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

１　第３の１の者 被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

２　第３の２の者 被災者の負傷又は疾病の状況

３　第３の３の者 被災者について保有している安否情報の有無

４　１～３の区分にかかわらず、被災者が照会に際しその提供に同意している安否情報については、その同意の範囲内の情報

５　１～３の区分にかかわらず、県及び市町村が公益上特に必要と認めるときは、必要と認める限度の情報

第 33 節　集落の孤立化対策計画

所管部署：総務財政班、福祉班、建設課、消防本部、八女警察署

本計画では、大規模な災害により道路や通信が途絶し孤立した集落に対して、町・県及び防災関係機関が一体となった対策を実施し、地域住民の安全確保を図ることを定める。

１　町

(1)　孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高い場合は、県に孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。

(2)　避難所の開設や飲料水・食事等日常生活に必要な物資を確保する。

(3)　その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

２　県

(1)　町からの孤立化情報を受けて、職員の派遣等により、被災状況の把握・救急患者の搬送等を行うほか、消防や警察等と連携を図り、各般の応急措置を実施する。

(2)　被災状況に応じて自衛隊への災害派遣要請のほか、災害時相互応援協定に基づく応援要請を行う。

(3)　放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。

３　電気通信事業者

(1)　孤立化した集落との連絡手段を確保するため、配置している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに、避難所等に衛星対応の特設公衆電話を設置する。

(2)　被災した通信中継局・通信回線等の応急復旧に努める。

４　道路管理者

災害時相互応援協定に基づき建設業団体等の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとともに、交通規制情報を提供する。

５　警察署

安否確認・行方不明者の捜索・救出救助・緊急交通路の確保を図る。

第 34 節　遺体捜索及び収容火葬計画

所管部署：町民班、福祉班、消防本部、八女警察署

本計画では、災害により死亡した者の捜索・検分・処理及び埋葬の実施について定める。

第１　実施責任者

遺体の捜索・収容及び埋葬は、町長が警察・消防機関及び日赤奉仕団等の協力を得て行う。

ただし、救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は町長）が行う。

第２　行方不明者・遺体の捜索

１　対象者

災害により行方不明の状態にある者、若しくは周囲の事情により既に死亡していると推定される者。

２　実施方法

(1)　町は、警察と協力して、行方不明者及び死亡していると推定される者の届出受理を行う。

(2)　町は、救出に必要な機械器具を借上げて実施する。

(3)　行方不明者及び遺体の捜索については、町民班及び福祉班を主体とし、警察・自衛隊等の関係機関及び地域住民・ボランティア等の協力の下に行う。

３　応援の要請等

災害対策本部において、被災その他の理由により捜索が実施できないとき、又は遺体が流出等により他の市町にあると認められるときなどにあっては、県本部に遺体捜索の応援を要請する。ただし、緊急を要する場合等にあっては、隣接市町に捜索応援を要請する。

応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

(1)　遺体が埋没又は漂着していると思われる場所

(2)　遺体数・氏名・性別・年令・容ぼう・特徴・持物等

(3)　応援を求めたい人数又は舟艇器具等

(4)　その他必要な事項

４　救助法適用時の基準

(1)　捜索期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

(2)　費用

救助法により支弁されるのは、捜索のために使用する機械器具等の借上費又は購入費・修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

第３　遺体の身元確認、検分処理

町長は、遺体を発見したときは、速やかに八女警察署に連絡し、その検分を待って処理する。

１　方法

遺体の処理は、災害対策本部において福祉班又は医師がその他奉仕団等の協力により処理場所を借上げ、次の方法により処理する。ただし、災害対策本部において実施できないときは、警察等関係機関の出動応援を求める。

(1)　遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理

(2)　遺体の一時保存

(3)　検案（死因その他についての医学的検査を行う。）

２　救助法適用時の基準

(1)　遺体の処理期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

(2)　費用の範囲

遺体の検案・洗浄・縫合・消毒等の処理のための費用及び遺体の一時保存のための費用

第４　遺体の火葬

災害により死亡した者で、町長が必要と認めたときは、次の方法により行う。

１　方法

火葬の実施は、対策本部福祉班において火葬に付すものとし、棺・骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。なお実施に当たっては次の点に留意すること。

(1)　事故死等による遺体については、警察から引継を受けた後埋葬する。

(2)　身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡しその調査に当たるとともに、遺品の保管等身元確認のための適切な措置を行った後埋葬する。

(3)　被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いの例による。

【資料編　3-20　火葬場一覧　　参照】

２　救助法適用時の基準

(1)　埋葬期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

(2)　費用の範囲

棺、骨つぼ、火葬に要する経費で埋葬の際の人夫及び輸送に要する経費を含む。

第 35 節　障害物除去計画

所管部署：建設班、広川町消防団

本計画では、応急措置の実施に障害となる工作物や、山崩れ・がけ崩れ及び浸水等によって道路・河川・住居又はその周辺に運ばれた土砂・竹木等が、住民の生命・身体及び財産等に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を及ぼしている場合、それらの障害物の除去について定める。

第１　実施責任者

１　応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去は、町が行う。

２　水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去は、水防管理者又は消防団が行う。

３　道路・河川等にある障害物の除去は、その道路・河川等の維持管理者が行う。

４　山（がけ）崩れ・浸水等によって、住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は町長が行うものとし、災害対策本部だけで実施困難なときは知事に対し応援・協力を要請する。

５　その他の施設や敷地内の障害物の除去は、その施設・敷地の所有者又は管理者が行う。

第２　機械器具の調達

町長は、障害物の種類・規模により、道路等の管理者が所有する機械器具類のみで不足する場合は、建設業者又は機械器具所有者との間で締結している「災害時における応援措置の業務に関する協定書」に基づき、機械器具の必要種別数量を調達する。

第３　所要人員の確保

町長は、災害時の障害物除去に要する人員については、道路等の管理者が所有する人員をもってあてるが、不足する場合は「災害時における応急措置の業務に関する協定書」に基づき、人員及び建設資機材の供給を受ける。このほか、労務供給計画に定めるところによるが、必要に応じ地区住民の協力や自衛隊の派遣等を要請する。

第４　救助法が適用された場合

救助法が適用された場合の障害物の除去については、知事（権限を委任された場合は町長）が行うが、費用の対象等は次のとおりである。

１　障害物除去の対象

(1)　居室・炊事場等生活に欠くことのできない部分

(2)　玄関等に障害物があるために一時的に居住できない状態、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者

２　費用

ロープ・スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等

３　実施期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

第 36 節　文教対策計画

所管部署：教育班、福祉班

災害等発生時の児童・生徒等の安全確保及び教育実施者の確保、文教施設の応急復旧、教科書・学用品の応急処理等の措置を講ずる。

第１　学校教育対策

１　避難所としての学校の役割

学校が避難所となる場合の避難所の運営は、町が行う。教職員は、児童・生徒等の安全確保を図るとともに、校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けて取り組む。教職員は、災害応急対策が円滑に行われるよう、避難所の運営体制が整備されるまでの間、協力することとする。

２　応急教育

(1)　応急教育の実施責任者

町立学校の応急教育は、町教育委員会が計画し実施する。

(2)　応急教育計画の作成とその実施

応急教育の実施責任者は、あらかじめ災害を想定して、教育の方法・施設の確保等について計画を定め、適切な応急対策を実施する。

(3)　児童・生徒の安全の確保措置

災害発生時における児童・生徒の安全の確保に関し、次の措置をとる。

ア　町立学校に対する措置

授業の継続実施に際し、児童・生徒の安全確保が困難であると思われる場合において、県教育委員会は、臨時に授業を行わない等の適切な措置をとるよう、町教育委員会に対して指導助言を行う。ただし、緊急事態が生じた場合、県教育委員会は町教育委員会の了解の上で、報道機関などを利用して、県下の全公立学校の休業措置等適切な措置を講ずることもある。

イ　校長の措置

(ｱ)　事前準備

a　校長は、学校の立地条件等も考慮し、災害時の応急教育計画を策定するとともに、指導の方法等につき明確な計画を立てておく。

b　校長は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、応急教育体制に備えて、次の事項を遵守しなければならない。

(a)　学校行事・会議・出張等を中止すること

(b)　児童・生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法の確認

(c)　児童・生徒の避難路・避難場所の安全確認

(d)　県（市町村等）教委・八女警察署及び消防機関への連絡網の確認

(e)　時間外においては、所属職員の所在確認と非常召集方法の周知

(ｲ)　災害時の体制

a　校長による状況に応じた適切な緊急避難の指示

b　校長による、児童・生徒・職員及び施設・設備の被害状況の速やかな把握と、県（町）教委への連絡、校舎の管理に必要な職員を確保する等、万全な体制の確立

c　校長による、準備した応急教育計画に基づく臨時の学級編成等、災害状況と合致する速やかな調整

d　応急教育計画の県（町）教委への報告と児童・生徒及び保護者への周知徹底

(ｳ)　災害復旧時の体制

a　教職員の掌握と校舎の整備、被災状況の調査、県（町）教委への連絡、教科書及び教材の供与への協力

b　正常な授業再開に際しての保健安全上の障害処理、危険物の処理、通学路の点検整備等についての関係機関の援助

c　疎開した児童・生徒について、職員の分担を定め、地域ごとの実情把握

d　災害の状況と今後の推移を把握した上で県（町）教委と協議を行い、平常授業に戻れる時期について保護者への連絡

(4)　救助法に基づく措置

ア　対象住家の全焼・全壊・半焼・半壊・床上浸水により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒

イ　学用品の品目　　教科書及び教材・文房具・通学用品

ウ　費用の限度　　県災害救助法施行細則で定める額

(5)　施設の応急整備

災害により被害を受けた公立学校の施設・設備について、正常授業を確保するための応急対策は、次の要領による。

ア　公立学校が、施設や設備の滅失・破損等の被害を受けた場合、県立学校にあっては応急復旧工事を早急に実施する。町立学校等にあっては、町において応急復旧工事を実施する。

イ　災害時における代替校舎の確保や、校舎等の全部又は一部の使用が困難となった場合で、教育に必要な施設・設備を校長において確保することができない場合は、県教育委員会へ調整を依頼する。

(6)　教職員補充措置

災害発生時に教職員が被災し、授業の継続に支障をきたすおそれのある場合は、次により迅速に教職員の補充を行う。

ア　町立学校に対する措置

(ｱ)　災害発生時における教職員の被害状況について、町教委は速やかに教育事務所を経由して、県教委に報告する。

(ｲ)　県教委は、上記報告に基づいて速やかに次の措置を講じ、教職員の補充を行う。

a　条例定数の範囲内においてできうる限りの補充

b　被災学校以外の学校にある教職員を被災学校に兼任する措置

c　必要に応じて、中学校にあっては時間講師の配当

ｄ　上記ａ～ｃの措置によってもなお補充が十分でないときは、臨時職員（地公法第22条）の予算措置を講ずるとともに、被災地以外の教育委員会事務局、教育センター、研究所等に勤務する教職員を被災学校に臨時に派遣する措置

３　就学援助に関する措置

被災により就学が困難となり、又は学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し、県教委は、次により援助又は救護を行う。

被災により就学困難となった町立小中学校の児童・生徒に対する就学援助費の支給手続き等について、町教委に指導及び助言を行う。

被災家庭のうち、特別支援学校の児童・生徒の就学を援助するため、就学奨励費の追加支給について必要な措置をとる。

４　学校給食の応急措置

災害時において授業を継続する場合の学校給食の実施については、次の要領による。

校長は、当該学校の給食施設・設備、及び物資等に被害があった場合は、町教委に報告し、県教育委員会と協議の上、給食実施の可否について決定する。このとき、次の事項に留意する。

(1)　被害があってもできる限り継続実施するよう努めること。

(2)　給食施設等が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努めること。

(3)　避難場所として使用されている学校については、その給食施設は、被災者炊き出し用に利用されることもあり、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意すること。

(4)　被災地においては、伝染病や食中毒の発生のおそれがあるため､衛生について特に留意すること。

(5)　給食用製パン工場・製粉工場・炊飯工場及び製乳工場が被災した場合は、県学校給食会及び県牛乳協会が被災状況を速やかに県教委への報告すること。

５　災害時における環境衛生の確保

災害後の伝染病・防疫対策については、校長は、南筑後保健福祉環境事務所の指示・援助等により必要な措置を速やかに行う。

６　被災児童・生徒へのメンタルケア

町・県教委、及び校長・教職員は、南筑後保健福祉環境事務所・児童相談所等の専門機関と連携して、被災児童・生徒へのメンタルケアを行う。必要に応じてスクールカウンセラー等を学校に派遣し、被災した児童・生徒等へのメンタルケアを行う。

第２　文化財応急対策

1　文化財が災害を受けたときは、所有者（管理責任者）は被災状況を調査し、その結果を県教委に報告する。

2　町教育委員会は、被災文化財の被災拡大を防止するため、関係機関と連絡し応急措置をとるよう指導・助言を行う。

第 37 節　応急仮設住宅建設等計画

所管部署：建設班、総務財政班

災害時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、救助法を適用した場合には、一時的には町又は県の公共施設等を利用して避難所として収容する。また、応急仮設住宅の建設及び供与並びに住宅の応急修理等を実施する。

第１　応急仮設住宅の建設

１　実施責任者

応急仮設住宅の建設に関する計画の樹立と実施は、町長が行う。

救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設は、知事が行う。知事により救助事務を行うこととされた場合又は知事の実施を待つことができない場合は、町長が行う。

２　建設用資機材等の調達

県は、町から用地及び資機材の確保について応援の要請を受けたときは、（社）プレハブ建築協会・（社）福岡県木材組合連合会及び福岡県森林組合連合会、九州森林管理局等関係機関と協議し、その確保に努める。また、他の市町村に対し、必要な応援の措置について指示する。

３　救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設

(1)　建設場所については、保健衛生・交通・教育等について考慮するものとし、原則として公有地を優先して選定する。ただし、やむを得ない場合は私有地を利用するものとし、所有者等と十分協議して選定する。

(2)　１戸当たりの面積は 29.7 ㎡を基準とし、世帯構成人員等を考慮して増減することができる。入居予定者の状況によって、高齢者・障がい者向けの仕様にも配慮する。費用は、１戸当たりの平均が、国が示す限度額以内とする。

(3)　応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

(4)　高齢者等であって、日常生活を営む上で特別な配慮を要する者を数人以上収容する場合、居宅介護サービス等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（福祉仮設住宅）を応急仮設住宅として設置できる。この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。

(5)　着工期間は災害発生の日から 20 日以内とする。ただし、20 日以内に着工できない事情があるときは、事前に内閣総理大臣の承認を受けて期間を延長することができる。

(6)　建設については、建設業者関係団体等の協力を得て行う。

(7)　応急仮設住宅への入居資格は、住宅が全焼・全壊又は流失し、自らの資力では住宅を確保することができない者とし、県と協議の上、町が入居者を選定する。

なお、この場合は、以下の点にも留意する。

ア　入居決定に当たっては、高齢者・障がい者等を優先するが、応急仮設住宅での生活が長期化することも想定し、高齢者・障がい者等が集中しないよう配慮する。

イ　従前の居住地及び自治組織に考慮した選定を行う。

(8)　応急仮設住宅の建物の管理は、当該市町村の協力を得て県が行い、入居者の管理は、町が行う。また、町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理も行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。さらに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

(9)　入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から２年以内とする。

【資料編　3-25　応急仮設住宅建設候補地一覧　参照】

４　応急仮設住宅の建設支援

(1)　建築基準法第 85 条に基づき、被災区域等における建築物の応急修繕工事等を行う場合は、法定基準や建築確認等の制限を緩和することにより、応急仮設住宅の建設を支援する。

(2)　災害により住宅等を滅失若しくは破損したことで、建築若しくは大規模の修繕が必要となった場合は、建築確認申請手数料を免除あるいは減免する。

第２　空き家住宅の確保

１　空き家情報の提供、相談

町及び県は、以下の住宅等について、空き家情報の提供・相談に対応する。

(1)　公的住宅
　県営住宅、町営住宅

(2)　民間アパート等賃貸住宅

(3)　事業所社宅・保養所等

２　募集

募集は、被災町及び空き家提供事業主体が行う。

第３　被災住宅の応急修理

１　実施責任者

(1)　被害家屋の応急修理に関する計画の樹立と実施は、町長が行う。

(2)　救助法を適用した場合の被害家屋の応急修理は、町長が行う。

２　救助法を適用した場合の住宅の応急修理

(1)　応急処理の対象は、住宅が半焼又は半壊しそのままでは当面の日常生活が営めず、かつ、自らの資力をもってしては修理ができない者の住宅とする。

(2)　修理範囲は、居室・炊事場及び便所等、日常生活に必要最小限度の部分とする。

(3)　修理の期間は、災害が発生した日から１ヵ月以内とする。ただし、交通機関の途絶・その他特別な事情により、期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長する。

(4)　修理については、建設業関係団体等の協力を得て行う。

(5)　修理を実施する住宅の選定は、県が町の協力を得て行う。

(6)　修理に要する費用は１世帯当たり、国が示す限度額以内とする。

３　災害により住宅に被害を受けた被災者への相談窓口の設置

県は、「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」に基づき、住宅金融公庫福岡支店と協議して相談窓口を設置し、災害により被害を受けた被災者に対して、住宅に関する相談等の対応を行う。

第４　住宅等に流入した土石等の除去

本町は、被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、山（がけ）崩れ・土石流・浸水等によって、住家、又は周辺に運ばれた土石・竹木等の障害物を除去する。

１　実施責任者

(1)　住宅障害物の除去に関する計画の樹立と実施は、町長が行う。

(2)　救助法を適用した場合の住宅障害物の除去は知事が行うが、知事により救助事務を行うこととされた場合又は知事の実施を待つことができない場合は、町長が行う。

２　障害物除去の方法

(1)　実施者は、自らの組織・労力・機械器具を用い又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。

(2)　除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起らないよう配慮し行う。

３　救助法に基づく措置

(1)　障害物除去の対象

ア　当面の日常生活が営みえない状態にあること。

イ　日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれていること。

ウ　自らの資力をもっては除去ができないものであること。

エ　住家が半壊又は床上浸水したものであること。

オ　応急措置の支障となるもので、緊急を要すること。

(2)　除去の方法

救助の実施機関である知事（救助を行うこととされた場合又は知事が実施するいとまがない場合は町長）が実施する。

(3)　費用の限度

県災害救助法施行細則で定める額

(4)　期間

災害発生の日から 10 日以内。ただし、特別の事情がある場合は内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。（特別基準）

第５　公営住宅の修繕

１　公営住宅の修繕・供給促進

町及び県は、損壊公営住宅を速やかに修繕する。また、被害状況に応じて公営住宅の供給計画を修正し、住宅供給を促進する。

２　災害公営住宅の建設

公営住宅法による災害公営住宅の建設は、町が建設し管理する。ただし、被害が広域かつ甚大な場合は、県が補完的に建設し管理する。

第６　被災住宅に対する融資

自然災害によって住宅に被害を受けた者で町等から住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた者は、災害復興にかかる住宅の建設資金、購入資金の融資を融資限度額内で住宅金融支援機構に申し込むことが出来る。また町等から住宅に 10 万円以上の被害が生じた旨の「罹災証明書」の発行を受けた者は補修資金の融資を融資限度額内で住宅金融支援機構に申し込むことが出来る。

※　融資制度の詳細については、住宅金融支援機構に問い合わせること。

第 38 節　ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画

所管部署：水道・環境衛生班、建設班、総務財政班

本計画では、災害時における被災地域のごみ処理・し尿くみ取り等の環境衛生について定める。

第１　実施責任者

被災地域におけるごみ処理・し尿くみ取り等の清掃は、町長が実施する。ただし、災害の規模が大きく災害対策本部において処理できないときは、隣接市町に応援を求めて実施する。

第２　ごみ及びし尿の処理

１　生活ごみ・災害廃棄物等の収集処理

(1)　ごみ処理施設の被害状況を把握し、応急復旧に努める。被災地における生活ごみは迅速かつ適正に処理を行う。また、住民に対してその内容を周知し、収集及び処理を実施する。

(2)　災害廃棄物の処理についても、迅速かつ適正に行う。また、災害ごみが大量に発生した場合における仮置場の設置等について検討する。なお、極力分別・再利用を図り、最終処分量の削減に努める。また、アスベスト等の有害物質の適切な処理にも努める。

(3)　災害廃棄物の一時的仮置場を開設するときは、定期的な消毒を実施する。

(4)　災害廃棄物の総排出量及び処理能力を勘案して、処理が難しいと判断したときは、他市町に処理の応援を要請する。

【資料編　3-21　ごみ焼却施設一覧　参照】

２　し尿処理

(1)　し尿処理施設等の被害状況を把握して、その応急復旧に努めるとともに、水洗便所の使用等について住民に対し広報する。

(2)　し尿処理施設等が復旧し、し尿等の計画的な処理が可能となるまでの間、住民に対し仮設トイレの提供等必要な処理を講ずる。

(3)　仮設トイレの排出量を把握し、総排出量と処理能力を勘案して、処理が難しいと判断したときは、他市町に処理の応援を要請する。

【資料編　3-22　し尿処理施設一覧　参照】

３　死亡獣畜処理

町は、死亡獣畜について南筑後保健福祉環境事務所長の指示に従い、原則として、化製場又は死亡獣畜取扱場で処理する。なお、やむを得ない場合は、環境衛生上支障のない場所に収集し、埋没又は焼却等の方法で処理する。

第 39 節　一般通信施設・放送施設災害応急対策計画

所管部署：総務財政班

災害時において、一般通信施設等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信等の確保を図る。

第１　国内通信施設災害応急対策（西日本電信電話株式会社）

災害時における電気通信設備の応急対策は、西日本電信電話株式会社「防災業務計画」に基づき実施し、通信の確保に当たる。

１　情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保する。また、被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、関係組織相互間の連絡、周知を行う。

(1)　気象状況・災害予報等

(2)　電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況

(3)　当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況

(4)　被災設備・回線等の復旧状況

(5)　復旧要員の稼働状況

(6)　その他必要な情報

２　社外関係機関との連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

３　警戒措置

災害予報が発せられた場合、又は報道された場合及びその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて、次に掲げる事項について警戒の措置をとる。

(1)　情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置する。

(2)　異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させる。

(3)　重要回線・設備の把握及び各種措置計画の点検等を行う。

(4)　災害対策用機器の点検と出動準備、又は非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずる。

(5)　防災のため必要な工事用車両・資材等を準備する。

(6)　電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずる。

(7)　その他、安全上必要な措置を講ずる。

４　通信の非常疎通措置

(1)　重要通信の疎通確保

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳（ふくそう）の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア　応急回線の作成及び通信網疎通確保の措置をとる。

イ　通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限の措置をとる。

ウ　非常・緊急通話又は非常・緊急電報は電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱う。

エ　警察・消防その他諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。

オ　電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとる。

(2)　被災地特設公衆電話の設置

救助法が適用された場合等には、避難場所に被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3)　災害用伝言ダイヤル『１７１』の提供

地震等の災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、「声の伝言板」による災害用伝言ダイヤル『１７１』を提供する。なお、災害用伝言ダイヤル『１７１』の提供開始については、ＮＴＴにおいて決定し、住民への周知は、テレビ・ラジオ等及び県災害対策本部と協力して実施する。利用方法については『１７１』をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言・録音・再生を行う。

(4)　災害用ブロードバンド伝言版『ｗｅｂ１７１』の提供

地震等の災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認が困難となるため、情報伝達手段の一つとして、新たにブロードバンド時代にふさわしい伝言情報（テキスト、音声、画像）の登録・閲覧を可能とする災害用ブロードバンド伝言板『ｗｅｂ１７１』を提供する。

なお、災害用ブロードバンド伝言版『ｗｅｂ１７１』の提供開始については、ＮＴＴにおいて決定し、住民への周知は、テレビ・ラジオ等及び県災害対策本部と協力して実施する。利用方法については、西日本電信電話株式会社ホームページ上の災害用ブロードバンド伝言版『ｗｅｂ１７１』の利用方法に従って、伝言情報（テキスト、音声、画像）の登録・閲覧を行う。

５　災害時における広報

(1)　広報活動

災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、通信の疎通・利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等について、応急復旧の状況等を周知し、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(2)　広報の方法

広報については、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて行うほか、インターネットのホームページや支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。

６　社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要により、社外機関に対し次の事項について応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

(1)　要員対策

工事会社等の応援、自衛隊の派遣要請

(2)　資材及び物資対策

地方公共団体等に対する燃料、食糧等の特別配給の要請

(3)　交通及び輸送対策

ア　人員又は災害対策用機器・資材及び物資等の緊急輸送に必要な車両等について、交通制限又は輸送制限に係わる特別許可の申請

イ　緊急輸送のための運送業者の協力、又は自衛隊等に対する輸送の援助要請

(4)　電源対策

商用電源の供給、及び自家発電用エンジンや移動電源車の燃料・オイル・冷却水等の確保・供給を、関係者に要請

(5)　お客様対応

お客様に対して、故障情報・回線情報・輻輳回避策及び利用案内等についての情報提供及び報道機関との連携

第２　放送施設災害応急対策（日本放送協会福岡放送局）

１　応急対策

(1)　要員の確保

災害状況に応じた体制を定め、要員を確保する。

(2)　資機材の確保

ア　電源関係諸設備の整備確保

イ　中継回線、通信回線関係の整備及び確保

ウ　送受信空中線の補強、資材の確保及び予備空中線材料の整備

エ　あらかじめ特約した業者及び借用先から必要機材の緊急借用又は調達の確保

(3)　放送施設応急対策

ア　放送機等の障害により、一部の送信系統の放送が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更し又は他の番組に切替え、災害関連番組の送出継続に努める。

イ　中継回線障害時の措置

一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

ウ　演奏所障害時の措置

災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

(4)　聴視者対策

災害時における受信の維持・確保のため次の措置を講ずる。

ア　受信設備の復旧

被災受信設備の取扱上の注意事項について、告知放送・チラシ又は新聞等部外広報機関を利用して周知を図る。

イ　災害情報の確保

関係自治体と協議の上、避難所等での災害情報収集のため、放送受信の確保を図る。

ウ　各種相談等の実施

被災地又はその付近において各種相談等を実施し、その模様を放送にとりあげる。

第 40 節　ライフライン応急対策計画

所管部署：総務財政班、水道・環境衛生班、建設班

町・県・公共機関及びライフライン事業者が所有する施設及び設備は、町民が日常生活を営む上で重要な役割を担っており、被災すると各種の緊急対策及び応急対策に重大な支障が生じることから、早期の応急復旧を講ずる必要がある。このための体制を整備するとともに、復興の円滑化に必要な各種データの総合的な整備保全等を図る。

また、町・県は、定期的な連絡会議等を開催し、ライフライン事業者との連携強化に努める。

第１　上水道施設等の応急対策

１　上水道施設等の被害状況の把握と初期活動

町は、取水・導水・浄水施設について、災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合は、速やかに各施設の点検調査を実施する。この、送・配水管については、管路に係る情報を把握した後、管路の点検を行い、重要管路の送・配水機能の確保を優先して、断水地域を最小とするよう調整を行う。

また、上水道水の安定確保が図れるよう、水質監視を一層強化することができる体制をとる。

２　応急復旧作業

町は、二次災害及び被害拡大を防止するため、以下の施設の応急措置を行った上、復旧工事を行う。

(1)　応急措置

ア　取水及び導水施設　・　イ　配水施設　・　ウ　その他各施設の設備

(2)　応急復旧工事

ア　導水・送水・配水管路　・　イ　ポンプ施設　・　ウ　給水装置

【資料編　3-24　上水道供給施設一覧　参照】

３　応援要請

町は、災害の状況及び復旧の状況に応じて、外部へ人員の確保及び資機材等の調達を要請し、応急給水及び応急復旧を行う。なお、水道・環境衛生班は、被害状況その他応援に必要な情報を要請先に連絡し、応援手段について協議する。応援を要請した場合、水道・環境衛生班長は、本部長にその旨を報告する。

４　広報活動

水道・環境衛生班は、総務財政班を通じ、報道関係機関の協力を得て、広域的な広報に努める。

第２　下水道施設災害応急対策

下水道は、住民の日常生活に大きく関わっており、災害時において下水道施設の機能が損なわれた場合は、浸水対策・衛生対策の面で都市等の機能に重大な影響を与える。

このため、町は、災害時における下水道施設の応急対策・復旧対策に必要な体制を整備し、対応する。

１　管渠

(1)　下水管渠の被害に対しては、汚水の疎通に支障のないよう迅速に応急措置を講ずるとともに本復旧の方針をたてる。

(2)　工事施行中の箇所については、請負人をして、被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員・資機材の補給を行う。

(3)　可搬式の排水ポンプ等は、所要量を整備・確保に努め、応急対策に当たる。

２　ポンプ場及び処理場

(1)　停電のためポンプ場及び処理場の機能が停止した場合は、ディーゼル発電機等によってポンプ及び処理施設等の運転を行い、機能停止による排水不能及び処理不能事態がおこらないようにする。

(2)　建物その他の施設は、洪水その他風水害時に備えるとともに、特に防護の必要のあるものに対しては所要の資機材を備蓄し応急対策を行う。

第３　し尿処理施設の応急対策

１　し尿処理施設の被害状況の把握と初期活動

水道・環境衛生班は、町域において大規模な災害が発生した場合、直ちに応急対策及び復旧対策を迅速かつ円滑に実施する。

(1)　管渠の応急復旧

ア　一次調査（目視調査）・　イ　修繕又は仮復旧

ウ　二次調査（詳細調査）・　エ　幹線の故障への対応

(2)　排水設備の応急復旧

【資料編　3-23　下水道処理施設一覧　参照】

２　応援要請

町は、他の自治体へ支援を要請する場合、総務財政班を通じて県に要請する。他の自治体等に対して応援を要請した場合、総務財政班長は、本部長にその旨を報告する。

また、災害対策に必要な資機材を常時確保し災害時に活用するとともに、関係業者との協力関係に基づき必要な資機材の確保を図る。

３　広報体制

水道・環境衛生班は、広報担当を通じ、し尿処理施設の使用制限等の広域的な広報に努める。

第４　電力施設の応急対策

１　災害時の活動体制

災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合、九州電力送配電(株)は、災害規模やその他の状況により非常災害対策本部等の対策組織を設置し、被害復旧等応急対策を実施する。

緊急時の連絡先：九州電力送配電（株）八女営業所　0120-986-993

２　応急対策

(1)　応急対策人員の確保

災害時における特別組織立ち上げのため協力会社や他電力会社への応援要請等により、復旧要員の確保を行い、体制を確立する。

(2)　被害状況の把握

電力施設の被害状況のみならず、道路等の被害状況も把握し復旧対策に当たる。

(3)　応急復旧資機材の確保

応急復旧資機材の緊急手配を行うとともに輸送手段の確保を行う。

(4)　復旧順位

原則として、避難所・医療機関・官公庁等の公共機関・報道機関等を優先し、災害状況や各設備の復旧の難易を勘案して、復旧効果の高いものから順次実施する。

(5)　災害時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として送電を継続する。風水害に伴い感電等の二次災害のおそれのある場合で九州電力（株）が認めた場合、又は県・町・県警察・消防機関等から要請があった場合は、送電の停止を含む適切な予防措置を講ずることとする。

(6)　災害時の広報

感電事故や漏電等による出火を防止するため、広報車・テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて、復旧状況及び安全対策等に関する十分な広報を町と協力して実施する。

第５　電話施設の応急対策

１　災害時の活動体制

災害時における公衆電話通信設備等の保全及び被害の復旧は、西日本電信電話（株）が災害対策規定の定めるところに従い、迅速かつ的確に実施する。

２　応急対策

(1)　復旧計画

ア　復旧応援隊の必要の有無及びその配置状況

イ　復旧資材の調達及び復旧作業日程

ウ　仮復旧の完了見込み

エ　作業隊員の宿舎・衛生・食糧等の手配等

(2)　復旧順位

非常災害によって被災した町内外電話回線の復旧は、医療・消防等防災関係機関等から順次実施する。

(3)　応急対策

ア　通信の途絶の解消と通信の確保

(ｱ)　自家発電装置・移動電源車等による通信用電源の確保

(ｲ)　衛星通信・各種無線による伝送路及び回線の作成

(ｳ)　電話回線網に対する交換措置・伝送路切換装置等の実施

(ｴ)　応急ケーブル等による臨時伝送路・臨時回線の作成

(ｵ)　非常用移動電話装置の運用

(ｶ)　臨時・特設公衆電話の設置

(ｷ)　停電時における公衆電話の無料化

イ　通信の混乱防止

災害の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問い合わせ及び見舞い電話の殺到により、交換機が異常輻輳に陥り、重要通信の疎通が出来なくなることが考えられる。このため、一般からの通信を規制し、１１０番・１１９番・災害救助活動に関係する国・地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保することとする。

(4)　復旧の広報

町と協力して、広報車又はテレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて、通信網の復旧状況及び復旧見込みを町民に周知する。

第６　液化石油ガスの供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者であって、炊き出し等に必要なＬＰガス及び器具を確保することができない者に対するＬＰガス等の供給又は斡旋については、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事している者に対するＬＰガス等の供給又は斡旋は、町長が実施する。

２　ＬＰガス等の供給等

町において、炊き出し等に必要なＬＰガス及び器具の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達の斡旋を要請する。

(1)　必要なＬＰガスの量

(2)　必要な器具の種類及び個数

(3)　供給期間

(4)　供給地

第 41 節　交通施設災害応急対策計画

所管部署：総務財政班、建設班

本計画では、災害時の災害応急対策に従事する者、及び災害応急対策に必要な機材等の緊急輸送を円滑に行うため、不通箇所の通報連絡・交通規制に関する措置等の対策について定める。

第１　実施責任者

道路の破損・決壊その他の事由により交通に危険があると認められる場合、又は道路に関する工事のためやむを得ないと認める場合には、町道にあっては交通規制をし、町道以外の場合は、関係管理者と密接な連絡をとり交通規制を要請する。

区分	実　施　者	範　　囲
交通規制	道路管理者	1　道路の破損・決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合 2　道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
	警　　察 （公安委員会） （警察署長） （警察官）	1　災害応急対策に従事するもの又は災害応急対策に必要な物資等の緊急輸送等を確保するため必要があると認められる場合 （基本法第 76 条） 2　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合 （道路交通法第６条第１項） 3　道路の損壊・火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生じ又はそのおそれがある場合 （道路交通法第６条第４項）
措置命令	災害派遣を命ぜられた自衛官・消防職員	警察官がその場にいないときで、それぞれの機関の緊急通行車両の円滑な通行を確保する必要がある場合（当該措置をとった場合には、所轄の八女警察署長に報告しなければならない。）

第２　実施要領

被災地への緊急物資輸送等、緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、次の措置をとる。

１　緊急輸送確保のための交通規制

(1)　災害地における交通処理

ア　混乱している交差点や主要道路等の近くに、公園・空地その他車両の収容可能な場所があるときは、道路上の車両をできるだけそこへ収容し、車道をあけるようにする。

イ　運転者に対しては、ラジオ等の交通情報の受信に努め、現場の警察官及びラジオ等による交通規制の指示に従うよう協力を求める等の広報を実施する。

ウ　町民に対しては、絶対に家具等を車道又は支障になる場所に持ち出させないように広報を実施する。

エ　避難誘導道路において、被災者と緊急通行車両等とが混乱した場合においては、被災者を優先して誘導する。

オ　自動車を用いて避難する者が予想されるので、自動車による避難の自粛を求める。

(2)　災害地周辺における交通規制

ア　交通遮断線の手前に相当の距離をとって、要所に検問所を設ける。検問所には、緊急車両以外の車両通行禁止標識の設置・周辺の災害状況の告知・検問所の明示等を行い、交通をはじめとする秩序の維持を図る。

イ　交通の障害となっている倒壊家屋・樹木・電柱その他障害物や危険物の状況を把握するとともに、崩壊した道路・橋梁等の応急修理・復旧計画等を考慮し、適切な交通の確保を図る。

ウ　災害応急対策の従事者及び緊急物資輸送車両等については、知事又は県公安委員会が交付する標章及び緊急通行車両確認証明書により、通行禁止又は制限の対象外とする。交付は八女警察署長等が行う。

２　交通規制及び道路交通情報の周知

道路の状況により、通行止め・車両通行止め・種別通行止め等の交通規制をした場合、道路被害に関する情報を次の手段により周知する。

(1)　交通規制を行った場合は、適当な分岐点・迂回路線に指導標識板を設置するとともに、速やかに広報車・報道等による広報活動を通じて町民に周知徹底を図る。

(2)　不通箇所・迂回路・復旧見込み等道路交通情報についても、広報車・チラシ・立看板等による伝達等を行うほか、報道機関を通じて町民に周知徹底を図る。

３　規制の標識等

規制を行ったときは、(1)アによる標識を立てる。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、(1)イの方法によりとりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ遮断等の措置をとる。

(1)　規制条件の標示

道路標識に次の事項を明示して表示する。

ア　禁止制限の対象

イ　規制する区間

ウ　規制する期間

エ　規制する理由

(2)　迂回路の標示

規制を行ったときは、適切な迂回路を設定し、必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないよう努める。

第３　報告等

各機関は、報告通知等に当たって次の事項を明示して行う。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ当該道路の管理者に通知する時間がなかったときは、事後速やかにこれらの事項を通知する。

１　禁止制限の種別と対象

２　規制する区間

３　規制する期間

４　規制する理由

５　迂回路の道路状況・幅員・橋梁等の状況

第４　緊急通行車両の確認申請

１　通行の禁止又は制限と通行車両の確認手続

基本法第 76 条に基づき、県公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 33 条の規定に基づく知事又は公安委員会が行う緊急通行車両の確認手続は、県危機管理局企画課又は申請に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署において実施する。

２　緊急通行車両の事前届出

県公安委員会においては、災害発生時の確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付する。町有自動車については、事前に県公安委員会に確認申請を行い、標章及び証明書の交付を受けておく。

第５　道路の応急復旧

１　道路管理者は、災害応急対策に要する輸送が円滑に実施し得るよう、被害を受けた道路の速やかな復旧に努めるとともに、その復旧状況を関係機関に報告又は通報する。

２　道路管理者は、その管理に属する道路が災害により不通となり、応急対策実施上重要かつ緊急を要する場合は、他の道路管理者の応援協力又は必要により知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼する。

第 42 節　土砂災害応急対策計画

所管部署：総務財政班、建設班

土砂災害は、ひとたび発生すると多数の人命と財産が瞬時に失われるという危険性を認識し、関係機関は、危険の切迫する前に十分余裕をもって対策を実施する。

第１　町、県及び関係機関相互の情報連絡

１　災害原因情報の収集・伝達経路

町・県及び関係機関は、本章第 16 節「防災気象情報等伝達計画」及び第 17 節「被害情報等収集伝達計画」を活用し、綿密な連携の下に災害情報の収集に努める。特に、大雨注意報・警報の伝達周知については、各危険地域を所管する機関に徹底を図る。

２　前兆現象（異常現象）の把握

町・県及び関係機関は、所管する各危険地域のパトロールを実施して、前兆現象の把握に努める。

３　降雨状況の把握

県下における降雨の状況は一様でないので、町及び関係機関は、各危険地域の雨量測定を実施する。

第２　警戒体制の確立

町は、時期を失することなく、あらかじめ定める各危険地域毎の基準に基づき速やかに警戒体制を確立する。一般的な警戒体制をとる場合の雨量の目安は、次のとおりである。

１　土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）の場合

(1)　第１次警戒体制の場合

前日までの連続雨量が 100㎜以上あった場合で	前日までの連続雨量が 40～100㎜以上あった場合で	前日までの降雨がない場合で
当日の日雨量が 50㎜を 越えたとき	当日の日雨量が 80㎜を 越えたとき	当日の日雨量が 100㎜を 越えたとき

ア　第１次警戒体制においては、防災パトロールを実施

イ　地元自主防災組織等の活動を要請

ウ　必要に応じて、警戒区域の設定

(2)　第２次警戒体制の場合

前日までの連続雨量が 100㎜以上あった場合で	前日までの連続雨量が 40～100㎜以上あった場合で	前日までの降雨がない場合で
当日の日雨量が 50㎜を 越え、時間雨量 30㎜程度 の強い雨が降りはじめたとき	当日の日雨量が 80㎜を 越え、時間雨量 30㎜程度 の強い雨が降りはじめたとき	当日の日雨量が 100㎜を 越え、時間雨量 30㎜程度 の強い雨が降りはじめたとき

ア　第２次体制においては、住民等に避難準備を行うよう広報

イ　必要に応じて、基本法に基づく避難情報等の発令

２　土砂災害警戒区域（土石流）の場合（雨量の目安は１に準じる）

⑴　第１次警戒体制の場合

ア　第１次警戒体制においては、防災パトロールを実施

イ　地元自主防災組織等の活動を要請

ウ　必要に応じて、警戒区域の設定

⑵　第２次警戒体制の場合

ア　第２次体制においては、住民等に避難準備を行うよう広報

イ　必要に応じて、基本法に基づく避難情報等の発令

３　他の危険地区の場合

１、２を参考にし、基本法に基づく避難情報等の発令をする。

第３　災害発生時の報告

１　町は、土砂災害が発生した場合、地すべり・急傾斜地災害報告、土石流災害報告、土砂災害及び警戒避難体制記録等により、県（八女県土整備事務所及び砂防課）に報告を行う。

２　町は、上記報告の他、本章第 17 節「被害情報等収集伝達計画」により県（総務部消防防災課）まで被害状況を報告する。

第４　救助活動

１　町

町は、土砂災害による被害を拡大させないため、直ちに救助活動を実施する。この際、次の事項を配慮した実施計画を樹立する。

⑴　被災者の救出

⑵　倒壊家屋の除去

⑶　流出土砂・岩石の除去

⑷　救助資機材の調達

⑸　関係機関の応援体制

２　警察

土砂災害が発生した場合は、町その他の関係機関と連携し、本章第 22 節「救出計画」に基づく所要の活動を行うとともに、二次災害防止に必要な警戒警備等の所要の措置をとる。

第 43 節　二次災害防止計画

所管部署：総務財政班、建設班、消防本部

危険物・毒劇物等の漏洩等の二次災害及び降雨等に伴う二次災害に対する活動を定める。

第１　危険物・毒劇物取扱施設等の応急措置

大規模な災害により、危険物・火薬・高圧ガス・放射性物質・毒劇物等の施設が損傷し、火災・爆発・流出等の災害が発生した場合は、従業員や周辺地域住民等に対して重大な被害を与えるおそれがある。これらの被害を最小限に止めるため、県防災計画「事故対策編」第５編「危険物対策編」の規定に基づき、関係機関は相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員・周辺地域住民等の安全確保に必要な対策を講ずる。

第２　降雨等に伴う二次災害の防止

町・県及び関係機関は、降雨等による二次的な水害・土砂災害、宅地災害、建築物被害の危険を防止することとする。

１　水害・土砂災害・宅地災害対策

町及び県は、余震あるいは降雨等による二次的な水害、土砂災害、宅地災害等の危険箇所の点検を地元在住の専門技術者（コンサルタント、町・県職員のＯＢ等）・福岡県防災エキスパート協会・福岡県砂防ボランティア協会・斜面判定士等へ協力要請するほか、国のアドバイザー制度※を活用して行う。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行う。災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

※　アドバイザー制度
　(社)全国防災協会が学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委嘱し、二次災害の防止に関して助言を行う制度

第 44 節　農業用施設・農作物災害応急対策計画

所管部署：産業班

町の農業経営に被害を及ぼす災害は、地勢的環境と気象条件による水害・風害・干害・冷害等であり、これらの災害から農畜産物を防護するため、次の対策を講ずる。特に、ため池については、万一、災害により被害を受けた場合、下流域に大きな二次災害を発生させるおそれがあるため、県、町はこれらの災害に円滑に対応するための措置を講ずる。

第１　農業用施設応急対策

１　県の実施する対策

(1)　ため池が決壊した場合、もしくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに市町村等から、位置及び被害状況等を把握するための情報を入手する。

(2)　応急工事が早急に実施できるよう市町村及び関係機関を指導し、協力する。

２　町の実施する対策

(1)　ため池が決壊した場合、もしくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。

(2)　人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。

(3)　被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

３　ため池管理者の実施する対策

(1)　ため池管理者において、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに町に通報する。

(2)　堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。

(3)　町が実施する応急対策について協力する。

第２　農作物の災害対策

１　水稲の対策

(1)　薬剤散布により、病虫害の発生を防除する。

(2)　風害対策としては、出穂期の計画的栽培・台風時における浸水による機械的な損傷の軽減・台風後の病虫害予防のための薬剤を散布する。

(3)　病害虫が異常発生した場合は、県に備蓄農薬の払下げを申請し、共同防除により実施する。

(4)　その他対策として、気象情報に留意し、災害の種類に応じた措置を講ずる。

２　果樹・茶の対策

(1)　園に草等を敷き、灌水を行い乾燥を防ぐ。

(2)　園の整備を図り、排水に努める。

(3)　防風柵・防風垣を設置する。

(4)　枝葉の損傷が甚だしく樹勢が衰弱しているときは、速効性窒素質肥料を追肥する。

(5)　早期に薬剤を撒布し、病虫害の防除に努める。

(6)　表土流失により根部が露出したときは、早急に土寄せする。

(7)　埋没・流失したもので回復の見込みのあるものは、早急に肥沃地に仮植する。

(8)　土壌の浸蝕を防止するための措置を講ずる。

３　野菜・花き

(1)　表面水を速やかに排水するため、排水溝の点検や補修を行い、大雨による浸水や停滞水による根腐れ等の発生を防ぐ。

(2)　支柱や防風ネット等の点検、補強を行い、強風による茎葉の損傷を防ぐとともに、収穫可能なものは収穫作業を急ぐ。

(3)　防風施設やパイプ支柱、アンカーなどの点検を行い、損傷箇所や連結ジョイントなどにゆるみがある場合は速やかに補修を行う。アンカー等を設置していない施設では、強風によるパイプや支柱の浮き上がりを防止するため、必ず設置する。

(4)　強風による被害を防ぐためハウスの天窓や側窓などの点検を行い、マイカー線の締め直し、支持材の点検、被覆資材の破損部補修等を実施する。また、天窓等が自動開放しないよう手動運転する。

(5)　病害発生の拡大を防ぐため、発生状況に注意し防除対策を講じる。また、液肥等の葉面散布を行い、生育の回復を図る。

４　畜産

(1)　強風による破損被害を防止するため、畜舎・堆肥舎等施設の点検と補強を行うとともに、施設内への浸水防止対策を講じる。また、放牧場では、放牧家畜を排水が良く風裏となる牧区に移し、事故防止に努める。

(2)　今秋に更新した草地及び青刈とうもろこしほ場に浸水があった場合は、早急に排水対策を講じる。強風によりとうもろこしが倒伏した場合は、栄養成分と嗜好性の低下を防止するため、できるだけ速やかに収穫・調製する。なお、収穫作業にあたっては、倒伏方向に向かって刈り取るとともに、低刈りによる土砂の混入に留意する。

第３編　地震災害対策編
第１章　地震防災面からみた町の特性

第１節　福岡県の活断層

○　活断層

本町に最も近い断層は、久留米市耳納山系北側にある水縄断層である。

■ 想定地震の震源断層位置

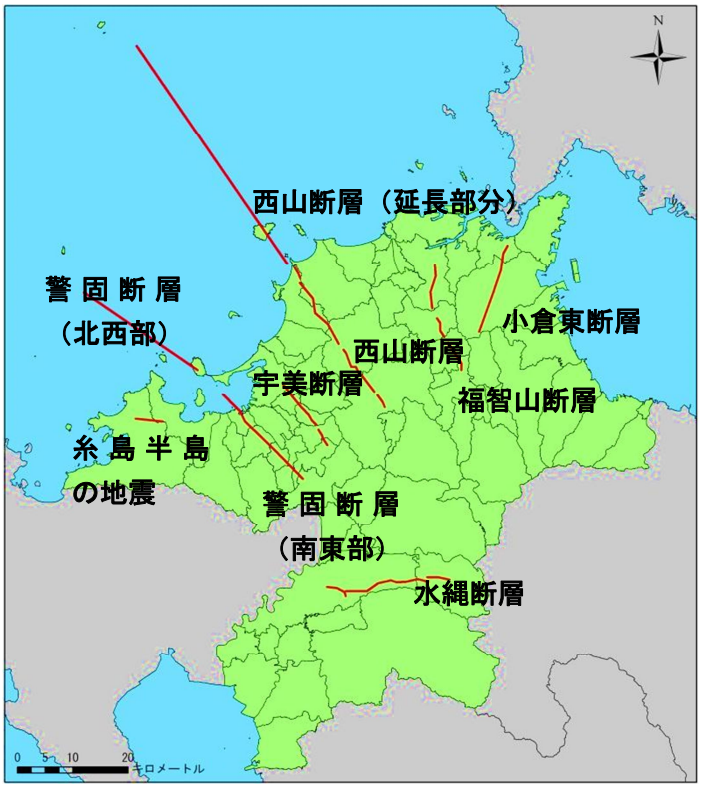

第２節　地震災害の特色

阪神・淡路大震災では老朽建物等の大量倒壊、同時多発火災による市街地の焼失、30 万人を超える避難者の発生など、防災関係者の予想を超える様々な被害が発生した。

福岡県では、他の地域と比べると地震によって被害を受けた経験が少ないと言われてきたが、2005 年 3 月に福岡県西方沖（福岡市の北西約 30 ㎞）を震源とする最大震度６弱の地震（深さ９㎞、マグニチュード 7.0）が発生した。

こうした事態に有効に対処するためには、事前に被害を予測し、それに備えた対応を検討しておくことが重要である。

このため、県が実施した防災アセスメント調査報告書（平成 24 年 3 月）」を基に、震源や震度、地震被害等を想定する。福岡県内の６本の活断層のうち、本町近傍には水縄断層があり、これらが活動した場合、中山間地の集落では、土砂災害を中心とした大きな被害が懸念される。

第３節　想定地震

地震災害に関しては、県の実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成 24 年 3 月)」を基本として、震源や震度、地震被害等を想定する。

想定地震については、県内に存在する７つの活断層及び既往の地震に着目して設定され、被害の算出については、人口が集中している県内４地域の主要都市（福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市）を中心とする地域の被害を算出している。

想定断層モデルは、以下に示すとおりであり、本町に最も近い断層モデルは、水縄断層西部である。

■ 想定地震の震源断層パラメーター一覧

震源断層パラメータ		小倉東断層	福智山断層	西山断層	西山断層海上部への延長	警固断層北西部	警固断層南東部	水縄断層	宇美断層	糸島半島の地震
震源断層の長さ L(km)		17	20	31	80	25	27	26	18	5
震源断層の幅 W(km)		8.5	10	15	15	15	15	15	9	2.5
マグニチュード M		6.9	7.0	7.3	8.0	7.0	7.2	7.2	6.9	6
震源断層の深さ d(km)	上端	2	2	2	2	2	2	2	2	3
	下端	10.5	12	17	17	17	17	17	11	5.5

第４節　想定地震による町域近傍の被害等の概要

被害については、「福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書」を基に掲載している。

１　地震動

水縄断層の想定では、久留米市の一部や朝倉市、筑前町で震度７の地域が予測されるほか、本町を含む周辺の市町にかけて震度６強となることが予測される。

２　液状化

水縄断層の想定では、久留米市、大刀洗町をはじめとして、筑後川沿岸地域で液状化危険度がかなり高いと予測される。本町については、一部の地域で高い予想が出ている。

３　斜面崩壊危険度

水縄断層の想定では、本町も崩壊危険度の高い箇所が予想され多くの土砂災害危険箇所があり、被害が予想される。

４　建物被害

水縄断層西部の想定では、久留米市などを中心に木造建物の全壊、半壊が予測されている。本町においても、木造建物の全壊、半壊が予測されている。

５　地震に伴う火災被害

本町の地震火災発生は、数カ所の住宅密集地区で予想されるが、想定される炎上出火件数は数件であり、いずれも消防力の運用によって炎上出火の多くは消火されると予測される。

６　ライフライン施設被害

ライフラインについては、町民生活に重大な影響が及ぶ水道管の破損、電柱倒壊等の発生が予測される。水縄断層の想定では、上水道被害について、久留米市を中心に大きな被害が予測されている。

７　交通施設被害

高速道路の被害は水縄断層の想定で、九州自動車道に約 64 ㎞、大分自動車道に約 35 ㎞の不通区間が予測される。国県道の被害については、水縄断層の想定で 152 ヶ所の被害が予測される。

８　人的被害

水縄断層の想定では、久留米市を中心に死傷者数が多く発生すると予測されている。

本町においても、東部山間部（上広川地区）において斜面崩壊による人的被害や建物の倒壊による人的被害が予想される。

第５節　重点的に取り組むべき対策

災害に強い町を目指し、第 4 節「想定地震による町域近傍の被害等の概要」で示したような人命損失危険に対する防災対策や、防災拠点となる施設の耐震化を推進し、大規模な災害にも対応できる町基盤を整備する。

また、町民との迅速な防災情報の共有化や県民運動の展開を促進するとともに、効果的な応急対策を打つための事前対策の推進等、ソフト・ハード両面の対策等を組み合わせ、災害の未然防止と被害最小化に向けた総合的な防災対策の充実を図る。更に、町の特性を考慮し、より実践的な防災対策を行うため、重点的な課題に取り組み、安全安心に暮らせる防災力の高い地域づくりを目指す。

１　地域の防災力を向上させるための町民運動の展開

地域の防災力を向上させるため、町民・自主防災組織・地域コミュニティ・企業等が防災意識を持ち、災害に対する「備え」を実践する必要がある。

(1)　町民の防災意識の高揚・地震防災上の必要な教育及び広報の推進

(2)　地域・企業の防災力の向上

２　地域特性を考慮した防災対策の確立

本町は、西部の平坦地から東部へ中山間地があり、特に東部小椎尾・逆セ谷・梯・鬼ノ渕・馬場区においては急傾斜であり脆弱であることから、地すべり等の危険箇所が多く点在している。地震によって土砂災害が発生すれば、県道や町道・集落への被害が予想されるだけでなく、経済活動への影響も懸念され、人的被害も予想されるため、生活機能を麻痺させないための対策に取り組む必要がある。

(1)　経済機能維持のための対策の推進

(2)　土砂災害及び浸水対策の推進

３　人的・物的資源の効率的な活用による防災対策の推進

地震発生時においては、災害時優先電話の途絶なども考えられる。適切な負傷者搬送のための救急隊と医療機関との通信や、町による被害状況の把握及び関係機関への伝達などに支障が生じないよう、多様な通信手段を確保し、情報の収集・伝達体制の充実強化を図る必要がある。

また、災害に関する各種調査研究を実施している大学や学会などには、災害対策上の多くの知見の蓄積がある。これらの知見について、防災対策に有効活用されるよう、大学や学会等と行政との連携体制を構築する必要がある。

(1)　適切な医療供給体制の構築

(2)　地域の災害情報の把握・伝達体制の充実強化

(3)　大学・学会・防災研究機関等と行政の連携の強化

４　建築物等の耐震化の推進

地震発生時に死傷者が発生する主な要因は、住宅の倒壊に伴うものが圧倒的に多いため、住宅の耐震化に取り組む必要がある。また、公共施設が被災しては、災害対応に支障をきたすことになるため、公共施設の耐震化に取り組むことも必要である。

さらに、電気・水道・下水などのライフラインの被災により、町民の日常生活や企業の産業活動に深刻な影響が及ぶことも予想されるため、ライフライン施設について耐震化に取り組む必要がある。

(1)　住宅、公共施設等の耐震化の推進

(2)　ライフライン施設の耐震化の推進

５　高齢化社会などに対応した防災体制の確立

地震発生時には高齢者などの要配慮者が犠牲となるケースが多いため、要配慮者に配慮した防災知識の普及や災害時の情報提供、避難誘導体制の強化など、防災体制を確立させる必要がある。

(1)　高齢者などの要配慮者対策の充実

第３編　地震災害対策編
第２章　地震災害予防計画

第１節　都市構造の防災化

所管部署：建設課、教育委員会

町及び県は、建築物の耐震・不燃化、都市空間の確保と整備、過密化した都市環境の整備、防災対策の改善を図る。また、その中から取り組むべき事業の緊急性等を勘案し、避難地、避難路等の整備を促進し、町の防災化対策を推進する。

第１　方針

町及び県は、避難路・避難地・延焼遮断帯・防災活動拠点ともなる幹線道路・公園・河川など、骨格的な町基盤施設及び防災安全街区の整備に努める。また、老朽木造住宅密集地の解消に取り組み、建築物や公共施設の耐震・不燃化を促進し、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図るものとする。

町、県及び施設管理者は、商業施設等不特定多数の者が利用する施設等の、地震発生時における安全の重要性にかんがみ、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化するものとする。

第２　建築物不燃化の推進

１　計画方針

地域の防災機能の強化の為、屋根の不燃化及び外壁の延焼防止対策等を推進する。

２　対策

(1)　準防火地域の指定

文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地区の防火対策は、国及び県と慎重に進める。

(2)　公営住宅の不燃化推進

既存の木造及び簡易耐火構造の住宅については、地域性や老朽度等を考慮し、町営住宅については、整備計画等との整合性を図りつつ、不燃化や延焼防止対策を推進する。

第３　防災空間の確保、整備、拡大

１　計画方針

都市公園等の適切な維持管理に努め、避難地の確保・火災の延焼防止・救護活動の円滑な実施を図る。

２　対策 ― 都市公園の整備

災害時における避難地あるいは応援隊集結地・野営地、ごみ・がれきの仮置場、ヘリコプター臨時発着場、応急仮設住宅建設地、災害用仮設トイレ設置場所等としての機能を有する都市公園等の適切な維持管理に努める。

第４　造成地の災害予防対策

１　計画方針

造成地で発生する災害の防止を図るため、都市計画法に規定されている開発許可の審査及び当該工事の施工において、指導・監督を行う。

２　造成地における開発許可基準

開発区域の地盤が軟弱である場合、崖が発生する場合、切土・盛土を行う場合は、各々、地盤沈下・崖崩れ等が発生しないよう、土の置き換え・水抜き・擁壁の設置、及びその他の措置等について指導する。

第５　避難地等の整備

町は、震災時に住民を安全に避難させるため、広域避難地及び避難路の整備に努める。

１　広域避難地等の選定

町が広域避難地を整備する際は、県防災計画との整合性を図る観点から、以下のとおりとする。

住宅密集地を要避難地域及び非焼失地域に区分し、広域避難地は非焼失地域内で選定するものとする。要避難地域・非焼失地域・広域避難地及び火災に対する避難圏域の選定基準は、次のとおりとする。

(1)　要避難地域

ア　木造建物の建ぺい率がおおむね 10%を越える街区が連続した住宅密集地で、その面積が広域に及び、火災時に、住民が組織的・計画的に避難する必要がある地域

イ　浸水・山崩れ及び地すべり等の被害が生ずるおそれのある地域

(2)　非焼失地域

要避難地域以外の地域。

(3)　広域避難地

ア　火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流等に対し、避難者の安全を確保できること。特に周辺市街地の火災による輻射熱を考慮して算出した安全面積が、おおむね 10ha 以上であること。ただし、10ha 未満のものであっても、周辺地域に耐火構造物が存在し、火炎に対し有効な遮蔽ができる場合は選定することができる。

イ　危険物、大量可燃物等の災害の発生要因及び拡大要因となるものが存在しないこと。

ウ　浸水等の危険のないこと。

エ　避難者が安全に到達できる避難路と連絡されていること。

オ　一定期間の、避難者の応急救護活動が実施できること。

(4)　火災に対する避難圏域（広域避難地等に避難する住民の居住地域の範囲）

ア　広域避難地等収容可能人口は、避難者１人当たりの必要面積をおおむね１㎡以上として算定すること。

イ　火災に対する避難圏域の境界は、原則として大字単位とするが、区画が細分化されていないような場合は、道路、河川等を境界とすること。

ウ　広域避難地等収容可能人口が不足するため、住民等が最短距離にある広域避難地等に避難することができない場合は、歩行距離の増分が極端に増加しないよう留意するものとし、広域避難地等までの歩行負担がなるべく均等になるようにすること。

エ　火災に対する避難圏域は、夜間人口により定めるが、昼間人口が増加する地域では避難地等収容可能人口に余裕をもたせるものとすること。

２　避難路の選定

町が、避難地等へ避難するための避難路を選定する際は、次の基準による。

(1)　沿道に耐火建築物が多いこと。

(2)　落下物・倒壊物等による危険又は避難障害のおそれが少ないこと。

(3)　広域避難地等の周辺では、できるだけ進入避難路を多く取ること。

(4)　自動車の交通量が比較的少ないこと。

(5)　危険物施設等に係る火災・爆発等の危険性が少ないこと。

(6)　耐震性貯水槽等の防火水槽及び自然水利の確保が比較的容易であること。

(7)　浸水により通行不能になるおそれがないこと。

(8)　通行障害発生時の代替道路のことも考慮すること。

３　広域避難地等の整備基準

(1)　避難地標識等

避難誘導を円滑に行うため、避難地周辺に避難地標識を設置するとともに、避難地を遠方から確認できるよう状況に応じ必要な避難地についてマークを設置する。

(2)　給水施設

広域避難地における給水活動を円滑に行うため、次の措置を講ずる。

ア　広域避難地内又は周辺の浄水場・配水場の貯留水を利用するために必要な機材（ポンプ等）を整備する。

イ　広域避難地内又は周辺の公共施設・ビルの受水槽の活用について管理者等と協議する。

ウ　必要に応じ大型耐震性貯水槽を設置する。

(3)　応急救護所等

広域避難地における災害応急対策活動が円滑に実施できるよう、広域避難地内部の整地、公用地としての取得に努めるとともに、医療救護・給水・給食・情報連絡等の拠点となる施設及び放送施設を整備する。

(4)　進入口

進入口が不足しているため、避難群集が滞留するおそれのある広域避難地について、進入口の拡幅、増設を行う。

４　避難路の安全確保

町及び関係機関は、広域避難地等への安全確保を図るため、次の点に留意する。

(1)　火災に対する安全性の強化

ア　避難路の沿道は、避難者を密集地大火から守るために、有効な耐火建築物の整備を促進する。

イ　必要な箇所に貯水槽等の消防水利施設その他避難者の安全のために必要な施設を配備する。

(2)　主要道路における施設等の整備

主要道路については、地震発生後、一般車両の通行を禁止する措置を取る場合に必要な施設等を整備する。

(3)　危険物施設等に係る防災措置

ア　危険物施設等

避難路沿いの危険物施設、高圧ガス施設等の安全促進の指導を強化する。

イ　上水道施設

避難路に埋設されている配水施設等の事故未然防止のため、主要道路の巡回点検を強化するとともに、必要な配水本管等の取替え及び防護を実施する。

ウ　電力施設

避難路の安全を確保するため次の措置を講ずる。

(ｱ)　設備強化

a　避難路に設置する支持物には、コンクリート柱を使用する。

b　電線の混触による短絡断線防止策として、絶縁電線を使用する。

c　柱上変圧器の落下防止策として、強度向上を図った工法を採用するとともに、開閉器については、高信頼度の真空気中開閉器を使用する。

(ｲ)　設備管理

避難路の設備の維持管理強化を図るため、配電設備を中心とした関連設備の巡回点検を強化する。

(4)　その他の占用物件

避難路に係るその他の占用物件については、巡回点検を強化するとともに、震災時における危険性、当該物件の公共性を勘案して、必要に応じて除去等の措置を講ずる。

第２節　建築物等の安全化

所管部署：企画課、建設課、環境課、教育委員会、総務課、消防署

建築物等の安全化を推進することにより、防災基盤の強化を図る。

第１　建築物等の耐震性確保についての基本的な考え方

地震に強いまちづくりを行うに当たっては、建築物・土木工作物・通信施設・ライフライン施設・防災関連施設などの諸施設の耐震性を確保する必要がある。その場合の要求性能は、それらの種類・目的等により異なるが、基本的な考え方は以下によるものとする。

1　諸施設に要求される耐震性能は、一般的な地震動及び直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動についてもできる限り考慮の対象とするものとする。

2　諸施設は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計するものとする。

3　諸施設のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また避難行動要支援者の安全確保に必要な建築物等については、需要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の諸施設に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とするものとする。

4　耐震性の確保には、上述の個々の諸施設の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策もふくまれるものとする。

なお、特に旧基準で建築された既存建築物等の耐震性の向上を図るため、町は、県の計画を基に耐震改修促進計画を策定するものとする。

第２　建築物等の耐震性の確保

１　公共建築物の耐震性の確保

(1)　町有施設の耐震性確保に関する方針

ア　新築建築物

新たに建設される町有施設については、地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の確保を図るものとする。

イ　新耐震基準以前に建築された建築物

以下の施設について、計画的かつ重点的に、耐震診断・改修を推進するものとする。特に(ｱ)、(ｲ)及び(ｳ)の施設については、地震動時及び地震動後に、施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の向上に努めるものとする。

(ｱ)　災害応急対策活動に必要な施設

(ｲ)　避難所として位置付けられた施設

(ｳ)　多数の町民が利用する施設

(ｴ)　その他

ウ　新耐震基準以降に建築された既存建築物

以下の施設について、非構造部材を含む耐震対策等により、地震動時及び地震動後に、施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の向上に努めるものとする。

(ｱ)　災害応急対策活動に必要な施設

(ｲ)　避難所として位置付けられた施設

(ｳ)　多数の町民が利用する施設

(2)　既存町有施設等の耐震性確保に関する取組

ア　町有施設

(ｱ)　町有建築物耐震対策計画（整備目標、整備プログラム等）の策定

(ｲ)　同計画に基づく耐震診断・耐震改修の実施

イ　教育施設等

(ｱ)　学校建築については、仮設等の付属施設を除き原則として、耐震耐火構造とする。

(ｲ)　老朽施設については、更新、補強を図る。

(ｳ)　社会教育施設、社会体育施設及び文化施設については、地震防災上必要な補強を図る。

ウ　公営住宅

町営住宅については、建て替えを行う際、防災面の向上、土地の高度利用及び生活環境の改善等について考慮する。また、新耐震基準制定以前に建設された建物については、必要に応じて改修に努める。

エ　社会福祉施設

社会福祉施設については、地震防災上必要な改築又は補強を図る。

２　一般建築物の耐震性の確保

(1)　方針

民間建築物の耐震化は、原則所有者又は使用者の責務として行うものとし、町及び県は、そのための助言・指導の他必要に応じて支援を行うものとする。また、保安上危険である又は衛生上有害であると認められる場合には、県に補修等必要な措置の指導を要請する。

(2)　新築建築物の耐震化対策

建築物全般（建築設備を含む。）及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）の安全性の確保については、県は建築基準法に基づく建築確認申請の審査等を通じ指導を行い、町は、県と協力しその実効を図るものとする。

(3)　既存建築物の耐震化対策

町及び県は、民間建築物の耐震性の向上を図るため、広報の充実や耐震改修促進体制の整備等を図る。

ア　耐震工法や補強方法等の技術知識等をパンフレット等により、広く町民に普及・啓発する。

イ　耐震改修相談窓口の開設

ウ　昭和 56 年以降に建築された木造建築物に対して、耐震診断アドバイザーを派遣し、現地調査を実施する。

エ　建築士団体等との連携により、民間建築物の耐震性確保を図る。

３　その他の安全対策

(1)　エレベーター閉じこめ防止対策

町及び県は、既設エレベーターの安全性を建築所有者等に周知し、「P 波感知型地震時管制運転装置」の設置等を推進する。

また、保守会社は、閉じ込め等からの早期救出・運転休止からの早期復旧のため、人員の確保・通信の多様化・迅速な移動手段の確保・復旧優先順位の検討等の体制整備を図る。

(2)　窓ガラス等の落下防止対策

県及び町は、地震時に建築物の窓ガラスや外壁タイル及び看板等の落下による危険防止のため、建築物の所有者や管理者に対し、落下防止対策の重要性についての啓発や指導等を行う。特に、建築物の窓ガラスの耐震設計については、国の告示（建設省告示第 1622 号）以前に建てられた建築物の、所有者に、必要な改善指導等を行う。

(3)　ブロック塀等の倒壊防止対策

県及び町は、ブロック塀等の倒壊防止のため、業界団体等と連携しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く啓発を図る。また、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等の普及啓発やブロック塀等の巡回指導等を行う。

(4)　工事中の建築物に対する指導

落下物防止対策工事や土留め工事・建方工事等の崩壊防止を目的とした工事現場の危険防止について、関係機関より指導する。

(5)　建物内の安全対策

ア　学校校舎

校長は、コンピューターをはじめ、ロッカー・書棚・下駄箱・薬品棚・実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童生徒・教職員の安全と避難通路が確保できるように、十分配慮する。

イ　社会福祉施設・病院・保育所等

施設管理者は、備品等の転倒落下等の防止を行い、安全性を強化するとともに、入所者・職員等の安全と避難通路が確保できるように、十分配慮する。

ウ　庁舎

施設管理者等は、備品等の転倒落下等の防止を行い、職員等の安全と避難通路確保のための安全性を強化するとともに、コンピューター等に蓄積されているデータの損傷の防止等を図る。

エ　民間建築物

建物内のタンス・食器棚・本棚・冷蔵庫等の転倒防止や棚上の物の落下の防止・ガラスの飛散防止等を行う。特に、高層建築物については、ゆっくりと大きく揺れる振動の場合、上階ほど揺れが強くなり、大きな被害が出る可能性があることに留意する。

(6)　公共施設及び危険物施設の点検整備等

町、県及び施設管理者は、道路・河川・ため池・治山施設・砂防設備・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設等、公共施設の機能及び周囲の状況に応じて耐震性等の点検整備を行うものとする。また、石油類・高圧ガス・毒物劇物及び火薬類等の、危険物施設の耐震性の確保、緩衝地帯の整備等を促進するものとする。

(7)　その他の対策

自動販売機の転倒・煙突の折損等の防止について、所有者や管理者を指導し安全確保を図る。

第３　土砂災害防止施設等の整備

地震に伴って発生する土砂災害を予防するため、土砂災害防止施設等を整備する。

１　方針

1968 年十勝沖地震、1974 年伊豆半島沖地震、1978 年伊豆大島近海地震、1978 年宮城県沖地震、1984 年長野県西部地震、1995 年阪神・淡路大震災、2004 年新潟県中越地震、2005 年福岡県西方沖地震の地震では、地震に伴う山崩れ、がけ崩れ、宅地造成地の崩壊などの土砂災害により、大きな人的・物的被害を出している。

そのため、町、県及び関係機関は、地震による土砂災害を未然に防止するため、危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策を実施するとともに、必要な指定等を行う。

２　急傾斜地崩壊対策

第 2 編　風水害対策編　第１章「風水害予防計画」第 2 節「土砂災害防止計画」第 3「急傾斜地崩壊予防対策」に準ずる。

３　地すべり対策

第 2 編　風水害対策編　第１章「風水害予防計画」第 2 節「土砂災害防止計画」第 2「地すべり予防対策」に準ずる。

４　土石流対策

第 2 編 風水害対策編　第１章「風水害予防計画」第 2 節「土砂災害防止計画」第１「土石流予防対策」に準ずる。

５　山地災害対策

第 2 編 風水害対策編　第１章「風水害予防計画」第 2 節「土砂災害防止計画」第 5「山地災害予防対策」に準ずる。

第４　河川施設等の安全対策

地震の発生による河川施設等の被害を想定し、堤防・ダム・水門等の河川関連施設について、必要なものにおいては、重要度・緊急度の高いものから耐震化に努める。

第５　交通施設の安全対策

道路管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を行うものとする。

１　道路施設

(1)　緊急交通路、緊急輸送道路ネットワーク

ア　緊急交通路

あらかじめ震災等大規模災害発生時における緊急通行車両の通行を確保すべき道路（以下「緊急交通路」という）を選定し、選定緊急交通路を重点に道路及び施設等の耐震性、安全性を強化し、大規模災害の防止及び軽減並びに災害発生時における迅速・的確な災害応急対策に資する。

なお、緊急交通路は、高規格幹線道路として整備された国道及びその他の自動車専用道路のほか、地域別の災害対策本部と陸上輸送、海上輸送及び航空輸送に対応する路線について、次の基準に基づき１～３路線を選定する。

(ｱ)　陸上輸送を確保するために隣接県又は隣接地域と接続する幹線道路

(ｲ)　航空輸送を確保するために必要な道路

(ｳ)　高架部が少なく、道路損壊時に早急な復旧が期待できる道路

(ｴ)　交通信号機、地域制御機等の交通安全施設が整備され、大量の人員・物資の輸送等緊急通行車両の通行が可能な道路

イ　緊急輸送道路ネットワーク

緊急交通路の他、幹線的な道路並びにこれらの道路と防災拠点とを連絡する道路、又は防災拠点間を連絡する道路を選定し、その耐震性・安全性の強化に努めるものとする。

(2)　町・警察

ア　道路の整備

震災時における道路機能の確保のため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、道路の整備を推進する。

(ｱ)　道路法面、盛土欠落危険地調査

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を把握するため、「道路法面、盛土欠落危険地調査」を実施する。

(ｲ)　道路の防災補修工事

(ｱ)の調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、その対策工事を実施する。

イ　橋梁の整備

震災時における橋梁機能の確保のため、所管橋梁について、耐震点検調査を実施し、対策工事の必要箇所を指定して、必要に応じて橋梁の補修、耐震補強及び架換を行う。

また、緊急輸送道路ネットワーク上の橋梁については、地震時の被害を限定的な損傷に留めるための耐震対策を実施する。それ以外の橋梁についても順次耐震対策を実施する。

ウ　道路啓開用資機材の整備

事故車両・倒壊物・落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、あらかじめ建設業者・団体との間で協定等を締結し、道路啓開に必要な方策を整備しておくものとする。

エ　交通安全施設の防災機能強化

緊急交通路として確保すべき道路を重点に交通信号機、交通管制システム等の交通安全施設について防災機能の強化を図る。

第６　ライフライン施設の安全対策

電気・ガスは、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、万一、災害によりこれらの施設設備が被害を受けた場合、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与え、避難生活環境の悪化等をもたらすなど、大きな影響が生じることとなる。したがって、復旧は緊急性を要することとなるため、電気・ガス事業者はこれらの供給を円滑に実施するための措置を講ずる。

１　電気施設の安全対策（九州電力株式会社）

突発性地震等の非常災害時の電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に常に努力を傾注する。

２　ガス施設の安全対策（プロパンガス事業者）

地震によるガス施設の被害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、ガスの製造・供給にかかる設備、体制及び運用について、総合的な災害防止対策を推進する。

３　国内通信施設の安全対策（西日本電信電話株式会社）

西日本電信電話株式会社福岡支店は、防災業務計画及び災害等対策規定に基づき具体的な措置を定めて、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について予防措置を講じ万全を期するものとする。

４　放送施設の安全対策（日本放送協会）

日本放送協会福岡放送局は、非常災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における放送電波の確保を図るため、日本放送協会災害対策規程（同災害対策実施細目）を定め、放送設備・局舎設備等について各種予防措置を講じ、災害報道の確保に万全を期する。

５　上水道施設の安全対策

(1)　計画方針

水道事業者は、災害による水道の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、給水体制の整備並びに施設の整備増強を推進する。

(2)　現況

水道の運営管理は、既存の配水管その他水道施設等には相当の年数を経過しているものがあり、災害予防の観点からも計画的な布設替えを推進していく必要がある。

(3)　対策

各水道事業者における水道施設の整備については、「水道施設の技術的基準を定める省令」に沿って、「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会刊）等により、施設の耐震化を推進する。

また、水道毎に、施設の耐震性及び供給体制などについて、施設等の総合的な点検検討を行い、その結果に基づいて、近隣水道事業者との緊急時用連絡管や給水用資機材の確保などを含め必要な施設の整備増強を図る。

６　下水道施設の安全対策

(1)　計画方針

浸水被害等の被害を防止するため、雨水対策としては、河川や農業用水路・道路側溝の整備を推進する。汚水については、迅速な排除が維持できるよう努めるとともに、市街地の環境整備及び公共用水域の水質汚濁防止を促進する。このため、下水道管理者は、下水道施設の設計及び施工に当たっては耐震対策を講じ、施設の整備増強を図る。

(2)　対策

ア　耐震性の強化

既設の下水道施設については、耐震性能調査を行い、老朽管等については、必要に応じて補強、布設替、改築工事を推進する。また、新設の下水道施設については、日本下水道協会が制定した「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づき、耐震性の強化を図る。

イ　情報交換の迅速化

各下水処理場においては、集中監視システムを導入し、ポンプ場の流入量、流出量、水質等や水防情報を随時把握するとともに、河川管理者との情報交換を行う。

ウ　動力源の確保

地震時においては、停電等による二次的災害を考慮して、自家発電設備をはじめとした動力源が必要であることから、電源の二重化、自動化設備のバックアップなどの対策を検討する。

第７　文化財災害予防対策

町及び県は、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備を図るものとする。

1　文化財に対する町民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー」等を活用した広報活動を行う。

2　所有者等を対象とした文化財の防災に関する講習会等を実施する。

3　火災予防体制の確立等、次の事項に係る管理保護についての指導を行う。

(1)　防火管理体制の整備

(2)　環境の整備

(3)　火気の使用制限

(4)　火災危険箇所の早期発見と改善及び火災警戒の実施

(5)　自主防災組織の確立とその訓練

(6)　火災発生時に取るべき初期消火等の訓練の実施

4　防火施設等、次の事項の整備の推進とそれに対する助成措置を行う。

(1)　消火施設

(2)　警報設備

(3)　その他の設備

5　倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策により、文化財の破損防止を図る。

6　古墳、遺跡等の点検整備を行う。

第３節　町民が行う防災対策

所管部署：企画課

町民は、一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に基づき、自ら各種の手段を講ずるとともに、地域の防災活動に参加する等平常時から災害に対する備えを進める。

町及び県は、町民に対する防災意識の高揚を図る。

第１　町民が行う主な防災対策

１　防災に関する知識の習得

(1)　地震情報の理解や震度、マグニチュード等の地震に関する基礎知識

(2)　過去に発生した災害の被害状況

(3)　近隣の災害危険箇所の把握

(4)　災害時にとるべき行動（初期消火、避難情報の発令時の行動、避難方法、避難所での行動、的確な情報収集等）

２　防災に関する家族会議の開催

(1)　避難場所・経路の事前確認

(2)　非常持出・備蓄品の選定

(3)　家族の安否確認方法（県災害情報配信システム「防災メール・まもるくん」、ＮＴＴの災害用伝言ダイヤル「１７１」や携帯電話の災害用伝言版の活用等）

(4)　災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）等

３　非常用品等の準備、点検

(1)　水・食糧・衣料品・医薬品・携帯ラジオ・懐中電灯等の非常持出品

(2)　最低３日分相当の水・食糧・生活必需品、毛布等の非常備蓄品

(3)　消火用具・スコップ・大工道具等資機材の整備

４　住宅等の安全点検、補強の実施

(1)　屋根や植木鉢の飛散防止

(2)　飛来物によるガラス飛散防止等

５　応急手当方法の習得

６　町、県又は地域（自治運営、自主防災組織等）で行う、防災訓練・防災講習会等への積極的参加

７　地域（自治運営、自主防災組織等）が行う、地域の相互協力体制の構築への協力等

第２　地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引受ける保険制度である。 火災保険では、地震等による被害は補償されないこととされている。地震保険は、被災者の住宅再建にとって有効な手段の１つであるため、町民は地震保険の活用を検討する。 町、県等は、その制度の普及促進に努める。

第４節　自主防災体制の整備計画

第 2 編 風水害対策編　第１章「風水害予防計画」
第 10 節「自主防災体制の整備計画」に準ずる。

第５節　事業所等防災対策の促進計画

第 2 編 風水害対策編　第１章「風水害予防計画」
第 11 節「事業所等防災対策の促進計画」に準ずる。

第６節　防災知識普及啓発

第 2 編 風水害対策編　第１章「風水害予防計画」
第 12 節「防災知識普及啓発」に準ずる。

第７節　防災訓練計画

第 2 編 風水害対策編　第１章「風水害予防計画」
第 13 節「防災訓練計画」に準ずる。

第８節　広域応援体制等整備計画

第 2 編 風水害対策編　第１章「風水害予防計画」
第 14 節「広域応援体制等整備計画」に準ずる。

第９節　防災施設・資機材等整備計画

第 2 編 風水害対策編　第１章「風水害予防計画」
第 15 節「防災施設・資機材等整備計画」に準ずる。

第 10 節　救助法等運用体制整備計画

第 2 編 風水害対策編　第１章「風水害予防計画」
第 16 節「救助法等運用体制整備計画」に準ずる。

第 11 節　情報通信施設等整備計画

所管部署：企画課

第１　地震情報の伝達体制の整備

気象庁から発せられる地震情報は、地震時の応急対策を的確に行う上で重要である。そのため、その受信や伝達を迅速・的確に行うための体制を整備する。

町、県及び関係機関は、気象庁や観測機器から入手した情報を迅速に処理し、適切な意思決定に結びつけられるよう、情報の読み取り・判断能力を研修、自己研鑽により向上させるものとする。

第２　被害情報等の収集管理体制の整備

１　情報の収集連絡体制の整備

町、県及び防災関係機関は、地震による被害がその中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関との連絡を相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化を図る。また、情報交換のための収集連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。また、その際、夜間・休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

２　初動期における人命危険関係情報の収集管理体制の整備

(1)　初動期には、人命の安全確保を目的として、主に以下の情報を収集し、各種の意思決定に反映させる必要がある。

ア　要救出現場数

イ　出火件数

ウ　二次災害危険箇所（土砂災害危険・ガス漏洩事故など）

(2)　町、県及び関係機関は、上記情報を効果的に収集管理するために、以下の体制を整備するものとする。

ア　職員の居住区を考慮した情報収集担当地域体制等の整備

イ　参集職員からの被害情報の集約体制の整備

ウ　住民等からの通報内容の分析と意思決定への反映体制の整備

エ　関係職員、関係機関間における情報の共有化体制の整備

第３　情報通信施設等の整備

町、県及び防災関係機関は、災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施設等資機材及び運用体制の整備強化を積極的に行う。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

１　通信手段の種類・特徴

第 2 編 風水害対策編　第 1 章「風水害予防計画」第 18 節「情報通信施設等整備計画」第 1「通信手段の種類・特徴」に準ずる。

第４　無線通信施設等の整備

１　町の無線通信施設

(1)　防災無線

町は、災害時における災害応急対策並びに地域住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するため、老朽化している防災行政無線の更新等も計画しながら、災害情報伝達施設の整備を推進していく。

なお、当面既存の防災行政無線の維持管理を行い、庁舎改修時期に併せ施設の更新等計画を進めるものとする。

(2)　消防・救急無線

消防・救急無線とは、県下消防本部が他県及び県内における消防・救急活動を円滑に実施するため、消防本部において設置した無線通信設備をいい、下記によりその整備を推進する。

ア　大規模災害時に広域支援のため他県に出動した際に、各消防本部が相互に通信することができる全国共通波の整備充実を図る。

イ　県域における各消防本部と相互に通信することができる県内共通波の整備・充実を図る。

ウ　災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動多重無線車の整備並びに携帯無線機の増強を図る。

２　県の無線通信設備等

第２編 風水害対策編　第１章「風水害予防計画」第 18 節「情報通信施設等整備計画」第２「無線通信施設等の整備」に準ずる。

第５　衛星携帯電話・携帯電話等の活用

第２編 風水害対策編　第１章「風水害予防計画」第 18 節「情報通信施設等整備計画」第３「衛星携帯電話・携帯電話等の活用」に準ずる。

第６　有線通信設備（災害時優先扱いの電話）の整備

第２編 風水害対策編　第１章「風水害予防計画」第 18 節「情報通信施設等整備計画」第４「有線通信設備（災害時優先扱いの電話）の整備」に準ずる。

第７　防災相互通信用無線の整備

第２編 風水害対策編　第１章「風水害予防計画」第 18 節「情報通信施設等整備計画」第５「防災相互通信用無線の整備」に準ずる。

第８　各種防災情報システムの整備

第２編 風水害対策編　第１章「風水害予防計画」第 18 節「情報通信施設等整備計画」第６「各種防災情報システムの整備」に準ずる。

第 12 節　広報・広聴整備計画

第 2 編 風水害対策編　第 1 章「風水害予防計画」第 19 節「広報・広聴整備計画」に準ずる。

第 13 節　二次災害の防止体制整備計画

所管部署：企画課、建設課、消防署

町及び県は、余震や降雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、被災建築物の危険度、被災宅地の危険度、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録など活用のための施策を推進するものとする。

また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行うものとする。

第１　震災消防体制の整備

１　消防施設等の耐震化

町は、初動及び活動体制を確保するため、消防団詰所の耐震化、消防待機所の整備並びに消防機動力の向上を図るとともに、無線通信情報システムの個人装備等についても整備を進める。

２　消防水利の強化

(1)　町は、地震による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等自然水利の活用、プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

(2)　町は、消防水利の不足又は道路事情による消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

３　消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化

平常時から、消防本部・消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

４　市町相互の応援体制の強化

町は、災害時における消防活動の万全を期するため、近隣自治体と消防に関し協定を結び、相互に応援するように努める。

５　火災予防査察の強化

町は、消防法に規定する予防査察に際し、消防用設備等の耐震性の強化を指導する。

６　住民に対する啓発

町は、地震発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、対震安全装置付火気使用設備器具の普及に努める。また、住宅防火診断等を通じ、地震発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取り扱いや消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図る。また、住宅用防災機器（住警器）についても、設置・普及促進に努める。なお、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者・身体障がい者等の住宅を、優先して住宅防火診断等を実施する。

第２　余震、降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備

１　水害・土砂災害・宅地災害防止体制の整備

町及び県は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市町村職員ＯＢなど）の登録等を推進するものとする。

２　被災建築物応急危険度判定体制の整備

被災した建築物等の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保することを目的とした被災建築物の応急危険度判定体制整備を図るため、町においては、被災時の連絡体制の確保に努めるものとする。

３　被災宅地危険度判定体制の整備

町及び県は、被災した宅地の被害状況を迅速・的確に把握して、余震等による二次災害を軽減・防止し、住民の安全確保を目的とした被災宅地の危険度判定体制の整備を図るため、判定士の登録推進及び被災時の連絡体制の確保、関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。

第３　危険物施設等災害予防計画

１　消防法上の危険物

県、消防本部及び消防法（昭和 23 年法律第 186 号）上の危険物を取り扱う施設の関係者は、地震発生に起因する危険物の漏洩・爆発等に備え、平常時から危険物施設の安全確保に努める。

(1)　危険物施設の関係者が実施する対策

大規模な地震発生による影響を十分に考慮し、施設の耐震性の向上に努める。

(2)　消防機関が実施する対策

ア　既設の危険物施設については、地震に起因する危険物の火災や流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の関係者に対し、地震発生時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。

イ　危険物施設の関係者に対し、耐震性の向上を図るため、必要に応じて改修や移転等の指導・助言等を行う。

２　火薬類

県及び関係機関は、平常時から、地震に起因する火薬類事故の抑止に努める。

(1)　火薬類事業者が実施する対策

災害発生による影響を考慮し、火薬類製造施設等の安全確保に努める。

(2)　規制及び指導

ア　福岡県火薬類保安協会の、各支部単位の緊急出動体制・各支部の応援協力体制の充実強化を図る。

イ　震災に起因する火薬類事故が発生した場合に住民の安全確保のため、町・消防・警察・火薬類保安協会・報道機関等と密接な連携のもと、広報活動や避難誘導等の情報伝達体制の整備強化を図る。

３　高圧ガス

県及び高圧ガス施設の所有者等は、震災に起因する高圧ガス事故の抑止に努める。

(1)　高圧ガス事業者が実施する対策

ア　高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強する。

イ　消火設備・緊急遮断弁・エンジンポンプ・バッテリー等の保安設備を重点に日常点検業務を強化し、正常な機能を常に確保するとともに、感震器連動遮断装置・可とう性配管の設置等、設備の耐震性の強化を図り、安全対策を推進する。

ウ　多数の容器を取扱う施設は、ホームのブロック化やロープ掛等により容器の転倒・転落防止を図るとともに、二段積みを避ける。

(2)　規制及び指導等

ア　高圧ガス製造施設等の耐震性の強化、安全確保を図るため、必要に応じて感震器連動緊急遮断装置の設置や移転等について指導・助言を行う。

イ　震災に起因する高圧ガス事故が発生した場合に、高圧ガス防災協議会や高圧ガス関係保安団体等が速やかに対応できるよう、消防署・警察署・高圧ガス防災協議会等関係機関と緊密な連携のもと、地域防災体制の充実強化を図る。

ウ　震災に起因する高圧ガス事故が発生した場合の住民の安全確保のため、町・消防署・警察署・高圧ガス防災協議会・報道機関等と緊密な連携のもと、広報活動や避難誘導等の整備強化を図る。

４　毒物・劇物

毒物又は劇物を取り扱う者は、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）により、これらを飛散・漏洩等させないよう措置を講ずる。

県は、地震に起因する毒劇物流出等を防ぐため、毒劇物の製造所・販売所・メッキ工場等、業務上毒劇物を取扱う施設などの把握に努めるとともに、毒劇物の管理の徹底等の指導を行う。

５　放射性物質

放射性同位元素等取扱施設等の管理者は、地震に起因する放射性同位元素等の漏洩等のおそれが生じた場合、円滑な対応がとれるよう、あらかじめ町・消防機関・警察・国等に対する通報連絡体制を整備する。

第 14 節　救出救助体制の整備

所管部署：企画課、消防署

震災時においては、倒壊家屋の下敷き、崩壊土砂中に生き埋めとなった者等の人命の救出救助が優先されなければならない。そのため、平常時から救出救助体制について検討し、救出用資機材を整備しておく。

第１　救出救助体制の整備

１　住民及び自主防災組織における救出救助体制の検討

地震発生直後における倒壊家屋等の生き埋め者の救出は、地域住民や自主防災組織に依拠するべき部分が極めて大きい。そのため、住民及び自主防災組織は、地震時における救出救助活動方法に習熟しておくとともに、必要な体制を検討しておく。

町は、住民及び自主防災組織が行うこれらの活動等を支援する。

２　町及び消防機関における救出救助体制の整備

町及び消防機関は、地震時に円滑に救出救助体制が確立できるよう、平常時から救出隊の編成方法等救出救助体制の整備を行う。

第２　救出用資機材の整備

町及び消防機関は、多数の発生が予想される救出事案に迅速・的確に対処するため、救出用資機材を計画的に整備する。また、重機等については建設業者の所有する機材を借り上げる等協力体制を整備する。

第３　消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育、指導

町及び消防機関は、多数の救出事案発生に対して重要な役割を期待される消防団・自主防災組織・住民に対し、救出救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

第４　要配慮者に対する救出救護体制の整備

町は、一人暮らしの高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対する人命の安全確保を図るとともに、救護体制の充実を図る。

第５　医療機関との連携体制の整備

町、県及び消防機関は、医療行為を行う医療機関と連携した救出救助を行うため、連携体制の整備を行う。

第 15 節　避難体制等整備計画

所管部署：企画課、福祉課、教育委員会

町は、関係機関と関連して、災害時に住民等の生命及び身体を守るため、安全かつ的確に避難行動・活動を行いうるよう必要な体制を整備しておく。また、避難地、避難路等の選定及び整備を行い、計画的避難対策の推進を図るものとする。

第１　避難誘導体制の整備及び誘導方法への習熟

第 2 編 風水害対策編　第 1 章「風水害予防計画」第 21 節「避難体制等整備計画」第 1「避難誘導体制の整備及び誘導方法への習熟」に準ずる。

第２　避難場所・避難所の整備及び周知

１　避難場所・避難所の整備・点検

(1)　整備・点検の留意点

町は、学校等の公共的施設・公園・公民館を中心に、対象者数や避難範囲、避難所までの経路や地形、並びに避難時の安全性等にも留意しつつ、想定される地震の諸元に応じて、必要となる施設数や規模に見合う避難所を、その管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定する。

なお、必要と認める場合には避難路についても指定する。

町は、避難場所・避難所の整備・点検に際しては以下の点を考慮する。

ア　アクセスが容易である。
イ　住民等が良く知っている施設等である。
ウ　危険物施設等が近くにない。
エ　浸水等の被害のおそれのない場所である。
オ　施設（耐震性がある）及び避難経路が安全である。
カ　人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、十分な幅員の道路に接している。
キ　給食施設の有無（給食施設があれば、自律的な避難所運営が可能）
ク　冷暖房設備の有無、バリアフリー化（物理的障壁の除去）の状況

(2)　福祉避難所の指定

町は、要支援者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所の指定を推進するものとする。

２　避難場所・避難所の機能の整備

第 2 編 風水害対策編　第 1 章「風水害予防計画」第 21 節「避難体制等整備計画」第 2「風水害等の対策に係る避難地、避難路等の設定」4 避難場所・避難所の機能の整備に準ずる。

３　避難場所・避難所等の住民への周知

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、地震後、自分の地域の避難場所・避難所を問い合わせる電話が町に殺到し、職員がその対応に追われ、情報連絡に支障を来したといわれている。そのため、町は、避難場所・避難所等について平常時から以下の方法で周知徹底を図る。

(1)　町の広報誌、インターネットによる周知

(2)　案内板等の設置による周知

ア　誘導標識

イ　避難場所・避難所案内図

ウ　避難場所・避難所表示板

(3)　防災訓練による周知

(4)　防災啓発パンフレットの作成、配布による周知

(5)　自主防災組織等を通じた周知

第３　学校、病院等における避難計画

第２編 風水害対策編　第１章「風水害予防計画」第 21 節「避難体制等整備計画」第３「学校、病院等における避難計画」に準ずる。

第 16 節　交通・輸送体制整備計画

第２編 風水害対策編　第１章「風水害予防計画」第 22 節「交通・輸送体制整備計画」に準ずる。

第 17 節　医療救護体制整備計画

第２編 風水害対策編　第１章「風水害予防計画」第 23 節「医療救護体制整備計画」に準ずる。

第 18 節　避難行動要支援者安全確保体制整備計画

第２編 風水害対策編　第１章「風水害予防計画」第 24 節「避難行動要支援者安全確保体制整備計画」に準ずる。

第 19 節　災害ボランティアの活動環境等整備計画

第２編 風水害対策編　第１章「風水害予防計画」第 25 節「災害ボランティアの活動環境等整備計画」に準ずる。

第 20 節　災害備蓄物資等整備・供給計画

第２編 風水害対策編　第１章「風水害予防計画」第 26 節「災害備蓄物資等整備・供給計画」に準ずる。

第 21 節　住宅の確保体制整備計画

第 2 編 風水害対策編　第 1 章「風水害予防計画」第 27 節「住宅の確保体制整備計画」に準ずる。

第 22 節　保健衛生・防疫体制整備計画

第 2 編 風水害対策編　第 1 章「風水害予防計画」第 28 節「保健衛生・防疫体制整備計画」に準ずる。

第 23 節　ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制整備計画

第 2 編 風水害対策編　第 1 章「風水害予防計画」第 29 節「ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制整備計画」に準ずる。

第 24 節　農業災害予防計画

第 2 編 風水害対策編　第 1 章「風水害予防計画」第 30 節「農業災害予防計画」に準ずる。

第３編　地震災害対策編
第３章　地震災害応急対策計画

第１節　組織動員計画

所管部署：各　　班

第１　主旨

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急対策を迅速かつ的確に推進するため、必要な職員を配備し、その活動体制を確立することを定める。

災害対策活動においては、発生した災害に対して特別の組織を編成する。各職員は、各自の役割を十分に理解するとともに、災害対策活動全体の流れについて、下記を含めてその概要を熟知しておく。

○ 災害対策本部設置基準について全職員が認識する。
○ 意思決定者不在の時の対応を明確にし、速やかに実施する。
○ 災害対策本部が庁舎内に設置できない場合の代替設置を的確に行う。

１　関係法律との関係

基本法第 10 条に定められたとおり、他の法律に特別の定めがある場合を除き、当該法律に基づいて処理するものとする。なお、災害応急対策を総合的かつ計画的に処理するため、この計画に基づいてその運用を図る。

２　相互協力

基本法第５条（市町村の責務）、第６条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第７条（住民等の責務）及び第 54 条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務がある。

この計画の運用に当たっても、関係機関はもとより公共的団体及び住民個人を含め相互協力の下に処理するものとし、関係機関及び関係者は確実に各々に課せられた責務を果たすこととする。

第２節　応急活動体制

第１　職員の動員配備の基準

地震時の配備基準は、震度情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。なお、災害警戒本部総括責任者は、企画課長とする。企画課長が不在の時は、建設課長、産業課長、生涯学習課長の順で代行する。

○配備基準【地震災害】

本部	配備	配備基準	主な活動	配備職員
災害警戒本部	第1配備体制	○町域に震度4の地震が発生したとき （自動配備）	○災害情報収集、伝達	企画課 建設課 産業課　より1名以上 全課長級 本部作業班
	第2配備体制	○町域に震度5弱の地震が発生したとき （自動配備）	○災害情報収集、伝達 ○二次災害の注意、警戒	企画課 建設課 産業課　より2名以上 総務課 福祉課 教育委員会 環境課　より1名以上 全課長級 本部作業班 避難所開設員
災害対策本部	第3配備体制	○町域に震度5強の地震が発生したとき （自動配備）	○局地的な応急対策活動（災害情報の収集、伝達。負傷者等の救出救護、避難所の開設、災害広報等）	職員の約１/2 ※別に課長級の職員・本部作業班及び避難所開設員は必ず参集。 ※緊急避難所開設員は参集せずに担当の指定避難所へ直接向かい、開錠後、避難所の安全確認を行い、開設の可否を確認する。
	第4配備体制	○町域に震度6弱以上の地震が発生したとき （自動配備）	○町の組織及び機能のすべてによる応急対策活動	全職員

※　毎年配備要員名簿の作成を行う。

第２　動員指示

各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」第３節「組織動員計画」第９「動員配備の伝達」による。

第３　参集場所

職員の所属先に参集後、本部の指示に従うものとする。

第３節　災害警戒本部の設置

第１　災害警戒本部の設置

企画課長は、次の基準に基づき必要な職員を配備し、災害警戒本部を設置する。

○町域に震度４又は震度５弱の地震が発生したとき。（自動配備）

第２　災害警戒本部の事務分掌

事務分掌については、災害対策本部の事務分掌を準用し、下記の事務を重点に置き実施する。

○地震情報等の収集・伝達　　○町域の被害情報の収集

○県及び関係機関との連絡調整　　○住民への地震情報等の伝達

第３　災害警戒本部の廃止等

第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」第３節「組織動員計画」第２「配備体制」に準じる。

第４節　災害対策本部の設置

第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」第３節「組織動員計画」第３「災害対策本部」に準じる。

第１　災害対策本部の設置

町長は、次の場合に災害対策本部(以下「本部」という。)を設置する。

○町域に震度５強以上の地震が発生したとき

第５節　災害対策本部の運営

第１　設置、指揮の権限

第２　本部の設置場所

第３　現地対策本部

第４　本部会議

第５　防災関係機関連絡室の設置

第６　事務分掌

第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」第２節「組織計画」に準じる。

第７　職員の服務

第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」第３節「組織動員計画」第８「職員の服務」に準じる。

第６節　地震情報等の伝達と対処

所管部署：企画課

地震が発生した場合、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）は、防災関係機関が効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。このため、予報等の受領伝達を迅速・確実に実施する。

第１　地震に関する情報の種類

震度速報

地震情報

津波情報

各地の震度に関する情報

第２　地震に関する情報の発表及び伝達

１　地震に関する情報の内容と伝達方法

地震に関する情報とは、九州･山口県内の有感地震、局地的に群発する地震などが発生したときに発表するもので、その種類は次のとおりである。

(1)　震度速報

担当する観測区域内（九州・山口県内）において、大きな地震が発生したときに防災のための立ち上がり情報として、震度３以上の地域名と地震の発生時刻を発表する。

(2)　震源に関する情報

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に加えて「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表する。

(3)　震源・震度に関する情報

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード)、震度３以上の地域名と市町村名を発表する。なお、震度５弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。

(4)　各地の震度に関する情報

震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。

(5)　地震回数に関する情報

地震が発生した場合、震度１以上を観測した地震の回数を発表する。

２　緊急地震速報

緊急地震速報とは、地震の震源に近い観測点でとらえた地震波形により震源、地震の規模（マグニチュード）、震度を解析し、地震による強い揺れが迫っていることを伝える地震情報である。

緊急地震速報（警報）は、検知した地震波の解析により震度５弱以上が推定された場合に発表し、その内容は震度４以上の強い揺れが推定された地域名で発表される。

ただし、緊急地震速報には、次のとおり注意が必要である。

(1)　震源に近い地域では、緊急地震速報が強い揺れに間に合わない。

(2)　予測する震度は±１階級程度の誤差を含んでいる。

(3)　警報を早いタイミングで発表できない場合がある。

緊急地震速報を有効に利用するためには、情報の有効性や限界などを理解しておくと同時に、日頃から短時間に待避行動が行えるよう訓練をしておく必要がある。

第３　異常現象発見時の通報（災害対策基本法 54 条関連）

１　地震に関する異常な現象を発見したものは、遅滞なく、その旨を町長又は警察官に通報しなければならない。

２　通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市町村長に通報しなければならない。

３　通報を受けた市町村長は、福岡管区気象台及び県総務部防災危機管理局その他関係機関に通報しなければならない。

４　異常現象とは、おおむね次にあげる自然現象をいう。

(1)　地震に関する事項 群発地震……数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震

(2)　その他に関する事項
　　通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

５　異常現象通報先機関名及び電話番号一覧表

通報先機関名	電話番号	備 考
・福岡管区気象台 ・県総務部防災危機管理局 ・福岡県警察本部	(092)725-3609 (092)641-4734 (092)641-4141	地震火山課 夜間退庁時災害連絡用 内線：5722　5723(警備課) FAX： 5729　夜間 5505

第４　地震関連情報の伝達

(1)　地震関連情報の発表

気象庁から発表される地震関連情報の種類、内容は次のとおりである。

地震情報の種類	発表基準	内　　容
震度速報	○震度3以上	○地震発生後約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	○震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合発表しない。)	○地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ○震度3以上 ○津波警報又は注意報発表時 ○若干の海面変動が予想される場合 ○緊急地震速報(警報)を発表した場合	○地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度３以上の地域名と市町村を発表。 ○震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	○震度1以上	○震度1以上を観測した地点のほか、地域の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 ○震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
遠地地震	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ○マグニチュード7.0以上 ○都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	○地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 日本や外国への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	○顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	○顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推進震度分布図	○震度5弱以上	○観測した各地の震度データをもとに、1km四方こどに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表

【資料編　3-17　計測震度観測施設等　気象庁震度階級関連解説表】

(2)　伝達系統

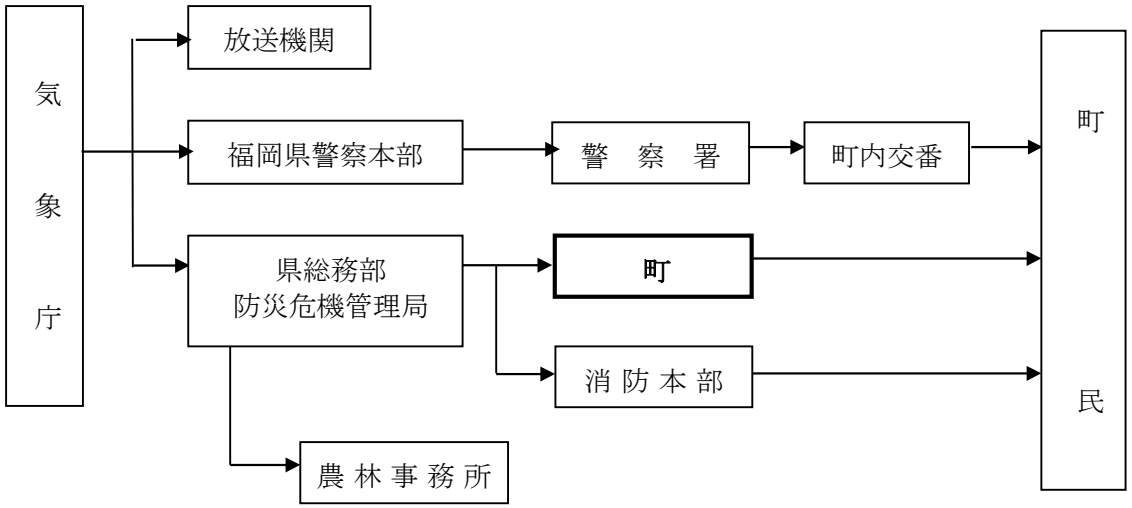

(3)　震度情報ネットワークの活用

地震を覚知したときは、震度情報ネットワークで震度の把握を行い、職員配備や被害状況の推計など、迅速な初動体制の確立に努める。

震度情報ネットワークの活用	県内市町村に地震計を設置し、震度情報を市町村、県、国間のネットワークにより迅速に把握するシステム

第７節　通信連絡計画

第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」
第４節「通信連絡計画」に準じる。

第８節　初動活動期の被害調査

第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」
第６節「初動活動期の被害調査」に準じる。

第９節　応急活動期の被害調査

第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」
第７節「応急活動期の被害調査」に準じる。

第10節　被害情報の取りまとめ

第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」
第８節「被害情報の取りまとめ」に準じる。

第11節　防災関係機関への被害情報伝達

第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」

第９節「防災関係機関への被害情報伝達」に準じる。

第12節　県への被害報告

第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」

第10節「県への被害報告」に準じる。

第13節　広報・広聴計画

所管部署：企画課

この計画では、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に、民心を安定させ社会秩序を維持するための措置について定める。災害情報等については、町の広報車、防災行政無線等を利用するだけでなく、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得て、町民に対して避難に関する情報・被害の状況・災害応急対策等の必要な情報を迅速かつ正確に広報することを定める。

なお、広報の際は、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に対しても情報を正確に伝達できるよう配慮するものとする。

第１　被害情報の収集及び広報機関

第２　広報の方法

第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」

第18節「広報・広聴計画」に準じる。

第３　町が実施する広報の内容

町における広報は、県に準じて行う。地震に関する情報のみならず、被災状況・応急対策の実施状況・住民の取るべき措置等について積極的に広報することとする。

各機関は、広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して広報することとする。広報を必要とする内容は、おおむね次のようなものが考えられるが、被災者等のニーズに応じた多様な内容を提供するよう努めることとする。

１　発生した地震に関する観測情報

２　余震等、地震の発生に関する今後の見通し

３　被災状況と応急措置の状況

４　避難の必要性の有無

５　道路の状況

(1)　交通規制及び各種輸送機関の通行状況

(2)　道路損壊等による交通規制

６　ライフラインの状況

７　地震発生時におけるガス安全使用

８　医療機関の状況

９　防疫活動の実施状況

10 食糧、生活必需品の供給状況

11 その他住民や事業所の取るべき措置

(1)　火災・地すべり・危険物施設等に対する対応

(2)　電話・交通機関等の利用制約

(3)　食糧・生活必需品の確保

12 余震対策に関する情報

13 流言飛語の防止に関する情報
なお、広報内容については、以下のものについても配慮するものとする。

14 避難情報等に関すること

15 災害時における住民の心がまえ

16 自主防災組織等に対する活動実施要請に関すること

17 安否情報に関すること

18 避難所の設置に関すること

19 応急仮設住宅の供与に関すること

20 炊き出しその他による食品の供与に関すること

21 飲料水の供給に関すること

22 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関すること

第４　広聴活動

町は、住民からの要望事項については、直ちに所管課又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努めるものとする。

第５　放送の要請

１　災害時における放送要請

本部長は、緊急を要する場合で、利用できるすべての通信の機能が麻痺したとき、又は普通の通信方法では間に合わないときは、「災害時における放送要請に関する協定」で定めた手続により、やむを得ない場合を除き、県を通じて放送局に放送を要請することとする。なお、広報活動に当たっては避難行動要支援者に配慮した広報の実施に努めるものとする。

２　緊急警報放送の要請

県は、町長からの依頼に基づき緊急に町民に周知する必要があると認めた時は、ＮＨＫ福岡放送局に対して、災害対策基本法第 57 条に基づき無線局運用規則第 138 条の 2 に定める緊急警報信号を使用した放送を要請することとする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、町から直接要請できる。

【町から県（窓口：防災危機管理局）への要請】

勤　務　時　間　内	勤　務　時　間　外
１．県防災行政無線電話〈発信番号 78-〉 700-7022（防災企画係） 700-7023（消防係） 700-7500（災害対策本部、設置時のみ）	１．県防災行政無線電話〈発信番号 78-〉 700-7027（宿直室） 700-7020～7025 （防災危機管理局事務室、宿直室対応可） 78-700-7500（災害対策本部、設置時のみ）
２．一般加入電話 092-641-4734　、092-643-3112 （防災企画係） 092-643-3986（災害対策本部、設置時のみ）	２．一般加入電話 092-641-4734（宿直室切替） 092-643-3986（災害対策本部、設置時のみ）
備考　1. 一般加入電話は、市町村の孤立防止用無線電話からも接続できる。 2. □ 内の電話を優先されたい。	

【町、県からＮＨＫ福岡放送局への要請】

１．一般加入ファックス 092-781-4270　　092-771-8579　（但し、この場合も別途電話連絡すること）
２．県防災行政無線電話〈発信番号 78-〉　　982-70
３．一般加入電話　　092-741-7557　　092-741-4029

第６　広報活動

第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」

第18節「広報・広聴計画」第６「災害広報計画」に準じる。

第14節　自衛隊派遣要請計画

第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」
第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に準じる。

第15節　応援要請計画

第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」
第12節「応援要請計画」に準じる。

第16節　救助法適用計画

第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」
第13節「救助法適用計画」に準じる。

第17節　要員確保計画

第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」
第14節「要員確保計画」に準じる。

第18節　災害ボランティアの受入れ・支援計画

第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」
第15節「災害ボランティアの受入れ・支援計画」に準じる。

第19節　消防計画

第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」
第21節「消防計画」に準じる。

第 20 節　被害情報等収集伝達計画

所管部署：企画課

地震が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。このため、関係機関は被害情報等の収集・連絡を迅速に行うこととする。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段を用いて収集伝達し、被害規模の早期把握を行うものとする。

第１　被害情報の収集と被害規模の早期把握

大規模地震が発生した場合、町・県の活動体制の規模、広域応援要請、自衛隊派遣要請の必要性とその規模及び救助法の適用の必要性等を早期に判断する必要があることから早い段階で被害規模を把握することが重要である。

１　被害中心地及び被害規模の推定

町及び県は、災害発生直後において、概括的被害情報・ライフライン被害の範囲・医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集に当たる。

また、自衛隊（震度５弱以上の場合）、警察等が実施するヘリによる上空からの情報の収集、あるいは、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。

２　地震発生直後の被害の第１次情報等の収集・連絡

町は、人的被害の状況・建築物の被害状況及び火災・土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。また、町は災害情報の収集に当たっては、八女警察署と緊密に連絡する。

３　応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

４　災害医療情報の確保

災害医療情報の収集に当たっては、県救急医療情報センター等と緊密に連絡を図る。

５　県、国への報告等

(1)　町は、被害状況の報告基準、方法等については、福岡県災害調査報告実施要綱の定めるところにより行い、県に被害状況等の報告ができない場合には、消防庁（応急対策室）に直接報告を行うほか、１１９番通報が殺到した場合には、町から県に加えて直接消防庁（応急対策室）にも行うものとする。

(2)　「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

第２　県災害対策本部並びに関係機関の情報収集伝達経路

町から県、国への被害状況（即報・確定）報告系統図

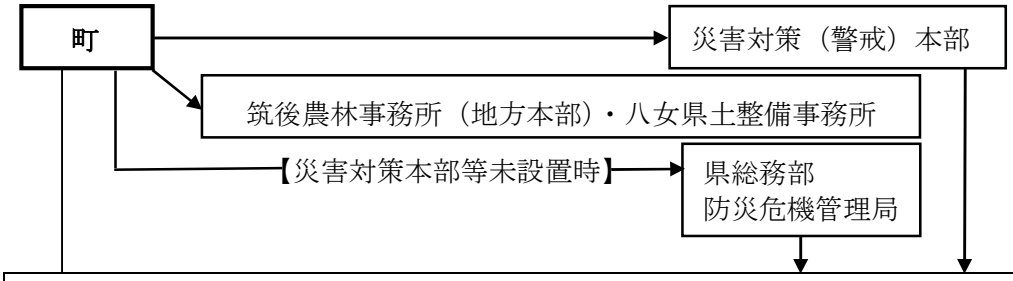

国（総務省消防庁経由）			
		平日(9:30～18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
ＮＴＴ回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	ＦＡＸ	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	78-840-90-49013	78-840-90-49102
	ＦＡＸ	78-840-90-49033	78-840-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	79-048-500-90-49013	79-048-500-90-49102
	ＦＡＸ	79-048-500-90-49033	79-048-500-90-49036

第３　通信計画

１　災害発生直後の対応

災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、町及び県は、災害発生直後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに総務省に連絡し、通信の確保に必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

２　災害時における通信連絡

(1)　防災行政無線の活用

町、県、消防本部及び県出先機関等が、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため相互に通信連絡を行う場合は、県防災・行政情報通信ネットワークを活用する。町から県への被害情報の収集処理は、防災情報システムを活用する。

ア　県防災行政無線

県庁、市町村、消防本部、県出先機関等が、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため相互に通信連絡を行う場合は、県防災・行政情報通信ネットワークを活用する。

イ　消防庁消防防災無線

災害時において総務省消防庁や他県との連絡手段に活用する。

(2)　被災地特設公衆電話の設置

救助法が適用された場合等には避難場所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3)　公衆電気通信設備の利用

災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能又は困難な場合で応急対策等のため必要がある時は、非常電話、非常電報が利用できる。

県（本庁）が承認を受けた非常・緊急通話取扱い電話番号を以下に示す。

■ 県庁非常・緊急通話電話番号

電話番号	関係部署	電話番号	関係部署
(092) 641-4734	県総務部防災危機管理局	(092) 622-6394	福祉労働部福祉総務課
(092) 643-3986 643-3987 643-3988 643-3989 643-3990	県災害対策本部	622-1404 641-4665 622-5108 622-5107 651-6599 622-0618 643-3772	商工部商工政策課 農林水産部農林水産政策課 県土整備部河川管理課 〃　道路維持課 〃　砂防課 建築都市部建築都市総務課 会計管理局会計課
(092) 622-1907 641-6657 622-6393	総務部県民情報広報課 企画・地域振興部総合政策課 〃　行財政支援課		

(4)　その他の通信設備の利用

公衆電気通信設備が利用できない場合は、次の通信設備等を活用し、非常時の通信の確保を図る。

第 21 節　地震水防対策の実施

所管部署：企画課、建設課、消防署

地震による河川堤防等の被害、河川増水に伴う氾濫等の水害危険が予想される。これを警戒・防御し、被害を軽減するための水防体制の確立及び水防活動について定めるものとする。

第１　実施内容

町における水防組織、活動及び予警報の伝達等については、「町水防計画」の定めるところによる。

第２　応援協力関係

水防管理団体は、自らの水防活動の実施が困難な場合、他の水防管理団体、又は県に対し、必要とする要員及び資機材について応援を要請するものとする。

第 22 節　二次災害の防止

所管部署：企画課、消防署

大規模な火災、危険物・毒劇物等の漏洩等の二次災害及び余震等に伴う二次災害に対する活動を定める。

第１　震災消防活動

大規模地震の発生に伴い二次的に発生する多発火災による被害を軽減するため、消防機関等は、次により出火防止措置及び消防活動を実施する。

１　出火防止、初期消火

火災による被害を防止又は軽減するため、住民・事業者・自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止及び初期消火を行う。また、各防災関係機関は、地震発生直後あらゆる方法により、住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

２　消防活動

(1)　基本方針

地震による火災は、同時多発するほか、土砂災害などと同時に発生する場合が多く、消防隊員の不足が予想される。また、消防車などの通行障害が発生するため、すべての災害に同時に対応することは極めて困難となる。このため、早期に応援要請の考慮を行い、消防活動については、消防力の重点投入地区を選定し、また、延焼阻止線を設定するなど効率的運用を図る。

(2)　危険物火災等に対する消防活動

ア　特殊火災の消防活動及び消防計画については、次によるものとする。

(ｱ)　危険物火災

大量の危険物による火災に際しては、発火性・引火性又は爆発性物品の種別数量に応じて、延焼危険度を考慮して、注水消火を行うほか注水禁忌物に対しては、化学消火・窒息消火・除却消火等の方法を講じ、かつ周辺部への延焼防止に当たる。

(ｲ)　放射線関係施設火災

放射線関係施設の火災に際しては、施設近辺の放射線による危険を防止することを第１条件として防御活動に当たるものとする。この場合、当該施設の管理者の指示に従い危険区域を設定して、防護装備をした者以外の立入りを禁止し、注水消火を行う場合には、消火に使用した水の汚染度により危険を伴うものについては安全地域に流出する措置を講ずる。

イ　特殊地域の消防活動

木造建設物又は危険物施設等の密集地域では、延焼拡大性が極めて大きい場合や、消防活動上悪条件を伴う危険区域においては、火災の状況に応じた延焼防止に努める。また、風位の変化等による不測の事態に備える。

３　救急救助活動

震災時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、消防機関は、医療機関・医師会・日本赤十字社福岡県支部・警察等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急救助活動を行う。

４　被災地域以外の市町村等による応援

被災地域以外の市町村は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。県は、必要に応じ消防庁・自衛隊等に応援のための措置を要請するものとする。

第２　危険物・毒劇物取扱施設等の応急措置

大規模な地震により、危険物・火薬・高圧ガス・放射性物質・毒劇物等の施設が損傷し、火災・爆発・流出等の災害発生した場合は、従業員や周辺地域住民等に対して重大な被害を与えるおそれがある。これらの被害を最小限に止めるため、県防災計画事故対策編第５編危険物対策編の規定に基づき、関係機関は相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員、周辺地域住民等の安全確保に必要な対策を講ずるものとする。

第３　余震、降雨等に伴う二次災害の防止

町、県及び関係機関は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害、建築物被害の危険を防止することとする。

１　水害・土砂災害・宅地災害対策

町及び県は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を地元在住の専門技術者（コンサルタント、町・県職員の OB 等）・福岡県防災エキスパート協会・福岡県砂防ボランティア協会・斜面判定士等へ協力要請するほか、国のアドバイザー制度を活用して行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去・仮設防護柵の設置等の応急工事・適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

２　建築物災害対策－被災建築物応急危険度判定－

町及び県は、被災した建築物等の余震等による倒壊や、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため被災建築物の応急危険度判定を行う。応急危険度判定は、登録された応急危険度判定士を活用して、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行うものとする。

３　宅地災害対策－被災宅地危険度判定－

町及び県は、被災した宅地の余震等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため被災宅地の危険度判定を行う。 危険度判定は、登録された危険度判定士を活用して宅地の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行うものとする。

第 23 節　救出計画

第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」
第22節　「救出計画」に準じる。

第 24 節　避難計画

第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」
第19節「避難計画」に準じる。

第 25 節　交通対策計画

第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」
第27節「交通対策計画」に準じる。

第 26 節　緊急輸送計画

第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」
第28節「緊急輸送計画」に準じる。

第 27 節　医療救護計画

第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」
第23節「医療救護計画」に準じる。

第 28 節　避難行動要支援者応急支援計画

第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」
第31節「避難行動要支援者応急支援計画」に準じる。

第 29 節　防疫対策計画

第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」
第29節「防疫対策計画」に準じる。

第 30 節　保健計画

第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」
第30節「保健計画」に準じる。

第 31 節　遺体捜索及び収容火葬計画

第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」
第34節「遺体捜査及び収容火葬計画」に準じる。

第 32 節　給水計画

第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」
第24節　「給水計画」に準じる。

第 33 節　食糧供給計画

第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」
第25節「食料供給計画」に準じる。

第 34 節　生活必需品供給計画

第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」
第26節「生活必需品供給計画」に準じる。

第 35 節　応急仮設住宅建設等計画

第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」
第37節「応急仮設住宅建設等計画」に準じる。

第 36 節　ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画

第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」
第38節「ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画」に準じる。

第 37 節　文教対策計画

第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」
第36節「文教対策計画」に準じる。

第 38 節　ライフライン応急対策計画

第２編「風水害対策編」第２章「風水害応急対策計画」
第40節　「ライフライン応急対策計画」に準じる。

第４編　風水地震災害復旧・復興対策編
第１章　災害復旧・復興計画

第１節　基本方針

大規模な災害により、町内の広い範囲が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、本町の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、本町の復旧・復興計画を速やかに作成する必要が生じる。

本計画においては、被災地域の再建を行うために、被災の状況や関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、県等の関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的な計画復興のいずれにするか検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

また、「災害に強いまちづくり」を実施するために、災害復旧・復興計画では、現在の住民のみならず、将来の住民のためという理念の下に、「町総合計画」と連動して、まちづくりを進めていく。

第２節　災害復旧・復興計画の構成

災害復旧・復興計画の構成は、次のとおりである。

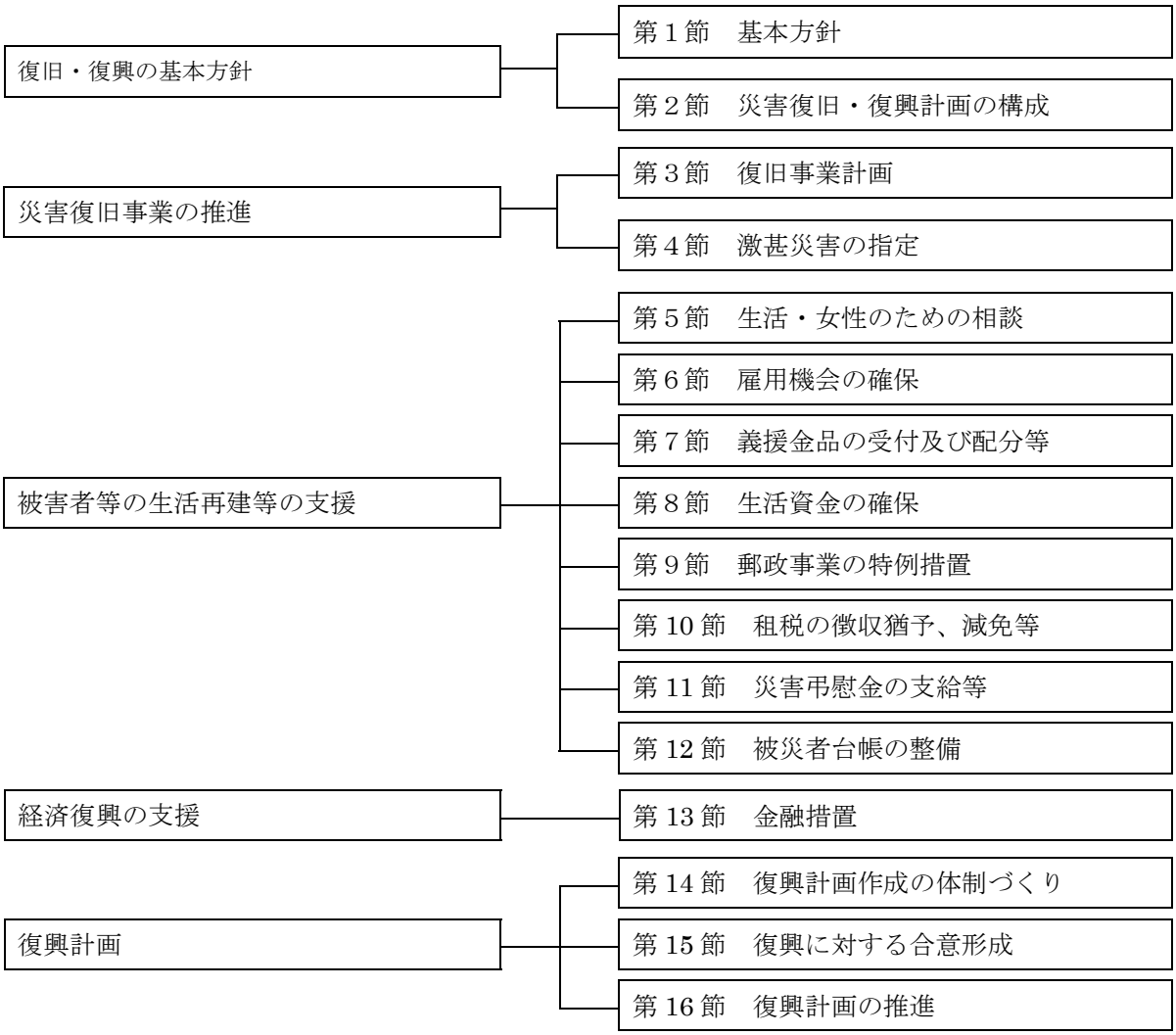

第３節　復旧事業計画

所管部署：全　　課

大規模災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害発生防止等の観点から可能な限り改良復旧を行う。

なお、災害復旧事業の実施に当たっては、あらかじめ定めた物資・資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業に取り組むほか、復旧のための支援についても実施する。

第１　公共土木施設災害復旧事業計画

河川・砂防設備・治山施設・道路・橋梁について、災害発生の原因を追及し、関係機関との総合的連携の下に迅速かつ適切な復旧事業を施行する。復旧事業が必要な施設については、新設改良等を併せて行うことにより、再度の災害発生を防止する。

特に、地震に伴う地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

第２　農林業施設災害復旧事業計画

農地・農業用施設・林業用施設及び共同利用施設の復旧については、農林業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）に基づき、関係機関との総合的連携の下、迅速に復旧事業が施行されるよう努める。

また、災害復旧事業のみでは、将来、復旧施設が再度災害を被るおそれがある場合には、復旧施設又はこれに関連する施設を改良するため、災害復旧事業と併せて行う災害関連事業により、再度災害発生の防止に努める。

第３　都市施設災害復旧事業計画

都市計画区域における街路・公園・下水道等の災害や、住宅地における土砂堆積等について、早期復旧を図る。

復旧に当たっては、都市環境の整備及び都市の防災構造化の推進を指導する。

第４　公営住宅災害復旧事業計画

町民生活の安定を図るため、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）の規定に基づき、迅速かつ適切な公営住宅の建設を進める。

第５　公立文教施設災害復旧事業計画

１　児童・生徒に対する正常な教育を実施するため、迅速かつ適切な復旧を促進する。
２　再度災害発生防止のため、原因を検討し、不燃堅牢構造化及び防災施設の設置等を図る。
３　被災した学校施設の復興に当たり、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。

第６　社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

１　施設の性格上緊急に復旧する必要があるため、国及び県による補助、その他関係機関の融資を促進する。
２　再度災害発生を防止するため、設置場所・構造その他防災施設等について十分検討する。

第７　医療施設災害復旧事業計画

町民の健康を増進し、公衆衛生の向上を図るため、迅速かつ適切な復旧計画により早期復旧を促進する。

第８　公営事業所災害復旧事業計画

町民及び社会経済に与える影響を勘案して早期復旧を促進する。

第９　公用財産災害復旧事業計画

行政的・社会的な影響を勘案して早期復旧を促進する。

第 10　ライフライン・交通輸送機関災害復旧事業計画

特に町民の日常生活と密接な関係があるので、早期復旧を促進し、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

第 11　文化財災害復旧事業計画

文化財が国民の貴重な財産であることにかんがみ、迅速かつ適切な復旧を促進する。

第４節　激甚災害の指定

激甚法は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合における、国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定している。

著しく激甚災害が発生すると、被災地は壊滅的な打撃を受け、応急措置や災害復旧に要する経費が著しく過重になるばかりでなく、被災者も復興の意欲を失うほど疲弊してしまうことが予想される。

したがって、そうした大規模な災害が発生した場合は、応急措置及び災害復旧を迅速かつ適切に行うため、早期に激甚法に基づく財政援助及び助成措置を受けることが必要となる。

第１　激甚災害の指定手順

激甚法第２条では、「国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には」、内閣総理大臣が中央防災会議に諮った上で、政令によりその災害を「激甚災害」として指定することとなっている。

激甚災害としての適否及びどの措置を適用するかの具体的な判断基準は、中央防災会議の「激甚災害指定基準」（昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議決定）又は「局地激甚災害指定基準」（昭和 43 年 11 月 22 日中央防災会議決定）によることとなっている。

激甚な災害が発生すると、関係省庁が所管事項についての被害額等を把握し、被害状況をとりまとめ、激甚災害としての該当の適否、適用措置について政府原案が作成される。これを中央防災会議に諮った上で、閣議を経て政令が公布、施行されることとなる。

第２　激甚災害に関する調査報告

町は、町域内に災害が発生した場合には、基本法第 53 条第１項の規定により、速やかにその被害状況等を県に報告する。

第３　激甚災害の指定促進

大規模な災害が発生した場合には、激甚法に基づく激甚災害の早期指定が復旧事業の進捗状況に大きく影響を及ぼすことにかんがみ、県は町からの報告及び前記の調査結果に基づき、激甚災害の指定が必要と判断した場合には、国の関係省庁との連絡を密し、早期指定の促進を図る。

■ 激甚災害指定手続のフロー

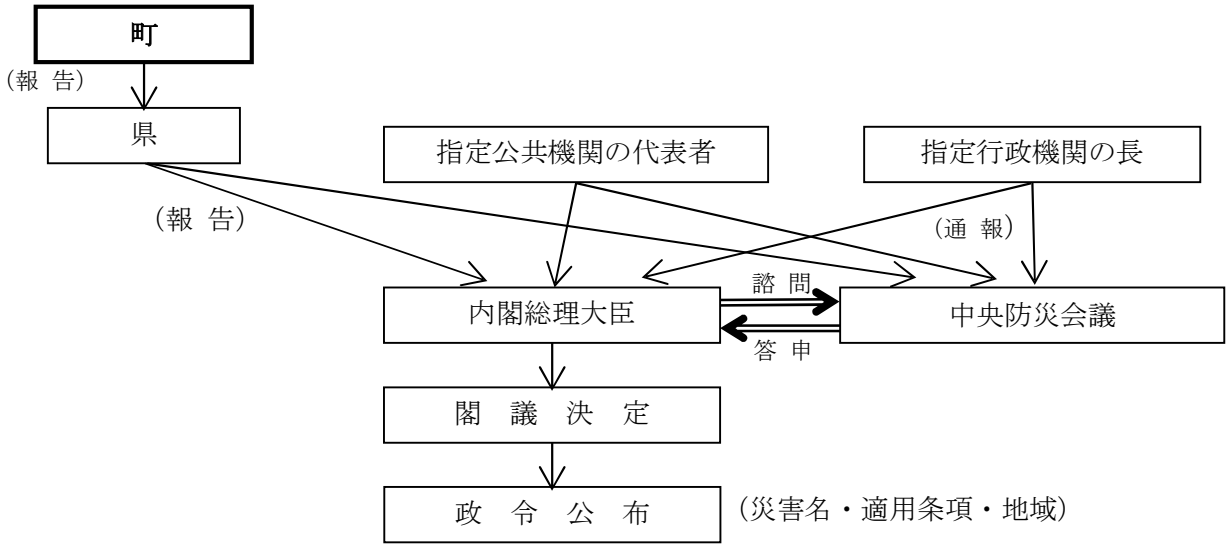

第５節　生活・女性のための相談

所管部署：税務会計課、福祉課、住民課

1　町は、被災者のための相談所を設け、苦情・要望事項等を聴取し、必要に応じ、広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。

2　国・県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、相談窓口では、町の対策のみではなく、総合的に情報提供を行い、必要に応じて的確な窓口への誘導を図る。

3　居住地以外の避難した被災者に対しても，従前の居住地に係る地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより，必要な情報や支援・サービスを提供するよう努めるものとする。

4　町は、避難所等において、女性特有の問題に関する相談を受ける。

第６節　雇用機会の確保

所管部署：産業課

第１　計画目標

災害により被害を受けた住民が、痛手から速やかに再起更生できるよう、被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等を定めることにより、被災者の生活の確保を図る。

第２　対策

1　町は、被災事業所の雇用維持及び被災者の職業斡旋について、福岡労働局及び県に対する要請措置等必要な計画を樹立しておく。

2　福岡労働局と県（労働政策課）は、協力して災害により被災を受けた事業所の把握に努めるとともに、被災地域を管轄する出先機関の長を通じ、また関係団体の協力を得て、雇用 維持を要請し、労働者の雇用の安定を図る。

3　福岡労働局は、以下の措置を講ずる。

(1)　離職者の早期再就職の促進

災害により離職を余儀なくされた者に対する早期再就職援助に当たっては、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を講ずる。

ア　公共職業安定所内に、被災者のための臨時相談窓口を設置する。

イ　被災地域内に臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談を実施する。

ウ　公共職業訓練や求職者支援訓練の受講斡旋を行うとともに、職業転換給付金や職業訓練受講給付金制度の活用を図る。

(2)　雇用保険の失業給付に関する特例措置

災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対しては、事後にその証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

第７節　義援金品の受付及び配分等

所管部署：税務会計課、福祉課、企画課

災害時には、国内・国外から多くの義援金品が送られてくることが予想されるため、これらの受入体制を確立するとともに、被災者にあて寄託された義援金品の配分及び町民や事業所等が義援品を提供する場合は、次により行う。

第１　義援金品の募集

町及び県は、災害の状況によっては義援金品の募集の広報を行うものとする。なお、義援金品の募集に当たっては、迅速かつ円滑な集積及び配分を図るために、次に掲げる点に留意する。

1　義援金品の募集の広報については、新聞社、放送局（テレビ、ラジオ）等報道機関に協力を求めるとともに、県の広報媒体等を通じ呼びかける。
2　義援金の募集に当たっては、日本赤十字社福岡県支部及び福岡県共同募金会の協力を得たうえで振込先を決定し、受入窓口（県庁及び各保健福祉環境事務所）と併せて公表する。
3　義援品の募集に当たっては、被災住民の要望等を的確に把握し、食料、生活物資の供給計画との整合を図り、時機を逸することなく行うものとし、受入れを希望するもの・希望しないものを把握し、そのリスト及び送り先を公表するよう、また、現地の需給状況を勘案し、リストを逐次改定するよう努める。適切な品目及び一定の数量を確保できる企業からの援助を積極的に受け入れ、個人からの義援品は、企業からの義援品で不足する場合に募集するものとする。その際、梱包物資の内容やサイズ等が一見してわからない物品、古着及び保存性のない物資は受け入れられない旨を広報する。

第２　町民、事業所等の義援品の提供

町民・事業所等は、義援品を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資の提供や外側に品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分・配送に十分配慮した方法とするよう努める。

第３　義援金品の受付

１　町

町に委託された義援金については、税務会計課が受け付け、義援品については、福祉課が受け付ける。

２　県

県民及び他都道府県民からの義援金品で、県に寄託されるものについては、福祉労働部において受付ける。

３　日本赤十字社（福岡県支部）

県民及び他都道府県民からの義援金品で、日本赤十字社福岡県支部に寄託されるものについては、支部事務局又は各地区において受付ける。

４　福岡県共同募金会

県民及び他都道府県民からの義援金品で、福岡県共同募金会に寄託されるものについては、事務局又は各支部において受付ける。

第４　義援金品の配分及び輸送

１　寄託された義援金品は、日赤奉仕団など各種団体の協力を得て、原則として、被災者に配分する。

２　県

義援金品の配分は、県・市町村・日本赤十字社福岡県支部及び福岡県共同募金会に寄託された義援金品について、次の基準により義援金品配分委員会を開催の上決定する。ただし、義援金品配分委員会が特に必要があると認めた場合は、この基準によらないことができる。なお、あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておくなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

(1)　配分対象

ア　義援金

死者（行方不明で死者と認められる者を含む。）及び重傷者並びに全壊全焼流失世帯及び半壊半焼世帯の発生した市町村

イ　義援品

全壊全焼流失世帯、半壊半焼世帯及び床上浸水世帯 40 世帯以上の被害が発生した市町村

(2)　配分基準（配分比）

ア　義援金（※ 半壊半焼世帯を１とする）

死者（行方不明で死亡と認められるものを含む）	10
重傷者（３か月以上の治療を要する見込みの者）	5
重傷者（１か月以上３か月未満の治療を要する見込みの者）	3
全壊全焼流失世帯	10
半壊半焼世帯	5
一部損壊世帯	1
床上浸水世帯	1

イ　義援品

避難所における緊急性、必要性に応じて配分を決定する。なお、指定避難所への配分を決定するに当たっては、緊急性を要すること、また、個人へ配分するものではないことから、義援金品配分委員会における決定は不要とすることができる。

(3)　配分の方法

災対本部が設置されているときは県輸送班が、災対本部が設置されていないときは県福祉総務課が、対象市町村へ輸送する。

(4)　義援金品配分委員会の構成

義援金品配分委員会は、次に掲げる者及びその他義援金品の配分に関して適当と認める者をもって構成する。

日本赤十字社福岡県支部事務局長	福岡県社会福祉協議会長	福岡県共同募金会長
西日本新聞社社長	ＮＨＫ福岡放送局長	福岡県福祉労働部長
福岡県県民情報広報課長	福岡県防災企画課長	福岡県福祉総務課長
福岡県会計管理局会計課長		

第５　義援品保管場所

１　町

義援品の保管場所については、義援品の態様に応じて適切な保管ができる場所をあらかじめ確保しておく。

２　県

寄託義援品を直ちに被災者に配分することが困難な場合は、一時保管場所として、県庁内の適切な場所を確保する。

３　日本赤十字社（福岡県支部）

寄託義援品の一時保管場所として日本赤十字社福岡県支部の倉庫等を確保するものとし、なお不足するときは、県に集積可能な場所を応急的に確保するよう要請する。

４　福岡県共同募金会

寄託義援金品の一時保管場所として福岡県共同募金会の倉庫等を確保する。
なお、不足するときは、県に集積可能な場所を応急的に確保するよう要請する。

第８節　生活資金の確保

所管部署：福祉課

災害時には、多数の人々の生命又は身体に危害を受け、あるいは住居・家財等が損壊するなど痛手を被ることが予想される。

本計画では、被災者の生活確保に関する各種措置を講ずることにより、町民の自力復興等を促進し、もって生活安定の早期回復を図ることを定める。

第１　被災者生活再建支援金の支給

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする制度である。町は、被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

１　適用基準

(1)　対象となる自然災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。

ア　救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害（同条第２項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害

イ　10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害

ウ　県内で１００世帯以上の住宅が全壊した自然災害

エ　県内でア又はイに規定する被害が発生しており、５世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

オ　ア～ウに規定する区域に隣接し、５世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

カ　ア又はイに規定する市町村を含む都道府県若しくは１００世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県が２以上ある場合で、

・５世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

・２世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口５万人未満に限る）における自然災害

(2)　支給対象世帯

ア　住宅が全壊した世帯

イ　住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯

エ　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

２　支給金額

該当する世帯に支給される支給額は次表の２つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が１人の場合は、各欄の当支給額の金額は 3/4 の額となる。

a　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の 被害程度	全　壊 (2)アに該当	解　体 (2)イに該当	長期避難 (2)ウに該当	大規模半壊 (2)エに該当
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円

b　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の 再建方法	建設・購入	補　修	賃　借 （公営住宅以外）
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

※　一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200(又は 100)万円

３　支給手続き

(1)　申請期間

基礎支援金については、災害発生日から起算して 13 月以内、加算支援金については災害発生日から起算して 37 月とする。

(2)　申請時の添付書類

ア　基礎支援金：罹災証明書、住民票等

イ　加算支援金：契約書（住宅の購入、賃貸等）等

(3)　支援金支給に係る手続

支給申請は市町村に行う。提出を受けた市町村は申請書等の確認を行い、とりまとめの上、県に提出する。県は、当該書類を委託先である公益財団法人都道府県センターに提出する。

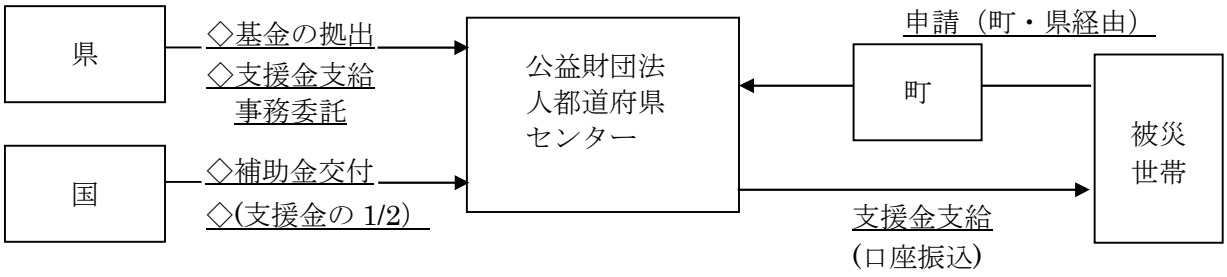

第２　生活福祉資金の貸付け（県社会福祉協議会）

救助法が適用されない程度の災害、又は「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象とならない程度の被害を受けた低所得者世帯等が生活を立て直すため、臨時に必要となる経費等について、県社会福祉協議会が貸し付ける資金である。

第９節　郵政事業の特例措置

所管部署：総務課、企画課

災害が発生した場合において、日本郵便（株）は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

第１　被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、集配郵便局長は、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償で交付する。

第２　被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、日本郵便（株）九州支社長は、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

第３　被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体・日本赤十字社福岡県支部・共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物資等については、日本郵便（株）九州支社長の指示に基づき、小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

第 10 節　租税の徴収猶予、減免等

所管部署：税務会計課、町民課

被災した納税義務者に対する租税期限の延長、徴収の猶予及び減免の措置は、次のとおりである。

第１　町税

町は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号)、又は災害による町税の緩和措置として、期限の延長・徴収猶予・減免等それぞれの事態に応じて適切な措置を講ずる。

第２　国民健康保険税

町は、被災した保険税の納税義務者に対し、国民健康保険税の減免等の措置を講ずる。

第３　介護保険料

町は、被災した保険料の納付義務者に対し、福岡県介護広域連合と協議し、介護保険料の減免措置を講ずる。

第４　後期高齢者保険料

町は、被災した保険料の納付義務者に対し、福岡県後期高齢者医療広域連合と協議し、後期高齢者保険料の減免措置を講ずる。

第５　その他使用料等の減免

大規模な災害の場合には町民生活への影響等を考慮し、使用料等については、それぞれの条例・規則等で定める減免規定に基づき、必要に応じて適切な減免措置を講ずる。

第 11 節　災害弔慰金等の支給等

所管部署：福祉課、税務会計課

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

１　災害弔慰金の支給

【災害弔慰金等一覧】

<table>
<tr><td rowspan="4">災害弔慰金</td><td>対象災害
（自然災害）</td><td colspan="2">●１の市町村の区域内で住家が５世帯以上滅失した災害
●都道府県内において救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害
●都道府県内において、住居が５世帯以上減失した市町村の数が３以上ある災害
●救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が２以上ある災害</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>１　生計維持者
２　その他の者</td><td>500 万円
250 万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">遺族の範囲</td><td>配偶者、子、父母、孫、祖父母、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は、生計を同じくしていた者に限る）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">災害障害見舞金</td><td>対象災害
（自然災害）</td><td colspan="2">●１の市町村の区域内で住家が５世帯以上滅失した災害
●都道府県内において救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害
●都道府県内において、住居が５世帯以上減失した市町村の数が３以上ある災害
●救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が２以上ある災害</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>１　生計維持者
２　その他の者</td><td>250 万円
125 万円</td></tr>
<tr><td>障害の程度</td><td colspan="2">１　両目が失明したもの
２　咀嚼及び言語の機能を廃したもの
３　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
４　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
５　両上肢をひじ関節以上で失ったもの
６　両上肢の用を全廃したもの
７　両下肢のひざ関節以上で失ったもの
８　両下肢の用を全廃したもの
９　精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの</td></tr>
</table>

第 12 節　金融措置

所管部署：企画課、産業課

大規模災害等の発生は、地域の産業や・町民に大きな被害を与え、社会生活・経済活動に深刻な影響を及ぼすことが考えられる。

被災地での早期の復旧復興に当たっては、通貨の円滑な供給・金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営の金融対策が必要となる。

災害により被害を受けた町民が、その痛手から再起更生するよう、被災者に対する資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。

第１　融資計画

１　町、県、関係機関

(1)　災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 50 年 3 月 19 日)広川町条例第 6 号に基づき、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するため、一世帯当たり 350 万円以内で被害の程度・種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。

なお、資金貸付けの財源は、国が３分の２・県が３分の１を、それぞれの町に・無利子で貸付けることとなっている。

対象災害	自然災害　都道府県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害
貸付限度額	１　世帯主の１か月以上の負傷　150 万円 ２　家財等の損害 ア　家財の 1/3 以上の損害　150 万円 イ　住居の半壊　170 万円 ウ　住居の全壊　250 万円 エ　住居の全体が滅失又は流出　350 万円 ３　１と２が重複した場合 ア　１と２のアの重複　250 万円 イ　１と２のイの重複　270 万円 ウ　１と２のウの重複　350 万円 ４　次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 ア　２のイの場合　250 万円 イ　２のウの場合　350 万円 ウ　３のイの場合　350 万円

貸付条件	所得制限	(世帯人員)　(市町村民税における前年の総所得金額)	
		１人	220 万円
		２人	430 万円
		３人	620 万円
		４人	730 万円
		５人以上	一人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合に当たっては、1,270 万円とする	
	利　　率	年３％(据置期間は無利子)	

	据置期間	３年（特別の事情のある場合は５年）
	償還期限	10 年（据置期間を含む）
	償還方法	年賦又は半年賦
根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和４８年法律第８２号）	

(2)　中小事業所融資制度【緊急経済対策資金】

ア　融資対象等

県内に事業所を有し、引き続き６か月以上同一業種の事業を営んでいる中小事業所者等のうち、県知事の指定する風水害・震災・感染症の発生等突発的な事態の生起により経営の安定に支障を生じている者で、事業所所在地の商工会議所又は商工会の確認を受けている者。

イ　申込場所

(ｱ)　広川町商工会

(ｲ)　県中小事業所団体中央会

(ｳ)　指定金融機関

(3)　農林業関係融資

災害時における農林業関係の融資は、次のとおりである。

ア　天災資金〔経営資金〕（農協等）

イ　天災資金〔事業資金〕（中金）（信連）

ウ　農業基盤整備資金（公庫）

エ　主務大臣指定災害（公庫）復旧資金〔施設資金〕

オ 林業基盤整備資金（公庫）

カ 共同利用施設災害（公庫）〔復旧資金〕

キ 農林漁業セーフティネット資金（公庫）〔災害資金〕

ク 農林漁業災害対策資金・特別資金（公庫）・経営安定資金（農協等）

※ 中金＝農林中央金庫

※ 信連＝信用漁業協同組合連合会

※ 公庫＝日本政策金融公庫

２　政府系金融機関

(1)　株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）

災害により被害を受けた中小事業所者に対して、所定の条件により災害復旧貸付を行う。

(2)　株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業）

災害により被害を受けた中小企業者に対し、所定の条件により、災害復旧貸付を行う。

(3)　株式会社商工組合中央金庫

災害により被害を受けた中小企業者に対して、既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金を使途とする災害復旧資金を貸付ける。

３　被災者に対する広報等

国、県及び町は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

第 13 節　復興計画作成の体制づくり

所管部署：全　　課

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、県、町及び関係機関は、緊密な連携を図りながら、再度の災害の発生防止と、より快適な生活環境を目指し、住民の安全と環境保全、高齢者、障がい者、女性等の意見等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき各種事業を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

第 14 節　復興に対する合意形成

所管部署：全　　課

復興計画の作成に当たっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続・スケジュール・被災者サイドでの種々の選択肢・施策情報の提供等を住民に対し行い、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努める。

第 15 節　復興計画の推進

所管部署：全　　課

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や県民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、可及的速やかに実施するため、県、町及び関係機関は、諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。また、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県は関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、町は関係地方行政機関に、職員の派遣を要請するものとする。

第５編　航空災害対策編
第１章　災害の想定と業務の大綱

第１節　災害の想定

航空運送事業者の運航する航空機の墜落等、大規模な航空事故の発生を想定した。

第２節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

航空災害対策に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

１　町

(1)　事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに防災関係機関への連絡通報

(2)　防災関係機関との調整

(3)　被災者の救出、救護（搬送・収容）

(4)　死傷病者の身元確認

(5)　事故拡大防止のための消火その他消防活動

(6)　警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難情報の発令

(7)　県又は他の市町村に対する応援要請

２　福岡空港事務所

(1)　事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報

(2)　空港（航空通信、無線施設等を含む。）及び航空機の保安

(3)　遭難航空機の捜索及び救助

(4)　自衛隊等に対する応援要請

(5)　国際民間航空条約第 14 付属書に準拠した空港緊急計画の策定及び実施

３　県

(1)　的確な情報の収集及び関係機関への連絡通報

(2)　自衛隊、地方公共団体等に対する災害派遣・応援要請

(3)　国、市町村及び防災関係機関との連絡調整

(4)　医療救護体制の確保

４　福岡県警察本部（八女警察署）

(1)　被害状況の収集及び被害実態の把握

(2)　遭難航空機の捜索

(3)　被災者の救出救助

(4)　避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制

(5)　事故現場及びその周辺における警戒警備

(6)　遺体の検視及び身元の確認

(7)　その他事故災害に必要な警察活動

５　航空運送事業者

(1)　空港事務所・消防機関・警察等防災関係機関に対する事故状況の的確な通報

(2)　空港事務所が設置する事故応急対策本部への責任者の派遣

(3)　遭難航空機の捜索

(4)　被害拡大防止のための現地における医療その他応急措置

(5)　死傷病者の身元確認及び家族への通知

６　その他防災関係機関

（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等）

(1)　所管の応急対策の実施

(2)　県及び市町村等との協力・連携

第５編　航空災害対策編
第２章　災害予防計画

第１節　航空交通の安全のための情報の充実

第１　福岡管区気象台

福岡管区気象台は、航空機の安全に係る気象・地象・水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予報及び警報･注意報等の情報を、適時・的確に発表するものとする。

また、局地的な激しい気象の変化を監視する空港気象ドップラーレーダー等の航空気象観測施設の整備や航空気象予報･警報の精度向上等を通じて、航空交通の安全のための気象情報の充実を図るものとする。

第２　福岡空港事務所

空港事務所は、航空路誌等により航空交通の安全確保に関する情報を適切・適時に提供するものとする。

第３　航空運送事業者

航空運送事業者は、航空交通の安全に関する各種情報を、様態や要員毎等に分類・整理し、事故予防のために活用し、必要な措置を講ずるものとする。また、分類・整理した各種情報を事業者相互間において交換し、情報の活用を促進するものとする。

第２節　航空機の安全な運航の確保

第１　規則の遵守指導

空港事務所は、航空運送事業者等に対し、航空関係諸規則の遵守の徹底を指導するものとする。

第２　航空事業者等の教育・訓練

空港事務所は、航空運送事業者等において実施する航空事業者等に対する安全教育・訓練の着実な実施を指導するものとする。また、航空運送事業者等に対し、過去の事故事例等を参考とした実践的な教育訓練の設定及びその実施を指導するとともに、その実施状況を把握し、必要に応じてその改善・充実等を図るものとする。

第３節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第１　情報の収集・連絡関係

１　情報の収集・連絡体制の整備

町、県等の防災関係機関及び航空運送事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間・休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

２　情報の分析整理

町、県等の防災関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

３　通信手段の確保

町及び県は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、福岡県非常通信連絡会との連携にも十分配慮することとする。

第２　災害応急体制の整備

１　職員の体制

(1)　町、県等の防災関係機関及び航空運送事業者は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

(2)　町、県等の防災関係機関及び航空運送事業者は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に通知する。また、定期的に訓練を行い、活動手順・使用する資機材や装備の使用方法等の習熟に努め、他の職員や機関等との連携等について徹底を図るものとする。

２　防災関係機関相互の連携体制

(1)　災害発生時には、防災関係機関相互の連携が重要であり、町、県及び航空運送事業者等は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において平常時より連携を強化しておくものとする。

(2)　空港事務所長等、法令で定める者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておくものとする。

第３　捜索、救助・救急、医療及び消火活動

１　捜索活動関係

警察は、捜索活動を行うために有効な装備・資機材・車両等の整備に努めるものとする。

２　消火救難及び救助・救急、消火活動関係

(1)　町及び空港事務所は、救助工作車・救急車・照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるとともに、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

(2)　自衛隊は、救助用資機材の整備に努めるものとする。

３　医療活動関係

(1)　県は、県医師会・日本赤十字社福岡県支部と連携して、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医療品・医療資機材等の確保体制の整備に努めるものとする。

(2)　町、県及び空港事務所は、あらかじめ、空港事務所と医療機関・消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するように努めるものとする。

第４　緊急輸送活動

警察及び道路管理者は、信号機・情報板等の道路交通関連施設を活用し、災害時における道路交通の管理に努めるものとする。

第５　関係者等への的確な情報伝達関係

１　町、県等の防災関係機関及び航空運送事業者は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

２　町、県等の防災関係機関及び航空運送事業者は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

第６　防災関係機関による防災訓練の実施

１　防災訓練の実施

町・空港事務所・空港運送事業者・消防機関・警察を始めとする関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

２　実践的な訓練の実施と事後評価

(1)　空港事務所等が訓練を行うに当たっては、航空機事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間の工夫等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫するものとする。

(2)　訓練後は評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第５編　航空災害対策編
第３章　災害応急対策計画

第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第１　災害情報の収集・連絡

航空災害が発生した場合、必要な施策を適切に実施するためには、正確な情報を迅速に収集し、関係機関の間でこれらの情報の共有化を図る必要がある。

そのため、町、県等防災関係機関及び航空運送事業者は、相互に密接な連携の下に、「航空災害情報伝達系統」（次図）により、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達するものとする。

１　航空運送事業者

航空運送事業者は、自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合、速やかにその情報を空港事務所等の防災関係機関に連絡する。

また、被害の状況・活動体制・応急対策の活動状況・対策本部設置状況等について、適宜連絡するものとする。

２　町の役割

町は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

また、県に応急対策の活動状況や対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

■ 航空災害情報伝達系統

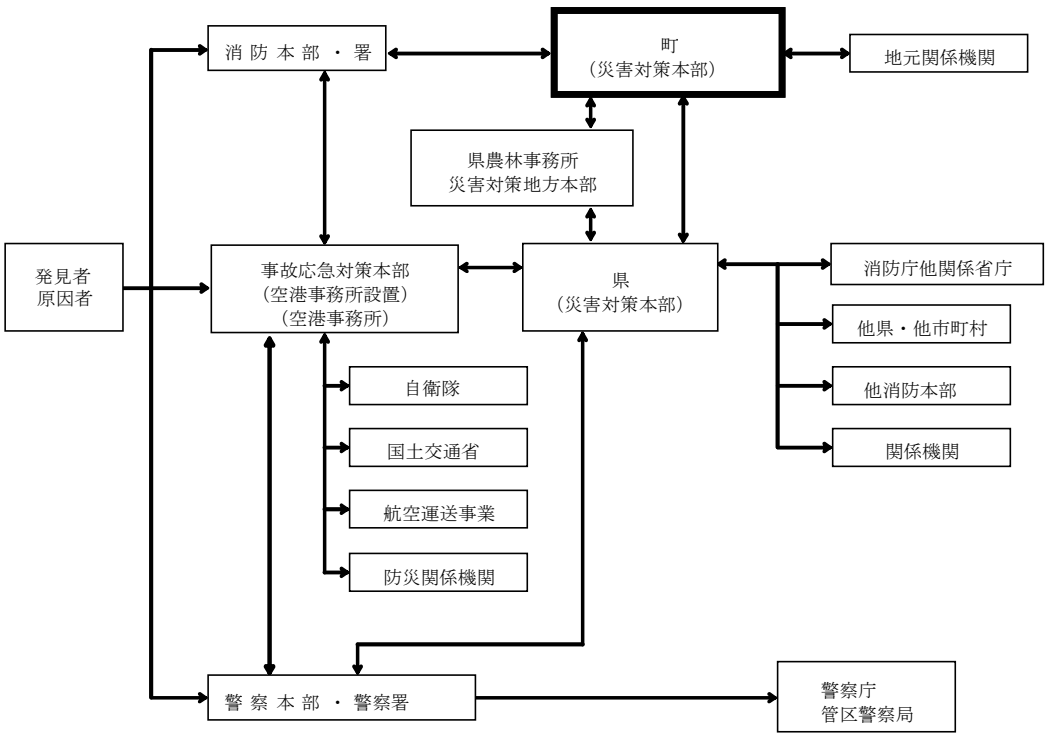

第２　通信手段の確保

１　事故発生直後の通信確保

町、県及び航空運送事業者は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

２　重要通信の確保

西日本電信電話株式会社は、通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び同法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限の措置をとる。

第２節　活動体制の確立

航空機による大規模災害の発生に際し、迅速かつ適切な応急対策を実施するための組織は別図のとおりとする。

第１　空港事務所の活動体制

空港事務所は、空港事務所内に「事故応急対策本部」を設置し、速やかに、事故の概要を掌握するとともに、応急対策活動を実施する。

第２　航空運航事業者等の活動体制

航空運航事業者等は、発災後速やかに、社員の非常参集及び情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

第３　指定地方行政機関等の活動体制

航空事故が発生した場合は、指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関等は、法令又は防災業務計画及び防災に関する計画に定めるところにより、大規模な航空災害が発生した場合、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、速やかに必要な体制を確立し、機関相互間、町、県、関係事業者等との間で相互に緊密な連携の確保に努めるものとする。

なお、対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に連絡するものとする。

第４　町の役割

町は、発災後速やかに、職員の非常参集・情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

その場合、町防災計画やその他のマニュアル等にあらかじめ定められた災害対策本部の設置基準・配備体制・職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

第５　広域的な活動体制

町及び県等は、被害の規模等に応じて、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対して応援を要請する。

第６　自衛隊の災害派遣

１　知事は、事故災害による被害が甚大であり、町、県及び各防災関係機関のみでは対処することが困難と予想される場合において、自衛隊法８３条の規定に基づく災害派遣を要請するものとする。

２　空港事務所長は、自衛隊の派遣要請の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。

第３節　捜索、救助・救急、医療及び消火活動

第１　捜索活動

１　町、警察及び消防機関等は、ヘリコプターなど多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施するものとする。

２　自衛隊は、必要に応じて捜索活動を行うものとする。

第２　救助・救急活動

１　救助活動

(1)　情報の収集・伝達

消防機関・警察は、１１９番・１１０番通報、空港関係機等からの通報、ヘリコプターの情報提供等により被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を防災関係機関に連絡する。

(2)　救助活動

町及び県は、災害の実態、規模に応じて、防災関係機関が保有している資機材で対応できないと予想される場合は、他県、他市町村及び自衛隊に応援要請を行い、また、ＮＰＯ法人九州救助犬協会等のボランティア団体にも必要に応じて協力を要請する。各防災関係機間は密接に連携し、迅速・的確・計画的な救助活動を行う。

(3)　救助資機材の調達

町及び県は、防災関係機関が保有している救助資機材では対応が困難な場合は、民間の建設業者の協力を得て、重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

２　救急活動

消防機関は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

(1)　救急要請への対応

ア　負傷者の搬送は、原則として、消防機関とする。ただし、消防署の救急車が対応できないときは、町、県、医療救護班で確保した車両により搬送を実施し、状況によっては他市町村、他県に応援を要請する。

イ　救急隊員は救命処置を要する重傷者の搬送を最優先するとともに、重傷者の状況に応じた応急処置を行う。

(2)　医療機関との連携

ア　町は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、医療関係機関と連携の上、災害現場に現地救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。

イ　消防機関は、県広域災害・救急医療情報システム（ふくおか医療情報ネット）を活用して災害時後方病院の重傷者の受入状況を確認し、迅速・的確に負傷者の搬送を行う。

(3)　ヘリコプターの活用

町及び県は、遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にヘリコプターが有効なときは、消防ヘリコプター又は警察ヘリコプターを活用する。

ただし、負傷者が多数いるため、これらのヘリコプターだけでは対応できない場合は、他県市、自衛隊等に応援を要請する。

第３　医療活動

１　町、県、消防機関等は、負傷者等に対する医療活動を行うため、県医師会・八女筑後医師会・医療機関・日本赤十字社福岡県支部などの協力を得て、近隣医療機関への搬送を行う。また、必要に応じて、救護班の編成・現地への派遣などにより、適切な医療救護活動を実施するものとする。

２　県又は消防本部は、負傷者の状況等、必要に応じて福岡県災害派遣医療チーム（福岡県ＤＭＡＴ）の派遣を要請する。

３　自衛隊は、要請に応じ、救護班を編成し、派遣するものとする。

第４　消火活動

１　消防機関は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

２　町長は、災害規模が甚大で、町の消防力だけでは対処できない場合は県消防相互応援協定又は隣接消防相互応援協定等に基づいて応援要請する。

第４節　警戒区域の設定、緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第１　警戒区域の設定

町は、地域住民の安全を守るため、必要に応じ警戒区域を設定する。

第２　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況や緊急度・重要度を考慮して、交通規制・応急復旧・輸送活動を行う。

第５節　関係者等への的確な情報伝達活動

第１　被災者の家族等への情報伝達活動

町、県等の防災関係機関及び航空運送事業者は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、航空災害の状況・安否情報・医療機関などの情報・それぞれの機関が講じている施策に関する情報・交通規制等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

なお、情報の公表や広報活動の際は、その内容について、相互に連絡をとりあう。

第２　住民等への的確な情報の伝達

町、県等の防災機関及び航空運送事業者は、事故現場周辺の地域住民はもとより、広く一般住民に対し、航空災害の状況・安否情報・施設等の復旧状況・ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

なお、情報の公表や広報活動の際は、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第３　関係者等からの問い合わせに対する対応

町、県等の防災機関及び航空運送事業者は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するように、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

また、住民のニーズを見極め、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

第６編　道路災害対策編
第１章　災害の想定と業務の大綱

第１節　災害の想定

自然災害や道路事故等で生じる道路構造物の被災及び道路上における車両の衝突・火災等を想定した。

第２節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

道路災害対策に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は、業務の大綱は次のとおりとする。

１　町

(1)　事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに防災関係機関への連絡通報

(2)　防災関係機関との調整

(3)　被災者の救出、救護（搬送・収容）

(4)　事故拡大防止のための消火その他消防活動

(5)　警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難情報の発令

(6)　死傷病者の身元確認

(7)　県又は他の市町村に対する応援要請

２　九州地方整備局

(1)　事故状況の収集・把握及び防災関係機関への連絡通報

(2)　防災関係機関との調整

３　県

(1)　的確な情報収集及び防災関係機関への通報

(2)　自衛隊、地方公共団体等に対する災害派遣・応援要請

(3)　国、市町村及び防災関係機関との連絡調整

(4)　医療救護体制の確保

４　福岡県警察本部（八女警察署）

(1)　被害状況の収集及び被害実態の把握

(2)　被災者の救出救助

(3)　避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制

(4)　道路関係機関と連携した二次災害の防止

(5)　事故現場及びその周辺における警戒警備

(6)　遺体の検視及び身元の確認

(7)　行方不明者の捜索

(8)　その他事故災害に必要な警察活動

５　道路管理者

(1)　事故発生時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保

(2)　直轄道路施設の二次災害の阻止及び復旧

６　その他関係防災機関

（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等）

(1)　所管の応急対策の実施

(2)　県及び市町村等との協力・連携

第６編　道路災害対策編
第２章　災害予防計画

第１節　道路交通の安全のための情報の充実

福岡管区気象台は道路交通の安全に係る気象・地象・水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予報及び警報･注意報等の情報を、適時・的確に発表するものとする。

また、分かりやすい発表情報の見直し、迅速かつ適切に情報収集･伝達するための体制及び施設・設備の充実を図るものとする。

道路管理者及び警察は、道路交通の安全のための情報収集及び連絡体制の整備を図る。

また、道路に異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

第２節　道路施設等の整備

第１　現状の把握

道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現状の把握に努める。

第２　施設の整備

道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

第３　体制の整備

道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

第４　道路ネットワークの整備

道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

第３節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第１　情報の収集・連絡関係

１　情報の収集・連絡体制の整備

町、県等の防災関係機関及び道路管理者は、内部若しくは相互の連絡体制が確保されるよう、又は相互の連絡協力の下に必要な対策が適切に実施されるよう、それぞれの機関内部及び機関相互間における、夜間・休日の場合等を含めた連絡体制の整備を図っておく。

２　情報の分析整理

(1)　道路管理者は、収集した情報を分析し整理するための体制の整備を推進する。

(2)　町及び県は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

３　通信手段の確保

町及び県は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、福岡県非常通信連絡会との連携にも十分配慮することとする。

第２　災害応急体制の整備

１　職員の体制

(1)　町、県等防災関係機関及び道路管理者は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

(2)　町、県等防災関係機関及び道路管理者は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に通知する。また、定期的に訓練を行い、活動手順・使用する資機材や装備の使用方法等の習熟に努め、他の職員や機関等との連携等について徹底を図るものとする。

２　防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、町、県及び道路管理者等は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において平常時より連携を強化しておくものとする。

第３　救助・救急、医療及び消火活動

１　救助・救急活動関係

(1)　町は、救助工作車・救急車・照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(2)　自衛隊は、救助用資機材の整備に努めるものとする。

２　医療活動関係

(1)　県は、県医師会・日本赤十字社福岡県支部と連携して、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医療品・医療資器材等の確保体制の整備に努めるものとする。

(2)　町、県及び道路管理者は、あらかじめ、道路管理者と医療機関、消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るものとする。

３　消火活動関係

道路管理者は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

第４　緊急輸送関係

警察及び道路管理者は、信号機・情報板等の道路交通関連施設を活用し、災害時における道路交通の管理に努めるものとする。

第５　危険物等の流出時における防除活動関係

道路管理者、町、県及び九州地方整備局は、危険物の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

第６　関係者等への的確な情報伝達関係

１　町、県等の防災関係機関及び道路管理者等は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

２　町、県等の防災関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

第７　防災関係機関による防災訓練の実施

１　防災訓練の実施

(1)　道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

(2)　町、県等の防災関係機関及び道路管理者は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

２　実践的な訓練の実施と事後評価

(1)　道路管理者、町及び県が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間の工夫等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう努める。

(2)　訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第８　施設、設備の応急復旧活動関係

道路管理者は、施設・設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制と資機材を整備する。

第９　災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第４節　防災知識の普及

道路管理者は、道路ふれあい月間や道路防災週間等を通じ、道路利用者に対し、災害時にとるべき行動等防災知識の普及・啓発に努める。

第５節　再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止策を実施する。

第６編　道路災害対策編
第３章　災害対応対策計画

第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第１　災害情報の収集・連絡

大規模道路災害が発生した場合、必要な施策を適切に実施するためには、正確な情報を迅速に収集し、関係機関の間でこれらの情報の共有化を図る必要がある。

そのため、町、県等の防災関係機関及び道路管理者は、相互に密接な連携の下に、「道路災害情報伝達系統」（下図）により、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達するものとする。

１　道路管理者

道路管理者は、道路災害が発生した場合、速やかに国土交通省（九州地方整備局）町、県等の防災関係機関等に連絡する。

また、道路パトロール等により道路の被災状況を迅速に把握するとともに、把握できた範囲から直ちに国土交通省（九州地方整備局）等の防災関係機関に連絡するものとする。

２　町の役割

(1)　町は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

(2)　県に応急対策の活動状況や対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

■ 道路災害情報伝達系統

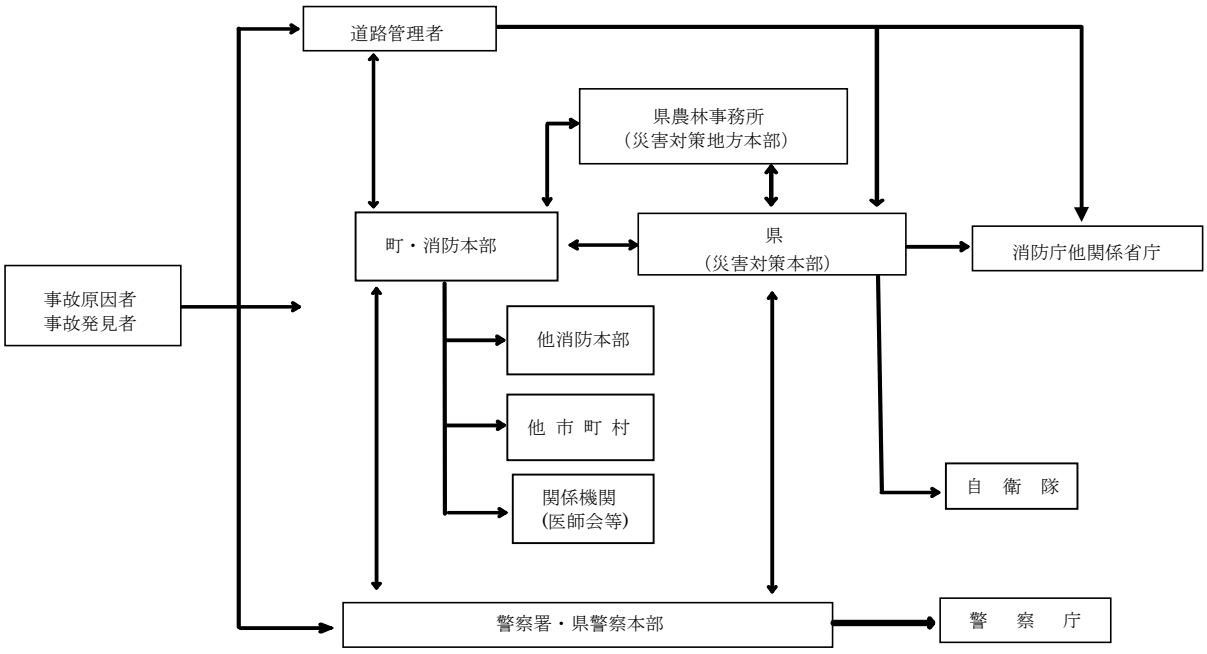

第２　通信手段の確保

１　事故発生直後の通信確保

町、県等の防災関係機関及び道路管理者は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

２　重要通信の疎通確保

西日本電信電話株式会社は、通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び同法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限の措置をとる。

第２節　活動体制の確立

第１　道路管理者の活動体制

道路管理者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。

道路管理者は、被害状況や交通状況を把握するため、パトロール等による情報収集を行うとともに、被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、迂回路の設定や道路利用者等への情報提供等を行う。

第２　指定地方行政機関等の活動体制

指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関等は、法令又は防災業務計画、防災に関する計画に定めるところにより、大規模な道路事故が発生した場合、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、速やかに必要な体制を確立し、町、県、関係事業者等との間で相互に緊密な連携の確保に努めるものとする。

なお、対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に連絡するものとする。

第３　町の役割

町は、発災後速やかに、職員の非常参集・情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

その場合、町防災計画やその他のマニュアル等にあらかじめ定められた災害対策本部の設置基準・配備体制・職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

第３節　救助・救急、医療及び消火活動

第１　救助・救急活動

１　道路管理者、防災関係機関による救助・救急活動

(1)　道路管理者は、消防機関及び警察等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。

(2)　消防機関、警察は、保有する資機材等を有効に活用し、迅速かつ的確に救助・救急活動を行うものとする。

(3)　町及び県は、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国又は他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

(4)　自衛隊は、要請に応じ救急・救助部隊を編成し、派遣するものとする。

２　資機材等の調達等

(1)　救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

(2)　道路管理者は、事故災害が発生したときに備え、資機材等の整備・備蓄を図るとともに、調達体制を整備する。

(3)　町及び県等の防災関係機関は、必要に応じ、民間からの協力等により救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

第２　医療活動

１　町、県、消防機関等は、負傷者等に対する医療活動を行うため、医師会・医療機関・日本赤十字社福岡県支部などの協力を得て、近隣医療機関への搬送を行う。また、必要に応じて救護班の編成・現地への派遣などにより、適切な医療救護活動を実施するものとする。

２　県又は消防本部は、負傷者の状況等、必要に応じて福岡県災害派遣医療チーム（福岡県ＤＭＡＴ）の派遣を要請する。

３　自衛隊は、要請に応じ、救護班を編成し、派遣するものとする。

第３　消火活動

１　道路管理者による消火活動

道路管理者は、消防機関等による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

２　消防機関による消火活動

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

第４節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況や緊急度・重要度を考慮して、交通規制・応急復旧・輸送活動を行う。

第５節　危険物の流出に対する応急対策

第１　道路管理者の措置

道路管理者は、事故車両等からの危険物の流出が認められた場合には、関係機関と協力し、直ちに防除活動や避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

第２　消防機関の措置

消防機関は、危険物の流出が認められた場合には、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

第６節　道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

第１　道路管理者の措置

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

道路管理者は、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

第７節　関係者等への的確な情報伝達活動

第１　被災者の家族等への情報伝達活動

町、県等の防災機関機関及び道路管理者は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況・安否情報・医療機関などの情報・それぞれの機関が講じている施策に関する情報・交通規制等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

なお、情報の公表や広報活動の際は、その内容について、相互に連絡をとりあう。

第２　住民等への的確な情報の伝達

町、県等の防災関係機関及び道路管理者は、事故現場周辺の地域住民はもとより、広く一般住民に対し、道路災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

なお、情報の公表や広報活動の際は、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第３　関係者等からの問い合わせに対する対応

町、県等の防災機関及び道路管理者は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するように、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。また、情報のニーズを見極め収集・整理・発信を行うものとする。

第６編　道路災害対策編
第４章　災害復旧計画

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資・資機材の調達計画、及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧活動を行う。また、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第７編　危険物等災害対策編
第１章　災害の想定と業務の大綱

第１節　災害の想定

危険物等の飛散、漏洩、流出、火災及び爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等の発生を想定した。

第２節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

大規模な災害対策に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は、業務の大綱は次のとおりとする。

１　町

(1)　事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報

(2)　防災関係機関との調整

(3)　被災者の救出、救護（搬送・収容）

(4)　事故拡大防止のための消火その他消防活動

(5)　警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難情報等の発令

(6)　死傷病者の身元確認

(7)　県又は他の市町村に対する応援要請

(8)　危険物等に関する規制

２　九州産業保安監督部

(1)　事故状況の収集・把握及び防災関係機関への連絡通報

(2)　高圧ガス、火薬類に関する行政指導・取締り

３　県

(1)　的確な情報の収集及び関係機関への連絡通報

(2)　自衛隊、地方公共団体等に対する災害派遣・応援要請

(3)　国、市町村及び防災関係機関との連絡調整

(4)　医療救護体制の確保

(5)　危険物等に関する指導取締

４　福岡県警察本部（八女警察署）

(1)　被害状況の収集及び被害実態の把握

(2)　被災者の救出救助

(3)　避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制

(4)　事故現場及びその周辺における警戒警備

(5)　遺体の検視及び身元の確認

(6)　行方不明者の捜索

(7)　危険物等に関する指導取締

(8)　その他事故災害に必要な警察活動

５　その他防災関係機関

（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等）

(1)　所管の応急対策の実施

(2)　県及び市町村等との協力・連携

第７編　危険物等災害対策編
第２章　災害予防計画

第１節　危険物等関係施設の安全性の確保

県及び関係機関は、危険物による災害の発生及び拡大を未然に防止するため、法令で定める技術基準の遵守、自主保安体制の強化、保安管理及び危険物等に関する知識の向上等により安全性の確保を図る。

第１　危険物災害予防対策

１　規制

(1)　危険物施設について、設置等の許可及び立入検査により、位置・構造及び設備の技術上の基準、貯蔵・取扱基準に適合するよう規制する。

(2)　関係事業所に対して、保安管理体制等を定める予防規程の策定及び整備を指導する。

(3)　屋外タンク貯蔵所の保安検査及び危険物施設の定期点検の適正な実施について指導する。

２　保安意識の高揚

(1)　消防法及び関係法令の周知徹底を図る。

(2)　事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、関係機関と連携して危険物の取扱作業の保安に関する講習を定期的に実施する。

(3)　危険物施設の管理者、危険物保安監督者等の関係者に対し防災等に関する研修会を実施する。

３　保安指導

(1)　危険物施設の保安検査により、施設の維持管理等の適正化を図るとともに、危険物取扱状況等のソフト面の保安体制の確立を指導する。

(2)　危険物施設での災害発生時における緊急措置について指導する。

(3)　地下タンク等の地下埋設物からの危険物漏洩防止のため、漏洩検査の実施について指導する。

(4)　移動タンク貯蔵所等の危険物運搬車両について、関係機関と連携して一斉取締を実施する。

４　自主保安体制の確立

(1)　自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な防災体制の確立について指導する。

(2)　危険物施設の管理者等に対して、保安教育や消火訓練等の実施について指導する。

(3)　危険物施設の自主点検の徹底について指導する。

第２　高圧ガス災害予防対策

高圧ガスは、その取り扱いを誤れば爆発や火災の原因となり、大きな災害に発展する危険性がある。九州産業保安監督部及び県等は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を未然に防止するため、高圧ガス保安法をはじめ関係法令に基づき規制を行うとともに、保安意識の高揚・指導の強化・自主保安体制の確立等を図る。

１　規制

(1)　高圧ガスの製造・販売・貯蔵・移動その他取り扱いについて、施設等が技術上の基準に適合するよう規制する。

(2)　保安管理体制や安全な運転操作に関する事項等を定める危害予防規程の制定や整備、従業員に対する保安教育計画の制定と実施等を指導する。

２　保安意識の高揚

(1)　高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の周知徹底を図る。

(2)　関係事業所の製造保安係員や販売主任者又は消費者等に対し、保安確保を図るため関係機関等と連携して、講習会等を実施する。

(3)　保安活動促進週間を設定し、高圧ガス大会の開催・ポスターの配布・防災訓練の実施等、関係者の保安活動促進思想の啓発を図る。

３　保安指導

(1)　製造・販売・貯蔵施設等に対し、定期的に保安検査を実施する一方、随時に立入検査を実施して施設の維持管理状況が適正であるかを確認し、さらに、ソフト面に関する保安確保の指導を行う。

(2)　販売、消費事業所等に対し、巡回保安指導を行い、保安確保を図る。

(3)　高圧ガス積載車両等については、関係機関と密接に連携して、随時、一斉取締りを行う。

４　自主保安体制の確立

(1)　高圧ガス関係事業者に対し保安教育の実行、自主保安の徹底を指導する。

(2)　高圧ガス関係事業者の自主的な防災組織である「九州地区高圧ガス防災協議会福岡県支部」や高圧ガス関係団体が実施する自主保安活動を指導する。

第３　火薬類災害予防対策

火薬類は、産業火薬については土木・採石事業を、煙火（花火）については打ち上げ花火・がん具花火を中心に活用されているが、一旦その取り扱いを誤れば、爆発や火災等による重大な災害を引き起こすおそれがある。

このため、九州産業保安監督部、県及び県公安委員会は、盗難防止対策を含め火薬類取締法をはじめ、法令に基づく規制・保安意識の高揚・取締りの強化・自主保安体制の確立等の徹底を図る。

１　規制

(1)　火薬類の製造・販売・貯蔵・運搬・消費その他取り扱いについて、施設・設備等が技術上の基準に適合するよう規制する。

(2)　保安管理体制や事故防止措置を定めた危害予防規程の制定・整備や、従業員に対する保安教育計画の制定と実施等を指導する。

２　保安意識の高揚

(1)　火薬類取締法の周知徹底を図る。

(2)　火薬類取扱保安責任者免状取得者や発破技士免許取得者等に対して、保安講習会を実施し保安意識の高揚を図る。

(3)　危害予防週間を設定し、ポスターの配布等を行い危害予防思想の啓発を図る。

３　保安指導

(1)　火薬類の製造及び火薬庫等に対する保安検査、並びに販売所及び消費場所への立入検査を実施することにより、保安の確保を図る。

(2)　各取り扱いに関して必要な許可・認可・届出の際、実際に取扱う事業者に対して、直接指導することにより関係者に法令の周知徹底を図る。

(3)　火薬類取扱事業者で構成する「福岡県火薬類保安協会」等の関係機関が実施する自主保安と二次災害防止対策事業を指導する。

４　自主保安体制の確立

(1)　火薬類取扱事業者に対し、保安教育の実行、自主検査の徹底を指導する。

(2)　火薬類関係事業者の団体である「福岡県火薬類保安協会」及び「(社) 日本煙火協会福岡県支部」が実施する自主保安活動を支援・指導する。

第４　毒物劇物災害予防対策

県は、災害時において、毒物劇物による危害を防止するため、毒劇物営業者及び毒劇物を業務上使用するものに対し、製造・販売・使用のあらゆる段階において、次のとおり規制・指導を行い、災害予防対策を講ずるものとする。

１　規制

(1) 毒物劇物営業者及び取扱責任者に対し、施設等が登録基準に適合するよう規制する。

(2) 営業者等に対し立入検査を実施し毒物劇物の貯蔵量に対応する設備の整備を指導する。

２　保安意識の高揚

(1)　毒物及び劇物取締法の周知徹底を図る。

(2)　毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準等の周知徹底を図る。

３　保安指導

(1)　毒物劇物を業務上使用するもののうち、シアン化合物・酸類等を大量に使用する業態及び特定毒物使用者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

(2)　毒物劇物を大量に使用する業態の現況の把握に努める。

(3)　学校・研究所等の実験室・検査用毒劇物については落下等のおそれのない場所に保管するとともに、堅固な容器又は被包を用いて漏洩による危険を防止するよう指導する。

４　自主保安体制の確立

(1)　タンク等の大量貯蔵設備を有する事業者による相互援助体制の確立を推進する。

(2)　毒物劇物貯蔵施設の自主点検の実施について指導する。

第２節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第１　情報の収集・連絡関係

１　情報の収集・連絡体制の整備

(1)　町、県等の防災関係機関及び事業者は、内部若しくは相互の連絡体制が確保されるよう、又は相互の連絡協力の下に必要な対策が適切に実施されるよう、それぞれの機関内部及び機関相互間における夜間・休日の場合等を含めた連絡体制の整備を図るものとする。

(2)　迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、町、県は体制の整備を推進するものとする。

２　情報の分析整理

町、県等の防災関係機関及び事業者は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

３　通信手段の確保

町及び県は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、福岡県非常通信連絡会との連携にも十分配慮することとする。

第２　災害応急体制の整備関係

１　職員の体制

(1)　町、県等防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

(2)　町、県等防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に通知する。また、定期的に訓練を行い、活動手順・使用する資機材や装備の使用方法等の習熟に努め、他の職員や機関等との連携等について徹底を図るものとする。

２　防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、町、県及び事業者等は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関・事業者団体相互において相互応援の協定を締結する等平時より連携を強化しておくものとする。

また、事業者は資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進するものとする。

第３　救助・救急、医療及び消火活動関係

１　救助・救急活動関係

(1)　町は、救助工作車・救急車・照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(2)　自衛隊は、救助用資機材の整備に努めるものとする。

２　医療活動関係

(1)　町、県は県医師会・八女筑後医師会・医療機関・日本赤十字社福岡県支部などと連携して負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医療品・医療資器材等の確保体制の整備に努めるものとする。

(2)　町、県及び事業者は、あらかじめ、消防機関と医療機関、事業者と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、対応する傷病者の分担など、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

３　消火活動関係

(1)　町及び事業者は、平常時から消防機関・消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(2)　町は、河川等を消防水利として活用するための施設の整備を図る。

(3)　町及び事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄、及び化学消防車等の資機材の整備促進に努めるものとする。

第４　緊急輸送活動関係

警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害に対する安全性の確保を図るとともに災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。

第５　危険物等の大量流出時における防除活動関係

防災関係機関及び事業者は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるとともに、防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図るものとする。

町及び県は、関係機関による危険物の種類に応じ避難誘導に必要な資機材及び防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。

第６　避難収容活動関係

１　避難誘導

町は、避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

また、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民・自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努める。

２　避難場所

町は、公園・公民館・学校等の公共的施設等を対象に、避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努める。

また、避難場所として指定された建物については、必要に応じ、換気・照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

第７　施設、設備の応急復旧活動関係

事業者は、施設・設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

第８　防災業務関係者の安全確保関係

防災関係機関は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

第９　被災者等への的確な情報伝達活動関係

(1)　町、県等の防災関係機関及び事業者は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

(2)　町、県等の防災関係機関及び事業者は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

第 10　防災関係機関等による防災訓練の実施

１　訓練の実施

(1)　消防機関・警察及び事業者は、様々な危険物災害を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

(2)　町、県等の防災関係機関、自主防災組織及び地域住民等は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

２　実践的な訓練の実施と事後評価

(1)　町、県及び自主防災組織等が訓練を行うに当たっては、危険物等事故及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間の工夫等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫するものとする。

(2)　訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第 11　災害復旧への備え

町、県及び事業者等は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第３節　防災知識の普及、訓練

第１　防災知識の普及

１　町、県等関係機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓蒙を図るものとする。

２　町は、地域の防災的見地から、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ・地区別防災カルテ・災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

第２　防災知識の普及、訓練における避難行動要支援者への配慮

防災知識の普及や訓練を実施する際は、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。

第７編　危険物等災害対策編
第３章　災害応急対策計画

第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第１　災害情報の収集・連絡

町、県等の防災関係機関及び事業者は、相互に密接な連携の下に、「危険物等災害情報伝達系統」（下図）により、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達するものとする。

１　事業者

危険物等による大規模な事故が発生した場合、事業者は、速やかに町、県、消防機関及び警察に連絡するものとする。

また、被害の状況・応急対策の活動状況・災害対策本部設置状況等について、適宜連絡するものとする。

２　町の役割

町は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

また、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

■ 危険物等災害情報伝達系統

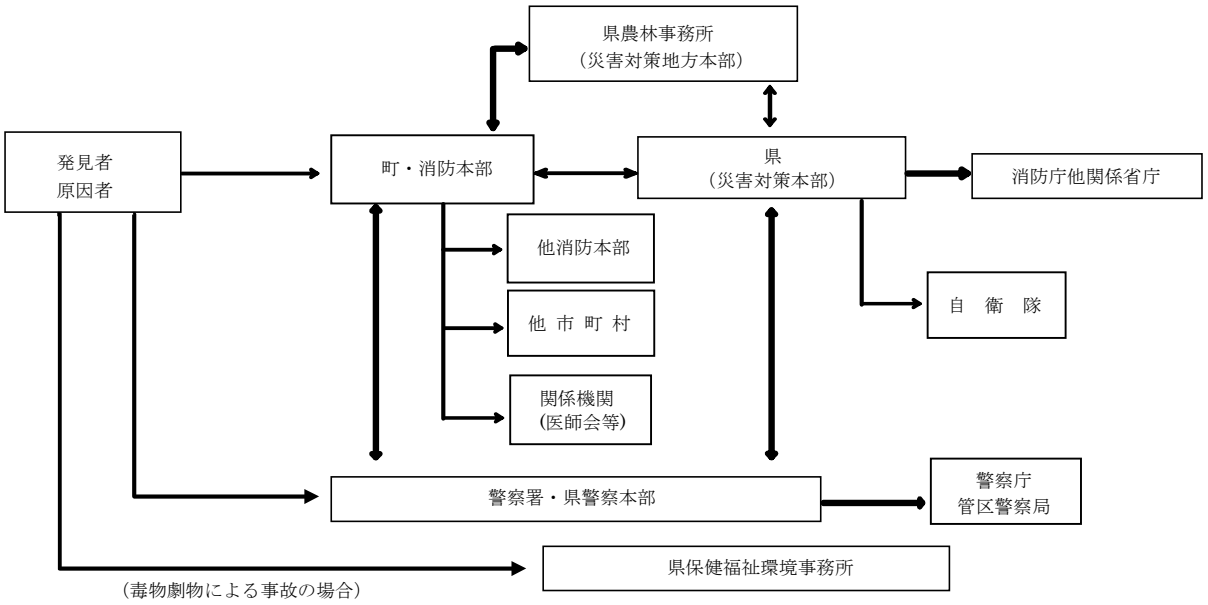

第２　通信手段の確保

１　事故発生直後の通信確保

町、県等の防災関係機関は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

２　重要通信の疎通確保

西日本電信電話株式会社は、通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び同法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限の措置をとる。

第２節　活動体制の確立

第１　事業者の活動体制

１　事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるとともに、拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。

２　事業者は、消防機関・警察機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

第２　町の役割

町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

その場合、町防災計画やその他のマニュアル等にあらかじめ定められた災害対策本部の設置基準・配備体制・職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

第３節　個別災害に係る応急対策

第１　危険物災害応急対策

１　町の役割

(1)　関係事務所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

ア　災害の拡大を防止するための施設・設備の整備及び緊急措置要領の確立。

イ　危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の確立。

ウ　災害状況の把握と状況に応じた従業員の対応、周辺地域住民に対する避難措置及び防災関係機関との連携活動の確立。

(2)　施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動・死傷者等の救出・警戒区域の設定・広報活動及び避難の指示等、必要な応急対策を実施する。

第２　高圧ガス災害応急対策

１　町の役割

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動・死傷者等の救出・警戒区域の設定・火気使用禁止広報及び避難の指示等、必要な応急対策を実施する。

第３　火薬類災害応急対策

１　町の役割

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動・死傷者等の救出・警戒区域の設定・避難の指示等、必要な応急対策を実施する。

第４　毒物劇物災害応急対策

１　町の役割

(1)　毒物劇物施設の管理責任者と密接な連携を図り、火災に際しては施設の延焼防止のための消防活動を実施するほか、汚染区域の拡大を防止する措置を実施する。

(2)　警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第４節　災害の拡大防止活動

事業者は、危険物等災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

町及び県は、危険物災害時に危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

第５節　救助・救急、医療及び消火活動

第１　救助・救急活動

１　町等による救助・救急活動

(1)　町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、国の機関、他の地方公共団体に応援を要請する。

(2)　自衛隊は、要請に応じ救急・救助部隊を編成し、派遣するものとする。

２　資機材等の調達等

救急・救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

また、町、県は、必要に応じ、民間からの協力等により救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

第２　医療活動

１　町、県、消防機関等は、負傷者等に対する医療活動を行うため、県医師会・八女筑後医師会・医療機関・日本赤十字社福岡県支部などの協力を得て、近隣医療機関への搬送を行う。また、必要に応じて救護班の編成・現地への派遣などにより、適切な医療救護活動を実施するものとする。

２　県又は消防本部は、負傷者の状況等、必要に応じて福岡県災害派遣医療チーム（福岡県ＤＭＡＴ）の派遣を要請する。

３　自衛隊は、要請に応じ、救護班を編成し、派遣するものとする。

第３　消火活動

消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

第６節　災害の拡大防止のための交通規制及び緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況や緊急度・重要度を考慮して、交通規制・応急復旧・輸送活動を行う。

第７節　危険物等の大量流出に対する応急対策

第１　河川等への流出に対する応急対策

町及び県は、危険物等が河川等に大量に流出した場合、直ちに関係機関と協議の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、関係行政機関等からなる水質汚濁対策連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用し、迅速に対応するものとする。

第８節　避難収容活動

第１　避難誘導の実施

町は、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。

また、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

第２　避難場所

１　避難場所の開設

町は、発災時に必要な避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難所として開設する。

２　避難場所の管理運営

町は、各避難場所の適切な管理運営を行う。その際、避難場所における情報の伝達・食糧・水等の配布を実施する。清掃等については、避難者が積極的にかかわり、住民・自主防災組織・地域の各組織からも協力が得られるよう努める。また、生活環境に注意を払い、常に良好な状態を維持するよう努める。

また、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供により、避難場所の早期解消に努める。

３　避難行動要支援者への配慮

町は、避難誘導や避難場所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては、避難行動要支援者に十分配慮する。特に高齢者・障がい者の避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

また、避難行動要支援者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

第９節　施設・設備の応急復旧活動

町及び県等は、専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの所管する施設の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第 10 節　被災者等への的確な情報伝達活動

第１　被災者への情報伝達活動

町、県等の防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、危険物災害等の状況・二次災害の危険性に関する情報・安否情報・交通施設等の公共施設等の復旧状況・医療機関などの情報・それぞれの機関が講じている施策に関する情報・交通規制等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、適切に提供するものとする。

なお、その際、避難行動要支援者に配慮した伝達を行うものとする。

第２　住民等への的確な情報の伝達

町、県等の防災関係機関は、災害発生地の住民はもとより、広く一般住民に対し、危険物等災害の状況・安否情報・施設等の復旧情報・義援物資の取り扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

また、情報の公表や広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第３　住民等からの問い合わせに対する対応

防災関係機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するように、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理・発信を行うものとする。

第７編　危険物等災害対策編
第４章　災害復旧計画

町、県は、あらかじめ定めた物資・資機材の調達計画、及び人材の広域応援等に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行う。

なお、復旧に当たっては、環境に配慮しつつ、必要な措置を講ずる。

町及び県は、復旧に当たり可能な限り復旧予定時期を明示する。

第８編　大規模な火事災害対策編
第１章　災害の想定と業務の大綱

第１節　災害の想定

近年の住宅の密集化等に伴う宅地火災の大規模化の危険性の増加を踏まえ、大規模な火事の発生を想定する。

第２節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

大規模な火事災害対策に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

１　町

(1)　火災状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに防災関係機関への連絡通報

(2)　防災関係機関との調整

(3)　被災者の救出、救護（搬送・収容）

(4)　火災拡大防止のための消火その他消防活動

(5)　警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難情報等の発令

(6)　死傷病者の身元確認

(7)　県又は他の市町村に対する応援要請

２　県

(1)　的確な情報収集及び防災関係機関への通報

(2)　自衛隊、地方公共団体等に対する災害派遣・応援要請

(3)　国、市町村及び防災関係機関との連絡調整

(4)　医療救護体制の確保

３　福岡県警察本部（八女警察署）

(1)　被害状況の収集及び被害実態の把握

(2)　被災者の救出救助

(3)　避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制

(4)　災害現場及びその周辺における警戒警備

(5)　遺体の検視及び身元の確認

(6)　行方不明者の捜索

(7)　その他事故災害に必要な警察活動

４　その他防災関係機関

（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等）

(1)　所管の応急対策の実施

(2)　県及び市町村等との協力・連携

第８編　大規模な火事災害対策編
第２章　災害予防計画

第１節　災害に強いまちづくり

第１　災害に強いまちの形成

町、県は、避難路・避難場所・延焼遮断帯、並びに防災活動拠点ともなる幹線道路・公園・河川など施設の整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫の整備、河川や農業用水・ため池等を消防水利として活用するための施設の整備等を図りつつ、災害に強いまちづくりを推進する。

町、県及び事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある建築物を把握するとともに、緊急時に傷病者を収容するための医療用建築物等について、ヘリコプターの緊急救助用のスペースの設置等を検討する。

第２　火災に対する建設物の安全化

１　消防用設備等の整備、維持管理

消防機関及び事業者は、多数の人が出入りする事業所等について、法令に適合した消防用設備等の設置を促進する。また、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行うものとする。

２　建築物の防火管理体制

消防機関及び事業者は、多数の人が出入りする事業所等について、防火管理者を適正に選任する。防火管理者は、当該建築物についての消防計画を作成し、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に、防火管理体制の充実を図るものとする。

３　建築物の安全対策の推進

町、県及び事業者等は、建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化などによる火災に強い構造の形成を図る。また、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図るものとする。

第２節　大規模な火事災害防止のための情報の充実

福岡管区気象台は、大規模な火事災害防止のため、気象の実況の把握に努め、災害防止のための情報の充実と適時・適切な情報発表に努めるものとする。

第３節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第１　情報の収集・連絡関係

１　情報の収集・連絡体制の整備

町、県等防災関係機関は、内部若しくは相互の連絡体制が確保されるよう、又は相互の連絡協力の下に必要な対策が適切に実施されるよう、それぞれの機関内部及び関係機関相互間における、夜間・休日の場合等を含めた連絡体制の整備を図るものとする。

２　情報の分析整理

町、県等の防災関係機関及び事業者は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

３　通信手段の確保

町及び県は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、福岡県非常通信連絡会との連携にも十分配慮することとする。

第２　災害応急体制の整備

１　職員の体制

(1)　防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

(2)　防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に通知する。また、定期的に訓練を行い、活動手順・使用する資機材や装備の使用方法等の習熟に努め、他の職員や機関等との連携等について徹底を図るものとする。

２　防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、町、県等は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平常時より相互の連携強化に努める。

第３　救助・救急、医療及び消火活動

１　救助・救急活動関係

(1)　町は、救助工作車・救急車・照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(2)　自衛隊は、救助用資機材の整備に努めるものとする。

２　医療活動関係

(1)　県は、県医師会・日本赤十字社福岡県支部と連携して、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医療品・医療資器材等の確保体制の整備に努めるものとする。

(2)　町は、あらかじめ、消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、対応する傷病者の分担など医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

３　消火活動関係

(1)　町は、大規模な火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(2)　町は、平常時から消防機関、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。また、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進を推進する。

第４　緊急輸送活動関係

警察及び道路管理者は、信号機・情報板等の道路交通関連施設を活用し、災害時における道路交通の管理に努めるものとする。

第５　避難収容活動関係

１　避難誘導

町は、避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

また、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努める。

２　避難場所

町は、公園・公民館・学校等の公共的施設等を対象に、避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、町民への周知徹底に努める。

また、避難場所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

第６　施設、設備の応急復旧活動関係

町及び県は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

第７　被災者等への的確な情報伝達活動関係

町、県等の防災関係機関は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

また、町民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

第８　防災関係機関による防災訓練の実施

１　防災訓練の実施

町等の防災関係機関及び事業者並びに地域住民等は、大規模な火事災害を想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

２　実践的な訓練の実施と事後評価

(1)　町、県等の防災関係機関及び事業者等が訓練を行うに当たっては、大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間の工夫等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう努める。

(2)　訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第９　災害復旧への備え

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第４節　防災知識の普及、訓練

第１　防災知識の普及

１　町、県及び消防機関等は、全国火災予防運動や防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知させる。また、災害発生時にとるべき行動や避難場所での行動等、防災知識の普及・啓蒙を図るものとする。

２　町は、地域の防災的見地から、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、町民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

第２　防災訓練の実施、指導

１　町等防災関係機関は、全国火災予防運動や防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施するものとする。

２　町は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、住居地・職場・学校等において実施するよう指導し、大規模な火災発生時の避難行動や、基本的な防災用資機材の操作方法等についての習熟を図る。

第３　防災知識の普及、訓練における避難行動要支援者への配慮

防災知識の普及・訓練を実施する際、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において要支援者を支持する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第８編　大規模な火事災害対策編
第３章　災害応急対策計画

第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第１　災害情報の収集・連絡

大規模な火事災害が発生した場合、必要な施策を適切に実施するためには、正確な情報を迅速に収集し、関係機関の間でこれらの情報の共有化を図る必要がある。

そのため、町、県等の防災関係機関は、相互に密接な連携の下に、「大規模火事災害情報伝達系統」（次図）により迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達するものとする。

１　町の役割

(1)　町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

(2)　町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第２　通信手段の確保

１　火災発生直後の通信確保

町、県等の防災関係機関及び事業者は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。

２　重要通信の疎通確保

西日本電信電話株式会社は、通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び同法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限の措置をとる。

■ 大規模な火事災害情報伝達系統

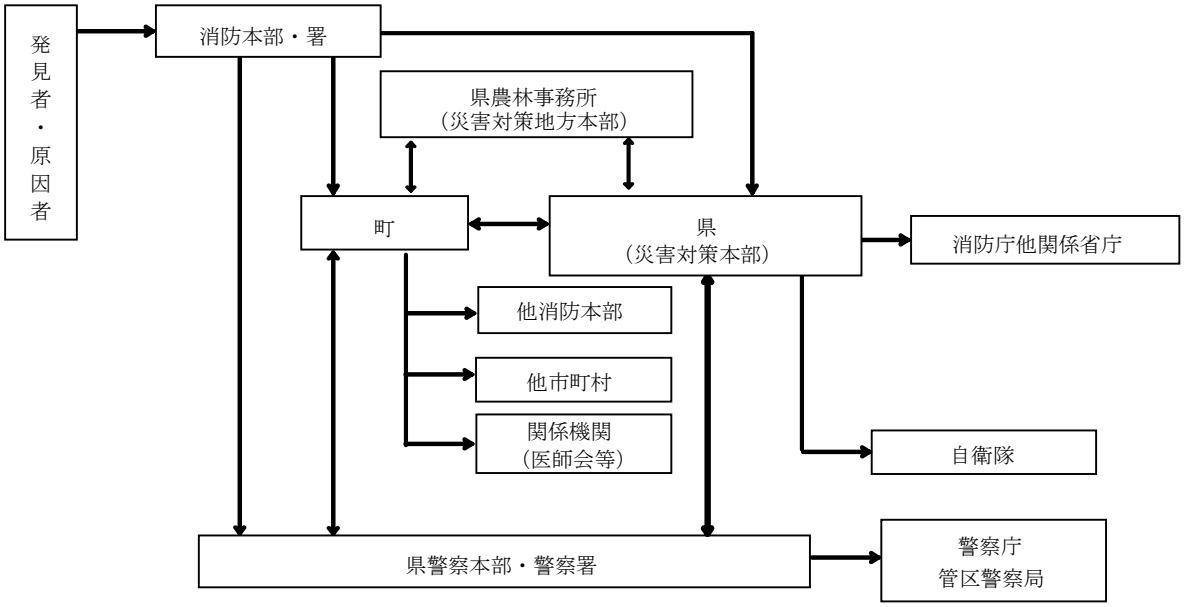

第２節　活動体制の確立

第１　町の役割

町は、発災後速やかに、職員の非常参集・情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

その場合、町防災計画やその他のマニュアル等にあらかじめ定められた災害対策本部の設置基準・配備体制・職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

第３節　救助・救急、医療及び消火活動

第１　救助・救急活動

１　町による救助・救急活動

(1)　町は、消防機関・医療機関等の関係機関と連携を図り被害状況の早急な把握に努めるとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救急・救助活動を実施する。

(2)　自衛隊は、要請に応じ救急・救助部隊を編成し、派遣するものとする。

２　資機材等の調達等

(1)　救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。

(2)　町及び県等の防災関係機関は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助、救急活動を行うものとする。

第２　医療活動

１　町、県、消防機関等は、負傷者等に対する医療活動を行うため、県医師会・八女筑後医師会・医療機関・日本赤十字社福岡県支部などの協力を得て、近隣医療機関への搬送を行う。また、必要に応じて救護班の編成・現地への派遣などにより、適切な医療救護活動を実施するものとする。

２　県又は消防本部は、負傷者の状況等、必要に応じて福岡県災害派遣医療チーム（福岡県ＤＭＡＴ）の派遣を要請する。

３　自衛隊は、要請に応じ、救護班を編成し、派遣するものとする。

第３　消火活動

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

第４節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況や緊急度・重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

第５節　避難収容活動

第１　避難誘導の実施

発災時には、町は、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。

また、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

第２　避難場所

１　避難場所の開設

町は、発災時に必要な避難場所を開設し、町民等に対し周知徹底を図る。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難所として開設する。

２　避難場所の管理運営

町は、各避難場所の適切な管理運営を行う。その際、避難場所における情報の伝達・食糧・水等の配布を実施する。清掃等については、避難者が積極的にかかわり、住民・自主防災組織・地域の各組織からも協力が得られるよう努める。また、生活環境に注意を払い、常に良好な状態を維持するよう努める。

また、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供により、避難場所の早期解消に努める。

３　避難行動要支援者への配慮

町は、避難誘導や避難場所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては、避難行動要支援者に十分配慮する。特に高齢者・障がい者の避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

また、避難行動要支援者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

第６節　施設、設備の応急復旧活動

町、県等は、専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第７節　被災者等への的確な情報伝達活動

第１　被災者への情報伝達活動

町、県等の防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況・安否情報・ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況・医療機関などの情報・それぞれの機関が講じている施策に関する情報・交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、避難行動要支援者に配慮した伝達を行うものとする。

第２　住民等への的確な情報の伝達

町、県等の防災関係機関は、災害発生地の住民はもとより、広く一般住民に対し、大規模な火事災害の状況・安否情報・施設等の復旧情報・義援物資の取り扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

また、情報の公表や広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第３　住民等からの問い合わせに対する対応

町、県等の防災関係機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するように、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理・発信を行うものとする。

第８編　大規模な火事災害対策編
第４章　災害復旧計画

町、県等は、あらかじめ定めた物資・資機材の調達計画、及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は、支援するものとする。

また、被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

第９編　林野火災対策編
第１章　災害の想定と業務の大綱

第１節　災害の想定

火災による広範囲にわたる林野の焼失等を想定した。

第２節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

大規模な林野火災対策に関し、防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

１　町

(1)　事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに防災関係機関への連絡通報

(2)　防災関係機関との調整

(3)　被災者の救出、救護（搬送・収容）

(4)　事故拡大防止のための消火その他消防活動

(5)　警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難情報等の発信

(6)　死傷病者の身元確認

(7)　県又は他の市町村に対する応援要請

２　県

(1)　的確な情報収集及び防災関係機関への通報

(2)　自衛隊、地方公共団体等に対する災害派遣・応援要請

(3)　国、市町村及び防災関係機関との連絡調整

(4)　医療救護体制の確保

３　福岡県警察本部（八女警察署）

(1)　被害状況の収集及び被害実態の把握

(2)　被災者の救出救助

(3)　避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制

(4)　災害現場及びその周辺における警戒警備

(5)　遺体の検視及び身元の確認

(6)　行方不明者の捜索

(7)　その他災害に必要な警察活動

４　その他防災関係機関

（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等）

(1)　所管の応急対策の実施

(2)　県及び市町村等との協力・連携

第９編　林野火災対策編
第２章　災害予防計画

第１節　林野火災に強い地域づくり

第１　監視体制等の強化

１　町

林野火災発生のおそれがあるときは、巡視・監視を強化するとともに次の事項を実施する。

(1)　火災警報の発令等

気象情報等が、火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置を講ずる。

(2)　火災警報の周知徹底

火災警報の住民や入山者等への周知は、打鐘・サイレン等消防信号を活用するほか、広報車による巡回広報、有線放送等を通じ周知徹底を図る。

(3)　火入れの協議

火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和２６年法律第２４８号）に基づく町長の許可は、時期・許可条件等について事前に消防機関と十分調整、火入れ者に許可条件等の厳守を指導する。

また、火入れの場所が隣接市に接近している場合には、関係市に通知する。

(4)　たき火等の制限

ア　気象条件によっては、入山者に火を使用しないよう指導する。

イ　町長は、特に必要と認める時は、期限を限って、一定区域内のたき火、発煙を制限することが出来る。

２　県

県域における林野火災発生の監視、連絡通報等の職務に当たらせるため、森林保全巡視指導員及び森林保全推進員を配置し林野火災の予防を強化する。

(1)　森林保全巡視指導員と森林保全推進員の配置

森林火災発生危険区域及び森林面積等に応じて、３４名の森林保全巡視指導員と５０名の森林保全推進員を配置し、巡視を行う。

(2)　森林保全巡視指導員と森林保全推進員の職務

森林保全巡視指導員と森林保全推進員の職務については、「福岡県森林保全巡視事業実施要領」の定めるところによるが、その概要は、次のとおりである。

ア　林野火災を防止するため、入山者に対して火気の取り扱いを適正に行うよう指導し、森林所有者等が行う森林の火入れについて、森林法第２１条及び第２２条を遵守するよう指導するとともに、特に、必要がある場合には、たき火及び火入れの中止を指示するなど、火気の取り扱いについて適正な指導を行うこと。

イ　林野火災の早期発見に努め、特に、火災が発生したときは、最寄りの消防署及び警察署に急報する等、被害を最小限度に止めるよう適切な措置を講ずること。

ウ　林野火災その他重大な森林災害を発見し、その旨の報告を受けたときは、直ちに事故発生報告により所轄農林事務所を経由して知事に報告すること。

エ　防火標識の維持管理に務めること。

３　九州森林管理局

国有林野事業実施中における失火の防止、一般入山者によるタバコの不始末や近郊水田等の畦焼からの類焼を防止するため、監視を強化する。

第２節　林野火災防止のための情報の充実

福岡管区気象台は、林野火災防止のため、気象の実況の把握に努め、災害防止のための情報の充実と適切な情報発表に努めるものとする。

第３節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第１　情報の収集・連絡関係

１　情報の収集・連絡体制の整備

町、県等防災関係機関は、内部若しくは相互の連絡体制が確保されるよう、又は相互の連絡協力の下に必要な対策が適切に実施されるよう、それぞれの機関内部及び関係機関相互間における夜間・休日の場合等を含めた連絡体制の整備を図るものとする。

２　情報の分析整理

町、県等の防災関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

３　通信手段の確保

町及び県は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、福岡県非常通信連絡会との連携にも十分配慮することとする。

第２　災害応急体制の整備

１　職員の体制

(1)　町、県等の防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

(2)　町、県等の防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に通知する。また、定期的に訓練を行い、活動手順・使用する資機材や装備の使用方法等の習熟に努め、他の職員や機関等との連携等について徹底を図るものとする。

２　防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連絡体制が重要であり、町、県等は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より相互の連携強化に努める。

第３　救助・救急、医療及び消火活動

１　救助・救急活動関係

(1)　町は、救助工作車・救急車・照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(2)　自衛隊は、救助用資機材の整備に努めるものとする。

２　医療活動関係

(1)　町、県は県医師会・八女筑後医師会・医療機関・日本赤十字社福岡県支部などと連携して負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医療品・医療資器材等の確保体制の整備に努めるものとする。

(2)　町、県は、あらかじめ、消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るものとする。

３　消火活動関係

(1)　消防体制の整備

消防機関及び関係行政機関は、自衛隊・警察等の協力を得て、地域における総合的消防体制を確立する。

また、初期消火の徹底を図るため、森林組合等による自衛消防体制の組織化を検討する。更に、消防機関における相互応援協定等により広域的な消防体制の確立を図る。

(2)　火災対策用施設等の整備

町、県等の防災関係機関は、火災対策用施設はもとより、火気取扱場所及びこれに関する設備、火災の早期発見等の施設を整備する。

ア　町

(ｱ)　防火水槽の増強を図る。

(ｲ)　自然水利利用施設の増強を図る。

(ｳ)　ヘリポート・補給基地の整備を推進する。

イ　県

林野火災の危険性の高い民有林が所在する市町村に、簡易防火用水等の林野火災予防用機材を重点的に配備する。

ウ　九州森林管理局

国有林に係る防火線並びに林道の整備保全を行う。

エ　関係機関（管理者等）

(ｱ)　休憩所等にドラム缶等を利用した防火用水を整備する。

(ｲ)　土管等を利用した路端用灰皿等を整備する。

(3)　資機材の整備

関係機関は、消防力の強化のため、防御資機材の整備と備蓄を積極的に推進する。

ア　消火作業機器等の整備

空中消火用資機材、可搬式ポンプ・送水装置、ジェットシューター、チェンソー等作業用機器等、消火作業機器等の整備を推進する。

イ　消火薬剤等の備蓄

第一りん酸アンモニウム（MAP)、第二りん酸アンモニウム（DAP)、展着剤等、消火薬剤等の備蓄を推進する。

(4)　消防水利の多様化

町及び県は、大規模な災害に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然利水の活用、プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

(5)　空中消火体制

町は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進し、林野火災の状況に応じて早期にヘリコプターの活用が図れるようにするため、ヘリコプター整備、広域航空応援体制の整備、活動拠点及び資機材の整備等、積極的に体制づくりを推進する。

(6)　自主防災組織等との連携等

町は、平常時から消防機関、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるとともに、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第４　緊急輸送活動関係

警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設を活用し、災害時における道路交通の管理に努めるものとする。

第５　避難収容活動関係

１　避難誘導

町は、避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

また、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民・自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努める。

２　避難場所

町は、公園・公民館・学校等の公共的施設等を対象に、避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、市民への周知徹底に努める。

また、避難場所として指定された建物については、必要に応じ、換気・照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

第６　施設、設備の応急復旧活動関係

町及び県は、それぞれの所管する施設・設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

第７　被災者等への的確な情報伝達活動関係

町、県等の防災関係機関及び事業者は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

また、町民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

第８　二次災害の防止活動関係

町及び県は、林野火災により荒廃した地域の下流部における土砂災害危険箇所について、危険度を応急的に判定するため、技術者への判定要請や事前登録等の施策を推進するものとする。

第９　防災関係機関等による防災訓練の実施

１　防災訓練の実施

(1)　消防機関は、様々な状況を想定し、広域応援も想定した、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

(2)　町、県等の防災関係機関・国の機関・林業関係団体・民間企業及び地域住民等は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

２　実践的な訓練の実施と事後評価

(1)　町、県等の防災関係機関及び事業者等が訓練を行うに当たっては、林野火災及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間の工夫等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう努める。

(2)　訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこと。

第４節　防災活動の促進

第１　防災知識の普及、訓練

１　防災思想の普及

町、県等の防災関係機関及び関係団体等は、火災発生期を重点的に、予報広報を積極的に推進する。

(1)　山火事防止月間の設定

春季・秋季に山火事防止月間を設け広報誌等を活用し周知徹底を図る。

○ 春－－３月１日～３月３１日　○ 秋－－１１月１日～１１月３０日

(2)　ポスター、標識板等の設置

樹木や交通機関・林業関係機関等に提示し注意を喚起する。

(3)　ラジオ、テレビ等の活用

報道機関や学校等の協力を得て、防火思想の普及・啓発を図る。

２　防災知識の普及・訓練における避難行動要支援者への配慮

防災知識の普及・訓練を実施する際、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支持する体制が整備されるよう努める。

第２　住民の防災活動の環境整備

(1)　町、県は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・設備の充実、青少年・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。

(2)　林野火災の予防活動については、地域住民や林業関係者等の協力が不可欠であるので、町及び県は、住民や事業所等の自主防災活動を助成・助長するものとする。

第９編　林野火災対策編
第３章　災害応急対策計画

第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第１　災害情報の収集・連絡

大規模な林野火災が発生した場合、必要な施策を適切に実施するためには、正確な情報を迅速に収集し、関係機関の間でこれらの情報の共有化を図る必要がある。

このため、町、県等の防災関係機関は、相互に密接な連携の下に、「林野火災情報伝達系統」（次図）により迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達するものとする。

１　町の役割

(1)　町は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、あらかじめ定める出動体制をとるとともに関係機関（隣接市町、警察署等）に通報を行う。

(2)　町は、地区住民や入山者等に対して周知を図る。

(3)　町（消防機関）は、火災の規模等が通報基準に達したとき、また、特に必要と認めるときは、県に即報を行う。

通報基準 －・焼損面積10ｈａ以上と推定されるもの ・空中消火を要請したもの ・住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの ・人的被害が発生したもの

第２　通信手段の確保

１　事故発生直後の通信確保

町、県等の防災関係機関は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

２　重要通信の疎通確保

西日本電信電話株式会社は、通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び同法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限の措置をとる。

■ 林野火災情報伝達系統

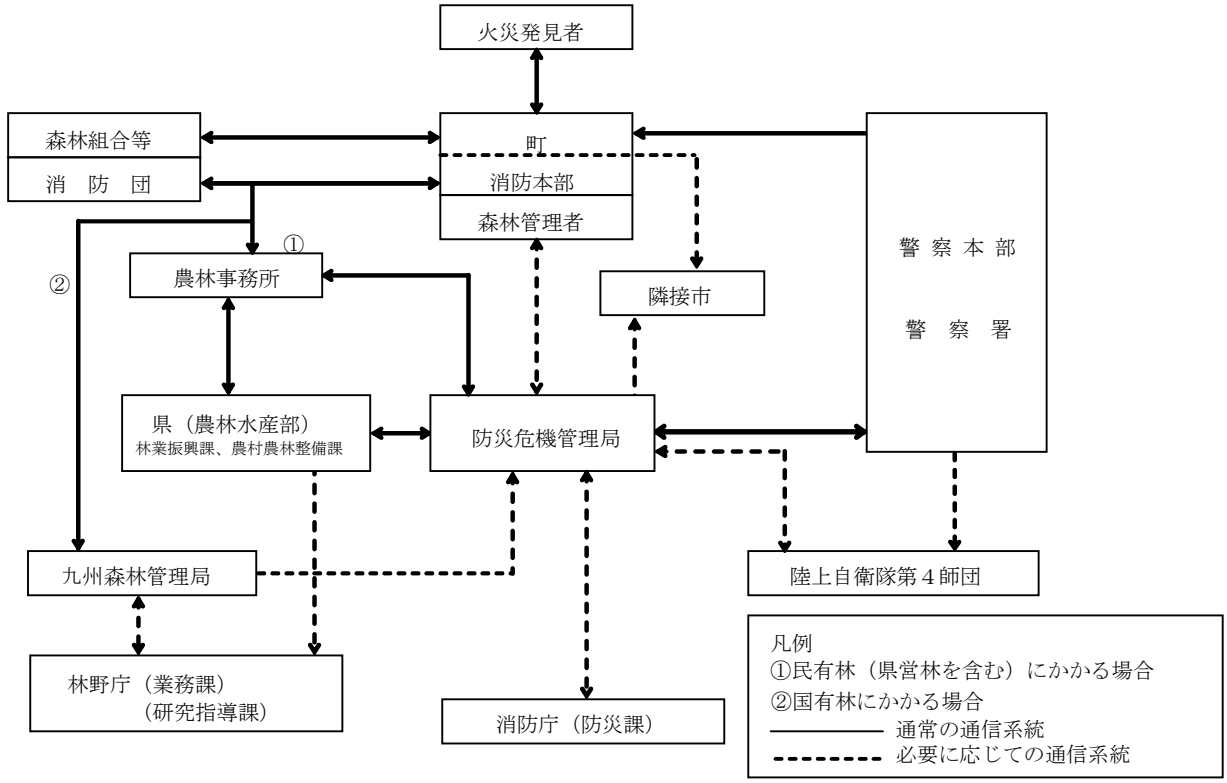

第２節　活動体制の確立

第１　町（消防機関）の活動体制

１　現場指揮本部の設置

火災を覚知した町等は、現場指揮本部を設置し、関係機関と連携協力して防御に当たるとともに、状況把握を的確に行い、隣接市等への応援出動要請の準備を行う。

２　空中消火体制の整備

消防機関等の地上隊による消火が困難と判断するときは、県（消防防災課）への通報を行うとともに、次のとおり空中消火体制の準備を行う。

(1)　福岡市消防局又は北九州市消防局航空隊への出動要請準備

(2)　自衛隊出動要請のための準備

(3)　空中消火資機材及びヘリポート等の設定準備

３　現地対策本部の設置

火災が拡大し、町では対処できないと判断するときは、関係機関の協力を得て、町に、現地対策本部を設置する。

現地対策本部の任務の概要は、次のとおりである。

(1)　応援協定等に基づく隣接市等の応援隊の出動要請

(2)　自衛隊出動要請の検討

(3)　応援隊・飛火警戒隊・補給隊等の編成

(4)　警戒区域の指定

４　空中消火体制

自衛隊等による円滑な空中消火を実施するため、町は、次の事項を行う。

(1)　陸空通信隊の編成

(2)　林野火災用防災地図の作成

(3)　空中消火補給基地の設定

(4)　ヘリポート等の設定

(5)　空中消火用資機材等の点検・搬入

第２　広域的な活動体制

町及び県は、被害の規模等に応じて、他市町村等に応援を求めるものとする。また、林野火災の発生を覚知した時は、発災地以外の地方公共団体は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

第３節　救助・救急、医療及び消火活動

第１　救助・救急活動

１　町等による救助・救急活動

(1)　町は、消防機関・医療機関等の関係機関と連携を図り被害状況の早急な把握に努めるとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救急・救助及び医療活動を実施する。

(2)　自衛隊は、要請に応じ救急・救助部隊を編成し、派遣するものとする。

２　資機材等の調達等

(1)　救急・救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

(2)　町及び県等の防災関係機関は、必要に応じ、他の地方公共団体又は民間からの協力等により救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

第２　医療活動

１　町、県、消防機関等は、負傷者等に対する医療活動を行うため、、県医師会・八女筑後医師会・医療機関・日本赤十字社福岡県支部などの協力を得て、近隣医療機関への搬送を行う。また、必要に応じて、救護班の編成・現地への派遣などにより、適切な医療救護活動を実施するものとする。

２　県又は消防本部は、負傷者の状況等、必要に応じて福岡県災害派遣医療チーム（福岡県ＤＭＡＴ）の派遣を要請する。

３　自衛隊は、要請に応じ、救護班を編成し、派遣するものとする。

第３　消火活動

１　消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、林野火災防御図の活用等を図りつつ、効果的な消防活動を実施するとともに、時期を失することなく、近隣市町に応援要請を行うなど早期消火に努めるものとする。

２　県及び警察は、他の地方公共団体・自衛隊との連携を図りながら、ヘリコプターを積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火を早期に実施するよう努めるものとする。

第４節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況や緊急度・重要度を考慮して、交通規制・応急復旧・輸送活動を行う。

第５節　避難収容活動

第１　避難誘導の実施

発災時には、町は、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。

また、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

第２　避難場所

１　避難場所の開設

町は、発災時に必要な避難場所を開設し、町民等に対し周知徹底を図る。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難所として開設する。

２　避難場所の管理運営

町は、各避難場所の適切な管理運営を行う。その際、避難場所における情報の伝達・食糧・水等の配布を実施する。清掃等については、避難者が積極的にかかわり、住民・自主防災組織・地域の各組織からも協力が得られるよう努める。また、生活環境に注意を払い、常に良好な状態を維持するよう努める。

また、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供により、避難場所の早期解消に努める。

３　避難行動要支援者への配慮

町は、避難誘導や避難場所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては、避難行動要支援者に十分配慮する。特に高齢者・障がい者の避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

また、避難行動要支援者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

第６節　施設・設備の応急復旧活動

町及び県等は、専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第７節　被災者等への的確な情報伝達活動

第１　被災者への情報伝達活動

町、県等の防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、林野火災の状況・二次災害の情報・安否情報・公共施設等の復旧状況・医療機関の情報・関係機関の施策に関する情報・交通規制等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

なお、その際、避難行動要支援者に配慮した伝達を行うものとする。

第２　住民等への的確な情報の伝達

町、県等の防災関係機関は、火災発生地の住民はもとより、広く一般住民に対し、林野火災の状況・安否情報・施設等の復旧情報等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

また、情報の公表や広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第３　住民等からの問い合わせに対する対応

町、県等の防災関係機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するように、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め、収集・整理・発信を行うものとする。

第８節　二次災害の防止活動

町及び県は、必要に応じ国と連携し、降雨等による二次的な土砂災害等を防止するため、専門技術者を活用し、土砂災害等の危険箇所を点検するとともに、危険性の高い箇所については、関係住民への周知を図り、警戒避難体制を整備し、応急対策や治山事業等を実施する。

なお、県は、林野火災により荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生することも十分留意しつつ、二次災害の防止に努めるものとする。

第９編　林野火災対策編
第４章　災害復旧計画

第１　迅速かつ円滑な被災施設の復旧

町、県及び関係機関は、あらかじめ定めた物資・資機材の調達計画、及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は、支援するものとする。

また、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

第２　林野火災対策資料の作成

関係機関は、措置した事項を整理記録し今後の対策樹立を図る。

町は、焼損面積20ｈａ以上の火災の場合は、昭和55年３月11日付け消防地第81号に定める林野火災調査資料を作成し、速やかに県に報告を行う。

第 10 編 放射線災害対策編
第１章　災害の想定と業務の大綱

第１節　災害の想定

火災その他の災害が起こったこと等による放射線の放出又は運搬中の事故に伴う放射性物質の漏洩等の発生を想定した。

第２節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

１　町

(1)　事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに防災関係機関への連絡通報

(2)　防災関係機関との調整

(3)　被災者の救出、救護（搬送・収容）

(4)　事故拡大防止のための消火その他消防活動

(5)　警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難情報等の発令

(6)　死傷病者の身元確認

(7)　県又は他の市町村に対する応援要請

(8)　風評被害対策に関すること

２　県

(1)　的確な情報の収集及び関係機関への連絡通報

(2)　自衛隊、地方公共団体等に対する災害派遣・応援要請

(3)　国、市町村及び防災関係機関との連絡調整

(4)　医療救護体制の確保

３　福岡県警察本部（八女警察署）

(1)　被害状況の収集及び被害実態の把握

(2)　被災者の救出救助

(3)　避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制

(4)　事故現場及びその周辺における警戒警備

(5)　遺体の検視及び身元の確認

(6)　行方不明者の捜索

(7)　その他事故災害に必要な警察活動

４　放射性物質取扱施設の設置者（以下「施設設置者」という。）

(1)　事故状況の収集・把握及び防災関係機関への連絡通報

(2)　施設の防災対策の実施

５　その他防災関係機関

（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等）

(1)　所管の応急対策の実施

(2)　県及び市町村等との協力・連携

第 10 編 放射線災害対策編
第２章　災害予防計画

第１節　施設等の安全性の確保

第１　施設の安全確保関係

施設設置者は、放射線災害の発生及び拡大を未然に防止するため、次のとおり施設の防災対策に係る措置を推進する。

1　施設の耐震・不燃化対策による安全確保

2　放射線による被ばくの予防対策

3　施設の環境放射線量の測定による放射能レベルの常時把握

4　自衛消防防災体制の充実改善

第２　防災業務関係者に対する教育・訓練

施設設置者は、放射線防災業務に携わる者に対し、教育・訓練の充実に努めるものとする。

第３　防災要員の安全確保関係

施設設置者等は、応急対策を行う防災要員の安全を確保するため防護資機材の整備を行うものとする。

第２節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第１　情報の収集・連絡関係

１　情報の収集・連絡体制の整備

(1)　町、県等の防災関係機関及び施設設置者は、内部若しくは相互の連絡体制が確保され相互の連絡協力の下に必要な対策が適切に実施されるよう、それぞれの機関内部及び機関相互間における、夜間・休日の場合等を含めた連絡体制の整備を図るものとする。

(2)　町、県及び施設設置者は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、必要に応じ発災現場等において、情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

２　情報の分析整理

(1)　町及び県は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

３　通信手段の確保

町及び県等の防災関係機関及び事業者は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、福岡県非常通信連絡会との連携にも十分配慮することとする。

第２　災害応急体制の整備関係

１　職員の体制

(1)　町、県等の防災関係機関及び施設設置者は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

(2)　町、県等の防災関係機関及び施設設置者は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に通知する。また、定期的に訓練を行い、活動手順・使用する資機材や装備の使用方法等の習熟に努め、他の職員や機関等との連携等について徹底を図るものとする。

２　防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、町、県及び施設設置者等は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関相互において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

３　放射線検出体制の整備

施設設置者は、放射線測定機器等を整備するなど、緊急時において放射線の量及び放射性物質による汚染の状況を測定する体制を整備するものとする。

町及び県は、放射線測定機器・防護服等の整備に努めるものとする。

４　専門家の派遣体制

県は、施設設置者より放射線災害の発生の連絡を受けた場合、国の担当省庁に対し事態の把握等のために、専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続をあらかじめ定めておくものとする。

第３　避難収容活動関係

１　避難誘導

町は、屋内退避及び避難誘導の方法について、あらかじめ定めるとともに日頃から町民への周知に努める。

また、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民・自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、これらの者に係る避難誘導体制の整備に努める。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する。

２　避難場所

町は、公園・公民館・学校等の公共的施設等を対象に、避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、町民への周知徹底に努める。

第４　緊急輸送活動関係

警察及び道路管理者は、信号機・情報板等の道路交通関連施設について災害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時における道路交通の管理に努めるものとする。

第５　救助・救急、医療及び消火活動関係

１　救助・救急活動関係

(1)　町は、救助工作車・救急車・照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(2)　自衛隊は、救助用資機材の整備に努めるものとする。

２　医療活動関係

(1)　町、県及び施設設置者は、あらかじめ、消防機関と医療機関、施設設置者と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るものとする。

(2)　町及び県は、緊急時の被ばく医療対応可能機関との連絡体制の整備を図るものとする。

(3)　県は、県卸業協会等を通じ、放射線災害に必要な医薬品の確保に努める。

３　消火活動関係

町は、平常時から施設設置者等との連携強化を図り、放射性物質取扱施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保・消防体制の整備に努める。

第６　周辺住民等への的確な情報伝達活動関係

町、県等の防災関係機関は、発災後の経過に応じて周辺住民等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

町、県等の防災関係機関は、町民等からの問い合わせ等に対応する窓口設置等の体制についてあらかじめ準備しておくものとする。

第７　防災関係機関による防災訓練の実施

１　訓練の実施

町、県等の防災関係機関及び施設設置者等は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

第８　災害復旧への備え

町、県及び事業者等は、災害復旧に資するため、放射性物質による汚染の除去に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第 10 編 放射線災害対策編
第３章　災害応急対策計画

第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第１　災害情報の収集・連絡

１　施設設置者

施設設置者等は、放射性物質の放出等の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、直ちに国の担当省庁及び町、県、県警察本部等に対し通報連絡し、その後の状況についても逐時通報連絡する。放射性物質取扱施設等に係る災害時の情報連絡の系統は、図１のとおりとする。

また、運搬中の事故に伴う放射性物質の漏洩時等に係る情報連絡の系統は、図２のとおりとする。

なお、併せて①事故現場における被ばくのおそれの有無及び放射線量、②被ばく防止のため既に実施された応急措置内容、活動体制及び対策本部設置状況等について把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

２　町の役割

町は、事故の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

また、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

図１　放射性物質取扱施設等に係る災害時の情報連絡系統

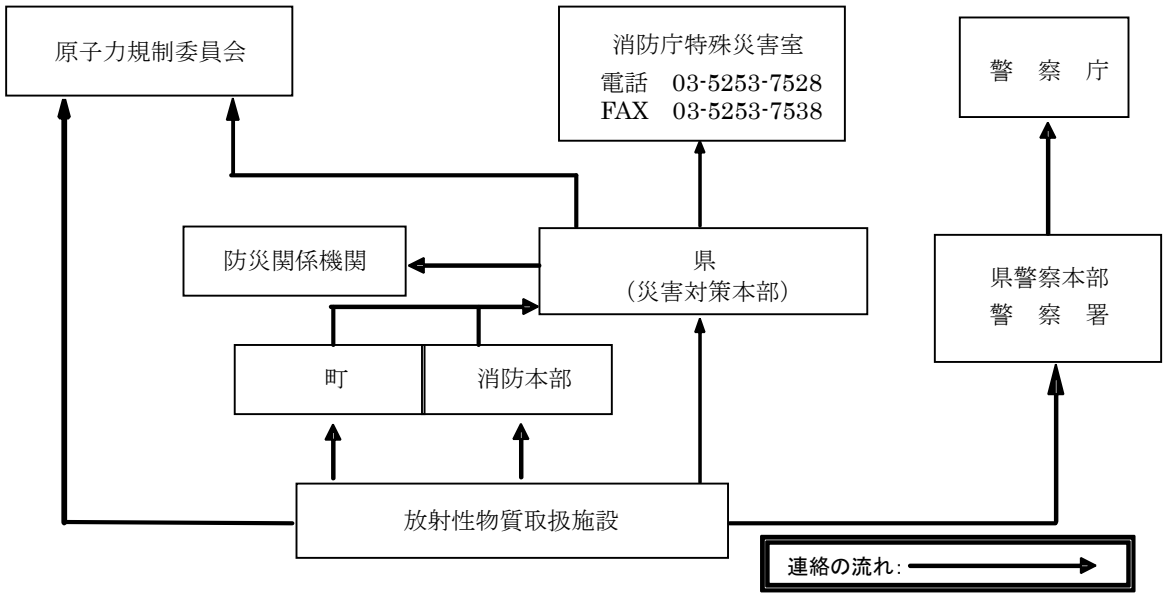

図２ 運搬中の事故に伴う放射性物質の漏洩時等に係る情報連絡系統

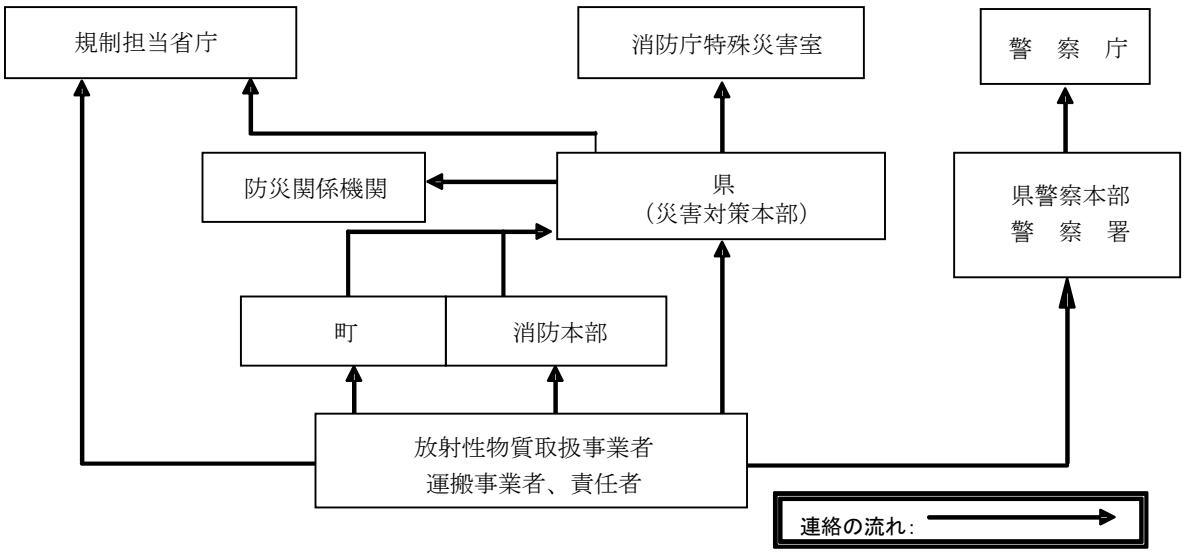

第２　通信手段の確保

１　事故発生直後の通信確保

町、県等の防災関係機関及び施設設置者等は、災害発生直後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

２　重要通信の疎通確保

西日本電信電話株式会社は、通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び同法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限の措置をとる。

第２節　活動体制の確立

第１　施設設置者等の活動体制

施設設置者等は、事故発生又は事故発生のおそれがある旨の通報を行った場合、速やかに、職員の非常参集及び情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

施設設置者等は、町、県等の防災関係機関との間において、緊密な連携の確保に努めるものとする。

第２　町の役割

町は、発災後速やかに、職員の非常参集・情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

その場合、町防災計画やその他のマニュアル等に、あらかじめ定められた災害対策本部の設置基準・配備体制・職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

第３節　屋内退避、避難収容等の防護活動

第１　屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

１　屋内避難等の呼びかけ

町は、施設設置者等による放射性物質の汚染状況調査の結果、必要に応じ、当該地域住民に対し、屋内退避及びコンクリート屋内退避等を呼びかける。

その他、放射性物質等により地域住民が危険にさらされるおそれがある場合においても、同様の措置を取る。

２　退避等の方法

町は、昼夜の別、地形、風向等の気象動向を総合的に勘案しながら、必要に応じ、定める屋内退避・避難誘導の方法に基づき、地域住民を退避又は避難させる。

３　警戒区域の設定

(1)　町等は、災害対策基本法等に定める基準に従い、特に必要と認めるときは警戒区域を設定することとする。

(2)　町等は、警戒区域及びその周辺における立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。

(3)　町等は、警戒区域及びその周辺において、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施するものとする。

第２　避難場所

１　避難場所の開設

町は、発災時に必要な避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

２　避難場所の管理運営

町は、各避難場所の適切な管理運営を行う。その際、避難場所における正確な情報の伝達・食糧・水等の配布や安定ヨウ素剤を準備する。清掃等については、避難者が積極的にかかわり、住民・自主防災組織・地域の各組織からも協力が得られるよう努める。また、生活環境に注意を払い、常に良好な状態を維持するよう努める。

また、町は、避難場所ごとに収容されている避難者の情報に係る早期把握に努める。

第３　避難行動要支援者への配慮

町は、避難誘導や避難場所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては、要配慮者に十分配慮する。特に高齢者・障がい者の避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

第４　放射線測定の実施

県は、環境への影響を把握するため、必要に応じ、国等の協力を得ながら事故現場の周辺地域等の放射線量の測定を行うこととする。

第５　飲料水、飲食物の摂取制限

町及び県は、放射性物質等による汚染状況の調査の結果により、次表の「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を取る。

■飲食物摂取制限に関する指標

対象	放射性ヨウ素（Ｉ）	放射性セシウム（Ｃｓ）
飲料水 牛乳・乳製品	3×10^{2}Ｂｑ/kg 以上	2×10^{2}Ｂｑ/kg 以上
野菜類 穀類、肉・卵・魚 その他	2×10^{3}Ｂｑ/kg 以上	5×10^{2}Ｂｑ/kg 以上

（資料：福岡県地域防災計画原子力災害対策編）

注）飲食物摂取制限に関する指標とは、大量の放射性物質の放出を伴うような事故が発生した際、汚染食品の摂取や流通を制限するための目安として、放射性ヨウ素、放射性セシウム、プルトニウムなどについて出された指標値。
単位（Ｂｑ/kg）は１kg当たりのベクトル量（放射能単位）を示す。

第６　農林産物の摂取及び出荷制限

町及び県は、農林産物の生産者、出荷機関等に汚染農林産物の摂取禁止、出荷制限等必要な措置をとる。

第４節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況や緊急度・重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

なお、規制に当たっては、警察及び道路管理者は相互に密接な連絡をとるものとする。

第５節　救助・救急、医療及び消火活動

第１　救助・救急活動等

１　救助・救急活動

(1)　施設設置者等は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

(2)　救助・救急活動を実施する各機関は、現場活動する職員の二次汚染等の防止に努めるものとする。

(3)　町及び県等の防災関係機関は、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国又は他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

(4)　自衛隊は、要請に応じ救護班を編成し、派遣するものとする。

２　資機材等の調達等

(1)　救急・救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

(2)　町、県等の防災関係機関は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

第２　医療・救護活動

１　医療班の編成と救護活動

(1)　災害医療活動のほか、町は、地元の医師会の協力を得て医療班を編成する。

(2)　県は、町の要請により、近接保健環境福祉事務所等を中心に医療班を編成する。編成に当たっては、県医師会・日本赤十字社福岡県支部及び災害拠点病院等と連携をとる。

(3)　医療班は、国からの要請等により派遣される緊急被ばく医療派遣チーム（放射線医学総合研究所）の助言等を受け、救護所において放射線による被ばくを受けた者又はそのおそれのある者の検査及び救護に当たるものとする。救護所は、公民館等の公共的施設又は医療機関に開設する。

(4)　県又は消防本部は、負傷者の状況等、必要に応じて県災害派遣医療チーム（県ＤＭＡＴ）の派遣を要請する。

(5)　自衛隊は、要請に応じ、救護班を編成し、派遣するものとする。

２　医療機関における検査、治療等

精密な検査等の医療措置を要すると認められる者がある場合、町及び県は、自衛隊等関係機関の協力を得て、原子力災害拠点病院等に移送し、必要な検査・除染及び治療を受けさせる。

第３　消火活動

1　施設設置者等は、速やかに火災の発生状況を把握し、安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行うとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

2　消防機関は、放射線防護に関する専門家等の意見を踏まえ、消防活動方法の決定及び活動を行う消防職員の安全確保を図りつつ、施設設置者等と協力して迅速に消火活動を実施するものとする。

第６節　関係者等への的確な情報伝達活動

第１　周辺住民への情報伝達活動

町、県等の防災関係機関及び施設設置者等は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、放射線災害の状況・安否情報・医療機関などの情報・農畜水産物等の安全性の確認状況・それぞれの機関が講じている施策に関する情報・交通規制等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。その際、災害時要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合うものとする。

第２　住民等からの問い合わせに対する対応

町、県等の防災関係機関及び施設設置者は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応するように、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

また、住民のニーズを見極め、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

第 10 編 放射線災害対策編
第４章　災害復旧計画

第１　関係情報の収集・調査

町は、避難等の措置をとった町民が、災害発生時その地域に所在した旨の証明及び避難所等においてとった措置等を登録するとともに、その結果を県に報告する。

町は、町民が受けた損害の調査を実施し、その結果を県に報告する。

町及び県は、被災地の汚染状況応急対策措置及び復旧対策措置を記録しておく。

第２　健康に対する相談体制の整備

町及び県は、放射性物質取扱施設の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するものとする。

第３　風評被害等軽減のための広報活動の実施

町及び県は、放射線災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林業・地場産業の商品等の適正な流通促進のための広報活動を行うものとする。